

早稲田大学審査学位論文（博士）

多極競合的人権理論の可能性

－「自己決定権」批判の理論として－

The Possibility of Multilateral-Contestatory Human Rights Theory

－As a Critical Theory on a Right to Self-Determination－

早稲田大学大学院社会科学部

政策科学論専攻 現代人権論研究

平岡章夫

HIRAOKA, Akio

2012年7月

博士学位論文目次

多極競合的人権理論の可能性

—「自己決定権」批判の理論として—

はじめに（論文要旨）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第1章 「多元主義」理論の歴史と「多極競合的人権理論」の概念・・・・・・・・・・ 5

第1節 「多元性」「多元主義」をめぐる議論

① 18～19世紀の多元主義理論

② 「多元的国家論」やその周辺理論と、規範的・道徳主義的政治論との対立

③ 「行動論」「多元主義的政治社会論」への批判から規範的政治哲学・人権理論の隆盛へ

第2節 「多元主義的政治社会論」と現代の「多元主義」理論との両立可能性

第3節 「多極競合的人権理論」の定義と位置付け

第2章 「多極競合的人権理論」の内容と意義—「自己決定権」論の対極的理論として・・・・・・・・ 35

第1節 「多極競合的人権理論」の枠組みと「自己決定権」論批判との関係

第2節 「新自由主義」イデオロギーと親和的な理論としての「自己決定権」論

第3節 「多元主義的政治社会論」への批判と、ロバート・ダールによる応答・理論的対応

第4節 「多極競合的人権理論」についての理論的問題

① 集団・カテゴリー間の「競合」「異議申し立て」を承認することと、政治的統合・合意形成との関係について

② 中間団体の政治的役割と、集団・カテゴリー間の権力関係における平等との関係について

第3章 自己決定権をめぐる基本的な問題点—「多極競合的人権理論」を踏まえて・・・・・・・・ 64

第1節 はじめに

第2節 江原由美子による自己決定権分析

① 「自分だけで行為できる状況」の問題

② 「自己決定の環境」の問題

第3節 「平等な選択の自由」への要求と、「自己決定権」への要求との混同について

第4節 加藤秀一による自己決定権分析

第5節 立岩真也による自己決定権分析

第6節 おわりに

第4章 「危険な行為」とパターナリズム—「自己決定権」批判の視点から・・・・・・・・ 87

第1節 はじめに

第2節 「自己決定権」概念の歴史とジョン・スチュアート・ミル

第3節 「自己決定権」概念と「危険な行為」「パターナリズム」

① 「他人に迷惑をかけない行為」と「自己決定権」	
② 国家・社会によって必要とされる「危険な行為」をめぐる問題	
③ 「許された危険」「危険引受け」論の問題性と「自己決定・自己責任」論	
④ パターナリズムに基づく規制が正当化される基準について	
第5章 「死ぬ権利」をめぐる考察 — 「危険な行為」をめぐる各論・その1—	113
第1節 はじめに	
第2節 「積極的安楽死」と「危険な坂道」論について	
第3節 「死ぬ権利」についての内在的考察	
① 生命権の不可逆性と「人間の尊厳」概念	
② 「義務性を帯びる権利」の問題について	
第4節 「消極的安楽死」と治療拒否権	
第6章 代理出産契約をめぐる考察 — 「危険な行為」をめぐる各論・その2—	141
第1節 はじめに	
第2節 代理出産をめぐる論争的事例	
① ベビーM事件	
② 高田・向井夫妻事件	
第3節 代理出産契約をめぐる論点とその是非	
第7章 学校教育をめぐる「自己決定権」論批判 — 総論—	156
第1節 はじめに	
第2節 学校校則の不当性を主張する場面	
第3節 学校選択の拡大や学習内容の自由化を主張する場面	
第4節 「脱学校論」「反管理教育運動」と「自己決定権」論	
① 「脱学校論」の意義と限界	
② 「反管理教育運動」の論理の、「自己決定権」論への収斂過程について	
第8章 『学校解放新聞』の研究—反管理教育運動の歴史を再検証するために・事例研究—	182
第1節 はじめに	
第2節 「反管理教育運動」の時代的背景	
第3節 「反管理教育運動」と、保坂展人・青生舎の果たした役割	
第4節 『学校解放新聞』の記事内容	
① 基本的視点	
② 概観と分析	
第5節 まとめ	
第9章 おわりに — 「多極競合的人権理論」と、その権力観・国家観について—	199
参考文献一覧	205

多極競合的人権理論の可能性

— 「自己決定権」批判の理論として —

はじめに（論文要旨）

近年、女性の「性と生殖における自由」や医療現場における「インフォームド・コンセント」の確立を求める動きなどが進行する中で、こうした要求を正当化する概念として「自己決定権」が注目されるようになってきた。しかし一方では、同じ「自己決定権」に基づいて、女性の「自由意志」に基づく売買春や、安楽死の法制化、代理出産や出生前診断に基づく選択的妊娠中絶を擁護する風潮も出現した。すなわち、社会的弱者の地位向上に役立つと期待されていた「自己決定権」が、むしろ逆の機能を果たす場面が出てきたのである。

「自己決定権」という概念がはらむこうしたジレンマについては、哲学や社会学の分野を中心に多くの論者が議論を行なっている。しかし、その多くは部分的・断片的な考察にとどまり、総合的な疑問点を提示したものは意外に少ない。筆者はこうした現状認識を前提に、「自己決定権」という概念の正当性・必要性を根本的に疑う立場から考察を進めてきた。具体的には、「自己決定権」の名の下に行なわれている様々な主張のうち、あるものは他の概念（権力の平等・多様性・表現の自由・民主主義など）から正当化可能であり、他のものはむしろ危険性の方が大きいという点を修士論文及びその後の研究で指摘してきた。その問題意識は、日本国内で行われてきた具体的な社会問題をめぐる論点を想定し、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築することであった。

一方、人権理論と密接に関係する学問分野として政治哲学がある。近年の政治哲学をめぐる論争は、ジョン・ロールズやロナルド・ドゥオーキンらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」を一つの座標軸として展開されてきた。「個人主義的リベラリズム」に対立する形で唱えられてきたのが、ロバート・ノージックらの「リバタリアニズム（自由至上主義）」、マイケル・サンデルやマイケル・

ウォルツァーらの「コミュニタリアニズム（共同体主義）」、シャントル・ムフやアイリス・ヤング、ダグラス・ラミスらの「ラディカル・デモクラシー」、フィリップ・ペティトらの「リパブリカニズム（共和主義）」といった立場である。これらの立場それぞれの中でも、ニュアンスを異にする様々な議論が並立し、百家争鳴の論争が展開されてきた。

筆者は、「自己決定権」概念に依拠しない人権理論を構築する上で、上記のような政治哲学における論争を参照することは有益であると考えた。その上で、第二次大戦後のアメリカにおけるロバート・ダールやウィリアム・コーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」をある程度継承する立場に立ちつつ、「ラディカル・デモクラシー」や「リパブリカニズム」に分類される論者の議論を参考に、少数派やノン・エリートの人権に配慮する視点を取り入れ、新しい人権理論として「多極競合的（multilateral-contestatory）人権理論」の可能性を提示する。「多極競合的人権理論」の定義は、「政治的関係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的関係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限り平等化することを目指す理論」というものである。

この考え方は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」（安楽死・代理出産・学校選択制など）を擁護する傾向のある「リバタリアニズム」「個人主義的リベラリズム」と対立する(1)。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、社会内での権力関係平等化のために集団・カテゴリー間の競合（contestation）が行われることを理想とするものであり、その点で「コミュニタリアニズム」とも性質を異にする。また、政治的には「異議申し立て」の意義を「合意への参加」よりも重視する点で、静的な討議の結果として合意が得られることを重視する、「リパブリカニズム」の一部の議論とも距離をおく考え方である。またこの理論は、社会内における「多極性」維持のため、国家によるパターナリズムに基づく介入の必要性をある程度認める立場をとり、その点でも「自己決定権」論と対立する。

本論文では、第1章において、近年の政治哲学・人権理論における、「多元性」「多元主義」をめぐる議論の多義性・複雑さについて概観し、「多極競合的人権理論」の概要について大まかな見取り図を提示する。第2章では、「自己決定権」批判と「多極競合的人

権理論」の接合可能性について、より踏み込んだ考察を行う。第3章では、「自己決定権」論がはらんでいる基本的な問題点を、「平等な選択の自由」という概念を導入することによって提示する。

第4章～第8章では、「多極競合的人権理論」を採用した場合に、「自己決定権」が問題となる社会的論点についてどのような分析が可能となるかを提示する。第4章では、個人による自発的な「危険な行為」への従事を「自己決定権」の行使として承認することが、現実には社会的に劣位の集団・カテゴリーに属する人々に危険負担を集中させる可能性があることを指摘し、「多極競合的人権理論」の観点からは、国家によるパターンリズムに基づく介入を否定できないことを示す。第5章・第6章では、「危険な行為」の範疇に属するものとして、「死ぬ権利」の行使（第5章）・代理出産契約（第6章）の孕む問題点について分析し、いずれについても批判的な結論を導く。第7章では、学校教育のあり方を論じる場面での「自己決定権」論について、それが生徒による自主的な学校改革の芽を摘むものであり、「多極競合的人権理論」に基づく「民主主義の学校」理念の導入こそが求められていることを論じる。第8章では、自主的な学校改革を求める運動としての「反管理教育運動」について、具体的な事例研究を行う。そして「おわりに」では、一連の議論についてまとめを行い、「多極競合的人権理論」が前提とする国家観についても言及する。

(1)人権理論における「自己決定権」概念の使用が社会的弱者に不利に働く可能性についての分析は、平岡[2003、2004、2005a、2005b、2006]参照。その基本的視点は、「被抑圧者」（女性・子ども・患者など）の「自己決定権」要求とされてきた内容のうち正当と思われる部分については、「平等な（より多くの）選択の自由」への要求として、あるいは表現の自由など政治的権利への要求として説明でき、その説明の方がデメリットが少ないのではないかというものであった。この分析の背景には、社会内での集団・カテゴリー間の権力関係の平等化という視点を、人権理論に意識的に導入すべきという問題意識があり、本論文ではそこに焦点を当てている。

なお、「自己決定権」に関する論点を網羅的に取り上げた研究として、高橋・八幡[2008]などがある。また、「自己決定権」への直接的な批判的論考としては、小松[2000、2004]

参照。

第1章 「多元主義」理論の歴史と「多極競合的人権理論」の概念

第1節 「多元性」「多元主義」をめぐる議論

「はじめに」で記したとおり、近年の政治哲学をめぐる論争は、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」を一つの座標軸とし、「リバタリアニズム」「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」「リパブリカニズム（共和主義）」といった立場が並立してきた。

これらの理論は相互に著しく異なっているにもかかわらず、第二次大戦後のアメリカで一時期主流となっていた、ロバート・ダールやウィリアム・コーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」を否定的に捉えてきた点で共通している。ダールやコーンハウザーらの議論は、民主政治における多元的集団の役割を積極的に評価するものと理解され、実用主義・プラグマティズムの伝統を背景に第二次世界大戦後のアメリカで学界の主流を占めたが、1960年代以降、既存のアメリカ政治体制を無批判に肯定するものとして批判されてきた。しかし、ダールらの「多元主義的政治社会論」に少数者保護・政治的権利保護の理論としての積極的契機も潜在していたことは、しばしば過小評価されてきたように思われる。

その一方で、特に「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」の立場に分類される論者は、しばしば「多元性(plurality)」「多元主義(pluralism)」の重要性について言及しつつ立論を組み立ててきた。たとえば、「コミュニタリアニズム」の主唱者に数えられるマイケル・ウォルツァーの主著は『正義の領分：多元性と平等の擁護』（原題：Spheres of Justice: A defense of Pluralism and Equality）というタイトルである。しかし、各論者の用いる「多元性」「多元主義」という用語の意味・ニュアンスはそれぞれ異なり、結果として政治哲学・人権理論をめぐる論争が一層複雑となったことは否定できない。

21世紀を迎えた今日、政治哲学・人権理論において、「多元性」「多元主義」をめぐる議論は活発化している。田村浩志が指摘するように、「六〇年代後半以降、ベトナム戦争、公民権運動、ウォーターゲート事件など、アメリカの政治に対する疑問と不満の高まり

とともに、多元主義という用語は利益集団の既得権益を固定化するメカニズムないしそれを正当化するイデオロギーとして議論されることが多くなった」[田村 2002:2]が、冷戦終結以降その状況は変化し、「各方面から多元主義の宣言がなされ」[田村 2002:3]るようになった。しかしその反面、論者によって「多元性」「多元主義」の位置付け・解釈は各人各様なのが実情となっている。

かつて、イギリスのダヴィッド・ニコルスは、『多元主義という概念は、あいまいで議論の余地のある概念である』と最近いわれている。過去数十年間の政治学や社会学の文献に精通している者は、誰もこの評価に疑問を差しはさむことができないであろう。「この言葉のかれ等独自の使用法を他の使用例にほとんど関係づけようとしなかった、思想家群によってこの言葉が使われてきたという事実が、主要な混乱の原因の一つとなった、ということである」[ニコルス 1981:3]と記した。この指摘は、今日においても、「多元性」「多元主義」をめぐる議論に当てはまっているように思われる。

また、早川誠は「政治に関する言葉には、ごく日常的な意味合いを持ち、ある程度までは人々に共通の了解が得られている、というものが多い。例えば『自由』『平等』『権力』なども、もちろん突き詰めていけばその正確な意味については激しい論争が存在するわけであるが、それらがそもそも何を指すのかまったく感触さえ得られない、ということはないだろう」「しかし、『多元性』という言葉に関しては事情が異なるかもしれない。我々は日常会話の中で『多元性』という言葉を使うことはまずない。むしろ、似たような言葉で『多様性』『多彩さ』という表現をしたり、やや意味合いが異なってくるかもしれないが『個性』や『独自性』という枠組みを利用したりすることが一般的だろう。こう考えると、『多元性』という言葉には、他の政治用語とは異なるある種のクセ、専門性といったものが付随しているとも考えられる」[早川 2003:181]と、政治学用語としての「多元性」の特殊性を指摘している。そして、そうした特殊性が発生する背景には、「政治が多数の人々による集合的決定を意味する限りは、政治という営みそのものに多元性が必然の前提として組み込まれていると考えてもよい」[早川 2003:182]ほどに政治における「多元性」が当たり前のことであるにもかかわらず、いやむしろあまりにも当たり前であるがゆえに、多元性問題の検討は視野の外に追いやられがちであるという実情があったと早川は分析する。

ニコルスや早川のこうした分析は、「多元性」「多元主義」という用語が政治分析におけるキーとなる概念と呼んでも良いほどに重要なものであるにもかかわらず、その意味する内容については研究者集団における明確な共通理解が存在しないまま、用語のみが濫用されてきたという事実を喚起している点で貴重である。事実、人間社会は古今東西、多様な個人・多様な集団・多様な意見・多様な宗教……によって構成されてきたものであり、その中で発生した意見や利害・価値観の対立を調整するために「政治」という営みが生まれてきた。特に近現代の民主主義国家においては、少なくとも国家の内部では暴力による問題解決は極力避けるべきものとされ、政治社会を「一元的」に支配する権力は「全体主義」として排斥されることになった以上、政治における「多元性」「多元主義」概念の存在感が増してきたのは必然的な現象である。にもかかわらず、「多元性」「多元主義」概念について各人各様の異なった使用法が横行しているとすれば、それは憂慮すべき事態であると言わざるを得ない。

こうした状況では、「多元性」「多元主義」について論述を始めるにあたり、これらの概念をめぐる歴史的経緯を振り返っておく必要があるだろう。

以下の記述では、法的というよりも政治的な文脈で、国家・社会の内部において集団・カテゴリーが果たす自律的機能に積極的評価を与える考え方を「多元主義」と呼ぶこととする(1)。この意味での「多元主義」は、社会における国家主権の一元的支配を理想とする発想と対立するのはもちろん、人権主体・政治的主体として孤立した個人のみを想定する極端な個人主義的発想とも対立する。実際には、現代の政治哲学・人権理論で、多元主義的発想を完全に排除している理論(たとえば、政党の果たす役割を明確に全否定した理論)は皆無に近いが、その中でも多元主義に強い親和性を有する理論を概観する。なお、上記の意味での「多元主義」が思想的に強い力を得たのは英米圏、特にアメリカにおいてなので、以下の歴史的記述もアメリカの思想家についての言及が中心となる。

① 18～19世紀の多元主義理論

政治的文脈での多元主義的発想は、モンテスキューによる権力分立論などにその萌芽

を見出すことができるが、歴史的に重要な意義を有する著作として18世紀末の『ザ・フェデラリスト』を挙げることはできる。

アレクサンダー・ハミルトンやジェームズ・マディソンら、アメリカ合衆国憲法の制定に深く関わった人々によって執筆されたこの著作が、民衆の政治参加を認めることにより「多数派による権力の濫用」が生じることへの恐怖感に貫かれていたことはよく知られている(2)。その意味では、『ザ・フェデラリスト』を現代的民主政治に近い思想を表現したものとみなすことはできない。しかし、連邦政府と州政府との間での、立法府・行政府・司法府それぞれの間での、あるいは立法府内でも上院と下院との間での抑制と均衡について本書で述べられた思想は、たとえその目的に「民衆による支配の制限」が含まれていても、先に定義した意味での「多元主義」に該当するものであることに疑問の余地はないだろう。

もちろん、ハミルトンやマディソンらの「多元主義」に、女性や黒人・ネイティブアメリカンを政治的主体・人権主体として認めようという発想はなかった。また、政党や政治結社についても彼らの認識は「党派」「派閥」として否定的に位置付けており、事実『ザ・フェデラリスト』第10篇のタイトルは「派閥の弊害と連邦制による匡正」となっている。しかしこのタイトル自体が示すように、第10篇執筆者のマディソンは、連邦制という多元主義的な「制度」に積極的な意義を認めている。そして、「党派」それ自体についても、「ある一つの党派が、他の残りの党派を数で圧倒し抑圧する結果になるのを防ぐためには、党派の数を多くすることによって、より大きな安全性が確保されるという利点はないであろうか」[マディソン 1999:64]として、事実上、多元的な政党政治を消極的に容認する論理を採用しているのである(3)。その意味で、『ザ・フェデラリスト』には多元主義的な政治論として先駆的な意義を認めることができる。

そして、19世紀の多元主義的な政治論として重要なのは、1835年～1840年に出版された、アレクシス・ド・トクヴィルによる『アメリカのデモクラシー』である。トクヴィルもまたハミルトンやマディソンと同様に、民衆の政治参加と「多数派支配」には警戒的であり、政党政治についても必ずしも前向きな評価は下していない。しかし、「合衆国の政治的結社について」という章の内容は、『ザ・フェデラリスト』が「党派」に見出しているよりも積極的な意義を、「結社」に見出しているように思われる。

トクヴィルは、「アメリカは世界中で結社をもっとも多く利用する国であり、この有力な行動手段をこのうえなく多様な目的のために使う国である」「合衆国では、公安、通商、道徳そして宗教のために結社がつくられる。諸個人が力を合わせて自由に活動することでは達成できない、と人間精神があきらめるようなことは何一つない」【トクヴィル 2005:38,39】と記し、結社への自発的・積極的な参加をアメリカ人の特徴として位置付けている。そして、大陸ヨーロッパの政治的結社は政権との暴力的対決を辞さない傾向があるのに対し、アメリカの政治的結社は平和的・合法的な活動に徹しているとして、「現代では、結社の自由は多数の暴政に抗する必要な保証となっている」【トクヴィル 2005:44】と評価する。結社に対するこうした評価は、利益団体・圧力団体の活動や政治参加に積極的意義を見出した、20世紀の多元主義的政治論につながるものである。

18世紀の『ザ・フェデラリスト』と19世紀の『アメリカのデモクラシー』とに共通するのは、政治についての多元主義的な視点と、エリート主義的（反民主的）な視点との共存である。このことは20世紀後半に、ダールやコーンハウザーらの「多元主義的政治社会論」がエリート主義的・体制擁護的であるとして批判されたことを思い起こさせる。

しかしこの類似性は、政治的多元主義とエリート主義との間に必然的な結びつきがあることを示すものではない。そうした結びつきが生じるのは、「多元主義」の担い手として社会内の権力関係において優位にある集団・カテゴリーを想定した場合である。逆に、権力関係において劣位にある集団・カテゴリーをこそ「多元主義」の重要な担い手として想定することももちろん可能であり、本論文はそのことを前提に記述を進めている。

『ザ・フェデラリスト』『アメリカのデモクラシー』の多元主義的政治論には前者（エリート主義）の要素が濃厚であり、現在からみると時代的な制約を免れない点があるが、連邦制や三権分立に加えて「党派」「結社」にも一定の意義を認めた点は正当に評価すべきと考える。

② 「多元的国家論」やその周辺理論と、規範的・道徳主義的政治論との対立

政治的文脈で「多元主義」という用語が使用された事例として、エポックメイキングと言えるのは、20世紀前半に出現したいわゆる「多元的国家論」である。「多元的国家論」

の主唱者としてはイギリスのハロルド・ラスキやアレクサンダー・リンゼイ、アメリカのロバート・マッキーヴァーらが挙げられ、それぞれの論者によって主張内容にニュアンスの違いはあるが(4)、個人の自己実現における国家の役割を重視するヘーゲル的な思考方法(19世紀後半に一世を風靡した、トーマス・H・グリーンらの理想主義的国家論に代表される)に距離を置いていた点で共通している。またこの時期のアメリカでは、アーサー・ベントレーによる『政治過程論(The Process of Government)』の出版(1908年)やジョン・デューイによるプラグマティズムの提唱など、政治学周辺に経験主義・実用主義的分析手法を導入しようとする動きが表面化するが、こうした動きも「多元的国家論」の出現と同根のものと考えられる(5)。

こうした動きが発生した背景には、19世紀後半から20世紀にかけて各国で国家の権力機構が発達するとともに、社会の産業化やそれに伴う労働運動の活発化などによって社会集団の存在がクローズアップされるようになったこと(いわゆる「集団の噴出」)がある。

「多元的国家論」の基本的な思想は、町田博が要約するように、「法的全能権はしばしば無効な純粹形式的概念にすぎないこと、人々の忠誠は経験上からみて単一ではなく多元的であること、国家は社会内の多くの結社のひとつにすぎないこと、国家の権力には常に制限があり、制限は国家が果たそうとする目的とその目的について人々がなす判断との関連で決まってしまうと主張したことにあつた」[町田 2005: 74]。この発想は、三権分立や連邦制といった法的・制度的な「多元性」の存在はもはや自明の前提とした上で、社会成員による自発的な結社の創設・結社への参加に積極的な意義を認め、国家そのものさえもそうした結社とは相対的な違いを有するにすぎないとした点で、先に述べた18～19世紀の多元主義的政治論から一段階進んだものとみなし得る。

狭い意味での「多元的国家論」は、代表的論者とされるラスキ自身が1930年前後よりその立場を実質的に変化させ、マルクス主義的な階級国家論者へ移行したことによって、その影響力を低下させていった。しかし、広い意味での多元主義的政治論や、「政治学の科学化」を目指す動きは衰えることなく発展し、それに対して、規範的・道徳主義的理論を志向する側からの批判も生じるようになった。たとえば、ウィリアム・ヤンデル・エリオットは、「多元主義の立場が科学主義、現実主義、プラグマティズム、学際的熱狂

とのみならず、『国家の構造的基盤である統一的主権概念に対抗し始めたと思われる多様な現代政治理論の潮流』と結びついている」「多元主義はサンディカリズムと、また、ソレルの理論のような危険な教義と密接に結びついている」と批判した【ガネル 2001:159-160】。

こうした対立傾向は、1930年代にナチス・ドイツの政権が成立し、そこから逃れた研究者たちがアメリカに多数亡命したことにより一層強まった。ナチス・ドイツを含む全体主義体制について、その成立が民主主義的伝統・近代的理念の「不足」によるものなのか、それとも「過剰」によるものなのかについては様々な分析が存在したが、亡命研究者の多くは後者に近い立場をとり、アメリカにおける多元主義・相対主義・プラグマティズム的思想傾向に不安を感じる傾向が強かったのである。

その結果、政治哲学の分野における亡命研究者たちの中には、きわめて規範的・道徳主義的性格の強い理論を構築する者が現れた。ヘーゲル哲学やスピノザの影響下に保守派の政治理論を形成したレオ・シュトラウスや、『全体主義の起源』『人間の条件』などの著作で第二次大戦後名声を高めたハンナ・アーレントは、この系譜に属する研究者である。シュトラウスやアーレントは、現代における「リパブリカニズム」「コミュニタリアニズム」の主張にも大きな影響を与えており、規範的・道徳主義的政治論が多元主義的政治論を批判するという構図は、この時期にまで遡ることができる。

また、亡命研究者としてマルクス主義的な立場に依拠していたフランクフルト学派の人々も、テオドール・アドルノやマックス・ホルクハイマーが「啓蒙的近代」（アメリカをその象徴とする）について批判的に捉えていたように、多元主義的政治論には距離を置いていたと見ることができる。

しかし、このような対立が存在したとはいえ、多元主義的政治論の歴史において20世紀前半が重要な発展期であったことは疑いない。三権分立や連邦制などの法的・制度的多元性は自明の全体とした上で、教会や労働組合などをも含む多様な社会集団に、政治的主体としての注目が向けられるようになった。逆にこの時期の多元論の明白な限界としては、女性や民族的マイノリティなど、権力関係に不利な立場にある少数者への視点はなお欠落していた点が挙げられる。この限界は、第二次大戦後の、「行動論 (behavioralism) 的政治学」の一部分とみなされる「多元主義的政治社会論」にもある程

度引き継がれ、1960年代以降の批判を招く一因となった。

③ 「行動論」「多元主義的政治社会論」への批判から規範的政治哲学・人権理論の隆盛へ

第二次世界大戦後、アメリカの政治学界では、行動論 (behavioralism) と総称される実証主義的・定量的研究を重視する立場が全盛となった。この立場には明らかに、伝統的なプラグマティズムの発想が反映されているとともに、第二次大戦における枢軸国へのアメリカの勝利とそれに続く共産主義諸国との冷戦という時代状況によって制約される面があったといわれる。つまり、価値判断として、「民主主義国」であるとともに「資本主義国」でもあるアメリカの政治体制を、自明の前提とする傾向が強かったというのである(6)。しかし、自国の政治体制を相対化する視点が不足する傾向は、過去・現在を問わずアメリカの政治学者に顕著であり(たとえば小選挙区制の自明視)、必ずしも冷戦期のみの特徴ではなかったと考えるべきであろう。

行動論的政治学者の代表的な存在としては、その権力論によって知られるハロルド・ラスウェルや、「入力」と「出力」の概念を軸にした政治システム論を確立したデイヴィッド・イーストンなどが挙げられる。そして、ラスウェルから「権力を影響力のひとつの特殊形態ととらえ、かつ価値剥奪の程度に応じた連続体のなかに位置づけるという基本図式を受けつい」[岡田 2000:42]だとされるロバート・ダールも、行動論的文脈の中でその研究をスタートした。そして1961年に、コネチカット州ニューヘブンの地方政治を研究した『支配するのはだれか？(Who Governs?)』によって、行動論的政治学者及び多元的政治論者の代表的な一人とみなされることになるのである。

『支配するのはだれか？』は、ニューヘブンの地方政治における意思決定過程を実証的に分析した上で、政治家・社会的名士・経済的名士の各カテゴリーに権力は分有されており、一元的な権力集中は発生していなかったと主張する著作である(7)。この著作は、アメリカにおける政治・経済・軍事各分野のエリートの共通性と少数者への権力集中を論じた、チャールズ・ライト・ミルズの『パワー・エリート』への反論として執筆されたものと思われるが、ダールの多元主義的政治論に「現状擁護」的なニュアンスが付きまとう原因を作ることになった。

この時期、行動論的政治学の文脈とは別に、アメリカに代表される多元的社会の性格について肯定的に論じる著作は他にも存在した。たとえばウィリアム・コーンハウザーは『大衆社会の政治』において、社会類型を「エリートへの接近可能性」「非エリートの操縦可能性」を二つの軸として「共同体的社会」「全体主義社会」「多元的社会」「大衆社会」の4つに分類し、「エリートへの接近可能性」が高く「非エリートの操縦可能性」が低い「多元的社会」が最も全体主義的傾向への抵抗力を有する点で望ましいとした(8)。コーンハウザーは、「多元的社会」の特徴について「エリートが接近しやすいというのは、さまざまな独立集団の間で競争がおこなわれる結果、多くのコミュニケーション通路や権力への道が開かれるからである。民衆が操縦され難いというのはかれらがさまざまな自律的集団に、いろいろな点でわが身を託しているからである。このような民衆を動員するためには、全体主義運動がやろうとしたように、多数の独立組織を解体しなくてはならないだろう」[コーンハウザー 1961:43]とし、権力に対する防波堤としての「自律的集団」の意義を強調した。それに対して、国家と家族との間に介在する独立集団を欠いている「大衆社会」は、「エリートへの接近可能性」も高いが「非エリートの操縦可能性」も高い不安定な構造を持っていると否定的に評価された。

また、デイヴィッド・トルーマンは1951年、主著『政治過程論』において、圧力団体に代表される社会集団を通じての国民の政治参加を重視し、各社会集団間での「均衡理論」を主張した。

ダールの理論と、コーンハウザーやトルーマンらの理論はもちろん文脈・内容を異にするものではあるが、後年になって「現状擁護的な多元主義理論」とみなされた点は共通している(皮肉なことに、特にコーンハウザーは1960年代末の学生反乱を積極的に支持し、1972年の民主党リベラル派・ジョージ・マクガヴァンの大統領選挙戦に参加するなど、次第に左翼的傾向を強めていったのであるが)。本論文では便宜上、これらの理論を一括して「多元主義的政治社会論」と呼び、ダールをその代表的論者として位置付けている。

行動論的政治学は、1960年代に入ってもアメリカの学界で主導的な位置を占めていたが、前項で述べたシュトラウスやその学派による規範的・道徳主義的立場からは批判されていた(9)。

また、左派・リベラル派の側からも、公民権運動やベトナム戦争をめぐる政治状況の変化と対応する形で、その過剰な定量的分析への偏重と「現状擁護的」性格に批判が生じる。そして、1967年のアメリカ政治学会では反行動論の問題提起が起こり、ダールはアメリカ政治学会会長を辞任するに至った(10)。行動論的政治学の旗手とみなされたイーストンも反行動論の立場に転じる一方、70年代以降のダールは、単純な多元主義から「手続きデモクラシー」「企業内デモクラシー」を目指す立場に移行することになる(11)。

こうした状況を背景に、1971年ジョン・ロールズが『正義論』を発表し、「政治哲学の復権」をもたらすことになった。ロールズの直接の理論的目標は功利主義批判にあったが、その背景には、「行動論的政治学」「多元主義的政治社会論」への批判が高まったという前提が存在したのである。『正義論』の出版後、「はじめに」で記したように、ロールズやドゥオーキンらの、理性的に自己決定する個人を主体として想定した「個人主義的リベラリズム」が政治哲学・人権理論における一つの座標軸となった。それに対抗して「リバタリアニズム」「コミュニタリアニズム」「ラディカル・デモクラシー」「リパブリカニズム」といった立場が主張されるようになったが、これらの立場はいずれも規範的理論としての性格を強く有しており、「多元主義的政治社会論」に対しては明示的・黙示的を問わず批判的立場をとっている(12)。

つまり、第二次世界大戦前後にシュトラウスやアーレント、あるいはフランクフルト学派の人々が左右を問わず政治における多元主義・相対主義・プラグマティズムから距離を置いたのと類似した状況が、現代に再現していると言い得るのである。しかしその一方で、「多元主義的政治社会論」には距離を置きつつも自らの政治哲学・人権理論を「多元主義」と位置付ける論者は、近年むしろ増えてきている。具体的には、ジェンダーやエスニシティといった、過去の多元主義的政治論では軽視されてきた「多元性」に着目した議論が重要である。

次節では、これまで行ってきた歴史的分析を踏まえ、「多元主義的政治社会論」と近年の「多元主義」理論との両立可能性について論じる。

第2節 「多元主義的政治社会論」と現代の「多元主義」理論との両立可能性

近年の政治哲学・人権理論において、自らの主張を「多元性」「多元主義」と位置付ける、または実質的にそのような主張をする議論は、1960年代末以降批判された「多元主義的政治社会論」とどのように異なるのであろうか。また、前者の問題提起を「多元主義的政治社会論」の内容と調和させることは可能であろうか。

この問いに答えるには、まず、「多元主義的政治社会論」についてどの点が論理的に問題だったのかを特定する必要がある。「多元主義的政治社会論」が多元的社会としてのアメリカの政治・経済体制を擁護する機能を持っていたという批判は、あくまでも特定の理論が結果的に果たした役割についての批判であり、理論内在的な批判とは言えないからである。

「多元主義的政治社会論」についての批判のうち、次の2点が特に重要なものであると考える。第1点は、現実の「多元主義」的な政治過程では、社会集団の中でも政治的・経済的な影響力が強いエリートによって構成される社会集団のみが実質的に保護されることになり、少数派やノン・エリートは実質的に排除されることになるというもの。そして第2点は、「多元主義的政治社会論」は、自由な政治過程を通じて各社会集団の間に適切な「均衡」が生まれるという、経済学における「神の見えざる手」にも似た仮定に依拠しているが、この仮定は非現実的だということである。

しかし第1点については、現実の「多元主義」的な政治過程を少数派やノン・エリートの集団にもアクセス可能とすることを求める主張にはつながっても、「多元主義的政治社会論」そのものを否定する直接の根拠とはならないはずである。「多元主義的政治社会論」に規範理論的な側面が潜在していたことは否定できないが、その本質は実証主義的であり、間接民主制をとる「先進」国の政治過程は「事実として」多元主義化しているという認識が根拠となっていた。もし、現行の多元主義的な政治制度（議会政治・政党政治を含む）とは根本的に異なり、かつ少数派やノン・エリートの発言権が最大限確保された新しい政治制度が存在し得るとして、それは具体的にどのようなものであろうか？

筆者は、そのような制度を構想することは非現実的であると考え、長年にわたって各国における歴史的経験の蓄積を経てきた議会政治・政党政治の意義を過小評価することは、逆に民衆の「真の」意思を代弁すると称する勢力による独裁制に道を開く危険が伴うと思われる。いずれにしても、少数派やノン・エリートの発言権が「多元主義」

的政治過程とは別に保障された「画期的」な政治制度について具体像が提示されない限り、少数派やノン・エリートの集団は「多元主義」的政治過程の拡張・開放をこそ求めていかざるを得ないのではないか。

事実、「多元主義的政治社会論」への最も激しい敵対者とみなされたミルズの場合も、多元主義的な発想そのものを否定していたのではなかった。ニコルスが指摘するように、「ある点に関してはミルズ自身が多元主義者であった。トクヴィルに分析の[ママ]従って、かれはつぎのような大衆社会の危険性を指摘した。すなわちそこでは、効果的な共同体的絆が破壊され、あるいは現実にはほとんど存在しないか、またはバラバラの個人の集団が少数のエリートに支配されているのである」「ミルズは（中略）イギリス多元主義者の考えのいくつかを共有し、かれが擁護した社会主義のタイプはギルド社会主義者のそれと類似していた。かれの主要な論争相手は、合衆国に真の多元主義が存在すると主張したアメリカの政治学者であった」[ニコルス 1981:48]。つまり、ジェファースンの分権主義者としての傾向を有していたミルズは、アメリカにおける「真の多元主義」の不足を主張していたのであり、多元主義の政治原理それ自体を否定していたわけではなかったのである。

そして、「多元主義的政治社会論」についても、社会集団の政治参加によって望ましい「均衡」が生まれるとする想定はもちろん非現実的であるが、「だからこそ」少数派やノン・エリートの集団による「多元主義」的政治過程への参加が必要となると言い得る。その結果として望ましい「均衡」や「合意」が得られなかったとしても、少数派やノン・エリートの発言権・平等な尊厳を確保するという目的を優先すべきであり、「均衡」や「合意」の不在が立憲政治の崩壊を導かないための制度的工夫は別途行えばよいと考える。

以上のように、「多元主義的政治社会論」の欠陥とされたものはいずれも、少数派やノン・エリートを理論内に組み込んでいくことで修正可能であった。それでは、近年主張されている様々な多元主義理論と、「多元主義的政治社会論」との調整を図ることは可能だろうか。

近年の「多元主義」的な政治哲学・人権理論の中でも特に重要なものの一つに、「ラディカル・デモクラシー」の陣営に属したアイリス・ヤングによる、「差異の政治(politics of difference)」の主張が存在した。ヤングは、近年の正義論における「配分的パラダイム」

に異議を唱え、「抑圧」を問題視した新たな理論の構築を目指した(13)。そして、「抑圧され不利益を被っている諸集団に対する代表の制度」[ヤング 1996:115]として、「討議や意志決定において、被抑圧的集団に明確なかたちで代表権を与える」[1996:112]集団代表制の導入を主張した。具体的には、たとえばジェンダーやエスニシティに配慮した制度が想定されている。

ヤングは自ら、「次のような疑問が生じるのは、もっともなことである。つまり、諸集団の自己組織化を促し、意志決定過程における集団代表制を導入しようとする異質性を帯びた公衆の理念は、利益集団多元主義とどのように異なるのであろうかという疑問である」[1996:116]として、次のように回答している。第一に、ヤングの構想において特別代表権を与えられるのは被抑圧的集団のみであり、各集団が同じ地位を有する利益集団多元主義とは異なる。第二に、代表権を与えられる集団は、個別利益ではなくアイデンティティと生活様式を代表する。第三に、利益集団多元主義は、公的な討論を抑圧し、正義にかなった決定を妨げる。

しかしこの議論は、「多元主義的政治社会論」に相当する主張にあらかじめ「利益集団多元主義」というレッテル貼りを行い、それに対して反論するという形になっているように思われる。

「多元主義的政治社会論」においても、各集団が実態として「同じ地位」を有するとは想定されていない（各集団の「力」が異なるからこそ、時には連合して他の集団と対応することなどが想定されている）。また、集団代表制の下でも、公的な討論が円滑に行われるという保証はない。一方、代表権を与えられる集団が「アイデンティティ」を代表するという想定は、集団内部での自由を抑圧する恐れがあるように思われる。このように、ヤングによる自らの理論と「利益集団多元主義」との違いの論証はやや説得力がない。

むしろ、ヤングの理論は、「多元主義」がその適用範囲を拡大してきた歴史の、新しい段階（少数派やノン・エリートへの拡大）を画するものとして位置付けることが可能と思われる。筆者は、政治過程におけるある種の「集団代表制」は正当化される余地があると考え、それは社会集団がそれに属する個人の「アイデンティティ」を代表するからではなく、個人が否応なしにその一員として取り扱われる社会集団への抑圧を防ぎ、

あるいは回復するためである。そして、そのような意味での「集団代表制」であれば、「多元主義的政治社会論」の延長線上に位置づけることが可能ではないか。

また、「ラディカル・デモクラシー」の主唱者であり、多元主義的な政治論を展開してきた重要な論者として、シャンタル・ムフがいる。ムフは、「政治的なもの」を構成する敵対性・友／敵関係の不可避性を唱えたカール・シュミットの議論について基本的に評価しつつ、政治的共同体の「内部」における多元性を承認する点ではシュミットと意見を異にし、独自のデモクラシー論を構築した。具体的には、今日のリベラリズムの主なパラダイムとして「利益集約的」パラダイムと「討議的」パラダイムを挙げ、両者とも合理的な合意のみに焦点を当て「政治的なもの」を軽視しているとして批判する。これらのパラダイムに代わってムフが提唱するのが、「闘技的(agonistic)」パラダイムである。「闘技的」パラダイムにおいては、政治的共同体内部における「対抗者」(何らの共通の土台も持たない「敵」と区別される)の存在意義を積極的に承認し、対抗関係の中でヘゲモニー闘争が展開される状態を望ましいものとして描き出した。人権理論において集団・カテゴリー間の権力関係を重視する筆者の立場からは、ムフの描き出すこのイメージはある程度共鳴できるものである。

しかしヤングの場合同様、ムフの「闘技的」パラダイムが「多元主義的政治社会論」と根本的に異質なものと言えるかは、必ずしも明確ではない。「多元主義的政治社会論」の枠組みにおいても、政治体制が要求する手続きを最低限承認した上で「異議申し立て」を行う「対抗者」の存在は、承認される余地があるのではないだろうか？この点についてムフは、「私が導入する意味での『対抗者』の観念は、リベラル派の言説にみられる用語の意味とはっきり区別されなければならない。なぜなら私が理解するところでは、敵対性は抹消されず、むしろ、『昇華』されなければならないからだ。リベラル派にとって対抗者は、競合者でしかない。(中略)彼らは支配的なヘゲモニーに疑義を呈することなく、また、権力諸関係を根本的に変容しようと試みることもない。それはせいぜいのところ、エリート間の競合でしかないのだ」「逆に、闘技的闘争において問題となるのは、権力関係の布置そのもの—その周囲に所与の社会が構造化される—である」[ムフ2009:39]としている。

しかし、「闘技的闘争」も実際には「対抗者が受容している一連の民主主義的手続きに

よる制御のもとでおこなわれる」[2009:39]のだから、「対抗者」の自己主張と、「多元主義的政治社会論」における圧力団体などの自己主張との差は、少なくとも主張方法においては存在しないことになる。一方、主張内容については、たしかに「多元主義的政治社会論」と「闘技的」パラダイムとの間で想定されているニュアンスに違いはある。だがこの点についても、ヤングの議論について述べたとおり、「多元主義的政治社会論」の内容を拡張・修正し、急進的な少数派やノン・エリートに理論の対象を拡大することは可能である。その意味で「闘技的」パラダイムは、ムフが批判する「討議的」パラダイムへの批判とは両立不可能であっても、「利益集約的」パラダイムとの両立は可能ではないだろうか。事実、ムフの理論では「対抗者」と「敵」とを区別する基準が曖昧であり、急進的な異議申し立てが承認の対象から外されてしまう危険性は、「多元主義的政治社会論」・「闘技的」パラダイムのいずれについても存在するのである。

また、「ラディカル・デモクラシー」の系譜に属するウィリアム・コノリーも、「深い多元主義」について独自の理論を唱えている。コノリーは、「多元主義的政治社会論」について、「かつての多元主義の場合、多様な『利益』が政府にもち込まれる一方で、包括的コンセンサスが政治文化を支えていた。当時の理論家たちは、アメリカが既に高度に多元的であるかのごとく振る舞っていた。だが、彼らは『利益』の多元性という発想を各種経済集団のそれに固定していた。また多元主義の支持者はアメリカのキリスト教的背景を多かれ少なかれ自明視していた。キリスト教以外の家族生活のあり方、性生活のあり方、宗教上の信念にみられる差異など、より広範な文化的多様性はほとんど顧みられることなく、無神論についても同様であった」[コノリー 2008:日本語版への序文 ix-x]と批判した。さらに、「ロバート・ダールとジョン・ロールズに代表されることだが、当時の理論は公共的理性と私的信仰という世俗主義的分割を自明視し、公的領域について論じるときも、手続き、合理的コンセンサス、社会契約などを理性の代用としてしばしば用いた」[2008:日本語版への序文 x]と指摘し、自らの「深い多元主義」の理論は、私的領域のみならず公的領域においても宗教的・文化的多元性が保持されることを理想とし（「複数の次元にわたる多元主義」）、「相争う信仰を超えて正義についてのコンセンサスに到達しようとする衝動を変形して、多数の集団が各々の信仰を少しずつ公的領域にもち込みながら、積極的な参加へのエートスと折衝していこうとする努力へとつなげ

る」[2008:99]ことを主張した。またコノリーは、異質な他者・世界観との出会いによって自分自身の世界観も変容を遂げていく可能性を重視し、集団間での「アゴーンの敬意」の尊重を重視している。

こうしたコノリーの主張は、たとえば同性愛者やイスラム教徒を公的領域で他の市民と平等に処遇することに対して根強い宗教的・文化的反感がある、アメリカ社会の実情を反映したものと思われる。たしかに、アメリカにおける「多元主義」の主張が、往々にしてコノリーの主張するような狭い範囲に対象を限定してしまいがちなのは事実であろう。しかしそのことは、「多元主義的政治社会論」そのものの理論的欠陥というよりは、理論を生み出した文化的背景に内在する問題と言うべきである。実際、近年のアメリカでは「キリスト教以外の家族生活のあり方、性生活のあり方、宗教上の信念にみられる差異」についてもそれぞれの当事者による集団的自己主張がなされ、一定の政治的・法的成果を挙げてきた（たとえば、各州における同性結婚容認の動きなど）。つまり、ムフの「闘技的」パラダイムと同様、コノリーの問題意識についても「多元主義的政治社会論」の修正で対応は可能と思われるし、現実の政治過程でも対応がなされてきているのである。

また、「公共的理性と私的信仰という世俗主義的分割」を批判するコノリーの主張は、その主張を現実に適用することを想定した場合、やや具体性に欠ける面があることを指摘せざるを得ない。コノリーの主張に依拠すれば、たとえば公立学校で、少数派の信仰を持つ生徒にカリキュラム面での配慮をするといった措置は行いやすくなるであろう。しかしこのような措置は、あえて公私の分割線を引き直さなくても、信仰にかかわりなく全ての生徒に平等な学習権を保障するという論理で正当化し得るのではないだろうか？一方、たとえば公立学校の運営において特定の宗教色を前面に出すことや、国会内で宗教政党による宗教行事の実施を認めるといった措置は、コノリーの主張によっても正当化できるものかどうか疑問である。つまり、コノリーのいう「深い多元主義」は、従来の政治理論に対するその独自性について、十分な説得力を持って論証しきれていないと思われるのである。

そして、「多元主義」的な理論を展開するもう一人の論者として、「はじめに」で言及したマイケル・ウォルツァー（「コミュニタリアニズム」の主唱者の一人に数えられる）

がいる。ウォルツァーは、ある社会的財（たとえば「富」）が、その財が本来通用すべき領域を超えて、別の社会的領域（たとえば「政治的領域」）で力を持たないようにすることを提唱し、その結果として各社会的領域間での多元性が守られることを「複合的平等」と呼んだ(14)。この見解は、「その財が本来通用すべき領域」を客観的に確定することが難しいという難点を別にすれば、社会内で多元性と平等との両立を目指すためのアイデアとして興味深いものがあるが、ウォルツァーの議論と「多元主義的政治社会論」とは両立可能であろうか？

「複合的平等」の理念は、それぞれの社会的領域について自律性が保たれることを目指すものであり、どのような手段によってその目的が達成されるかを拘束するものではない。たとえば三権分立という発想は、「立法」「行政」「司法」という固有の領域の自律性（多元性）を確保するための制度的な工夫であり、もっとも分かりやすい「複合的平等」の理念の表れと言えるだろう。「多元主義的政治社会論」の発想も、「多元主義」の担い手を少数派やノン・エリートに拡張すれば、多数派やエリートが社会のあらゆる領域で必要以上の権力を行使することを抑制する作用を持つと考えられ、「複合的平等」の理念とは矛盾しない。

以上、ヤング・ムフ・コノリー・ウォルツァーの理論を題材に、「多元主義的政治社会論」の対象範囲を少数派やノン・エリートにまで拡張する修正が理論的に可能であることを示した。実際、たとえばダグラス・ラミスのような「ラディカル・デモクラシー」の陣営に属する論者も、自らが提唱する「市民社会のラディカルなイメージ」について、「市民社会という概念には、リベラル多元主義という古臭くて退屈なモデルと区別しにくいという問題がある」[ラミス 1998:55]と認めている。近年のダールも、「人間は必ずしも政治的動物ではない。社会のなかで暮らしていても、その社会の政治に関心をもたねばならないわけではないし、政治生活に活発に参加しなくてもよい。政治社会や社会の価値を大事にする必要もない。そうする人もいるが、そうしない人も多いのである」[ダール 1999:131]とする一方で、政治参加に対する女性の意識が積極的な方向に変化してきたことを例に挙げ、「基本的で、持続的な、岩のように堅くみえる政治的志向が、実際には変化する。その変化は、ときには驚くほど速い」[1999:156]と、政治参加に消極的だった被抑圧的集団の意識が変化する可能性を認めているのである。それでも、岡田憲治

の指摘する通り「ダールのプルーラリズムは、『同質的の枠の中での多様性』を意味するものでしかない」[岡田 2000:198]という限界は否定できないが、そのことは、少数派やノン・エリートを含む形で理論を構築しなおすことの不可能性を示すものではないと考える。

次節では、「はじめに」で述べたとおり、「多元主義的政治社会論」の対象範囲を拡張した理論を「多極競合的人権理論」と位置付け、その概要を提示する。

第3節 「多極競合的人権理論」の定義と位置付け

本論文ではこれまで、政治的文脈での「多元主義」的な理論について、その歴史を跡付けてきた。「多元主義」は当初、三権分立や連邦制などの法的・制度的な次元を想定して理論化されたが、20世紀に入ってその対象を圧力団体など各種の社会集団にまで拡大する議論が登場した。そして、第二次大戦後に登場した「多元主義的政治社会論」は1960年代以降批判を浴びたが、近年、「多元主義」の対象を社会的少数派やノン・エリートに拡張する新しい議論が登場している。

筆者は上記の流れを、政治・社会に関する多元主義的な見方がその対象範囲を徐々に広げ、発展してきた歴史と解釈する。しかし、「多元主義」という用語はあまりに幅広く用いられすぎたが故に、論者によって全く異なった意味を賦与され、概念上の混乱を招く結果となっている。そこで本節では、少数派やノン・エリートを包含する現代的な意味での「多元性」（「多元主義」）を示す用語として、「多極性」（「多極主義」）を用いることを提案したい。そして、かつての「多元主義的政治社会論」を発展的に受け継ぎ、社会内における「多極性」の存在に肯定的評価を与える人権理論を、本論文では「多極競合的（multilateral-contestatory）人権理論」と呼ぶことにする。

ここで、「多極競合的人権理論」について詳論する前に、本論文が前提としている人権理論の意義についての認識を記しておきたい。

人権理論を構築する一つの大きな目的は、司法府における憲法判断や立法府における立法活動の際に参照とされる基準（目安）をつくることにあるが、そのみに留まるものではない。筆者は、社会において特に少数派・ノンエリートの人々の人権が確保され

るためには、司法府や立法府といったフォーマルな権力から離れた公的領域—「市民社会」と呼んでもよい—において、人権思想・人権理論の意義についての議論が活発に行われ、それに基づいた広い意味での政治活動・言論活動が活発に行われることが不可欠であると考えている。

金田耕一は、「道徳的権利としての人権が言葉のうえだけの権利ではなく現実的な権利であるというためには、積極的で具体的な行動でそれを実効化し、実現に責任を負う政治的主体がどこかに存在しなければならない、ということである」「人権論の課題は、道徳的・人道的言語だけでなく、政治的言語によって人権の保障を具体的に語る方法を見出すことである。これこそが、人権について真剣に考えることなのである」[金田2003:237,251]と述べている。金田の問題提起は、国境を越えた人権保障を想定した文脈で述べられたものであるが、人権理論についての一般的認識として妥当なものと思われる。「市民社会」を含めた、広い意味での公的領域で参照・活用されるべき、「政治的言語によって」語られる人権理論—これが、「多極競合的人権理論」が想定する人権理論である。「政治的言語によって」とは、現実政治の文脈を踏まえるという意味と、集団・カテゴリー間の権力関係に（もちろん、国家権力のあり方に対しても）敏感であるという意味を含む。

なお、人権理念の根拠については、マイケル・イグナティエフの「私たちは人間の自然の上ではなく、人間の歴史の上に、もし人間が権利を保護されなかったらどうなってしまうのかについて人権の基礎を築かなければならない。私には、ホロコースト以来の人権意識はこのようにして築かれてきたように思える」[イグナティエフ2006:137]という指摘に同意する。しかし、イグナティエフが人権の重要性の根拠として提示する「人権とは、人びとの主体的行為能力を守るものである」[イグナティエフ2006:107]という命題には、ロールズが「道徳的能力」を「人格としての市民間の平等の基礎」[ロールズ2004:34]としているのと同様、人権の主体を「理性的人格」に限定しかねない危うさを感じる。

むしろ、イグナティエフの上記の指摘からは、第5章でも論じるように、第二次世界大戦やホロコースト・全体主義支配の経験を概念形成の背景に持つ「人間の尊厳」概念を人権理念の根拠とする方が筋が通るのではないか。その上で、人間が形成する社会に

は常に権力関係が伴うことから、様々な政治的権利の強力な保護が要請されることになる、というのが本論文の前提となる認識である。

「多極競合的人権理論」を提唱する背景としては、21世紀の日本において、インターネットをはじめとするメディアの発展にも関わらず、個人の存在が急速に孤立化・原子化し、メディア政治の影響に圧倒されているという現状認識がある。かつて「多元主義的政治社会論」が登場した時代は、大衆社会の到来と「原子化した個人」の出現が危機的に語られていた時期だったが、現在もある意味で当時と共通した時代背景が存在するように思われる。

政治哲学・人権理論の基本的な構成要素が「個人」であることは自明の前提である。しかし、その「個人」が政治的・社会的文脈から切り離され、「自己決定権」の担い手として、その自己破壊的な決断（自殺・安楽死など）すらも積極的に「尊重」するような「個人主義的」人権理論を構築することは、かえって社会的弱者に抑圧をもたらすものである。「多極競合的人権理論」は、社会的弱者が連帯して権力に対する自己主張・異議申し立て（*contestation*）を行い、その結果多極間での競合（*contestation*）が起こることを望ましい姿として想定する。その意味では、この理論は集団・カテゴリー間の権力関係に関する現実的認識を前提とした規範理論である。

この *contestation* という用語は、「多極競合的人権理論」の「動的」な性格（＝静止した「理想状態」を前提としない）を表現するためにあえて多義的なニュアンスを持たせているが、もともとはロバート・ダールが「ポリアーキー（*polyarchy*）」という用語を定義した際に用いた用語である（15）。ダールは、「デモクラシー（*democracy*）」という用語が論者によって無数の異なった意味内容を付与され、政治学用語として実質的な意味を持たなくなったことから、理想としての「デモクラシー」にある程度近づいた現実の政治状況について「ポリアーキー」という用語を付与したのである。ダールは「ポリアーキーは、かなりの程度民主化され、かつ自由化された体制である。すなわち、高度に包括的で、かつ、公的異議申し立て（*public contestation*）に対し広く開かれた体制なのである」[ダール 1981:12-13]とした上で、ポリアーキーを可能にする歴史的・政治文化的・経済的条件について具体的な考察を行ってきた。

本論文では、ダールによる「ポリアーキー」の定義を踏まえ、「多極競合的人権理論」

を「政治的関係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的関係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限り平等化することを目指す理論」と定義している。

また、「多極競合的人権理論」は、社会における「制度化された多極性」（三権分立・政党政治など）・「選択的な多極性」（圧力団体・市民運動など）・「非選択的な多極性」（性別・言語・社会階級など）の各レベルにおける、社会的な「多極性」の存在に着目する。この考え方は、政治についての「多極主義」的な見方が発展していく中で、その対象が「制度化された多極性」→「選択的な多極性」→「非選択的な多極性」へと拡大してきたという、歴史的認識に基づくものである。

そして、それぞれの「多極性」の内部においては、集団・カテゴリー間の競合的平等（*contestatory equality*）が保たれることを理想とする。この「競合的平等」という用語は、ウォルツァーの「複合的平等」と類似しているが、内容は異なり、集団・カテゴリーが絶えず離合集散を繰り返しつつ自己主張を展開していくという「動的」な状態をイメージしたものである(16)。集団・カテゴリー間の権力関係が100%完全に平等となることは現実的にあり得ないので、「静的」な平等状態を理想として描くことはできない。

「競合的平等」を確保するための具体的な手段として、「制度化された多極性」のレベルでは、議会選挙における政治的・社会的少数派の発言権を確保すること、具体的には「比例代表制」の導入を不可欠と考える。「選択的な多極性」のレベルでは、国家による制度的な促進策は市民の自発性を損ねる可能性があるため難しい面があるが、自由な結社・集会・デモなどを妨げる立法は排除されなければならない。そして「非選択的な多極性」のレベルでは、各集団のアイデンティティを必要以上に固定化させない範囲で、アフターマティブアクションや、何らかの「集合的代表」の権利を承認すべきであろう。

そして、もう一つ重要な点は、「多極競合的人権理論」においては、少数派に属するカテゴリー・集団の自己破壊的行動に対して無条件に肯定的評価を与えることはせず、少なくとも、社会的権力関係の影響下にそのような自己破壊的行動がなされることについては抑制措置を講ずることを認めるという点である。具体的には、民族的マイノリティが独自の言語教育を維持することについて政府が助成金を支給することや、「安楽死」や「選択的妊娠中絶」について、「障がい者」というカテゴリーへの抑圧的結果を生む危険

性を考慮し安易な承認を差し控えることなどを、広い意味での「自己破壊的行動に対する抑制措置」として位置付けることができる。こうした措置を認める背景には、社会における多様性（多極性）の存在そのものを肯定的に評価するという価値判断が存在するし、「自己決定権」を重要な人権として位置付ける発想とは対立するものである。

なお、上記の点にも関係するが、社会内における集団・カテゴリーの存在を肯定的に評価して理論構築する場合、内部における少数派・個人の権利尊重が常に課題となる。この点について「多極競合的人権理論」は、ウィル・キムリッカが提唱した「対外的防御」と「対内的制約」の区別に依拠し、集団・カテゴリーの「自己破壊的行動」を抑止する「対外的防御」は容認するが、集団成員の基本的権利に対する「対内的制約」は認めない立場を採用する(17)。つまり、集団・カテゴリー内においてもおいても少数派・個人の権利が尊重され、サブ集団・サブカテゴリー間の競合的平等が保たれるような工夫が行われなければならない。

従って、「多極競合的人権理論」が集団・カテゴリー間の平等を追求することは、各個人がそれぞれに保持している独自のアイデンティティを無視し、個人の「価値」を集団・カテゴリーへの帰属にのみ見出すという発想とは異なるものであることを強調しておく必要がある。「コミュニタリアニズム」の世界観、あるいはアイリス・ヤングらによる「差異の政治」「アイデンティティの政治」の世界観には明確に、共同体の伝統、あるいは帰属する集団・カテゴリーの集団的アイデンティティを重視する発想が含まれている。こうした世界観に対しては、男女間の単純な数的平等を目指す「パリティ・モデル」に対する、西原博史の次の批判が妥当するだろう。「パリティは個人に対して、自分が属している性別グループに偶然に残っているような行動様式を強制していく。そうした思想は、個人の自由な人格発展の機会に対して、性別に基づく差別と全く同じ程度で有害なものになっていく。というのも、こうしたパリティ思想は、個人を性別グループの構成要素としてしか捉えておらず、個人の個性を全く無視している。個人の努力や業績が意味を持つような社会においては、個人の生き方は基本的に個人の自由な決定に委ねられているべきである」[西原 2003:286]。

それに対して「多極競合的人権理論」は、近代法の原則が伝統的な共同体の束縛から個人を解放したことを、歓迎すべき当然の成果として承認する。「機会の平等」「形式的

平等」は、明らかに前近代の状況に比べれば進歩である。しかしそれと同時に、たとえば政党政治や労働組合運動に代表されるように、近代の政治的進歩が集団的自己主張を媒介として達成されてきたこと、その結果として近代初期には「完全な人間」として扱われてこなかった人々（女性、黒人、無産労働者 etc）が「個人」として尊重されるようになったことも否定できない事実であると考えられる。これらの人々にとっては、「個人」としての尊厳を認められるためにこそ、否応なく自らの属する集団・カテゴリーの地位を向上させることが必要であった。

たとえばアメリカ南部において、黒人は「奴隷解放」後も事実上のアパルトヘイト状態の中におかれ、「個人」としての存在は全く認められず、顔の見えない「黒人」というカテゴリーに押し込められた。それは彼ら（彼女ら）にとって耐え難い苦痛であったろう。しかしその状態から脱出するためには、逆説的にも、彼ら（彼女ら）は「黒人公民権運動」という、自らの属するカテゴリーの地位を向上させる闘争を経なければならなかったのである。

また、フェミニズム運動についても同様の構造を指摘できると思われる。たしかにフェミニズム運動の一部には、レズビアン・フェミニズムのように、男性—女性間の性関係を「本質的に」支配—被支配の関係であると捉え、女性の男性からの「分離」を推進する動きも存在した。しかし大部分の場合は、個々の女性が自らの個人としての尊厳を確保するために、集団としての「女性」への抑圧を排除し男性との平等な関係を確立しなければならないという発想が、フェミニズム運動の根底にあったのではないだろうか。

従って、「個人の尊厳」を擁護することと「多極競合的人権理論」とは何ら矛盾するものではなく、逆に一体不可分である。むしろ、形式的に「自己決定権」を権利として尊重してしまうことこそが、結果として社会的弱者の「個人としての」尊厳を傷つけてしまう危険性があることを問題視する。

また、近代に発達した「政党政治」という制度も、何らかの階級的共通性・地域的共通性・宗教的共通性などに基づいて形成された諸政党が、有権者大衆の声を吸い上げる装置として機能してきた。言うまでもなく、政治の世界においても個人の発言権は最大限に尊重されなければならないし、たとえば現在の日本国会において「党議拘束」という慣行はその存在意義が大いに疑わしいものである。しかし一方で、政治の世界に完全

に「個人主義」的発想を貫徹すれば「一人一党」がその理想のあり方ということになるが、おそらくその状態は究極の小党分立ともいうべきもので、立法府の混乱と、ひいては間接民主制の機能麻痺を起こすことになろう。つまり、理論的というよりは経験的理由によって、政治の世界においてもある程度まとまった集団による発言・行動は不可欠なのである。「多極競合的人権理論」は、こうした政治的現実を考慮に入れたものである。

そして、「多極競合的人権理論」の位置付けを考える上では、愛敬浩二が行った「限定的人権論」と「拡張的人権論」との区別に言及しておく必要がある。愛敬は、人権の主体を「自律的個人」に限定し、「国家からの自由」を人権の核心的内容と想定する議論を「限定的人権論」と呼び、その代表的論者として奥平康弘を挙げた。そして、「人権の主体・内容の動態的発展に好意的な議論」を「拡張的人権論」と呼び、この議論は「労働者・女性・先住民族のように特定の属性を持つ集団に固有な自由・権利を人権と呼ぶことに寛容であり、社会権や文化享有権のように『国家による自由』を人権に含めることにも積極的である」[愛敬 2010:7]とした。そして、特に奥平の「限定的人権論」について、人権論の課題を裁判的（司法的）救済の場面に限定し、かつその場合にアメリカ型違憲審査モデルに過剰に依拠している点に問題があると指摘している。

愛敬による上記の分類に従えば、「多極競合的人権理論」は、二者択一でいえば「拡張的人権論」の系譜に属することは明らかである。「多極競合的人権理論」は、人権の主体を「自律的個人」に限定しないし（特に個人の生命権については、それを「自律的人格」とは切り離れた固有の価値として尊重する）、少数派集団に対するアファーマティブ・アクションや独自の言語使用权・言語教育権の付与などを承認する。また、こうした議論について、裁判的（司法的）救済の場面で参照されることも重要ではあるが、むしろ立法をめぐる政治過程において参照されることを想定している。しかし一方で、「多極競合的人権理論」は、「限定的人権論」において重視される伝統的権利、特に政治的権利（表現の自由・結社の自由など）の意義を最大限に尊重するものであり、「拡張的人権論」に分類されるであろう論者にも、同様の立場をとる者がいる（たとえばキムリッカ）。その意味で、「限定的人権論」と「拡張的人権論」とを「水と油」のように相容れないものとして捉える必要は必ずしもなく、むしろ従来型の人権理論の積極面（特に政治的権利の尊重）を受けついで「拡張的人権論」として、「多極競合的人権理論」を位置づけること

ができるだろう。

浦山聖子も、個人主義的リベラリズムの立場からなされてきた「多文化主義」論への批判について分析した論考において、アレン・ブキャナンによるそうした批判への次のような応答を紹介した。「ブキャナンは法的権利と道徳的権利を区別し、集団が法的権利の主体である限りでは、個人ではなく集団に権利主体性を認めたとしても、個人主義的人権論と齟齬をきたすわけではないという」「ブキャナンは、個人主義的人権論が個人主義的である所以は、個人の福利と自由こそが究極的な権利の正統化根拠であるという正当化論における個人主義(justificatory individualism)にあるという。したがって、集団を道徳的実体であると考え、正当化における考慮の対象が集団そのものであるという意味で、集団が権利の帰属主体であるという発想は正当化論における個人主義と相容れないが、正当化における考慮の対象が個人であることを前提とした上で、集団に法的権利の帰属を認めるならば、正当化論における個人主義に反するわけではない」[浦山 2010:212]。

そして浦山自身も、「正当化における考慮の対象が個人であることを前提とした上で、集団を道徳的権利ではなく法的権利の主体として認めることによって、多文化主義と個人主義的人権観との整合性を担保することができる」[浦山 2010:215]と指摘した。より個別具体的な例に即していえば、たとえば少数民族集団に独自の言語使用权・言語教育権を付与することは、その民族集団に「道徳的」価値を付与することとは無関係であり、むしろ個々の構成員に対し他の民族集団の構成員と同様の尊厳を付与することを目指すものと言い得る。こうした議論は、「多極競合的人権理論」が従来型の人権理論を全否定するものではなく、むしろそれを発展させたものであることを主張するためにも援用することができるだろう。

改めて整理すれば、「はじめに」でも記したとおり、「多極競合的人権理論」は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」(安楽死・自殺・代理母・学校選択制・売買春など)を擁護する傾向のある考え方と対立する。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、むしろ集団間・カテゴリー間の「競合」が行われる中で個人のアイデンティティに揺らぎが生じることも

積極的に評価する。その意味で、「多極競合的人権理論」は、強いて言えば「ラディカル・デモクラシー」の問題提起に強い影響を受けているが、ロールズ以降の規範的理論とは微妙にニュアンスを異にし、むしろ「多極性」に着目してきた古い政治学的伝統に共鳴するものである。

次章では、「多極競合的人権理論」と「自己決定権」批判との関係について、より具体的な考察を行う。

注

(1)本論文では、社会内における「多元的な」集団・カテゴリーについて権力関係の平等化を目指すことと、政治空間における「多元的集団」の活動を積極的に評価することとの間には密接な関連があると考えた立場から、第1章では一見「自己決定権」論とほとんど関係しない政治的「多元主義」の歴史を詳細に跡付ける。なお、後述するように「多元性」「多元主義」という言葉は多くの論者によって異なった使い方をされているため、本論文では後に「多極性」という用語を導入する。

(2)アメリカ史研究者の安武秀岳は、憲法制定会議に参加した人々の間で「肌合いの違いはあるものの、『民主主義の行きすぎ』はなんとかしなければならないという点では共通の認識があった。新しい憲法案に盛り込まれた三権分立制度の下での大統領の間接選挙制度や上下二院制度は、『民主主義の行きすぎ』に対する予防機構となるはずであった」[安武 1988:74]としている。

(3)この点について、安武秀岳は「ジェームズ・マディソンの政治哲学を、アメリカ型民主政治の、すなわち、国民の利害の多元性の積極的容認の上に、その諸利害の民主的競合の中に自由の保障を求める、現代アメリカ民主主義の原型とみなす見解がある。しかし米国建国史家ウッドによれば、憲法制定当時のマディソンは、政治というものは教養ある名望家の指導に委ねるべきだと考えていた。彼らだけが恒産をもち、したがって、諸々の利害から超越しうるがゆえに、私利を離れた有徳の政治の担い手たりうるというのがマディソンたちの考えであった」[安武 1988:78]として、マディソンを多元主義的発想の先駆とする見方を否定している。しかし、安武の見解は本論文の見解と矛盾する

ものではない。マディソンが価値判断として政党政治に否定的であったにもかかわらず、現実には出現してしまう「党派」について、多元主義的な対処法を示唆していたという事実が重要なのである。後世に影響を与えたのはマディソンの基本理念ではなく、示唆した対処法の方であった。

(4) たとえばラスキとマッキーヴァーを比較した場合、政治学者であるラスキは個人の権利・自由を確保する手段として国家権力を制約することに関心があり、その観点から国家の多元性を重視したが、社会学者であるマッキーヴァーはコミュニティとアソシエーションとを区別し、コミュニティの意義を重視する立場から、アソシエーションの一種としての国家の権限を限定的に捉えた。しかしどちらも、社会生活に一定の秩序を確保し、利害を調整する機関としての国家の役割は認めていたのである。町田[2005:67-95]参照。

(5)20世紀に入って、アメリカでは「多元的国家論」と「政治学の科学化」を目指す動きが並行して生じたことにより、政治についての多元的な見方は勢いを増した。J・G・ガネルが記述するように「多元主義は、社会的現実論として、一九二〇年までに影響力を強め、少なくとも暗黙裡には、国家の概念に替わる勢いにあった」[ガネル 2001:156-157]のである。

(6)行動論批判の側にも、冷戦期のイデオロギーに逆の意味で拘束されている側面があった。岡田憲治が指摘するように、「反行動論者たちの多くは、当時五〇年代に歩を進めてマルクス主義に傾斜していたライト・ミルズ(Wright Mills)の立場に立脚していた。彼らにとってみれば、ダールはいわばアメリカ資本主義体制を保守する者であり、行動論政治学の権化であり、抑圧的なシステムとしてのアメリカを擁護する者であった」[岡田 2000:14]。ミルズの立場をマルクス主義者としてのそれにのみ還元して捉えることには問題があるが、冷戦期における政治的議論に、時として「資本主義かマルクス主義か」という二者択一に問題を還元する傾向があったことは否定できない。

(7)G・パリュは、「富は必ずしも政治的権力を生ぜしめないし、社会的地位は経済的権力を生ぜしめない」というのが、ダールがニューヘブンの研究から主張する要点である」[パリュ 1982:159]としている。

(8)重要な論点として、コーンハウザーは、個人が複数の集団に加入していることが、「多

元的社会」の条件であるとした。「われわれの使う多元主義の概念には、多様な集団加入ということが含まれている。したがってわれわれの用語からすれば、中世は多元的ではなかったことになる。どんな組織でも、その成員の多くの生活分野に干渉する支配権を要求したり、うけいれたりしないかぎり、個人に対する組織の力は限られたものであろう。これは大変重要な事柄である。なぜならば、私的な集団の権威も国家の権威と同様に、抑圧的になりうるからである」「独立的でかつ限定的な集団が多元的に存在していると、エリートと非エリートとをお互いに守ることになるばかりか、それが自由主義的民主主義の支配を可能にするようなやり方でそれがおこなわれるのである」[コーンハウザー 1961:96]。この定義は、共同体内での個人の徳性涵養を重視する、現代の「コミュニタリアニズム」の発想とも対立するものである。後述する「多極競合的人権理論」における「多極性」概念は、基本的に、コーンハウザーによるこの意味での「多元性」概念と重なるものである。

(9) シュトラウスは、行動論に代表される傾向を「『無限定の相対主義』が、今や、西洋思想一般に、とりわけアメリカの社会科学と自由主義にとりついている」[ガネル 2001:369]と非難した。

(10) 岡田 [2000:13-14] 参照。

(11) 後期ダールの立場については、岡田 [2000:140-159]、田村 [2002:140-148] 参照。

(12) たとえば、「リパブリカニズム」を主張し、民主政治における contestability の重要性を強調しているフィリップ・ペティトも、自らの理論を「利益集団多元主義」と区別している。ペティトによれば、「利益集団多元主義」は政治を経済的自由市場（「見えない手」）とのアナロジーで捉えている点に問題があるという。Petit [1997:202-205] 参照。

(13) 詳細については、Young [1990] を参照。

(14) 詳細については、ウォルツァー [1999] を参照。

(15) なお、注(12)でも記したとおり、フィリップ・ペティトも contestability という用語を肯定的な意味で使用している。ペティトは、従来の「積極的自由」「消極的自由」という二分法に反対し、自由を「支配の不在 (non-domination)」として再定義する中で、contestability の意義を主張した。Petit [1997:185-205] 参照。

ちなみにペティトは、「干渉の不在 (non-interference)」としての「消極的自由」と、「自

己支配 (self-domination)」としての「積極的自由」との二項対立を超えた「共和主義的自由」の中核として、「支配の不在」という理念を提起している。「支配の不在」とは、具体的には「恣意的な(arbitrary) 干渉の不在」を制度的に保障することを意味し、権力分立や「法の支配」がその装置だとされる。またペティトは、「恣意的な干渉の不在」を保障する法体系は自由に対する制約ではなく、自由の拡大であるとする。

しかし、この理論には次の点で疑問がある。ペティトの定義によれば、「恣意的な干渉の不在」が保障されていれば「支配 (domination)」は存在していない、ということになる。だが、近代国家一とりわけ、ロバート・ダールが定義した「ポリアーキー」の状態にある国家 (2012年時点における先進国のうち、中国を除く大部分) は、憲法をはじめとする制度面で、民主的な法治主義の体裁を整えている。具体的にいえば、令状に基づかない逮捕を無制限に容認したり、人種に基づく選挙権の剥奪を正面から公認したりといった法律・政策はとうに排除されている。そして、権力者による「恣意的な干渉」の不在を「支配 = 自由への侵害」の不在と解釈するペティトの定義に従えば、先進国の大部分では、「支配 = 自由への侵害」なるものは既に過去のものとなっていることになる。しかし、このような解釈は妥当なものとは思われない。

(16)なお、用語面でいえば、「多極競合的」という表現は政治学における「多極共存型デモクラシー」(アーレンド・レイプハルトが、オランダ・スイスなど、多言語・多文化社会がエリート間の協調によって安定を保っている政治システムを指した用語)を連想させるものがある。しかし、「多極共存型デモクラシー」は純然たる政治学用語で、「合意」と「安定」の存在という事実の説明に用語の目的があるのに対し、「多極競合的人権理論」は規範的理論であり、かつ「合意」よりは「異議申し立て」「自己主張」に力点を置いた用語である点が異なる。

(17)キムリッカは、「集団を内部の異論(たとえば伝統的慣習や習慣に従わないという個々の成員の決断)のもたらす不安定化から保護することを意図」した制約を「対内的制約」、「集団を外部の決定(たとえば主流社会の経済的・政治的決定)による衝撃から保護することを意図」した制約を「対外的防御」と呼び[キムリッカ 1998:51]、「自由主義者は、集団内の公平の実現を促進するようなある種の対外的防御を是認し得るし是認すべきであるが、集団の伝統的権威や慣習を疑問視したり成員の権利を制限する対内的制約は拒

否すべきである」[1998:53]とした。

第2章 「多極競合的人権理論」の内容と意義—「自己決定権」論の対極的理論として

第1節 「多極競合的人権理論」の枠組みと「自己決定権」論批判との関係

前章で述べたように、「多極競合的人権理論」は、社会内における「多極性」（一般的な用語でいう「多元性」）の存在に積極的な意義を見出し、「多極性」が維持されるばかりでなく拡大していくことを理想とする。その理論的な骨組みは、各個人の間で実質的な平等（「尊厳と権力における平等」と表現することもできる）が確保されるためには、各個人が帰属する様々な集団・カテゴリーの間で最大限の平等（競合）が確保される必要があると捉えるところにある。そして、集団・カテゴリー間での平等（競合）が現実には達成されるためには、それらの集団・カテゴリーが中間団体・結社を形成し、または経由して政治的な自己主張を行う権利が尊重されなければならないという認識が前提となっている。

そして本章では、「多極競合的人権理論」が、近年大きな影響力を有している「自己決定権」論と対極的な世界観に立脚したものであり、後者を批判するための理論的根拠となることを論じたい。なお、「自己決定権」の定義は論者によってもまちまちであるが、本論文では、「本人自身（ないし当事者間）に関する事柄については、他人（ないし第三者）に不利益を及ぼさない限り、本人自身（ないし当事者間）の決定が尊重されるべきである」という原理を「自己決定権」の内容と想定する。また、このような意味での「自己決定権」を基幹的な人権として重視し、社会の各分野においてその理念を貫徹すべきであるとする考え方を、『自己決定権』論」と総称することができる。

「多元主義的政治社会論」を発展させた「多極競合的人権理論」は、社会内における権力関係、特に少数派やノンエリートの位置に注目した理論である。前述のとおり、「自己決定権」論は、人生や個々の具体的場面における選択肢が限られた状態にある社会的弱者が、そうした状態を背景に行った決定（たとえば安楽死の受け入れ）を、「自己決定権」という権利の行使として肯定的に評価する。それに対し、「多極競合的人権理論」は、「自己決定権」という概念に集約されている権利要求のうち、ある部分（たとえば、患者が医師に対し「インフォームド・コンセント」を求める要求）は集団・カテゴリー間の「平

等な選択の自由」という要求に翻訳が可能であり、ある部分（たとえば学校における制服の廃止や生徒自治への要求）は表現の自由をはじめとする政治的権利への要求に翻訳が可能であり、別のある部分（たとえば安楽死の受け入れ）については「権利」として承認することができない、という解釈をとる。

「自己決定権」批判の背景的理論として「多極競合的人権理論」の枠組みを設定することには、主に三つの大きな意義がある。

第一に、社会的弱者の利益を侵害しない人権理論を、集団・カテゴリー間の不平等という現実を踏まえて構築することができる点である。「自己決定権」概念を批判する筆者の基本的な問題意識は、たとえば女性・子ども・重病患者などの表面的な選好・意思表示を「自己決定権」の行使として形式的に「尊重」することが、むしろこれらの社会的弱者に対して抑圧的に機能してしまう可能性を懸念したものであった(1)。たとえば、「死ぬ権利」や「安楽死」について個人の「自己決定権」行使として肯定的に評価することは、結果として社会的弱者が社会内における自らの存在を「消去」することを後押しすることになり、社会内の「多様性」「多極性」を減少させることにつながってしまう。これに対して、「多極競合的人権理論」の枠組みを導入することは、社会内における集団・カテゴリー間の権力における不平等、あるいは選択肢における不平等が現実存在することを踏まえたうえで、権力関係に敏感な人権理論を構築する手助けになると思われる。

第二の意義として、上記のような人権理論を構築するに当たって、社会的弱者の利益を具体的な政治過程の中でどのように反映していくかという、現実的認識を前提とすることができる点がある。これまで、政治哲学をめぐる規範的な議論においては、立憲主義のあり方をめぐって「理性的討議」「合意」を重視する立場と、「闘技性」「異議申し立て」を重視する立場との間で論争が展開されてきたが(2)、どちらの立場においても、利益団体や圧力団体が主要な役割を占めがちな現実の政治過程に対しては批判的な受け止め方がなされてきた。もちろん筆者も、社会的エリートによって構成される利益団体や圧力団体が、政治過程において特権的な影響力を行使することについては批判的認識を持っている。

しかし、「理性的討議」「合意」と「闘技性」「異議申し立て」のいずれを重視するにしても、それらの理想が実現される場は現実の政治過程・政治的空間以外に存在しない。

第二次大戦後の「多元主義的政治社会論」を発展的に引き継ぐ「多極競合的人権理論」の枠組みを導入することは、抽象的な規範理論となりがちな人権理論について、その実現可能性を担保することにつながると考えられる。そのことは、「自己決定権」論がしばしば陥りがちな、個人の権利を非政治的な視点から解釈しようとする傾向（たとえば、管理主義的校則を「表現の自由」「民主的自治」への侵害としてではなく、単に個人の「自己決定権」への侵害として捉える）へのアンチテーゼともなり得るであろう。

そして第三の意義としては、社会内における「多極性」の存在を正面から認知する理論的枠組みを作ることは、政治的空間・非政治的空間のいずれかを問わず、否応なしに各個人が直面することになる「他者」との出会いを積極的なものとして位置付け可能とすることが挙げられる。「自己決定権」論には、しばしば「他者」排除の理念が含まれていることが指摘される⁽³⁾、この面からも「多極競合的人権理論」は「自己決定権」論と対極にあるものと位置付けることができる。民族・言語・宗教・性別・職業・年齢・性的指向といった各個人の属性は、それらの属性が「社会的に構築」されたものであったとしても、現実に関係を形成する材料として存在しており、人間同士の出会いはことごとくそうした権力関係の影を帯びている。伝統的な「公・私」分離論や、近年の理論でいえばロールズの「政治的リベラリズム」にみられるように、こうした属性の差異を排除した公的・政治的空間を構想することも可能ではあるが、それは擬制に過ぎない。経済のグローバル化が進み、「他者」と向き合って生活していくことが不可避である現代社会においては、「多極性」の存在を公的空間においても明確に認知し、そのことを前提とした政治制度を設計していくことが重要であると考えられる。

以下の記述では上記の認識を踏まえた上で、まず、近年の支配的イデオロギーである「新自由主義」と「自己決定権」論との親和的關係について焦点を当て、「自己決定権」論が潜在的にはらむ問題点を指摘する。次に、第二次大戦後の「多元主義的政治社会論」に対してなされた批判と、それに対するロバート・ダールの応答を概観し、「多元主義的政治社会論」の発展的理論として「多極競合的人権理論」を構想することの妥当性を示す。その上で、「多極競合的人権理論」を提唱する上で議論しておくべき理論的問題を、現実の政治過程への反映可能性という見地を踏まえつつ分析したい。

第2節 「新自由主義」イデオロギーと親和的な理論としての「自己決定権」論

「自己決定権」を基幹的人権として重視する考え方（「自己決定権」論）は、人権の担い手を純粹に「個人」の単位で捉えるものであり、その意味で本質的に「個人主義的」である。近年の政治哲学の枠組みでいえば、「リバタリアニズム」か、ロールズの「個人主義的リベラリズム」と親和性があると考えられる。もちろん、個々の「自己決定権」論の性質によって、そのニュアンスは同じではない。たとえば、売買春合法化論や麻薬合法化論は、最も「リバタリアニズム」に近い議論であろう。一方、安楽死合法化や「死ぬ権利」の承認を求める議論は、それが「人格的自律」に重要な意味を見出す可能性がある限りにおいて、「リバタリアニズム」「個人主義的リベラリズム」のいずれとも親和性がある。

しかし、「自己決定権」論が「本人自身（ないし当事者間）に関する事柄については、他人（ないし第三者）に不利益を及ぼさない限り、本人自身（ないし当事者間）の決定が尊重されるべきである」という本論文の定義に沿って徹底したものとなればなるほど、「リバタリアニズム」との親和性が強くなると言える。その典型的な例としては、[平岡 2004]で詳細に批判した、宮台真司らによる売買春・「性の商品化」肯定論が挙げられる。小松美彦が、「自己決定権論者というのは、私は私、あなたはあなた、他人は他人というように、当然ながら自分と自分以外の人を真っ二つに区別します。しかし、私の一般的な印象では、自己決定権論者は、あなたや他人を、あまり重視することがありません。大事にするのは、あくまで自分だけなのです」[小松 2004:109]と批判した対象としては、こうしたリバタリアン寄りの（典型的な）「自己決定権」論が想定されていると思われる。本論文では、「自己決定権」概念の使用について、使用する論者の立場を問わず包括的に批判の対象とするが、本節で「多極競合的人権理論」と対照的な理論として特に想定するのは、リバタリアン寄りの「自己決定権」論である。

「リバタリアニズム」「個人主義的リベラリズム」のいずれの立場に対しても、たとえば「コミュニタリアニズム」の立場からは、自我を構成する価値観は所属する共同体の影響を受けて形成されるもので、「負荷なき自我」を前提とする個人主義的な自我観は非現実的であるという批判がある。また、「リパブリカニズム」の立場からも、個人の人格は

政治的共同体の中で陶冶されていく必要があるという見解が示されることがある。しかし、「多極競合的人権理論」は、個人の自我についてこうした道徳主義的色彩の濃厚な認識を採用するわけではない。

「多極競合的人権理論」は、各個人が何らかの集団・カテゴリーの一員であるという事実を重視する。しかしその根拠は、各個人が法的・政治的・社会的に「平等」な存在として扱われるためには、各個人の所属する集団・カテゴリー間で「権力関係における平等（競合）」が最大限実現されていなければならない、という現実認識にある。「コミュニタリアニズム」においては、各集団・カテゴリーの構成員が価値観や規範を共有すること自体に高い意義が認められているが、「多極競合的人権理論」においては必ずしもそうではない。たとえば、Aさん（男性・医師）・Bさん（女性・派遣労働者）・Cさん（男性・受刑者）の3名について、その社会内における権力関係を、それぞれの「性別」や「職業カテゴリー」が社会内で占めているポジションと切り離して考察することができないのは明らかである。「平等」という概念に、単なる形式的な「平等な取り扱い」という以上の意味を持たせようとするならば、社会内の様々な集団・カテゴリーについて「権力関係における平等（競合）」の実現を求めていかななければならない。しかしそのことは、たとえば「女性」や「受刑者」といったカテゴリー内で同一の価値観が共有されている（あるいは、されるべき）という認識と直接的にはつながらないのである。この場合、Aさん・Bさん・Cさんの所属する集団・カテゴリーは、いわば、それら相互間の権力関係を「測定」するための一つの計算単位である。

従って「多極競合的人権理論」は、個人主義的な「自己決定権」論に批判的である点では「コミュニタリアニズム」や「リパブリカニズム」と共通するが、その理論的背景・文脈は異なる。それでは、「多極競合的人権理論」から見た「自己決定権」論の最大の問題点はどこにあるのか？

「自己決定権」論と「多極競合的人権理論」とを対極にある理論として把握する筆者の立場からは、「自己決定権」論の重要な特徴として、その背景に「一元的」価値観が存在していることを指摘できる。ここでいう「一元的」価値観とは、個人の「自己決定」、すなわち自由意思による選択・決定行為に突出した価値を付与する、主意主義的な人権観・社会観を指す(4)。そして、現実の人間社会において主意主義的な選択・決定行為が最も

日常的に行われるのは、売買・契約行為をはじめとする経済的文脈においてであることから、「自己決定権」論は、経済的自由の意義を「一元的」に尊重する考え方と強い親和性を有することが容易に想像できるであろう。

ここで指摘しておく必要があるのが、近年、「自己決定権」論と並行して社会的影響力を増大させていた、政治・経済における「新自由主義」的な発想である。アメリカのレーガン政権、あるいはイギリスのサッチャー政権が、社会保障の削減・政府事業の民営化など「小さな政府」の主張を実践し注目されたのは1980年前後からのことであった(5)。当時、そのイデオロギーは「新保守主義」という名称で呼ばれたが、民間企業の経済的自由を拡大しようとするその方向性は1990年代以降も続き、社会民主主義的な政治勢力も「第三の道」(イギリスのブレア政権が目指したとされる)といった市場原理を重視した路線を提示するようになった。1990年代から2000年代にかけて広がった経済自由化路線については、「新自由主義」という用語で総称されることが多い。

この「新自由主義」というイデオロギーにおいて重要な役割を果たしていたのが、いわゆる「自己決定・自己責任」というキーワードである。経済・金融の分野で「自由化路線」を推進するにあたっては、たとえば高度のリスクを伴う金融商品の販売といったケースについても、消費者に対し十分な説明を行うことを前提に「公正な取引」として容認する必要があるが出てくる。その場合に使用されるレトリックが、リスクのある商品の購入を「自己決定」したのは消費者自身なのだから、その結果についても「自己責任」として引き受けるべきだというものであった。また、このような個別具体的取引を想定する場合とは別に、グローバル化時代に臨む個人の一般的な心構えとして、「自己決定・自己責任」の必要性が語られることも多かった(6)。そもそも、瀧川裕英が指摘するように「自己決定と自己責任が矛盾することすらある。たとえば、自己責任の原則を厳格に貫くと、成長の機会を奪うことにつながりうる」「自己決定と自己責任の間には断絶がある。自己決定を尊重する社会が、自己責任社会である必然性はない」[瀧川 2001:35]のであり、「自己決定」という概念と「自己責任」という概念との間に論理的な連関が存在するわけではない(7)。しかし、「自分で決めた結果に対しては自分が責任を負い、リスクを引き受けるべき」というレトリックは一般に浸透し、「新自由主義」を支える心性として根強い影響力を持つことになった。

新自由主義と「自己決定権」論との関係については、小松美彦も「新自由主義のなかには、長引く世界的な経済不況の下で、国家財政にかかる福祉政策のコストの圧迫を軽減するために、福祉国家として抱え込んだ国家の課題を、都合よく個人に転嫁、搬寄せしようとする動きがはじめからあるわけで、九〇年代に自己決定権が蔓延していった背景には、その事情が深く関係しているということを見逃してはいけないと思います」[小松 2004: 26-27]と指摘している。

そして、こうした「新自由主義」イデオロギーは、第二次世界大戦後に各国で成立してきたケインズの経済政策・「福祉国家」を、市場の活力を奪い、非効率的な「大きな政府」を無目的に拡大させてきたとして批判した。その際、「大きな政府」と不可分なものとして批判されたのが、農業団体や労働組合などの「中間団体」（批判的に「利益団体」と称されることが多い）が政治過程において有してきたとされる「既得権益」である。「新自由主義」と一体のものとして唱えられた「規制緩和」は、「規制」や「既得権益」にあぐらをかいたこの種の中間団体の影響力を削ぎ、市場における「自由競争」を重視する方向での改革というイメージでとらえられた。つまり、「新自由主義」イデオロギーは、「多元主義的政治社会論」が依って立つ基盤となっていた政治・社会構造を批判するという機能を有していたのである。

日本においても、特に 2001 年に成立した小泉純一郎内閣時代を中心とする時期に、こうした「既得権益」批判が隆盛を誇ったが、それは政治的・経済的指導者に「強力なリーダーシップ」を求める風潮と表裏一体であった。杉田敦は当時の「既得権益」批判について、「とにかく特殊利益、既得権益はダメ、常に全体の利益を優先すべきである。その全体の利益を体現している者こそ私自身だ、と今のリーダーは主張していますね」「特殊利益概念というのは、非常に危険な面をもっています。というのは、利益というものはなんらかの意味でみんな特殊利益だといえるからです。『それは特殊利益ですね』という言い方をすれば、なんだって特殊利益になる。私たちが何か肩書きやポストをもっているとすれば、それはみんな特殊利益に関わってきます。ですから、特殊利益批判というのは、われわれの生活の基盤を、全部破壊していくような危険性を持っていると思うんです」[杉田 2006:14]と、「新自由主義」による中間団体への批判に強権政治の危険性が潜んでいることを指摘している。

次節では、ロバート・ダールに代表される「多元主義的政治社会論」に対して同時代になされた批判の中には、こうした「新自由主義」世界観の萌芽ともみられる内容が含まれていたことを指摘する。そして、批判に対してダールが行った理論的対応を検討することを通して、「多元主義的政治社会論」を現代的な状況に即応させる形で発展的に捉えることは可能であることを傍証する。

第 3 節 「多元主義的政治社会論」への批判と、ロバート・ダールによる応答・理論的対応

興味深いことに、1960年代末に、「依法的民主主義」を求める立場からロバート・ダールの「多元主義的政治社会論」を批判したことで知られるセオドア・ロウイの議論も、特権的集団による政治過程の支配に反対する平等主義的な基本姿勢をとってはいたが、その骨組において後年の「新自由主義」的議論に近い要素を持っていた。ロウイは、ダールに代表される多元主義的発想が1960年代に入ってアメリカ合衆国政府を支配したと考えており、その状況を「利益集団自由主義」と批判的に定義した。彼によれば、「利益集団自由主義」は「政府に対して楽観的で、政府を積極的かつ広範な目的のために利用することを期待し、最も高邁な感情によって動機づけられ、政府にとって善いものは社会にとっても善いという強い信念をもっている」[ロウイ 1981:88]という。つまり、ロウイの立論においては、「利益集団自由主義」とは各集団が政治過程において政府・行政権力を自らの目的達成のため積極的に利用することを意味しており、従って「大きな政府」の発生と「利益集団自由主義」とは不可分とされたのである。

ロウイは、「利益集団自由主義の原理に従う事業は、特権を創出し維持する傾向がある。その特権は国家という象徴を背景としているので、抵抗したり争いをしかけたりするのが特に難しい特権である」[ロウイ 1981:98]として、「利益集団自由主義」が各集団に行政権力と結びついた特権を与えることを批判した。そして、1960年代末のアメリカには、これらの特権的集団が負うべきリスクを国家が引き受ける「恒久的管財体制」が成立したと主張したのである。彼によれば、「恒久的管財国家とは、社会の重要な要素たるに相応しい規模をもって制度化された存在ならすべて、その安定性を保証するのだという確

固たる姿勢を政府が維持している国家のことである。それは、リスクを取り除いてやるか、失敗に伴うコストを軽減したり、分担したりしようとすることによって、リスクに広範な歯止めをかける政策の体系である。但し力点は、特定の階級ないしパワー・エリートの安定性ではなく、組織の安定性におかれている」[ロウイ 1981:388]という。この主張は、1990年代～2000年代の「新自由主義」者たちが、「規制」に守られた業界の「既得権益」を批判する際に用いたレトリックと瓜二つである。出版当時の文脈では、ロウイの議論は「特権」に反対する左派的な立場からの批判とみなされる余地があったと思われるが、現在の視点から見直すと、この議論は「自己決定・自己責任」論の先駆とも思える。

正確に言えば、ロウイは、政治社会における「多極性」（「多元性」）が存在すること自体について批判的に捉えていたわけではない。彼の批判はむしろ、現実の政治社会では「多元主義的政治社会論」で想定されていたよりも弱い「多極性」（「多元性」）しか存在しないことに向けられていた。「多元主義の神話は新公共哲学の成立を助けた。しかし、この神話の弱さが新公共哲学の墮落を確実なものにしたのである」[ロウイ 1981:75]。だが、リンドン・ジョンソン大統領による「偉大な社会」構想が実施されていたまさにその時期に、ロウイがその政治体制に対し「利益集団自由主義」というレッテルを貼って批判したことは、それがダール批判として今日まで記憶にとどめられるほどの影響力を有してただけに、その後の「多極主義」（「多元主義」）をめぐる議論に歪みを残したと言わざるを得ない(8)。

もちろん、全ての「多元主義的政治社会論」批判が、ロウイのような「新自由主義」的発想から行われていたわけではない。たとえばスティーヴン・ルークスは、ロバート・ダールに代表される「多元主義者」の発想を、「顕在的争点」について決定を下す（「決定作成」）権力のみ注目する、行動主義的な「一次元的権力観」として厳しく批判した。ルークスによれば、「一次元的権力観によれば、紛争は権力の属性を経験的に分析する上で決定的に重要なものである。つまり、紛争がなければ権力行使は決して明らかにできない、というわけである。では一体、紛争とはいかなるものとの紛争なのか。それは、意識的に形成され、活動において示され、それゆえにまた、人々の行動の観察をとおして見出されると想定されている諸選好間の紛争である。さらにいえば、〈利害〉は政策

選好として了解できる—それゆえ利害の紛争は選好の紛争に等しい—、と多元主義者は想定しているのである」[ルークス 1995:19-20]。その上で、潜在的争点について争点としないという決定を下す（「非決定作成」）権力に注目する「二次元的権力観」もなお不徹底であるとし、明確な決定を介さずに争点（アジェンダ）を支配する権力を、実際に観察可能な紛争が存在しない時にも問題視する「三次元的権力観」を提唱したのである。このルークスの批判は、ダールがコネチカット州ニューヘブレンにおける権力構造を分析した『統治するのはだれか？』において、「観察可能なものとして浮上した争点」のみに注目し、争点そのものを不可視化する権力を等閑視する傾向があるとして、その保守性を批判したものであった(9)。

しかしダールは、後年の理論展開において、集団のメンバーが「アジェンダの調整」に参加する機会が確保されることを、民主的手続きに不可欠の要件として提唱するようになった。ダールは『デモクラシーとは何か？』で、民主的手続きのための基準として、「実質的な参加」「平等な投票」「政策とそれに代わる案を理解する可能性」「アジェンダの最終的調整の実施」「全成人の包括的参画」の機会が確保されることを求め、「各メンバーが、アジェンダをどのようにして設定するかを決める機会に全面的に関与できるようになっていなければならない。そして、もし可能ならば、どんな問題がアジェンダとして設定されるかを選択するチャンスも全面的に保証されていなければならない」[ダール 2001: 51]と位置付けている。この事実は、ルークスらによる指摘を受けて、ダールが自らの理論を権力関係に敏感な方向へ修正したものと考えられる。

また、1980年代以降のダールは、自らの理論がアメリカにおける「利益集団自由主義」の実情を規範的に擁護したものと批判されたことにも対応して、大企業に対する民主的コントロール（「企業内デモクラシー」）の必要性を提唱するようになった。岡田憲治が指摘するように、「ダールは社会集団としてのビッグ・ビジネス集団、大企業集団にとりわけ注意を払うようになる。そもそも彼がアメリカン・デモクラシーへのきわめて楽観的な認識を変化させていくきっかけとなったのは、ポリアーキーを規定する社会的諸条件の変化であった。プルーラリズム理論が抱え込んでしまう社会集団が並列的に存在しているという図式にあてはめるには、現実の社会集団の配列はあまりに不均等であるということが認識されたのである。つまりダールは、ビッグ・ビジネス集団のもつ特別な

経済的資源と、それによる突出した政治的影響力の行使をポリアーキー実現の条件としての許容範囲をこえたものにとらえた」[岡田 2000:140]のである。

しかしこのことは、ダールが「多元主義的政治社会論」者としての立場を完全に放棄したことを示すものではない(10)。そもそもダールは、研究者としての経歴の初期においては「民主的社会主義者」としての立場を表明していた人物であり(11)、その理論が「現状擁護的」であるとする批判がどの程度妥当であったか疑問である。『統治するのはだれか』においても、ニューヘブンの政治体制が「パワー・エリート」による集権的支配でない点を指摘しつつも、同時に「多元的体制が寡頭制の状態から非常にかげ離れているとすれば、それはまた、民主主義の哲学者たちによって提唱され、またすべてのアメリカ人たちによって、実際にその支持が表明されている民主主義と平等の信念と結びついた政治的平等という目標の達成からもまた、遠く隔たっているのである」[ダール 1988:118]と、その政治体制が平等の理想に近づいていない(「拡散された不平等」)ことを明確にしていたのである。

またダールは、選挙を通じて有権者が政策決定に対して行使する「間接的影響力」の存在を、「測定することは極めて困難であり、それでいてその影響力を無視することもできない」[岡田 2000:88]という認識をも『統治するのはだれか?』の時点で表明していた。つまり、「観察可能な」事実のみに分析対象を分析するという行動論の典型的発想とは一線を画し、社会内で不可視的に発動される権力関係への一定の理論的敏感さも示していたのである。そして、教科書的著作『現代政治分析』第五版においては、政治システムを「コントロール(支配力) control、影響力 influence、権力 power、権威 authority をかなりな程度ふくむ人間関係の持続的なパターン」と定義し、「これによると、ほとんどの人がふつうは『政治的』とみなさない団体にも政治システムが存在することになる。たとえば、私的なクラブ、企業、労働組合、宗教団体、市民団体、原始的部族、氏族さらには家族までもが、この定義によると政治システムをもつということになる」[ダール 1999:4-5]と認めてもいる。このように、国家や公的組織の範囲を超えて政治的分析の対象を広げる発想は、第二派フェミニズムのスローガンであった「個人的なことは政治的である(The personal is political.)」と完全に共通するものではないとしても、社会のあらゆる領域にミクロな権力=政治を認めるポストモダニズム的な発想と両立不可能なも

のではないことは明らかである。

川崎修は、イギリスの多元的国家論を念頭に置きながら「多元主義は、一方で政治の社会化であり他方ではまさに社会の政治化であるという、現代に特徴的な政治のあり方を、理論的に先取り（あるいは反映）していたとすることができるだろう」とし、「ダールの一九七〇年代以降の仕事は、多元主義が本来持っていた理論的可能性－政治の社会化＝社会の政治化の理論的表現－を新たに展開する企てとしての性格を濃厚にもっているものとして読むことができるだろうが、そうした含意は必ずしも広く受け止められているようには思えない」と指摘している[川崎 2010:72-74]。多元主義的政治社会論にとって不幸だったのは、「それが方法論的に観察可能性の要求と結びついたこと」[川崎 2010:73]であって、その発想が社会内の権力関係＝政治的関係を敏感にえぐり取る潜在的可能性を見逃すべきではないと思われる。

以下の論述では、上記のような認識を前提に、「多元主義的政治社会論」の枠組みを現代的に発展させたものとして「多極競合的人権理論」を構築することは可能であるという立場をとる。そして次項では、「多極競合的人権理論」の内容について、解決しておくべき理論的問題を考察する。

第3節 「多極競合的人権理論」についての理論的問題

前項で、「多元主義的政治社会論」への批判にはある部分で「新自由主義」的（＝「自己決定権」論と親和的）な要素が含まれていたことと、それ以外の批判に対してはダールによるある程度の理論的対応がなされてきたことを示した。本項では、「多極競合的人権理論」の内容について、議論を深めておくべき二つの論点を取り上げる。

第一の論点は、「多極競合的人権理論」が各集団・カテゴリーによる「競合」に積極的な意義を認めることで、たとえ理論上は集団・カテゴリーの個人に対する規範的な優位性を認めないとしても、結果として「アイデンティティの政治」による社会の分裂・解体を促進することにならないかという点。この論点は、多元主義的な政治理論がこれまで解決の糸口を見出だせずに来た、多元的集団の統合・合意形成のあり方という問題にも関係してくる。そして第二の論点は、中間団体や結社が政治過程において果たす積極

的な役割を承認することと、各個人が所属する集団・カテゴリー間の権力関係における平等（競合）を確保することを、現実的な文脈（特に政治的文脈）でどのように関連付けるかという点である。

① 集団・カテゴリー間の「競合」「異議申し立て」を承認することと、政治的統合・合意形成との関係について

早川誠は、イギリス多元的国家論に始まり近年のポスト・モダンの多元主義論に至る「政治的多元主義論」の歴史を概観した研究において、「多元性がいよいよ重視されるようになる中で、統合機能への関心は薄らいでいく。多元主義が統合を駆逐する形で『政治』というものに対する我々の理解が変容している、というのが現代の状況である」「伝統的な統合機能が果たしてきた役割の軽重を適切に評価した上で、それでも多元主義に与するというのであれば、それもまた一つの政治的選択であろう。しかし問題は、二〇世紀後半の多元的民主主義論以降、統合機能がそもそも論点として取り上げられなくなったこと、それゆえ統合機能の喪失時に私たちが払うべき犠牲の重さが認識されないままにしていることにある。現代の多元主義論では、政治における秩序や統合という論点の存在自体が最初から不可視化されてしまっているのである」[早川 2001:序 v]と指摘している。早川によれば、イギリス多元的国家論においては、同国における豊富な自発的結社の伝統が前提となっており、伝統を具現する存在としての国家が「多元性」の統合機能を果たすことは明確に意識されていた。しかし、第二次大戦後のアメリカにおける「多元的民主主義論」には、「事実上の規範性への意識ともいえるべきものが欠如している。多元的国家論が提示した『政治』の再構成という問題意識は、多元的民主主義論においては不可視化されているのである」[早川 2001:110]という。そして、近年の多文化主義論や「ポスト・モダニズム」の文脈における多元主義論においては、『政治』の統合的契機、あるいは公的領域の存在そのものが危機に瀕しているとして、「多元主義論が提起すべき問題は、逆説的にも、多元性を統合するものは何かという問題なのである」[早川 2001:188]と問題提起を行っている。

「多元主義的政治社会論」を、近年のムフ・ヤング（ラディカル・デモクラシー、ない

し「ポスト・モダニズム」・キムリッカ（多文化主義論）らの議論を取り込む形で発展させた「多極競合的人権理論」は、早川のこのような問題提起にどのような形で応答すべきだろうか？

「多極競合的人権理論」は、前章で述べたように、政治的空間における価値として、「理性的討議」「合意」よりも「闘技性」「競合」「異議申し立て」を重視する立場をとるが、その背景には次のような現状認識がある。

第一に、近代国家のシステムが（それが民主的制度を備えているかどうかとは別に）どの地域においても確立した現代世界においては、少なくとも各国家の内部に限れば権力者による「決定」が日々行われている。そして、いかに民主的「討議」の制度を備えている国家であっても、国民生活に決定的影響を与える決定を最終的に下しているのは少数の権力保持者なのである。「多極競合的人権理論」は、主権国家のシステムを自明の前提と考えるものではないし、その射程範囲を主権国家の内部のみに限定するものでもないが、現実に存在し当面廃絶される見通しのない主権国家のシステムを無視して理論を組み立てることもできない。そうである以上、個人の現実の生活が各国家の支配下において行われ、各国家の権力者による「決定」に従わざるを得ないという状況を踏まえれば、「理性的討議」「合意」の意義を理論的にことさら強調することは、権力者による意思決定の追認・容認を手続き的に合理化する危険性が大きいと考えられるのである。

そして第二に、「多極競合的人権理論」の内容は、個人の存在が急速に孤立化・原子化し、メディア政治の影響に圧倒されている21世紀の日本で提唱する理論であることをある程度意識したものである。日本社会においては、政治的空間におけると非政治的空間におけるとを問わず、個人や集団による積極的な「異議申し立て」と、それに基づく「闘技的」な議論が日常的に行われているとは言い難い。むしろ、前述したように「既得権益」を破壊する「強力なリーダーシップ」が求められる傾向が強く(12)、そうしたリーダーシップを備えているとみなされた指導者へのコンフォーミズムが支配的となっている。もちろん、「強力なリーダーシップ」に基づく強権的意思決定は、「理性的討議」「合意」に基づく意思決定とは本質的に性格が異なる。しかし、現実の強権的意思決定は、しばしば形式手続きによる「合意」を擬制することによってその正当化がなされるケースが多く、「理性的討議」「合意」の意義を強調することが結果的に強権的意思決定を追

認することとなってしまう危険性は少なくない。「競合」「異議申し立て」と「闘技的」な議論の意義を強調することによってこそ、強権的意思決定の無原則な横行に歯止めをかけることができると考えられる。

以上が、筆者が、「多極競合的人権理論」を、集団間の「競合」や積極的な「異議申し立て」に肯定的な意味を見出す理論として構成した背景にある現状認識である。

ここで、「多極競合的人権理論」が肯定的に参照するムフの「闘技民主主義」とは対照的に、政治哲学・人権理論における「理性的議論」や「合意」の意義を重視する代表的理論家としての、ジョン・ロールズについて言及しておきたい。ロールズは、1971年に『正義論』を発表した後その理論的立場を変遷させたが、その「公正としての正義」についての一貫した問題意識は、正義原理についての合意が成立した「秩序だった」社会をいかにして形成できるかというものであった。『正義論』では「社会が秩序だっている(well-ordered)とはどういうことかを述べておこう。成員の利益を増進するようもくろまれているだけでなく、正義に関する公共的な考え方が社会を事実上統制している場合、その社会は秩序だっている。すなわち秩序だった社会においては、(1)他の人びとも同一の正義の原理を受諾していることを全員が承知しており、かつ(2)基礎的な社会の諸制度がそれらの原理をおおむね充たしており、人びともそのことを知っている」[ロールズ 2010:7-8]という議論を提示し、晩年の『公正としての正義 再説』では「穏当な多元性の事実を所与とすれば、その構成員のすべてが同一の包括的教説を受け容れるような秩序だった社会は不可能であることに注意されたい。しかし、民主的な市民たちは、異なった包括的教説を抱いていても、正義の政治的構想には合意できるのである。正義の政治的構想が、民主的社会の市民としてのわれわれが得ることができる社会的統合の十分かつ最も道理に適った基礎を提供すると、政治的リベラリズムは考えるのである」[ロールズ 2004:16-17]と述べている。

しかし、異なった「包括的教説」の間での、正義の政治的構想についての「重なり合う合意」が可能であると説くロールズの立場については、その前提が政治的領域における理性的議論の可能性を過大評価し、さらに言えば、「政治」そのものの意義を矮小化しているのではないかという疑問が付きまとう。山田正行は、ロールズのリベラリズムについて「政治は、このような枠の中に押し込められると、せいぜい諸個人の善き生の構

想の間の調整を司る管理機構でしかなくなる。そこでは、個々人の価値観が他者のそれとの出会いと交流のなかで根底的に転倒し変容することによってなんらかの普遍性を獲得したり、あるいは多極化するような『経験』（ヘーゲル）の可能性は最初から切り捨てられている」[山田正行 1994:366]と批判する。というのは、ロールズの公共領域では、そこに持ち込まれるアジェンダをあらかじめ限定することによって「一元化（原文傍点）された政治的諸価値を実現するべくあらかじめプログラムされてしまっている」[同上]からである。

政治における対立と「決定不可能性」の契機を重視するムフもまた、ロールズに代表される「政治的自由主義」を、「政治的自由主義がわれわれに提示するのは、敵対関係、暴力、抑圧といった諸契機が姿を消した『秩序ある社会』のイメージである。しかし実際には、それができるのは、賢明な戦略によって、対立や暴力、権力や抑圧といった諸契機を隠蔽しているからに過ぎない」[ムフ 1998:286]と批判している。実際、大森秀臣が指摘するように、ロールズの「正義の政治的構想」によって規定される「公共的理性」にはいかなる包括的教説も導入されてはならないのはもちろんのこと、「公共的理性が適用されるのは、『憲法の本質的要素と基本的正義の諸問題』に限られて」おり「課税方式や財産制限措置、環境保護や動物保護、文化奨励などの問題は、『憲法の本質的要素』に含まれないとされ、公共的理性が導く政治的審議の対象外であるとされる」[大森 2006:97]のである。さらにロールズの世界観では、「最高裁判所が公共的理性の主たる場である以上、一般市民たちは、政治的審議を行う場合、最高裁判所を『模範』として、裁判官を『モデル』として政治的主張を行わなければならない」[大森 2006:99]とされる。こうした政治観は、異なる利害・価値観が衝突する空間としての政治的領域のリアリティを正確に捉えていないと言わざるを得ない。

一方でロールズは、理論的立場の変遷に伴い、民主的社会における「市民たちが、さまざまな、実際、通約不可能で相容れないと言ってよい、道理に適ってはいるが包括的な諸々の教説を支持しており、それに照らして自分の善の構想を理解している」[ロールズ 2004:149]という「穏当な多元性の事実」を承認している。しかし、ロールズのいう「多元性」とは個人の信念体系についての「多元性」を主に指していると考えられ、本論文第1章第1節における「多元主義」の定義（「法的というよりも政治的な文脈で、国

家・社会の内部において集団・カテゴリーが果たす自律的機能に積極的評価を与える考え方)とは意味内容を異にしている。

事実、ロールズが「結社」に与えている理論的位置づけはある意味で無造作である。彼は、「正義の政治的構想」が「結社」内部に適用される可能性を否定し、「(社会の)基本構造にとって道理と正義に適っている原理が、諸々の制度・結社・社会的実践にとってもまた一般的に道理と正義に適っているとあらかじめ想定すべきではない」「基本構造とその内部の諸々の結社や社会形態とは、それらの目的や目標、独特の性質や特別な要求を考慮して、それぞれ別個の原理によって規制されているのである」[ロールズ 2004:19]と述べている。この立場は、「多極競合的人権理論」の、社会内部における結社や集団・カテゴリーの存在に重要な意義を見出すと同時に、その内部における少数派・個人の権利尊重をも重視する立場とは大きく異なるものである。なおロールズは、『正義論』で「ジェンダー及び人種」の論点に言及しなかったことについても、「たしかに、それは、『正義論』における欠落といえは欠落である。しかし、欠落は欠陥ではない」[ロールズ 2004:114]と弁明しているが、この点もその理論が本質的に個人主義的発想をベースとしていることを示すものだろう。

いずれにしてもここでの問題は、ロールズの見解が「秩序だった」社会をいかにして形成できるかという問題意識に立っており、「理性的議論」や「合意」の意義を過剰に重視する「非政治的な」ものとなっていることである。彼の世界観における「政治的審議」からは、人権理論で特に配慮が要請される少数者やマイノリティの視点・利害—それらは、裁判官を『モデル』とするような理想的発話によって表明されるとは限らない—が排除される恐れがあるのではないか。ロールズは、抽象的な議論の上では「多元性」「多元主義」に敬意を払っているように見えるが、山田正行が指摘するように、「実は価値の多元主義それ自体を、そしてそこから生じかねない対立や闘争をおそれているのであり、それゆえに、道徳的でもある正義にかなった秩序へ逃走しようとしているのではないのか」[山田正行 1994:267]と解釈することもできる。

ムフは、「私の立場は、ジョン・ロールズのようなリベラル派の理論家の立場と似ているように見えるかもしれない。なぜなら彼は『単純な』多元主義と『理性的な』多元主義とを区別し、正当な要求とそうでない要求とのあいだに線引きしようとする試みからだ。

しかしながら私の立場は、ロールズとはあきらかに異なっている。彼はこのような区別が理性と道徳性に依拠すると考えるのに対し、私は正当なこととそうでないこととのあいだに境界線を引くことはつねに政治的決断であり、さらにこの線引きはつねに異議申し立てへと開かれるべきだと考えているのである」[ムフ 2008:180]と述べている。筆者の立場は、「正当なこととそうでないこととのあいだに境界線を引くことはつねに政治的決断」であるという事実は認めるものの、そうした「政治的決断」にあたって当事者から参照されるべき「目安」として人権理論があると考えるものである。その点でのニュアンスの違いはあるが、政治的領域を動的な空間として捉える「闘技民主主義」の問題提起は、ロールズの立論よりも「多極競合的人権理論」にとって示唆的であると思われる。

田村哲樹は、「闘技民主主義」の問題提起に一定の意義を認めつつも、「闘技民主主義」が「政治参加の動機において利益でも理性でもなく情念の占める役割を承認」[田村 2008: 53]しているとして、「理性」を尊重する「熟議民主主義」を評価する立場を示した。また田村は、熟議への参加を通じて各人の「選好の変容」が生じる可能性に期待を示している。しかし、ムフのような「闘技民主主義」の立場からも、政治的文脈における理性の役割が全く無意義とされるわけではなく、ロールズら主要な政治哲学者による議論で「理性的議論」の重要性が過剰に評価されてきたことへの批判として「情念」が強調されていると見るべきだろう。また、「闘技民主主義」においても参加者の「選好の変容」が生じる可能性はもちろん存在するし、異質な他者（「競合者」）との激烈な議論を通じて自らの立場を再検討する機会はずいぶん多いとも考えられるだろう。

また、大森秀臣は、フランク・マイケルマンやユルゲン・ハーバーマスらによる問題提起を踏まえ、彼が「審議—参加型共和主義」と呼ぶ理念こそが「法の公共的正統性」をもたらすとしている。大森によれば、多くのコミュニタリアンが受け入れている「徳性—陶冶型共和主義」と「審議—参加型共和主義」とを対置し、「審議—参加型共和主義は、政治の営みを、法を創出・正統化する審議プロセスとして、すなわち今そこにある、公／私分離の特定の形態を一度括弧に括ったうえで、新たな形態に組替える『公共性の再構成プロセス』として捉える。審議—参加型共和主義は、マイケルマンとハーバーマスにみられるように、政治的審議を、法的枠組みと循環的關係にある公共的正統化のプ

プロセスとして理解している。すなわち、法的枠組みは、公権力の介入から私的領域を保護し、個人の基本的自由を保証することによって、政治的審議の可能条件として機能し、かつ、それが保障する個人の自由が具体的な権利の形態に解釈されることによって、政治的審議の公共的な帰結として審議参加者の側から受容される」「この審議—参加型共和主義こそが、個人の自由の保障を前提としながら、自己統治としての自由を再生させ、法の公共的正統性をもたらす」[大森 2006:235-236]としている。この認識は、ハーバーマスが表明している「討議理論は法の正統性を説明するにあたり、法制定および法適用の過程が合理的結論を得るという推論を根拠づける、—それ自体として法的に制度化された—手続きとコミュニケーション前提を援用する。政治的立法者により可決された規範および司法により承認された権利は、内容的に『合理的』であると確証されたことになるが、そのさい肝要なのは、法の受け手が権利主体の共同体の自由で平等な構成員として処遇されるということ、要するに、その純一性において同時に保護される法的人格の平等な取り扱いがなされる」[ハーバーマス 2003:150]という認識を前提としており、やはり法的・政治的空間における「合意」の契機を重視するものである。

しかし大森は、「本書で扱う現代共和主義もまた……多元的社会を前提にしている」[大森 2006:246]としながらも、ムフによる「闘技民主主義」の提言や、大森が「デモクラシー論」と呼ぶ潮流（「ラディカル・デモクラシー」とほぼ同義）の中の、「フェミニズムや多文化主義に属する論者によって支えられてきた」[大森 2006:57]社会内における差異や「多極性」（「多元性」）を重視する議論について十分な考察を行っていない。政治的意思決定における「合意」の契機を重視するという前提に立つ限り、市民社会と政府機関内部における「討議」「熟議」が徹底的に行われ、最大限多くの人々がその手続きに関与することが望ましいのは当然のことである。問題は、ノンエリートにはそのような機会が形式に与えられているだけで「実質的な」発言機会が不足していることと、仮に発言機会が保障されたとしても、「討議」「熟議」の結果が穏健な合意に至る保証は全くないことである。ハーバーマスも、『公共性の構造転換』「一九九〇年新版への序言」において、「社会国家的な大衆民主主義の諸条件のもとでいかにして討議による意見形成や意思形成が制度化されうるのかという問いは、未解決のまま残っている」[ハーバーマス 1994:序言 xxxii]と認めている。

ムフは、ハーバーマスの討議理論について次のように批判している。「根源的かつ多元的な民主主義にとって、紛争の最終的帰結がやがて可能になるとの信条は、たとえそれが、ハーバーマスのように、自由かつ抑制なきコミュニケーションの整序的理想への漸近的アプローチとして認識される場合でも、けっして民主主義のプロジェクトの必然的な地平を提供するものではなく、むしろそれを危殆に陥れるものと言うべきであろう」[ムフ 1998:16]。ムフによれば、ハーバーマスの理論は、たとえばウルリヒ・ベックのそれと同様に、政治の「闘技性」を無視した「ポスト政治的ビジョン」の一つなのであり、その背景には西洋中心主義の思想があると言う。「[ハーバーマスの言う:平岡注]リベラルな法治民主主義が、すぐれて合理的な成果一法の支配および人権を民主主義的な参加と調停すること一であるとして、これが実施されることに『合理的に』異議をとなえるためにはいかなる根拠を土台にしたらよいのだろうか?いかなる異議もすべて、自動的に、非合理性と道徳的な後進性の兆候ないし不当なものとして捉えられるだろう」「ハーバーマスは、いまとなってはすべての社会が同じ課題に直面しているのであり、だからこそ、それぞれの文化的背景にかかわらず、西洋的な正統性の基準と人権にもとづく法システムを受け入れることになる」と論じている」[ムフ 2008:126]。しかし、このような仮定は非現実的であり、政治における対立的契機を過小評価するものであるとされる。

政治における合意の契機を重視した議論へのこうした批判は、「政治」という領域が本質的に対立の契機によってこそ特徴づけられる領域であることを考えれば、妥当なものであると考えられる。むしろ、政治的議論における「統合」「合意形成」の意義は各種の哲学的議論や政治的現実において十分すぎるほど強調されており、集団・カテゴリー間の「競合」「異議申し立て」を重視する「闘技的」な理論の構築が求められているというのが筆者の現状認識である。

② 中間団体の政治的役割と、集団・カテゴリー間の権力関係における平等との関係について

労働組合・宗教団体・消費者団体などの各種「中間団体」が政治的に果たす役割を重要視する立場は、いわゆる「利益集団自由主義」と同一視される場合が多い。前述の通

り、第二次大戦後のアメリカで、ロバート・ダールらの「多元主義的政治社会論」を批判する議論もそのような認識に立っていた。しかし、筆者の提唱する「多極競合的人権理論」は、少数派・ノンエリートの集団にこそ重要な発言権を確保するという前提に立っており、「多元主義的政治社会論」を発展的に継承するものである。

ここで問題となるのは、中間団体の政治的役割を肯定的に評価することと、人権としての「自己決定権」を批判する文脈で集団・カテゴリー間の権力関係における平等を追求することとの間に、論理的に必然的な関係があるかということである。いずれの見方も、純粋に個人主義的な政治・社会観とは対立するものであるため、世界観としての親和性は明らかに存在するが、目標として追求する上で両者が不可分であるか否かについては一定の考察を必要とすると考える。

本論文の文脈において、「自己決定権」批判と関連して集団・カテゴリー間の権力関係における平等を追求する具体的事例は、たとえば医師と患者・男性と女性・教師と生徒のような場合である。たとえば安楽死の是非について検討する場合に、人権としての「死ぬ権利」が存在し得るかという純理論的な問題を検討する必要があるのは当然であるが、同時に、現実の医師－患者間における権力関係の存在に留意しなければならない。

この事例について言えば、現代日本の政治的文脈においては、医師集団の圧力団体としての団結（日本医師会）には確固としたものがあり、その政治的影響力に見せし難いものがあるのは周知のことである。一方、患者集団が自らの権利確立を目指して団結し、政治的影響力を行使するという状況は現時点では明示的には存在していない。その意味で、医師－患者間の権力関係の不平等（医師側が、その専門知識の優越などを背景に、医療現場で患者に対し優位な立場を保持している）は、政治的場面にも反映していると言える。そしてこの状況は、日本医師会などの「中間団体」が政治的影響力を行使することについて、現存する不平等を助長するものと否定的に捉えることもできる。すなわち、中間団体の政治的役割を肯定的に評価することは実質的にエリート集団の優越的地位を固定化するものだという、前節でも述べた「多元主義的政治社会論」に対する批判に通じる視点である。しかし一方では、医師集団に対抗して患者集団が政治的に団結し、「中間団体」としてその発言力を行使することこそが、現実の権力関係に影響力を及ぼすために必要であるという見方も可能である。

ここで指摘しておかなければならないのは、政治理論・人権理論においていかにエリートによる団結とその発言力増大を否定的に評価しようと、またどのような政治的制度改革を行おうと、程度の差こそあれエリートは団結し、政治的意思決定の場面において一定の影響力を行使するということである。もちろんこれは事実認識であって、エリートによる支配を是とする価値判断ではない(13)。逆に、エリートによる団結が不可避・普遍的な現象だからこそ、ノン・エリートによる団結と発言力の増大が求められるのであり、政治哲学・人権理論の上で抽象的に「中間団体」「結社」の意義を否定的に評価しても益はないと考えられる。

歴史的に見ても、労働者階級・女性・人種のないし民族的少数者などの代表が議会に選出され、またそうした集団の声を代表する圧力団体が政治的発言力を増すことで、こうした被抑圧集団の社会的地位が向上してきたことは疑いのない事実である。人権概念が個人を基本単位として構成されているということと、人権保障において集団的な自己主張の必要性が存在するということは矛盾するものではない。

アイリス・ヤングは、被抑圧集団への政治的な「集団代表権」付与を擁護して次のように述べている。「特権的集団は、通常、被抑圧的集団の利益を擁護し、促進しようとはしない。なぜなら、自分たちの社会的立場のゆえに、被抑圧者集団の利益が理解できないからであり、また自分たちの特権は、ある程度、他の集団に対する抑圧の上に成り立っているからでもある。討議や意思決定において、被抑圧的集団に明確なかたちで代表権を与える主な理由は、抑圧をなくすことなのである。このような集団代表制の導入により、特権的集団の前提と経験の特殊性が公に暴露されることにもなる」[ヤング 1996:112]。こうした集団代表制の適用を受けられることができる集団として、ヤングは「女性、黒人、ネイティブ・アメリカン、老人、低所得者、障害者、ゲイ、レズビアン、スペイン系アメリカ人、若者、非熟練労働者などの集団」[ヤング 1996:115]を列挙しているが、こうした具体例の内容について議論することは必ずしも重要ではない。また、「集団代表制」を制度的に現実化することには困難も伴うであろう(14)。しかしここで重要なのは、私たちの社会では「特権的集団」の発言権が否応なしに確保されてしまっており、その中でノンエリートの経験・感情・主張が反映されることは極めて難しいという事実である。ヤングが指摘するように、「社会集団が複数存在する事実は、人々の社会生

活に関して、必ずしも相互に矛盾するものとは限らない歴史や経験や視座が多様にあることを示している。それはまた、他の集団の経験を完全には理解できないことを暗示している」[ヤング 1996:112]のであり、ノンエリートによる団結と公的な積極的発言がなければ、その声は聞きとられないままで終わるであろう。そして、そのような「団結」は必然的に政治的「中間団体」を構成することになる。従って、中間団体の政治的役割を肯定的に評価することと、「自己決定権」を批判する文脈で）集団・カテゴリー間の権力関係における平等を追求することとの間には、現実的に不可分の関係があると言えるのである。

ただし、ノンエリートによる団結と「中間団体」の形成、あるいは「集団代表権」の付与といった構想を肯定的に評価する場合でも、見落としはならない点がある。それは、ノンエリートによって形成される団体・結社そのものが権力的・抑圧的な運営を行ったり、内部において不平等な構造を形成していく危険性である。この点に関連して、アメリカ合衆国は「自発的結社」が政治的・社会的に大きな役割を果たしてきたとされる国であるが、そのあり方の変化についてシーダ・スコッチポルが行った研究に触れておく必要がある。スコッチポルは、アメリカ建国以来の「自発的結社」の歴史を実証的に分析し、1960年代までは、エリート・ノンエリートの区別なく会員が日常活動に積極的に参加する「メンバーシップ結社」(フリーメーソン、オッド・フェローズ、東方の星、ボーイスカウトなど)が全国的・地域横断的な活動を展開していたことを示した。しかしこうした「自発的結社」のあり方は、1960年代以降、学生運動や「新しい社会運動」(公民権運動・女性運動・環境保護運動など)の台頭などにより大きな変化を遂げ、各分野の専門家によって寡頭的に運営される「アドボカシー・グループ」が急激に発達し、「メンバーシップ結社」はそれに伴って衰えたという。

スコッチポルは、「過去の市民社会を、そのまま再興することなどはもちろんできない。また、そうすべきでもないであろう。二〇世紀後半の権利革命の以前には、あまりにも多くの人々が周辺化され、力を奪われていた。また、市民アドボカシー・グループが近年増殖する以前には、あまりにも多くの重要な価値が公共的討議の議題から排除されていた。にもかかわらず、我々が失った典型的なアメリカ市民社会の重大な側面—共有された民主的価値、階級の区分線を越えたある程度の友情、大多数の人が一握りのエリー

トと一緒にあって組織化された努力に参加する機会を含む一は、再発明される必要がある」[スコッチポル 2007: 218]として、全国的なネットワークを備えた結社の活性化による草の根民主主義の復興を訴えている。そのための具体策として提示されるのは、全国規模のメディア企業によって「メンバーシップに基づく団体や運動の注目度をさらにアップ」[スコッチポル 2007: 241]することや、「一般の人の広範に組織された集団を政治に夢中にさせることを目的とする改革を構想し、制定すること」[スコッチポル 2007: 243]の一環として投票日における投票率アップへの集団・結社の関与を促進することなどを提言している。

これらの分析・提言には二つの要素が含まれている。一つ目の要素は、スコッチポルがコミュニタリアンによる「ローカルな社交性」復興の提言に批判的で、全国的に活動する結社の復興を訴えていることである。しばしば、結社や中間集団の意義を肯定的に評価する発想はコミュニタリアンのそれと混同されがちであるが、スコッチポルが提言するのはあくまでも、活動的な「メンバーシップ結社」が全国的に組織され、政治的に有効な活動を行うことである。アメリカのデモクラシーを草創期から支えてきたのは、全国単位でのそのような「メンバーシップ結社」による活発な活動であって、地域ごとに区分された「アドボカシー・グループ」による活動ではないとするのである。

本論文で提言する「多極競合的人権理論」の枠組みもまた、コミュニタリアンのように各人の所属する地域的・宗教的共同体の価値を積極的に評価するものではない。さりとて、社会的ノンエリート（女性・患者・子どもその他）の人権擁護を、現実の全国的政治過程を無視した形で抽象的に主張するものでもないのである。地方分権の必要性が叫ばれているにもかかわらず、ノンエリートによる自らの権利擁護を訴える運動は、全国規模で行われなければ意味がないことは疑い得ない。

一方、スコッチポルの分析・提言における二つ目の重要な要素は、「新しい社会運動」（公民権運動・女性運動・環境保護運動など）の台頭などにより出現した「アドボカシー・グループ」が、ノンエリートの権利擁護を訴える団体であっても、しばしば専門家によって寡頭的に運営される傾向があるという指摘である。「多極競合的人権理論」の立場からは、ノンエリートの集団・グループによる結社の形成と積極的な政治的発言はもとより肯定的に評価されるものであるが、この理論は同時に、こうした集団・グループ

の中にも「多極性」・平等な発言権が確保されるべきであるという主張を含んでいる。「闘技的民主主義」の活性化と、ノンエリート集団の政治的・社会的発言権の確保、そしてノンエリート集団内部における「多極性」の確保という三つの条件をクリアした政治体制を具体的に構想することは容易ではないが、一つの理念型として設定しておく価値はあると思われる。

以上、「多極競合的人権理論」の内容と意義について、「自己決定権」批判との関係を含めて、主に政治哲学の文脈からの理論的検討を行った。次章以下では、「多極競合的人権理論」を背景理論として、「自己決定権」に関係する様々な場面についての具体的分析を行う。

注

(1)第3章及び平岡[2003]参照。「自己決定権」という名目で行われていた権利要求のうちある部分については、実際に求められていたのは「平等な選択の自由」なのであって、「自己決定権」の名の下に特定の選択結果を擁護することではないことを、具体的事例に即して論じている。

(2)現代民主主義理論における「熟議民主主義」と「闘技民主主義」との分岐については、田村[2008:29-53]参照。また、「無力な他者」を民主政過程の内側に引き戻す枠組みとして「闘技民主主義」を評価する論考に、[関 2007]がある。

(3)「自己決定権」をめぐる様々な論争（たとえば安楽死・売買春・学校選択制の是非）において共通のメルクマールとなっているのが、ある個人が行う「決定（選択）」が、同調圧力などの形で周囲の他者（あるいは社会全体）に影響を及ぼす可能性をどの程度重要視するかという点である。どちらかといえば、そうした影響を重視せずに本人の選択結果を「尊重」すべきと考えるのが「自己決定権」論者の側であり、本人以外への影響にも注意を払うべきと考えるのが「自己決定論」を批判する側であるという傾向がある。

小松美彦は、「いったん自己決定権を盾にしてしまうと、さまざまなことに関して、自分のことは自分で決めればいいのだから、他人には口を出してほしくないという壁がで

きてしまい、結果として自己決定権が他者同士のコミュニケーションを遮断・排除する道具として機能する危惧があるのではないかということです」[小松 2004:40]と指摘している。

(4)「自己決定権」論の内容を、「私が私のことを決定する」という形でとらえた場合、「私が」の部分には主意主義的な思想伝統に、「私のことを」の部分には主知主義的な思想伝統に繋がっていることを指摘した論考として、小柳 [2008]がある。筆者は、「自己決定権」論においては決定対象が「私のこと」である点は自明の前提とされており、その権利性を認める根拠となっているのは「私が」決定するという主意主義的要素ではないかと考えている。

(5) トニー・ジャットは、1980年前後から起こったパラダイム転換について次のように記している。「十年ちょっとの間に、公的言説における優勢な『パラダイム』が、政府介入への熱情や公共善の追求から、マーガレット・サッチャーの悪名高き冗談に要約される世界観へと移行したのです—彼女曰く『社会などというものは存在しません。あるのは個人と家族だけです。』ほぼ正確に同時期のアメリカでは、ロナルド・レーガンが、『アメリカはふたたび、朝を迎えている』と言い出して、ゆるがぬ人気を獲得しました。政府はもはや、解決ではなくなりました—それ自体が、問題となったのです」[ジャット 2010:113-114]。この引用部分におけるサッチャーの発言からも、この時期から推進された経済的自由主義に、極めて個人主義的な（その一方で、社会内の「多極性」には敵対的な）含意が存在したことが理解できる。

(6)小柳正弘は、「自己決定重視原則は、こんにち、近代市民社会の理念といってもいいような地位を占めつつあるのではないか。たとえば、規制緩和、構造改革といったスローガンも、医療の領域におけるインフォームド・コンセントといった概念も、よりどころとしているのは自己決定という理念であり、自己決定（もしくは自己決定権）の重視は、現代社会のさまざまな領域においてほとんど無批判に主要な規範原理といえる原則とされつつある」[小柳 2009:26-27]と指摘した上で、「自己決定は、個人の権利とみなされることで、しばしば『自己責任』をとまなうものとされている。しかし、そのように自己決定と自己責任を結び付ける主張の問題点が指摘されている」[小柳 2009:41]として、立岩真也らの議論を紹介している。

(7)立岩真也も、「自己選択・自己責任という言葉の繋がりが吟味されることもなく受け入れられ、流通してしまう」状況について「たしかに自分で選ぶことのできることを、なすことのできることを、変更することのできることはあるが、そのことのゆえにその帰結を引き受けなければならないとはならない」「自己選択・自己責任という標語もそのまま受け入れることはできないのだが、その方向に行ってしまう」[立岩 2004:253]として、「自ら選択（決定）すること」と「その結果（責任）を引き受けることが必然的には結び付かないことを論じている。

一般的にあって、ある人物が自らの「決定」から起こった結果に対して「責任」を負うべきと主張されるのは、①その人物が社会内で一定の権限・権力を有する立場にいて、その権限・権力行使としての「決定」を行った場合、②その人物が違法行為を行った場合、の二種類が典型的なケースである。「自己決定・自己責任」論の特徴は、このいずれにも該当しない場合について、たとえ「決定」の主体が社会的弱者であっても、「決定」から派生した不利益を「自己責任」として甘受させるという機能を果たすところにあった。社会的弱者に自発的な「危険引き受け」を促す理論的装置としての「自己決定・自己責任」論が孕む問題性については、第4章及び平岡[2006]参照。

(8)早川誠は、ロウイの議論を「戦後アメリカ政治と多元的民主主義論に対する批判の典型」[早川 2003:190]として紹介した上で、「ローウイに類する主張は他にも数多く挙げられる。そのいずれもが、多元的民主主義論に対して政治の現状を無批判に受け入れる保守的な議論という評価を下すものであった。しかし、それにもかかわらず、『結社の自由』が保障される自由民主主義体制を否定するのではない限りは、多元的民主主義論が強調する『社会の多元性』を何らかの形で擁護する必要がある。問題は、どのように、である」[早川 2003:191]と問題提起している。筆者の問題意識もまた、「社会の多極性（多元性）」を公的空間に反映させていく人権理論として「多極競合的人権理論」を構築するところであり、その点で早川と共通する部分がある。

(9) 具体的には、ダールはニューヘブレンにおける公的意思決定の「争点領域」として二大政党の候補者指名・都市再開発・公教育の三分野をピックアップし、それぞれの分野で異なった人々・勢力による影響力が行使されている（「パワー・エリート」による一元的支配が貫徹されているわけではない）と分析した。

(10)岡田憲治は、「ダールは社会的不平等を階級論的に克服しようとはせず、権利としてのデモクラシー＝『政治』を擁護しながら、あくまでもその解決を集団『内部』における営為に求めようとするのである。その意味で、ダールはプルーラリズムを放棄してはいない」[岡田 2000:179]と論じている。この指摘は妥当であると思われる。後期ダールはポリアーキーにおける「民主的手続き」の重要性を強調する立場に移行したが、「多元主義的政治社会論」の枠組みと民主的手続きの重視はもとより両立可能である（もともと、「多元主義的政治社会論」はアメリカ社会の民主的伝統を自明の前提としていた部分があり、その点こそが批判の対象となっていたのだから）。なおロウイは、「利益集団自由主義」は政策決定過程を権力闘争の場としてしまうため、政策決定の客観的基準が消滅してしまうことに危惧を表明したが、ダールによる「民主的手続き」の強調はこの点への応答ともなっていると考えられる。

(11)「民主的社会主義」の立場から、市場経済への「コントロール」のあり方を模索していた1940年代のダールについては、岡田[2000:44-49]参照。

(12)こうした指導者が大衆的支持を受け、強権的統治を行う傾向については、近年、しばしば「ポピュリズム」という名称で把握されることが多い。この用語は、19世紀末のアメリカ西部・南部で支持された反エリート的な農民政党・人民党(people's party)に由来するものであるが、少なくとも日本での使用法に関する限り、強権政治そのものよりもその「大衆迎合的」側面を強く批判するニュアンスが付きまとう。筆者はむしろ、近年使用されることの少ない「ボナパルティズム」という用語こそ、たとえば小泉政権に象徴される近年の「指導者民主主義」を形容するために妥当であると考えられる。杉田[2006:14]にも「ボナパルティズム」についての言及があり、類似の認識が背景にあると考えられる。また、「ボナパルティズム」について詳しくは、たとえば篠原[1986]参照。2011年3月11日の東日本大震災以降、こうしたリーダーシップを求める傾向は一層強まりつつあるように思われる。

(13)かつてのモスカ・ミヘルス・パレートらによるエリート理論は、古今東西を問わず社会はエリートによって支配されてきたという事実認識を表明したものであると同時に、エリート支配に肯定的評価を付与する価値判断をも明確に含んでいた。また、これまで述べてきたとおり、1950～60年代の「多元主義的政治社会論」に対しても、ある程度エ

リート支配を肯定的に評価しているという見方が多くなされてきた。事実認識と価値判断は不可分であり、このような理論的傾向が生じることは何ら不思議ではない。筆者としてはあくまでも、事実としてのエリートによる団結・エリート支配が存在するからこそ、少数派・ノンエリートの側による団結と抵抗が一層求められているという立場をとっている。

(14)たとえば、議会における選挙制度として「比例代表制」を導入することにより、実質的な「集団代表制」に近いものの出現を促進することは不可能ではないし、むしろそうした措置は積極的に行われなければならない。しかし、数々の「被抑圧集団」に対して完全に公平な議席数や発言権を保証するような政治制度は想像しにくいし、実際のところ、そうした政治制度の実現は不可能だろう。

第1節 はじめに

第1章・第2章では、「多元主義」理論の歴史を踏まえ、「自己決定権」論とは対極的な理論としての「多極競合的人権理論」について見取り図を描いてきた。

筆者としてはこうした現状認識を前提に、以下の章では、「自己決定権」という概念の正当性・必要性を根本的に疑う立場から考察を進めていく。

以下の論述では、前章で「多極競合的人権理論」と対極的な立場にあるものと位置づけた、リバタリアン的な「自己決定権」論の主張には批判的立場をとりつつ、「自己決定権」概念そのものは否定しない立場をとる論者として、いずれも社会学者である江原由美子・加藤秀一・立岩真也の議論を取り上げる。まず、江原由美子による自己決定権分析に検討を加えた上で、「自己決定権」という概念によって説明すべく意図されていた実際の内容は、多くの場合、「平等な（より多くの）選択の自由」という枠組みによって説明し得ることを示す。次に、「暴力批判」という観点から「身体への自己決定権の擁護」を唱える加藤秀一の議論について考察する。その上で、「自己決定権」をめぐる諸問題について総合的な考察を行なった立岩真也『私的所有論』について触れ、その個別領域における結論にはおおむね同意できるものの、根拠となる理論について不満が残ることを述べることになる。

そして、本章の最後では、リバタリアン的な「自己決定権」論の典型的議論としての、自由意思による「性の商品化」を肯定する言説（宮台真司らを主要な論者とする）についても、その問題点を簡単に指摘する。これらの記述において、「多極競合的人権理論」は背景理論となって前面には出てこないが、一貫して議論の前提となっている。

ここでは、江原・加藤・立岩の依拠する立場について大まかな説明を行っておきたい。

江原由美子は、上野千鶴子らと並ぶジェンダー論・フェミニズムの代表的理論家として、「フェミニズムが世論において正当性を獲得していくことが逆に女性のフェミニズム離れを引き起こすというパラドックス」[江原 2000: ii]という日本の状況を踏まえた、新しい形でのフェミニズム理論の構築を目指す立場を取っている。その主張は、キャロ

ル・ギリガンらによる近代知識批判には「女性の経験が、専門家や科学者によって、感情的、主観的といったレッテルを貼られ、それゆえに無視されてきたことへの怒り」[江原 2000:144]が反映されているとして、その問題提起を肯定的に受け止めるものである。その上で、「第二派フェミニズムは女性の自己決定権を主張した。けれども自己決定権は、経験を表現する手段なしには、実質がない形式的権利に過ぎない」[江原 2000:154]とし、また「自己決定権」概念が選択的妊娠中絶（優生思想に基づく）や売買春を正当化する文脈で利用される危険性を意識しながらも、「女性の身体がまさに社会のものとして使われてきたからこそ、『女性の自己決定権』を確立しなければならないという主張になっている」[江原 2002:36-37]として、フェミニズム理論における「自己決定権」に一定の意義を認めている。

また、江原と同じくジェンダー論・フェミニズム研究者である加藤秀一は、たとえば近代における「恋愛結婚」イデオロギーに優生思想が潜在していた点を指摘するなど[加藤 2004]、一見自然に見えるセクシュアリティが権力関係の色を帯びている点を分析してきた。その立場から、加藤はリバタリアン的な「自己決定権」論に基づく「性の商品化」肯定論に批判的であり、「ジェンダーの視点から見れば、女が商品であるという枠組み自体に問題の本質はあると思う。メディアでも売買春でも、ヘテロ男が女の性を売り買いするっていう圧倒的な構図が、相も変わらずあるわけでしょう」[加藤 2000:19]と述べている。しかしその一方で、「僕も断固たる自己決定権論者だけど、その立場を貫くためには、むしろ自己決定する主体を支えるべき条件の問題にもっと焦点を当てるべきだと思う」[加藤 2000:20]と、やはり「自己決定権」について基本的には肯定的立場をとっているのである。

そして立岩真也は、脳性麻痺患者やALS患者などの障がい者自身や、障がい者を介助する側の身体経験を踏まえた、新しい形での分配的正義論の構築を目指す理論活動を展開してきた。その内容は安楽死などへの批判的姿勢に特徴づけられるものであるが、その一方で、「その者の存在を決定すべきでないという価値がある。次に、決定をすることはその者が存在していることの一部である。ゆえに、自己決定を尊重するということはその存在を尊重すること、その存在を決定しないことの一部である」[立岩 2000:21]「私たちは、その人自身の決定を大切にするのがよいと思う」[立岩 2008:84]としている。慎重な言い

回しではあるが、「自己決定（権）」の原理を基本的に否定してはいない。

江原・加藤・立岩のいずれも、社会的弱者の権利擁護に親和性のある社会学理論を構築しようとしている点で共通しているにもかかわらず、「自己決定権」概念そのものの意義は否定せず、その枠内で、リバタリアン的な「自己決定権」論が社会的弱者にもたらず抑圧的機能を排除することを問題意識としている。しかし、このようなある意味で折衷的な立論はどの程度理論的整合性を有するものであろうか。以下、第2節～第5節においては、「多極競合的人権理論」の観点からこうした議論を見直すこととする。

第2節 江原由美子による自己決定権分析

① 「自分だけで行為できる状況」の問題

江原は論文「自己決定をめぐるジレンマ」(『フェミニズムのパラドックス』勁草書房、2000年所収)において、自己決定権を「ウルトラ個人主義」の思想であるとする議論を批判して、以下のように述べている。

われわれが自己決定権という問題を議論する場合、基本的に、自分だけで行為できる状況について問題をたてるわけではない。あくびをしたいと思い、あくびをする。眠くなり得る。これらのことは、我々が日常生活においてごく自然に行っていることである。あくびをしたくなかったときあくびをするのは自己決定権である、眠くなかったとき寝るのは自己決定権であるなどの議論をする人はまずいない。なぜなら、これらのことは、自己決定権などという概念を持ち出すまでもなく、我々は当たり前のこととして行っているからである。むしろ非常に特異な状況においては、あくびをしたいときにあくびをするのは自己決定権であるなどの議論が適切な状況もありうるだろう。ではそれはどのような状況か。おそらくそれはあくびをすることが社会的に禁止されていたり、あるいはひとりではあくびをすることができず他者の手を借りなければあくびができないような状況である(1)。

このような認識に立って江原は、「自己決定権の問題とは、単に自分で決定することの是非という問題なのではなく、むしろ周囲の人々がその人の意思決定をどこまで尊重すべきかという問題なのである」と論を進める。この点自体については異論はない。しかしここでは、先の「あくび」についての引用部分に立ち戻って考察を行なってみたい。

江原は、「あくびをしたくなかったときあくびをするのは自己決定権である、眠くなかったとき寝るのは自己決定権であるなどの議論をする人」は、「特異な状況」でなければ「まずいない」としている。しかしながらこの事例は、憲法上の一般的自由としての「自己決定権」について論じられる場合にしばしば取り上げられる「散歩の自由」の例とよく似通っており、その意味では見かけほど突飛な議論というわけではない。「あくび」と「散歩」の間に違いがあるとすれば、前者は生理現象であるが後者は「自由意志」に基づく行為であることと、前者は家庭内で行なわれることもあるが後者は常に公衆の面前で行なわれることの二点であろう。

それでは、「あくび」や「散歩」を社会的に禁止した場合、それが何らかの意味で問題と考えられるとすれば、その根拠は何だろうか。ここで「自己決定権」を根拠として持ち出すのは一種の同義反復と言わねばならない。なぜなら、このような場合に「自己決定権」という概念を使用することを適切と判断させる感覚、それ自体の根拠が問題となっているからである。

まず考えられる根拠は、「あくび」や「散歩」を禁止することによって得られる社会的な、あるいは本人や他の誰かの個人的な利益というものが、そのような禁止に見合うほど大きいことがあり得るという状況を想定しにくい点である。もしそのような立法がなされたならば、訴訟において「合理性を欠く」立法として違憲判断を受ける可能性は高いと言えよう（場合によっては、「あくび」や「散歩」を禁止することに何らかの合理性が認められる可能性もあるかもしれないが、それはここでは措く）。そしてもう一つの根拠としては、「あくび」や「散歩」の禁止という規則を実効あるものにしようとするれば、必然的にそれは私的領域への恒常的な監視を招いてしまうという懸念が挙げられる。

この二つの根拠は、論理的には別のものであるが、具体的な文脈においては多くの場合に重なり合っている。「自己決定権」をめぐる議論を曖昧なものにしている一つの理由は、この曖昧さである。

たとえば、アメリカの連邦最高裁判決において、「避妊」の権利を承認し大きな転換点を画したのが 1969 年のグリスウォルド対コネチカット事件判決(2)であることはよく知られている。しかしこの判決は、「避妊具の使用」という行為そのものが「自己決定権」行使の一形態として保護されるべきというよりは、「避妊具の使用」を取り締まることは夫婦の「寝室の領域」への監視を必要とし、「(私秘性への侵害」という意味での) プライバシー権の侵害である故に州法を違憲とするという論理構成に近かったように思われる(3)。その意味で、日本における「自己決定権」の意味合いでの「プライバシー権」を正面から認めた、妊娠中絶についてのロウ対ウェイド判決(4)とは区別されるものであった。たしかに、妊娠中絶には通常夫婦以外の第三者(医師)の介在が不可欠なのであるから、「私秘性」を規制排除の根拠とするのは難しいと言える。

このような認識を踏まえた上で、話を「あくび」と「散歩」の場合に戻そう。筆者も基本的には、ある種の非常に特殊な状況を想定しない限り、これらの行為を禁止することは正当化できないと考える。しかしその根拠は「自己決定権」侵害という点にではなく、次のような様々な点に求められることになる。まず「あくび」については、それが自らの意思による能動的行為というよりは「生理現象」であるという点。そして「散歩」の場合には、この言葉の定義が非常に曖昧であり、「散歩」の禁止は実質的に「外を歩くこと」一般の禁止につながってしまうという可能性。また両者に共通しているのは、いずれも実質的にほとんど他人に影響を与えない行為であるし、「私秘性」の領域に大幅に踏み込んでまでこれらの行為を規制する実益が見出しにくいという点などである。

つまり、これまでの議論を要約すれば、「一般的自由」の領域における典型的な「自己決定権」の行使と見られる行為、すなわち他人にほとんど影響を与えない個人的行為については、逆説的にも「自己決定権」の概念を用いることなくその制約の不当性を指摘できるということになる。それらはある場合には「プライバシー権(以下、特に断りのない場合には「私秘性」と関連した意味で用いる(5))」に対する侵害であり、ある場合には立法目的と規制手段との関連が不明であり、ある場合には平等原則・比例原則違反となる。一方、「一般的自由」の領域に属するある行為が多少とも他人に何らかの影響を及ぼすことになるならば、その行為は当然のように様々な規制の網に縛られている。最も卑近な例で言うならば、交通信号などはそうした「一般的自由」への規制の典型である

う。つまり「一般的自由」の領域において、ある行為への禁止や規制に対して、「自己決定権」の原理が決定的に有効な切り札となるような場面は意外に想定しにくいのである。

なお、江原は先の引用部分の最後で、「自己決定権」の議論が必要になる場合として「ひとりではあくびをすることができず他者の手を借りなければあくびができないような状況」についても言及している。すなわち、本人による「自己決定」について、その実現を他人や国家が積極的に援助すべき義務が生じるようなケースである。江原はこの表現によって、主として障害者や子どもによる「自己決定」の場合を意図しているように思われる。しかし実際には、「自己決定」が議論される場合の大半が、決定内容の実現に何らかの他人の介入を必要としているのである（安楽死や妊娠中絶の場合における医師のような場合に限らず、役所の職員による手続き業務なども「他人の介入」の範疇に含まれる）。従って、この点は「自己決定権」論における自明の前提とすべきものであり、本稿においても突っ込んだ考察は行なわないこととする。

② 「自己決定の環境」の問題

次に江原が論じるのは、「ある決定が自己決定と言えるため」の条件という問題である(6)。そこで提示されるのは、「十分な理解」と「強制がない」という二条件である。前者については、「本人が全く状況を理解しないままにくだした決定は、われわれが尊重すべき自己決定とはなりえない。同じ意味において、不十分な情報や間違った情報に基づく決定も、自己決定にはなりえない」とされる。また後者については、「自己決定と言えるための条件は、脅迫的強制的ではない状況において、心理的脅迫を受けることなく、本人が決定を下すこと」と定義される。

しかしながら、江原自身が認めているように、これらの条件における「十分な理解」や「強制」の定義は曖昧であり、そのことが「自己決定権」をめぐる議論を一層複雑にしている。特に、どのくらいの情報を与えられて行なった決定なら尊重されるべき「自己決定」と言えるのかという点については、「自己決定権が問題になる状況においては、知識の量において、当事者間に非常に大きな相違があることが一般的である」（特に医療分野）という状況が存在することから、論者によっても大きく立場が分かれてくること

になる。だがこうした問題点が存在するにも関わらず、江原は「自己決定権をめぐる議論において自己決定権を全面否定したり全面肯定したりする議論は無意味だと思う。議論されるべきなのは、いったいどのような場合に我々は他者の自己決定を尊重するという義務を負うのか、あるいは逆に、どのような場合には他者の意思決定に反する判断を行うべきなのかということなのである」[江原 2000:163]としている。筆者には、このような態度はいささか煮え切らない不明確なものに見える。「権利」として承認されるために、これほど複雑な種々のハードルを越えなければならないような「自己決定権」という概念を、そもそも「権利」として位置づけることは妥当なのであろうか？このような観点に立って、より踏み込んだ検討を行なってみよう。

上記のような江原の議論は、「強制がない」という条件を「十分な選択肢が与えられている」という条件に置き換えれば、一般に「自己決定の環境」の問題として知られているものと類似した内容を語っている。たとえば高井裕之は、「自己決定の際の選択の対象が限られていては、あるいは選択した事柄を実現できなければ、実質的に個人にとって自己決定権は価値が乏しいことになりかねない」(7)としているし、佐藤幸治も「自律的生の条件」について「理性的な思考と行為をなすことができ、それにふさわしい生の環境、特に人生のいろいろな段階で十分な選択肢をもつことができるということが必要」(8)だとしている。実際、より大きな権力を有する者が他人に対して、他の選択肢を排除し特定の行動を命ずることを通常「強制」と呼ぶのであるから、この両者は共通する内容を表現していると見ることができる（なお、上記の二つの引用には「情報」問題についての言及がないが、「自己決定権」論者の多くが十分な情報提供を権利行使の前提としているのは言うまでもない）。

そして、近年医療・教育・ジェンダー論といった様々な文脈で「自己決定権」の主張がなされてきた背景には、社会的に優位に立つ側（医師・教師・男性など）が、一方的に自らによる「決定」を劣位におかれた側（患者・子ども・女性など）に対し「強制」してきた状況への抗議がある。このような、「他人による決定の押し付けを拒否する」という意味での「自己決定権」の要求については、「自己決定権」という概念について批判的な立場を取る論者もその正当性を認めることが多い。たとえば、浜田寿美男の次のような発言はその典型例である。

近頃いろんな場面で自己決定ということが言われるのですが、これについては他者から自己の生きる形を侵されることに対する拒絶としての自己決定と、自分から選択して自分の生きる形を作るという自己決定との二つに分けて考えたほうが良いと思っています。このうちの前者、つまり他者の決定によって自分の生の形が制約されてしまうという場面で自己決定を主張するのは、少なくとも非常にまっとうなことだと思うんです(9)。

また、浜田の発言が収録された『現代思想』の同じ号において、小松美彦も次のように主張する。

……目的とする社会と人間関係の存り様や、自己決定権を着想する経緯などを勘案すると、「抵抗」と「イエス」とでは自己決定権の性質は異なるように思えます。イエスの自己決定権論は、一般的に個人主義・機能主義・効率主義の色合いが強いのに対して、抵抗の自己決定権論はそうではない。このうち、抵抗の原理として自己決定権を掲げる人々と僕とは、自己決定権をめぐる対立はあっても、あらゆる他者からの強制をなくす、その不条理さをなくすというところでは重なっているように思えます(10)。

ここで小松が言う「抵抗の自己決定権」が、浜田の言う「拒絶としての自己決定」に、「イエスの自己決定権」が「自分から選択して自分の生きる形を作るという自己決定」に重なっているのは明らかだろう。なお、小松が「イエスの自己決定権論」にあたるとして批判的に取り上げているのは、宮台真司らによる自己決定権論である（以下、二種類の異なった自己決定権論について触れる場合は、小松の用語法に従う）。

しかしこれらの議論にも、先の江原の議論にも似た曖昧さ、煮え切らなさが存在する。「抵抗の自己決定権」については積極的な意味を見出せるが、「イエスの自己決定権」については正反対の否定的な意味しか見出せないというのであれば、この両者を「自己決定権論」という名の下に一括りにするのは不適切に思われる。そもそも、「あらゆる他者からの強制をなくす、その不条理さをなくす」という、それ自体としては正当な内容を主張するために、「自己決定権」という概念は本当に必要なのだろうか？

次節では、上記の議論のなかで生じてきた「自己決定権」という概念についての根本的疑問を解決するために、「平等な（より多くの）選択の自由」という概念を用いて筆者なりの説明を提示してみたい。その背景にあるのは、「多極競合的人権理論」の骨組みをなす、集団・カテゴリー間の平等（可能な限りの平等、「競合的平等」）という考え方である。

第3節 「平等な選択の自由」への要求と、「自己決定権」への要求との混同について

「他人による決定の押し付けを拒否する」という意味での「自己決定権」の要求が、多くの論者から「抵抗の自己決定権」として正当なものとなみなされていることは前節で述べた。本節では、この「決定の押し付けへの拒否」という内容が具体的に意味するものを考えることから議論を始める。

まず、次の図1を参照して頂きたい。ここでは、「決定の押し付け」（すなわち「強制」）が行われる場合として、医師が患者に治療薬Aの使用を強制する場合を仮定している。この場合、医師の頭の中には当初、A～Eに至る5種類の薬が患者に服用させるための「候補」として存在している。しかし医師は、その5種類の薬のうちどれを服用するかについての選択の自由を患者に与えることはせず、Aという1種類の薬のみが唯一の選択肢として提示されることになる。そして、患者がもしAという治療をあくまで忌避したいならば、そこで「治療拒否権」が行使されることになるわけである。通常、この「治療拒否権」は「自己決定権」の行使として説明されている。しかし実際には、「治療拒否権」の本質についてこのような片付け方をすることは、それが含んでいる複雑な内容を見失わせることになる。

図 1 「強制」

医師	患者
●	薬 A ●
○	B
○	C
○	D
○	E

図 2 「A と B からの自己決定」

医師	患者
●	薬 A ●
○	B ○
○	C
○	D
○	E

図 3 「性差別」

男性	女性
	人生 A ●
○	B ○
○	C
○	D
○	E

図 1 の場合における患者の心理に即して考えてみよう。この場合、患者には 1 種類の薬の選択肢 (A) しか与えられていないのだから、「治療拒否権」行使の結果は「いかなる薬も服用しない」ことを意味する。しかしだからといって、この患者の決定の真意が「いかなる薬も服用しない」ことにあったと断ずることはできないのである。むしろ実際には、医師が提示しなかった選択肢 (B、C、D、E) が仮に与えられていれば、そのいずれかを喜んで受け入れることになった可能性は非常に大きい。適切な治療を希望するからこそ、患者は医師の診察を求めているはずだからだ。言い換えるならば、患者による「治療拒否権」行使の背景には多くの場合、治療方法 (ここでは薬の服用) の選択について医師と「平等な自由」を得たいという欲求が存在していると考えられるのである(11)。

次に、図 2 の例に移りたい。この例は図 1 の場合と似ているが、患者に提示される薬が A と B の 2 種類である点だけが異なっている。患者は与えられた中から、A という薬を自らで選んで服用することになるわけだが、選択肢の数が 1 から 2 に増えただけで、図 1 の場合と本質的な違いがあるわけではない。医師は薬の選択について、明らかに患者よりも多くの選択の自由を有し、最初から限定された選択肢を権力的に「押し付けて」いる。

ところが、通常の「自己決定権」の枠組みを用いる場合、図 1 と図 2 については全くその性質を異にするものという結論が導かれることになる。というのは、図 2 の場合形式的には、患者が複数の選択肢の中から服用すべき薬を「自己決定」するという形をとっているからである。その結果として、患者が A という薬の服用を自ら選んだとされる以上、その責任は患者自らが引き受けなければならないということになる。しかし実際には、この患者は薬 C・D・E という 3 つの選択肢へのアクセス権を与えられないまま渋々 A を選んだかもしれないのだから、このような結論は甚だ不当と言わねばならない。

そして結論から言えば、先述した小松の用語のうち「抵抗の自己決定権」の行使とは、図 1 において薬 A の服用を拒否した場合に当たる。そして「イエスの自己決定権」の行使とは、図 2 において薬 A・B という二つの選択肢の中から A を選んだ場合に相当するのである。逆に、図 2 において「抵抗の自己決定権」が行使されるとすれば、患者が薬 A・B という二つの選択肢をともに拒否した場合がそれに当たる。その際、実際には「治療拒否権」それ自体ではなく、C・D・E という潜在的な選択肢への平等なアクセス権が求められている可能性が高いことは図 1 の場合と同じである。

以上の考察から、「抵抗の自己決定権」への要求とされていたものは、実際には集団・カテゴリー間の「平等な選択の自由」への要求（この場合、患者による医師への）だったのではないかという仮説を提示することができる。もちろん、医師と患者の関係のような場合では、その権力関係が「完全に」平等である状態は想定しにくい。従って厳密には、「より多くの選択の自由」という表現を使うべきかもしれないが、そのことによって議論の本質が変化するわけではない。そしてこの仮説は、たとえば女性の売春業への従事を「性的自己決定権」の行使として正当化するような議論についても、その欠陥を示すために応用することができる。

図 3 に移ろう。ここでは、人々のあり得べき「人生の選択肢」として A～E の 5 種類が提示されている（もちろん、現実の人生の選択肢ははるかに多いが、説明の便宜のためあえて限定している）。このうち A は、自らの性を直接的に「商品化」して生活基盤とするような人生選択を示すものとする。このような選択肢は、女性にとってはある種「ありふれた」ものであると言えるが、男性にとってもそうであるとは言い難い。そこで図 3 では、男性についてはこの選択肢は「潜在的」なものとして表示していない。次に選択

肢Bは、たとえば専業主婦（主夫）や、低賃金の臨時労働者としての人生設計などをイメージしている。この選択肢も、どちらかと言えば女性に親和性があるが、男性にも社会的に「開かれていない」ものとは言えない。そしてC・D・Eは、比較的社会的地位も高く賃金も恵まれているような労働を生活基盤とする人生選択を意味している。このような選択肢は、女性に全く開かれていないわけではないにしても、圧倒的に男性のものである。

以上のような状況において、女性が一見「自発的」にAの選択肢に引き寄せられる状況があるとしよう（この場合、男性の選択結果は議論に関係ないので、特定しないままにしておく）。この「選択」に男女間の不平等や権力関係が存在することを示すためには、そこに明白な「強制」が存在することを示す必要はない。一見して男性と女性の人生における「選択の自由」に不平等があるのだから、女性は与えられた選択肢の中で少しでも自らに有利になるものを選ぼうとするだけのことである。しかしここで「自己決定権」という概念を導入してしまうと、少なくともAとBという二つの選択肢は与えられているのであるから、女性のAという選択は「自己決定権」行使の結果として「尊重」すべきということになる。その際、選択肢そのものが不平等である状況は不問に付されやすい。

たしかに、これまで長い間、フェミニストは自らの要求を「自己決定権」という用語を用いて語るが多かった。だがその本来の含意は、図3でいうC・D・Eへのアクセスが女性に閉ざされていること、すなわち家父長制社会の下で女性の選択が制限されていることを示すことにはあつたのではないだろうか。結局、ここでも実際に求められていたのは集団・カテゴリー間の「平等な選択の自由」（「競合的平等」）なのであって、「自己決定権」の名の下に特定の選択結果を擁護することではないのである。後者の態度は、個人の選択について他者による批判を許さない主意主義的なものであり、結果的には現存する権力関係を丸ごと肯定する以上の機能を持たない。

そして、このような「自己決定権」論の現状肯定的機能は、社会的劣位者によって行使されるか社会的優位者によって行使されるかを問わず、この権利に根本的に付きまとう性質である。「自律的な選択」とされるものは多くの場合、社会全体（ないしは所属集団）の「主流派」的価値観に自らを合わせる方向で収斂することが多い。すなわち、人々

の「自律的選択」を尊重することが社会における「多極性」(通常の用語でいう「多様性」)の実現に直結するとは限らないのである。

なお図 3 の場合、男女間の「選択の平等」を求めるならば、男性の選択肢 A へのアクセス権も認められるべきだという問題の立て方があり得る。形式論理の上では確かにそうである。しかし、社会的優位にある男性の多くが A を選択しない主な理由は、A における労働が要求する肉体的危険や精神的負担が忌避されているからだと考えられる。従って、男女間に A ~ E までの選択肢に対する全く平等なアクセスが付与された場合には、女性で A を選択する人々の数は減少する一方、男性で A を選択する人々の数も激増はしないのではなかろうか。もちろん、そのような状況の下においては誰が A を選ぼうと E を選ぼうと純粋な「個人的選択」と見なすことができるから(もちろん個人間の能力格差などの問題は残るが、それはジェンダー問題ではない)、逆説的にも、あえて「自己決定権」という概念を持ち出す必要性はなくなることになる。決定は個人的なものとして尊重もされるが、逆にその決定を屈託なく批判することも道徳的に可能となるのである。ある「選択」が「被抑圧者」によってなされたものであればこそ、その選択を「自己決定権」の名の下に「尊重」しようとする動きが出てきたわけで、完全な「平等な選択の自由」が実現されればもはやその必要性はない。

ただここで誤解のないように付け加えると、筆者は上記の議論において「選択の自由」を至上の価値として称賛しているわけではない。あくまでも、社会集団・カテゴリー間の権力配分の不平等が最も顕著に現れるのが、「選択の自由」における不平等だという認識からの立論である。社会的に優位にある集団は、劣位の集団と比較した場合、何らかの意味でのより多くの「選択の自由」を有しているのが普通だからである。そして、こうした「選択の自由」が集団・カテゴリー間で平等に配分されて初めて、「多極競合的人権理論」が理想とする状態が出現する。

またここまでの議論においては、前述した「自己決定の環境」をめぐる問題のうち「強制の排除」という条件についてのみ考察を行っており、もう一つの「十分な理解」という条件については直接触れていない。しかし、図 1・2 における薬の事例における「選択の自由」の不平等は、実際には様々な薬の種類・効能などについての医師と患者の情報の不平等から生じている。つまり、「自己決定権」が主張されるある場合においては、

「情報における不平等」は「選択の自由における不平等」に概念上吸収されることとなるのである。そうでない場合については、実際には、たとえ十分な情報に基づいてなされた「決定」であっても、その結果を無条件に肯定できない場合が多いように思われる（たとえば売買春の場合など）。

以上のように、「自己決定権」が主張されるに至ったもともとの経緯（社会的弱者の声を拾い上げる）に則し、「多極競合的人権理論」が目指す「集団・カテゴリー間の競合的平等」をいかに実現するかという発想に基づいて考えるならば、「自己決定権」という概念に依拠する必要は必ずしもなく、むしろ有害でさえあることを示した。しかしながら、現在行なわれている「自己決定権」擁護論には、上記のような「平等な（より多くの）選択の自由」という概念には代替できない内容も含まれている。それは、身体的な「暴力」を批判する根拠を「自己決定権への侵害」に見出す議論である。次節では、その具体例として加藤秀一の論考を取り上げ、その論旨に「自己決定権」という概念は親和的でないことを指摘したい。

第4節 加藤秀一による自己決定権分析

加藤秀一は、「身体を所有しない奴隷—身体への自己決定権の擁護—」（『思想』2001年3月号）において、身体への「自己所有権」と「自己決定権」とを区別するアプローチを採用している。そのためにまず、ルーズ・ソートンによる「性的暴行とは、子どもの自分のからだに対する所有の権利が奪われてしまうことである」という言明が参照される。こうした言明は、「私の身体は私のものである」という主張を前提としてなされている。しかし、「私を奴隷化する暴力」に対抗する根拠としてこうした「自己身体への所有権」という主張に依拠することには落とし穴があると指摘する。

加藤はこの点を論じるために、「私の身体は私のものである」という文を「＜私の身体＞は＜私のモノ＞である」と表記し直し、＜私のモノ＞とは＜私の所有物＞を意味する用語と定義する。その上で、こうした言い方が前提としている「私の身体は、それが＜私のモノ＞ではないときにもなお＜私の身体＞であり続ける」という発想に疑問を呈し、他人（「奴隷主」）による暴力的な占有・処分によって＜私の身体＞が＜私のモノ＞でな

なくなったときには、もはや「身体」と「私」との結びつきそのものが破壊されてしまうという。そして、「本質的に譲渡の可能性を内蔵する所有という概念は、私の身体が私ではない他人のものになりうるということを認容することによって、すでに私の身体において生きる私という存在そのものを潜在的に脅かしているのではないか」(12)と問題提起するのである。

それでは、他者による〈私の身体〉への暴力的な侵害に対抗するために、「自己所有権」以外のどのような概念に依拠すればよいのか。加藤は、まさに「自己決定権」こそがそのような概念だという。「〈私の身体〉を端的に擁護するという所作を、ロック以降の伝統的な自己所有とは区別された意味を込めて、〈自己決定〉と呼ぶことにしたい」(13)と。

以上のような立論は、「自己決定権」という概念を伝統的な「自己所有権」の概念と事実上同一のものとして捉える、現在一般的な考え方（後述する立岩真也の議論も、基本的にはこの前提に立っている）とは異なるものである。恐らくその趣旨は、「自己決定権」論から前節で述べたような抑圧的機能を削ぎ落とし、純粋な「抵抗の原理」として再構成しようというところにあるだろう。

しかしながら、このような試みは必ずしも成功していないように思われる。たしかに加藤の原理は、〈私の身体〉に対する暴力・奴隷化が他者のイニシアティブによってなされた場合については、それを問題化する根拠となり得る。しかし、「自己決定権」という原理が抑圧的に機能することが懸念されてきたのは、そうした暴力・奴隷化が「自分自身」のイニシアティブによってなされる（あるいは、外見上そのように見える）場合ではなかっただろうか。しかし、こうしたケースについての加藤の立場は明確でない。むしろ、妊娠の継続が女性にとって暴力であるか否かは「何よりも彼女が自分からそれを望んだか否かが決定的である」(14)とする記述から判断すると、ある種の「自己奴隷化」を容認しかねない危うい立場のようにも感じられるのだ。

たとえば、女性による「自発的な」売春行為（それはしばしば「身体の奴隷化」として位置づけられる）を道徳的に肯定するために「自己決定権」に依拠するような議論については、加藤はこの概念の濫用として正当性を認めていないだろう。しかし少なくとも、彼自身による「自己決定権」の定義によっては、こうした種類の論理展開を完全に

は排除できないと言わざるを得ない。

こうしたジレンマが発生する理由は、「譲渡の可能性」を排除したものとして「自己決定権」を定義するというアプローチ自体に、本質的に矛盾が含まれているところにある。加藤が、「自己所有権」という概念に「譲渡の可能性」が含まれていることに危険性を認め、暴力に抵抗するために別の根拠を見出そうとした問題意識については、筆者も共有できる場所である。しかしその根拠を「自己決定権」に求めてしまうと、「自己決定」という言葉の日本語上の意味から必然的に、「自己決定」に基づく＜私の身体＞への暴力・奴隷化を根本的に否定する根拠は見失われてしまう。これでは実質的に、＜私の身体＞について他人への「譲渡の可能性」を認めてしまったのと変わらないことになる。こうした点から考えて、「自己決定権」という概念を「自己所有権」と区別して再構成することには、やはり無理があると言わざるを得ない。

そもそも、身体に対する暴力的侵害を問題視する際に「自己決定権への侵害」という論理構成を採用することは、そうした行為の暴力性をむしろ矮小化することにつながるのではないだろうか。ある人の身体に対して、本人の意思に反して他者から暴力が加えられた場合、それが非難されるべきことは言うまでもない。しかし、たとえ「本人の意思に基づいて」暴力が加えられた場合であっても、たとえば体育会における「しごき」(しばしば「愛のムチ」という名の下に、被害者自身によってさえ要望される)などの例を想起すれば明らかなように、それが長期にわたって精神的外傷を残すことはあり得る。暴力に対する批判は、端的にそうした行為自体の非人道性を根拠としてなされるべきであり、「自己決定権」という誤解を招きかねない概念に依拠するべきではないと筆者は考える。

次節では、「自己決定権」をめぐる様々な議論について包括的検討を行なった立岩真也『私的所有論』の主張を簡単に検討し、総論的な考察を終えたい(15)。

第5節 立岩真也による自己決定権分析

立岩真也は、前掲『私的所有論』において、「自己決定(権)」と「私的所有(権)」との密接な関連性・同一性を指摘し、これらの概念をめぐる諸問題について具体的・抽象

的側面の双方から論じている。そして、「私が制御するものが私のものである」という命題の正しさは自明のものではないという認識によって（同書 31 ページ以下）、たとえば単純な能力主義思想などが否定される。しかしその一方で、ある「他者」からその存在にとって不可欠な何かを奪い取ることを不当とする感覚があるという。その上で、立岩は次のように述べる。

もっと積極的に言えば、人は、決定しないこと、制御しないことを肯定したいのだ。……自己によって制御不可能であるがゆえに、私たちは世界、他者を享受するのではないか。また、制御可能であるとしても、制御しないことにおいて、他者は享受される存在として存在するのではないか。私に制御できないから他者であるのではない。……世界が私によって完全に制御可能である時、私は私を世界全体へ延長させていったのであり、世界は私と等しくなる。例えば臓器を受け取って助かった者にとって、具体的に失った者は一人でも、それで済んだのは一人で足りたからであり、可能的には全ての者が自分の生のためにある存在である。……このような私としての世界を私たちは好ましいと思わないということではないか（16）。

このような「＜他者＞が在ることの受容」（17）という第一原理から、ある種の出生前選択は、＜他者＞のあり方への介入行為として批判され得ることになる。一方、妊娠中絶一般や代理母の契約後の「心変わり」は、＜他者＞が生まれ出てくる過程を感知するのが女性であるところから、擁護され得ることになる。

筆者は、立岩の以上のような議論の大半について、その具体的場面における結論に賛成する。また、そのような結論を導き出す過程の議論も、おおむね直観的には承認できるものだと思う。

第2章で前述したとおり、「多極競合的人権理論」は社会内における「多極性」の存在を正面から認知する理論的枠組みであり、政治的空間・非政治的空間のいずれかを問わず、各個人が直面することになる「他者」との出会いを積極的なものとして位置付けるものである。その意味で、立岩の立論と「多極競合的人権理論」には共通の土台があると言える。

しかしそれにも関わらず、「＜他者＞が在ることの受容」という原理のみに依拠することにはいささかの物足りなさが存在することは否定できない。立岩は、＜他者＞を「人間」という種に必ず限定されるものとはしていないが、現実問題としては、この原理を「人であること自体を理由にその人を尊重すべき」というしばしば耳にする原理（あるいは「人間の尊厳」の原理）と区別することは難しい。たしかに、権利に関する議論は究極的に、それ自体は論理的に正当化できない道徳的直観に辿り着いていくということは言える。だが、「自己決定権」を根拠とした安楽死肯定論・「性の商品化」肯定論・選択的中絶肯定論などを支持する立場に「既に」立っている人に対しては、この「＜他者＞が在ることの受容」という原理のみでは説得力が弱いのではないだろうか。

また、立岩は必ずしも「自己決定権」という発想自体を全面的に否定しているわけではなく、その前提をある程度承認しつつ内在的な批判を行なっていくという手法をとっている。この点も、筆者と立場を異にする点である。

第6節 おわりに

これまでの検討によって、様々な文脈において主張されている「自己決定権」論の内容は、実際には他の概念・原理によって説明可能であり、むしろ「自己決定権」という概念が弱者に対して抑圧的に働く危険性を秘めていることが明らかになったと考える。

ここで、リバタリアン的な「自己決定権」論の典型的議論としての、自由意思による「性の商品化」を肯定する言説（宮台真司らを主要な論者とする）について、その問題点を簡単に指摘しておきたい。筆者は、[平岡 2004]において、「性の商品化」という用語を「欲望の対象としての性にまつわる行為・情報が商品という形で金銭を媒介にして流通すること」と定義した上で、1990年代の日本で出現した「自由意志」による「性の商品化」「売買春」肯定論を、広い意味での「性的自己決定権論」として一括し、批判的に論じた。

その際、まず基本的な前提として確認したのは、「性の商品化」について考える場合、「女性の性」が商品化される場合が「男性の性」が商品化される場合よりも圧倒的に多いという現状認識である。このような認識そのものに関しては、「性の商品化」を肯定す

る側と批判する側との間に争いはない。そしてこうした状況に、男女間の経済力の違いという要因が関係していないと考えることはできないであろう。つまりその意味で、「性の商品化」が「女性の性」に偏っていることは「女性差別」の反映であると言える。しかし、日本の「性的自己決定権」論者は、問題のこうした側面について過小評価しがちである。「性の商品化」のあり方の非対称性に鈍感な議論の典型例として、宮台真司の議論を引用してみよう。

よく知られるように、オランダでは、セックスの相手を見つけることが難しい身障者や老人などに、低価格で売春サービスを提供する女性たちが、セックス・ボランティアと呼ばれて公認されている。

だが、セックスの相手を見つけることが難しいという意味では、一部の身障者や老人ばかりを性的弱者として特別視するわけにはいかない。実際、セックスの相手を見つけるシステムが「自由市場化」すればするほど、多くの男たちが性的弱者としてあぶれるようになる[宮台 1998:264-265]。

この記述で、「性的弱者」としてイメージされているのが「男たち」であることは一見して明らかである。「身障者や老人」とは性別中立的な言葉であるにもかかわらず、売春サービスを提供するのが「女性たち」とされているところから、ここでも男性の「身障者や老人」が想定されていることが分かる。宮台の言うところの「性的弱者」には、女性にも数多くの該当者がいるはずであるが、彼女たちには「異性の性を買う」という選択肢が男性ほどに与えられているわけではない。それが「市場原理」の結果によるというのであれば、「市場原理」そのものに男女間の非対称性・差別性をもたらす要素が潜んでいることを認めるべきであろう。

永田えり子は、女性のみに偏った「性の商品化」によってもたらされる「女性性市場」は、本人の意思にかかわらず全ての女性を「市場」における潜在的な売り手と見なし、してしまうとともに、その「逆年功序列」性によって男女間の賃金差別を固定化させていると指摘している[永田 1997]。「性の商品化」が、商品としての「女性性」にまつわる諸幻想を基盤とした「女性性市場」を前提として行われている以上、個々の女性が「自発

的」に行う売春もその構造を補完するものであり、自らの「女性性」を商品化することを望まない他の女性に対して抑圧的効果をもたらす。そのことと、売春従事者に刑事罰を科することとは直接に結びつかないが、「自発的な」売春従事を「自己決定権」の行使として正当化することはできない。商品としての「女性性」「男性性」に対する需要の間に実質的な差がなくなった状態を想定して初めて、売春という職業を自由に選択する「環境が整った」状態と言い得るが、現時点でそのような可能性が存在しているとは言い難い。

以上が、筆者が[平岡 2004]で行った、自由意思による「性の商品化」を肯定する言説（「性的自己決定権論」）批判の骨子である。これは、リバタリアン的な「自己決定権」論がジェンダー問題に適用された場合に、男性 - 女性というカテゴリー間の権力関係を過小評価する機能を果たす具体的事例である。

そして、「自己決定権」に依拠する議論が果たしている抑圧的機能をより具体的な形で指摘するには、「死ぬ権利」をはじめとする「危険な行為」、あるいは「教育の自由化」といった論点をめぐって行なわれている議論全般について、上記の「性的自己決定権論」批判と同様、個別的・内在的に検討することが不可欠である。そうした各論部分の検討においては、「自己決定権」と関わりのある諸問題について、「自己決定権」という原理に全く依拠せずに、「多極競合的人権理論」の視座からある程度統一性を持った結論を導き出すことを目指す。次章では、「自己決定・自己責任」という新自由主義のキーワードと結びついた形で語られる、個人による自発的な「危険な行為」への従事を肯定的に評価することが、社会的に不利な集団・カテゴリーに属する人々に抑圧的に機能することを示す。

注

(1)江原[2000:160-]。

(2)381 U.S.479 (1965)

(3)合衆国憲法についての極端な原意主義的解釈で知られるロバート・ボークは、このような見方を採用している。

(4)410 U.S.113 (1973)

(5)現在日本では、「自己決定権」と区別された意味での「プライバシー権」については、それを「自己情報コントロール権」という形で捉えた佐藤幸治らの見解が多数説となっている。しかし筆者は、「プライバシー権」を「私秘性」の観念から過度に切り離して再構成してしまうことに、若干の懸念を感じざるを得ない。もともと、「プライバシー権」の重要性が広く了解されている背景には、「私秘性」への侵害がしばしば精神的暴力と感じられる事実や、全体主義・権威主義的国家が個人の「私秘性」への監視をその常態としてきたという歴史的経験についての共通認識があったはずである。「自己情報コントロール権」という概念を認めるとしても、それはあくまでも、こうした「私秘性」侵害からの保護を実質的なものとするためにこそ使用されるべきではないか。

(6)江原[2000:160-]。

(7)高井[1998:223]。

(8)佐藤[1990:14]。また、「自己決定権」という用語は用いていないが、南野佳代が「人が人権主体として自らの決定を自らがなすためには、決定に付される選択肢が実質的なものでなければならない。形式的に普遍的な権利がたくさん目の前に並べられたとしても、それは実効的な選択肢とはなりえない。選択肢は、どれを選んでも実行に伴うコストが同じ程度に負担可能となるように、社会的・経済的条件を、同時に整えられなければ、現実には選択肢とはいえない」[南野 2010:132-133]と述べているのも、同様の問題意識に基づいていると考えられる。

(9)浜田・鷲田[1998:44]。

(10)小松[1998:80]。

(11)そうではなく、あらゆる治療行為についてそれを拒否しようとする場合（安楽死をめぐる事例がその典型である）については、本節における議論の枠組みには入らないことになる。筆者は、「身体への侵襲」を排除する権利として、また一方では患者と医師との関係を対等に近付けるための手段として、一般的な「治療拒否権」を認める立場をとっている。しかし「消極的安楽死」の場合のように、それが確実に死をもたらすような場合の「治療拒否権」行使については一定の制約が課せられるべきだと考えている（「積極的安楽死」については、そもそも「治療拒否権」行使とみなすことのできる範疇を越え

ており、法的・倫理的に正当化することはできない)。

(12)加藤[2001:110]。

(13)加藤[2001:124]。

(14)加藤[2001:127]。たしかに、女性にとって「妊娠」という営みは高度な肉体的危険を伴う以上、女性自身が望んだ場合にその継続を認めることについて、その論理的根拠を明示することは意外に難しい。加藤は、「<私>の裡に他なるものの存在を孕むこと」がもたらす「快樂」は「暴力」と区別されるべきだと主張するが、その差が紙一重であることも認めている[加藤 2001:127-128]。

これは、刑法における「危険引受け」をめぐる議論に通じるところがある。一般的に言って、我々の日常生活は不断の「危険引受け」の連続によって成り立っているとも言えるわけであり、自発的な「危険引受け」全てを「自己奴隷化」につながるとして禁止することも、全てを「自己決定権」の行使として容認することもできない。「自発的な妊娠」という「危険引受け」の場合、究極的には、「自らの子どもを持ち(産み)たい」という欲求が社会的にも正当なものに見なされており、かつ「子どもを産む」ために「妊娠」という危険行為が(多くの場合)不可欠であるという事実が、「本人が望んだ場合には」女性のみはその負荷を負わせることの根拠であるということになる。しかし、他者のための「代理母」契約のような場合には、そこに潜在する「自己奴隷化」の危険はより大きく、制約・禁止の必要性が出てくると言うべきだろう(第6章参照)。

生殖行為の負荷が女性に対してより重くのしかかるという状況は、近年の様々な生殖技術(人工受精・不妊治療など)の発達によっても改善されておらず、むしろ逆であることが多くの論者から指摘されている。こうした状況のうちどの部分までが「可變的」という判断は容易でないが、もし純粹に女性の肉体的負担を軽減できるような生殖技術が開発された場合、それが男女間の平等を促進する機能を持つことは否定できまい。

(15)なお、「自己決定権」論に存在するもう一つの内在的矛盾としては、「自己決定の環境」を徹底的に整備しようとする場合、「自己決定権」論者が否定的に評価する「私的領域への国家介入」をむしろ推進することになってしまうという点がある。一方、「自己決定の環境」整備が不完全であっても「自己決定」の結果を尊重すべきだという立場を貫徹することも難しい(そのことがもたらすデメリットは明らかだからである)。この観点か

らも、「自己決定権」という概念を使用することの意義を根本的に疑うことができる。

(16)立岩[1997:105-106]。

(17)立岩[1997:113]。

第1節 はじめに

日本国憲法上の権利として、あるいは哲学的・社会的な文脈で「自己決定権」が論じられるとき、しばしばその中心的なテーマとなるのが「危険な行為」という問題である(1)。「自己決定権」が通常「他人を害さない限りにおいて、自分に関することを自由に決定できる権利」(2)と考えられているところから、ここで言う「危険な行為」とは、「自分自身にとって危険な結果をもたらす」自発的な行為ということになる。

こうした議論がなされる背景要因としては、現代社会は「危険社会」「リスク社会」であると言われる状況がある(3)。科学技術が発展し、経済的諸関係も複雑化した現代社会においては、個人が社会生活を営む場合、いかなる「危険」「リスク」も引き受けることなく過ごすことは難しい。そこで、最近しばしばなされる議論が、個人は積極的な「自己決定」を通じて「危険」「リスク」を引き受け、同時に当該決定についての「責任」も負うべきだという、いわゆる「自己決定・自己責任」論である(4)。

一方、こうした「自己決定・自己責任」に基づく「危険引き受け」の流れに逆行するものとして、しばしば批判の対象となるのが「パターナリズム」である(5)。「自己決定権」「自己決定・自己責任」を肯定的に論じる立場からは、「パターナリズム」とは望ましからざる過去の遺物であり、早急に排除されるべきものということになる。そして現在の日本社会においては、医療関係など様々な場面において、こうした考え方が主流となりつつあるように思われる。

しかし、こうした「危険な行為」や「パターナリズム」についての考え方は果たして妥当なものなのであろうか。筆者としては、「多極競合的人権理論」に基づいて「自己決定権」という権利について批判的に検討してきた立場から(これまでの章や平岡[2003]など)、個人が自分自身にとって「危険な行為」に踏み出すことは、果たして「権利」として承認されるのかを詳細に検討したい。その際、個人の自発的な「危険な行為」の実践が、しばしば国家や社会にとって好都合なものとなっており、しかも危険の負担が特定の階級・集団・カテゴリーに集中する恐れがあることを指摘する。このことから、個

人に「危険な行為」に踏み出す「自己決定権」があるという考え方は妥当でなく、むしろそうした「決定」は、社会における集団・カテゴリー間の平等と「多極性」を尊重すべきという立場から、一定の基準によって規制されるべきという結論が導かれる。

またこれに関連して、いわゆる「自己決定・自己責任」論の論理的・現実的問題点について分析を行う。そして上記のことから、「パターナリズム」に基づく規制が本人の意思に反して行われる場合でも、正当化される場合があることを主張する。この種の規制が認められない場合としては、個人の「危険な行為」が本人・他の個人の基本的権利（特に政治的権利）の行使に、あるいは他の個人の生命への危険回避に不可欠な場合などを、危険のレベルに応じて想定する。なお、当該行為の危険性は最小限にコントロールされることが前提となる。

ただその前に、議論の踏み台として、「自己決定権」を重視し「パターナリズム」を批判する論者がしばしばよりどころとして来た、ジョン・スチュアート・ミルの議論について批判的検討を行っておきたい(6)。なお、「自己決定権」そのものの定義はこれまで通り、「本人自身（ないし当事者間）に関する事柄については、他人（ないし第三者）に不利益を及ぼさない限り、本人自身（ないし当事者間）の決定が尊重されるべきである」という原理を「自己決定権」の内容と想定する(7)。

第2節 「自己決定権」概念の歴史とジョン・スチュアート・ミル

「自己決定権」という用語、ないし発想がクローズアップされるようになったのは比較的最近のことである。その背景としては、1960年代末以降のアメリカを中心にした「新しい社会運動」の活発化が挙げられるだろう【川本隆史・花崎皋平 1998:44-45】。医療における「インフォームド・コンセント」の確立を求める動き・フェミニズムがスローガンとして掲げてきた「性と生殖の自由」「性的自己決定権」の要求・民族的マイノリティの自己主張の要求などが、19世紀末から存在していた「プライバシーの権利」「民族自決」といった諸概念と結びつき、現在の多様な内容を含む「自己決定権」概念が形成されたと思われる。なお日本では、山田卓生[1987]がこの用語を使用した草分けとされる。

そして、このような「自己決定権」概念についてその先駆的思想家としてしばしば名

指されるのが、『自由論』の著者として知られるジョン・スチュアート・ミルである。だが実際には、現在「自己決定権」という概念によって表現されている思想とミルの思想とは似て非なるものであると言わざるを得ない。以下、その点について説明しておきたい。

ミルの『自由論』を「自己決定権」の正当化根拠として用いる議論(8)は数多い。ミルの以下の記述は、現在多くの「自己決定権」論者が行なっている議論の核心部分(「他人に迷惑をかけない限り、何をするのも自由である」と一見対応しているからである。そしてこれは、パターナリズム否定の根拠として用いられる典型的な論理でもある。「その原理〔社会統制に関する単純な原理〕とは、人類がその成員のいずれか一人の行動の自由に、個人的にせよ集団的にせよ、干渉することが、むしろ正当な根拠を持つとされる唯一の目的は、自己防衛であるというにある。また、文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にあるというにある。人類の構成員の一人の単に自己自身だけの物質的または精神的な幸福は、十分に正当な根拠ではない」 [1971:24]

しかしこのようなミルの論理には、かねてから幾つかの疑問が提起されている。ここでは、スーザン・メンダス[1997]の議論に従いながら、ミルの『自由論』を「自己決定権」の正当化根拠として用いることの問題点を指摘したい。

まずメンダスは、ミルの自由・多様性擁護論は「多様性が道徳的に必要とされるのは、人間の本性そのものが多様だからであるという……信念」と「多様性は自律の促進と維持にとってなくてはならない前提条件であるという……信念」[1997:84]とに基づいていることを確認する。しかしこの二つの前提には、いずれも根本的な疑問を投げかけることができる。前者について言えば、そもそも人間の本性とはそれほど多様なものなのであろうか。もし、全く他人の行動・価値観の影響を受けない「人間本性」なるものが存在したとしても(これ自体、非現実的な仮定であるが)、それは思いの外「画一的」なものであるかも知れない。ましてミルが行っている考察は、全く他人の目に触れない純粋な個人的行動に限定されてはいない以上、そのような行動が周囲の影響を受けて「画一的」になる危険を排除することは不可能なのである。

また後者の前提は、メンダスも指摘しているように、「自律的主体」と見なされる対象

を限定することにつながる。事実ミルは、以下のように述べている。「この所説を、諸々の能力の成熟している人々に対してのみ適用するつもりであることは、恐らくいう必要はない。……もしその目的が未開人の改善にあり、またこの手段が現実にもこの目的を達成することによって正当化されるならば、専制政治は未開人をとり扱うための正当な統治方法である。原則としての自由は、人類が自由で平等な論議によって改善されうようになってしまっている以前にはいかなる事態に対しても適用できない」[1971:25-26]

この議論は、明らかに「未開人」についてパターンリズムを容認しているものである。また『自由論』の別の部分には、多様性の欠落した社会の例として再三中国を挙げ、「(過去の文明にもかかわらず) 彼らは停滞的になってしまい一幾千年もの間、その状態にとどまって来た。そして、もしも彼らがこれ以上に改善されるべきだとすれば、その仕事は外国人によって果たされるに違いない」[1971:145]という記述もある。これらの主張から判断する限り、ミルの考える「自己決定」(彼はこの言葉を使ってはいないが)の主体に「未開人」としての中国人は含まれていなかったことは明らかである。

このようなミルの発想に植民地主義的発想を読み取ることは難しくない(9)が、ここで重要なのは、現代における「自己決定権」論がしばしば「子ども」や「意思能力の不足した患者」といった主体を想定していることを考えるならば、「自己決定」の主体を著しく狭く限定しているミルの議論に依拠することには無理があるのではないかということである。

しかしながら上記の議論に対しては、「ミルの偏見は単に時代的な制約によるものであり、彼の自由擁護論を彼自身の意図を越えた範囲まで拡張することは可能である」という反論があり得るかも知れない。だがメンダスの次の指摘[1997:86-]は、このような反論が成り立たないことを示している。すなわち、ミルが「自律」を尊重する動機には、そのことが「自律的な個人」をして自らの欲求を改善・洗練させ、ひいては社会全体の道徳的進歩につながるという仮定が存在しており、この仮定は『自由論』の中心的思想と見なされている個人主義的発想と正面から矛盾するというのである。すなわち、ミルの前提(各個人の「自律的な選択」を尊重することが、必然的に社会の道徳的向上につながる)を承認するならば、「低級な快樂」が「自律的」に選択される可能性そのものを否定しなければならなくなってしまうことになる。

こうした人間本性への仮定は明らかに非現実的であるとともに、社会の道徳的「共通善」を追求する思想への反発をその特徴とする現代の「自己決定権」論とは、その本質において性質を異にすると言わざるを得ない。ミルの思想は、単に「自律的な個人」の範囲を狭く限定しているという点にとどまらず、擁護されるべき「多様性」の範囲をも著しく限定しているのであり、「自律」や「多様性」の価値を評価しているのはあくまでも手段的な意味においてなのである。このことから見れば、ミルがたとえば自発的な「奴隷契約」について、その有効性を否定的に捉えているのは矛盾には当たらない。先に挙げたような「未開人」の場合に限らず、「諸々の能力の成熟している人々」に対しても、ミルは無制限の「自己決定権」行使を認める立場には立っていなかったのである。この論理は従って、現代における「パターナリズム批判」の根拠として援用するにもふさわしくない。

以上で、「自己決定権」の歴史的起源とされるジョン・スチュアート・ミルの思想が、実際には現在における「自己決定権論」「パターナリズム批判」とは結びつき得ないことを示した。従って以下においては、より具体的な文脈に則して、現代における「自己決定権」論と、「危険な行為」「パターナリズム」との関係について論じることにする。その際まず、個人の自らにとって「危険な行為」への従事が憲法上の「権利行使」とみなされるか否かを論じる前提として、「他人に」影響を及ぼす行為の性質について論じておきたい。そうした行為のうち、殺人や傷害といった行為が法的規制を受けることは通常自明とみなされるので、ここで論じるのは、他人に「迷惑をかける」という曖昧な言葉で総称される行為群である。この作業を行うことによって、「多極競合的人権理論」の立場を前提とした、筆者の考える権利概念を明確に規定することができるからである。

第3節 「自己決定権」概念と「危険な行為」「パターナリズム」

① 「他人に迷惑をかけない行為」と「自己決定権」

最近の日本では、「自己決定権」を憲法上の基本的人権として認めようとする立場が優勢であるが、この立場からはおおむね、「他を害しない」「他人に迷惑をかけない」行為

については法的禁止・規制の対象とできないという結論が導かれる。特に、「自己決定権」を「一般的自由権」と位置づける場合にはその傾向が強い(10)。しかしながら、このような結論は決して自明のものではない。「家の中で自分の爪を切る」といった行為を別とすれば、およそ人間のほとんどの行動は他人に影響を与えるものである。

具体的に言えば、たとえば「路上で選挙運動用のビラを配布する」といった行為は、日本国憲法上保護された「表現の自由」という権利の行使に当たる。しかし、それではこの行為が「他人に迷惑をかけない」行為かと言えば、一概にそうは言えないはずである。自らと政治的見解の異なるビラを押しつけられることは、感覚として「到底我慢できない」と考える人も存在するかも知れない(11)。つまり、こうしたビラ配付が憲法上の権利として保護されるとみなすことは、ビラ配付がある程度「他人に迷惑をかける」要素を含んでいたとしても、それを承認するという意味を含んでいる（なお、「多極競合的人権理論」の立場からは、政治的自由としての「表現の自由」は最大限に尊重されることになる）。

この説明に対しては、必ずしも納得できないという人もいるだろう。選挙運動用のビラを配布することは、「他人に迷惑をかける」行為には当たらないのではないかと、という批判が考えられる。政治的見解の異なるビラを押しつけられることに怒るのはいわば「過剰反応」であり、「正当な」感情ではない。また、いずれにせよこうした感情は「精神的苦痛」であって、肉体的な危害を加えられているのではない—こうした反論である。

だが、このような反論は必ずしも妥当ではない。名誉毀損やプライバシー侵害などの例を挙げれば明らかなように、現在の法体系では「精神的苦痛」に対しても法的救済が与えられているし、またそのことは直観的にも妥当である。

従って、政治的な「表現の自由」が最大限尊重されるべきであるという立場（「多極競合的人権理論」の立場だけでなく、通説の「二重の基準」論においても前提となっている認識）をとるならば、選挙運動用のビラ配布については、それが自分にとっては「迷惑」にあたる行為であっても受忍すべきだということになる。しかしその一方、名誉毀損やプライバシー侵害に当たる表現については、それは受忍限度を超えた「迷惑」をもたらすものとして、被害者に法的救済が与えられるという論理になるのである。つまり、「いかなる『精神的苦痛』ならば法的救済が与えられる『迷惑』とみなされるのか」

という判断はケースバイケースとはいえ、「精神的苦痛」がここで言うところの「迷惑」にあたるという認識は当然の前提となっているのである。ある行為が他人にとっての「迷惑」にあたるかどうかという基準線は、「肉体的苦痛」と「精神的苦痛」との間に引かれているのではない。

上記のことから、「他人に迷惑をかける行為か否か」という基準は、その行為が権利の行使として法的保護を受けるかどうかの判断基準としては妥当でないことが明らかになる。先に述べたように、密室の中で行われる個人的な行為を除き、およそ人間の行為はほとんどが「他人に迷惑をかける」可能性を含んでいるからである。

かつて立岩真也は、「自己決定(権)という言葉のもとに主張されてきたことの多くは、実は『迷惑をかける権利』だったのだとも言える」[2000:17-18]と述べたが、この指摘は妥当である。もっと一般化して言えば、ある行為が正当な権利の行使として認められるということは、その行為によって他人に「ある程度の迷惑をかけることが認められる」ことを意味すると考えるべきである。誤解を恐れずにあえて断言すれば、「権利」とはすなわち、「他人にある程度の迷惑をかける権利」のことなのである。これは言うまでもなく、「自己決定権」を「権利」として承認する通説的議論とは異なる考え方である。

ここで、「権利」という概念について、最低限の一般的定義をしておこう。日常用語としての「権利」を、最も短い表現で置き換えるならば、それは「正当性」ないし「正当な利益」といった表現となろう。具体的に言えば、たとえば「我々には『表現の自由』という権利がある」という文章は、「我々には自由な表現を行う『正当性』がある」とも、あるいは「我々には『表現の自由』という『正当な利益』がある」とも言い換えることができる(12)。

しかしここで問題となるのは、「権利」という用語は「正当性」ないし「正当な利益」という用語と互換性があるとして、その具体的な意味内容である。法的に「正当性」「正当な利益」が認められるとは、どのような実際の効果が発生することを意味するのか。

筆者は端的に、ある行為が「権利」の行使として認められる(その行為について「正当性」「正当な利益」が認められる)とは、その行為について法的に不利な取り扱いを受けず、かつ道徳的な非難を受けないことを意味すると考える。もちろん「権利」と言っても様々な種類があり、その性質も一様ではない。たとえば、個人が選挙権を行使した

り、生存権的な権利を行使する場合には、国家がそうした権利行使を財政的に支援するという事態も考えられよう。しかし、政府批判のビラを配布するといった権利については、国家がそのような支援をすることは考えられないし、それを要求することが妥当であるとも言えないだろう(13)。あらゆる権利がその行使について国家からの「後押し」を受けられるわけではもちろんない。しかし少なくとも、「権利」という言葉が用いられるからには、「権利」の行使に当たる行為を、ただその行為に踏み切ったという理由で法的・道徳的に非難することは正当でないと解すべきである。

この定義は、逆の見方をすれば、ある行為が「権利」と認められるための条件について高いハードルを課しているとも言える。「一般的自由」としての「自己決定権」を承認する立場からは、おそらく全く逆の結論が導かれるだろう。たとえば彼（女）らの立場からは、「麻薬を服用する自由」も「自己決定権」の一環として権利性を認められることになるかもしれない。しかしその場合でも、「麻薬を服用する」ことについての道徳的な非難まで排除する趣旨ではないだろう。「自己決定権」論の多くは、いわゆる「法と道徳分離論」（あるいは、「国家の中立性」を強調する議論）と少なからぬ親和性を持っている。その立場から、たとえ道徳的に非難される行為であっても「自己決定権」の行使として認められる余地があるとされるのである。

しかしながら、一見自由主義的に見えるこの立場には、思わぬ落とし穴が潜んでいる。ある行為が「正当な権利行使」として認められるためのハードルを低く設定するところから、そうした権利行使について、本人が何がしかの「責任」も引き受けるという論理構成になりやすい。そしてここから生じてくるのが、いわゆる「自己決定・自己責任」論なのである(14)。しかしこの問題については後述することとし、次項では、「危険な行為」について議論する上で前提となる事柄について論じたい。

② 国家・社会によって必要とされる「危険な行為」をめぐる問題

「危険な行為」について、人権論の立場から議論する場合、その中心は「本人の生命・身体への著しい危険を伴う行為」に置かれざるを得ない。ある行為が、「他人」の生命・身体への著しい危険を伴うなら、その行為が禁止・規制されるのは当然のことと考えら

れるからである（自殺幫助や安楽死などのケースについては、ここでは脇に置く）。

それでは、「本人の生命・身体への著しい危険を伴う行為」一般について、それを禁止する権限が国家にあるかどうかについて論じてみよう。およそ人間の行う行為は、多かれ少なかれ「危険」の伴う行為である。屋外に散歩に出れば、突然頭上から飛行機が墜落してくるかも知れない。野球見物に行けば、スタンドに飛び込んできたホームランボールが頭に当たって、命を落とすかも知れない。一方、家の中にとどまって動かなかつたとしても、地震で家が潰れたり、突然ブルドーザーが飛び込んでくることがないとは限らない。すなわち、およそ人間が活着している限り、常に生命に対する危険は存在するのである。従って、国家が「危険な行為」（以下、「危険な行為」とは「本人の生命・身体への著しい危険を伴う自発的な行為」を指す）の全てを禁止することは、そもそも不可能であると言わざるを得ない。万一、国家がそのような試みを行おうとするなら、それは権力の過剰な行使とプライバシー侵害を伴うことになる。

一方、個人が「確実に自らの生命が失われる行為」に及ぼうとする場合、それを防止する権限が国家にあることは疑いない。崖から飛び込もうとしている人がいて、そこに警察官が通りかかった場合、警察官にはその人を助ける義務が生じる。国家やその機関である警察は、「犯罪行為」の結果として誰かの生命が危険にさらされる場合にのみ、その権限を行使する存在ではない。自殺それ自体は刑法上の犯罪ではないが、筆者がのちに論じるように、国家の介入を阻む「死ぬ権利」が存在するわけではない⁽¹⁵⁾。

従って、議論の対象となる問題は、国家が「危険な行為」のどこまでを規制でき、どこからは規制できないのか、その範囲である。このジレンマを解決する最も単純な方法は、一切の判断を立法府における「多数決原理」に委ねることである。個人の「危険行為」への規制のあり方は、そもそも憲法・人権理論が関与するものではないと考えれば、これも一つの解決策ではある。しかし当然ながら、この方法は実質的に国家権力の無制限な行使を許すことになる。いわゆる「平等原則」「比例原則」について考慮すべきことはもちろん、「危険な行為」の規制について、何らかの実体的な基準を示す必要がある。

ここで押さえておかなければならないのは、個人によって行われる様々な「危険な行為」の中に、それが行われることを国家・社会の側が「望ましい」と考えているものが多々あるということである。その例を挙げることは難しくない。まず思いつくのは、警

察や消防機関などの構成員が日常業務として行う活動である。こうした機関の構成員は、通常自由応募によって選抜され、時には高度の肉体的危険が伴う業務を行う。むしろ、その業務には「他人に」危険を及ぼす可能性も多々存在するが、本来的な目的は他人の生命・財産を保全することであり、そのために「自ら進んで」自分自身の生命を危険にさらすのである。その意味で、明らかに本論文でいう「危険な行為」の範疇に該当する（言うまでもなく、日本の自衛隊や、徴兵制をとらない国家の軍隊も、この分類に当てはまる）。

上記の例は国家機関のものであるが、純粋な民間の活動・私的活動であっても、国家・社会から求められている「危険な行為」は多数ある。たとえば建築現場での肉体労働は、転落による大怪我をはじめとする様々な危険が存在しているが、誰かがそれに従事しなければ、いかなる建物も新築できないばかりか、欠陥住宅を建て直すといったことすらも不可能となってしまう。あるいは、健康上大きな悪影響をもたらすことが予想される、工場現場での労働などもそれに当たるだろう。もちろん、そのような悪影響が科学的にも明白であれば厳格な法的規制が必要であることは当然であるが、それでも健康上の影響を皆無にすることが不可能なのは明らかである。その他、飛行機の乗務員・スタントマン・警備員など、類似の例はいくらでも思いつく。

上に挙げた「危険な行為」の例は、すべて「職業」として遂行されるものであった。市場原理の下であれば特に、「職業」とは一定の社会的需要があって初めて成立する。その意味では、「職業」的なものが「危険な行為」の代表例となるのは当然なのだが、社会から「求められる」この種の行為は他にもある。たとえば、我々は食品添加物や「遺伝子組み換え」など様々な懸念があるにもかかわらず、しばしば市販の食物を口にしている。多くの人が「自発的に」そうしていることによって、農業界や食品業界の安定した存続が保たれているのである。また、自動車による交通事故の危険性は誰もが知っていることであるが、多くの人がそれを恐れて自動車の利用を避けるようになれば、自動車業界のみならず、業務の上で自動車に依存している無数の企業が恐慌状態に陥ることだろう。

ウルリヒ・ベックは、現代社会はこれまでの「産業社会」から「危険社会」（リスク社会）に移行しつつあるとし、「産業社会」では「富の分配」が問題となってきたのに対して、「危険社会」では「危険の分配」が主要な問題としてクローズアップされると論じた。

また、「貧困は階級的で、スモッグは民主的である」[1998:51]として、危険社会における「危険」は、社会におけるあらゆる階級・あらゆる社会的集団に、等しく襲いかかるとしている。しかしベックは同時に、「世界は等しく危険状況に曝される。しかし、それだからといって、危険に巻き込まれた場合、その内部で新たな社会的不平等が生まれていることを隠すことはできない。……世界的に見ると、危険社会の無産階級の居住地は、第三世界の工業地帯にある煙突の林立した場所や、精錬所や化学工場の近辺へ移動している」[1998:60]とも指摘している。「無産階級の居住地」も通常、無産階級を構成する個々の人々が「自発的に」決定しているが、そこには結果として、「危険の分配における不平等」が生じているのである。これは、「多極競合的人権理論」の立場からは望ましくない状態である。

ベックの「危険社会」において主に念頭に置かれているのは、原子力発電所における大事故の危険などを初めとする、公害・環境問題である。ベックは、現代社会における「危険」が国境を越えた、ある意味ではコントロール不能なものとなっていることを重視し、そのことこそが「再帰的近代」（直線的な産業化を特徴としていた、単純な近代と区別される）としての現代社会を象徴するものとしている。ベックは「産業社会とともに発展し完全なものとなっていった制度や規範である、リスク予測、保険の原則、事故の概念、大災害に対する保護、将来保障のためにあらかじめ積み立てておくこと、これらが機能しなくなります」[ベック 2003:97]「グローバルな危険化によって、その総和において、確立しているリスクの論理の基盤がなくなり、効力がなくなり、予見できるリスクの代わりに制御するのが困難なリスクが支配する世界に至るからです。そのような新しい危険は、伝統的安全予測の支柱をなくしてしまいます。損害には、空間的・時間的制限というものがなくなります。つまり、損害はグローバルで継続的なものですし、一定の責任者に帰すこともできなくなります」[ベック 2003:107-108]として、現代社会における「危険」はそれ以前の時代における「危険」と本質的に異なった性格を有するとしている。こうした「危険」に関しては、たしかにある程度、「スモッグは民主的である」（危険があらゆる人々の上に襲いかかる）という指摘も成立し得るであろう。それでも、「グローバルな危険はそれ自体としては存在せず、東西対立秩序の終焉後に特に世界を襲うようになった貧困やエスニシティやナショナルなコンフリクトとむしろ交錯し

合い、認識できないくらいにまで重なり合っている」[ベック 2003:108]と指摘される通り、経済的不平等や紛争のあり方と「危険の分配」のあり方とを分離することは不可能なのである。最近発生した福島第一原子力発電所における事故の例をとってみても、そもそも原子力発電所の立地そのものが首都である東京を避けて行われていたし、放出された放射性物質の被害を避けられるかどうかについても、遠隔地に自主避難できるのは経済的に豊かで、社会関係資本にも恵まれた層に限られている。その意味で、ベックのいう「再帰的近代」に特徴的な「危険」についても、「危険の分配における不平等」を完全に排除することはできない。

それに対して、先に述べたような、「職業」として遂行される種類の（ある意味で伝統的な）「危険な行為」については、その危険が貧困層など特定の社会的階級（集団・カテゴリー）に集中して「分配」されることになる可能性は非常に高いといえるであろう。もちろん、生命・身体への多大な危険を伴う職業の中にも、権力や社会的威信が高いものは存在し、その場合にはこうした不平等は生じにくい（幹部候補生の軍人や警察官、あるいは飛行機の乗務員などがこれに該当するであろう）。とはいえ一般的には、精神労働よりも肉体労働の方に貧困層などの「自発的」希望が集中するという傾向は明らかであり、その結果として「危険の分配」における不平等が固定化する。そして、その種の「危険な行為」はしばしば、国家・社会によって必要不可欠なものとなみなされているのである。このことは、優位の集団・カテゴリーによる後者の抑圧を、「自己決定」の名のもとに国家・社会が後押しすることを意味する。なお、先に挙げた原発事故の例において、事故処理のために動員される作業員は、その労働が大量被曝の危険を伴うにもかかわらず「国家・社会によって必要不可欠なものとなみなされて」いる点で、ここで言う職業としての「危険な行為」の典型的な事例に当たる。

それでは、もし仮に、これらの「危険な行為」に自発的に従事する人々を、社会が「調達」できなくなった場合は、いかなる事態が生じるのであろうか。その場合、まず考えられるのは、これらの行為に職業として従事することについて、報酬を著しく引き上げることである。もしそれでも効果が不十分であれば、マスメディアや政府機関を動員した大規模な宣伝・世論工作を行い、これらの「危険な行為」についての社会的イメージの向上を図ることも考えられるだろう。大抵の場合は、これらの方策によって、「危険な

行為」に従事する人々を確保することができると考えられる。しかし、もし確保できなかった場合、国家や社会はどのような対応が許されるのだろうか。

日本国憲法第 18 条には、「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」と規定されている。この条文には、「危険な行為」については言及されていないが、特に「苦役」の内容を具体的に想定した場合、国家が個人に「危険な行為」を強制することは許されない趣旨を含むと解釈できる。こうした憲法条文の趣旨、また道徳的直観からも、たとえ「国家や社会にとって必要な『危険な行為』」であろうと、それを「強制」することは許されないという結論を導くことは難しくない。そうした強制の最も典型的なものは「徴兵制」であろうが、「徴兵制」は日本国憲法下において、先の第 18 条や第 9 条（戦争の放棄）の趣旨から禁止されているものと考えられる。

しかしここで困難な問題が生じる。まず第一に、『危険な行為』を『強制』することは認められない」と言葉の上で定義することは簡単であるが、現実には「自発的な行為」と「強制された行為」の間に線を引くことは難しいという問題である。たとえば、ある建設会社に個人が入社することは個人の「自発的」な意思に基づくとしても、個々の業務の性質によっては、その業務への従事を拒否したいという希望を持つかも知れない。しかしその場合でも、会社は業務命令で、その個人に当該業務への従事を命令するかも知れない。もちろん、その場合でも、個人は会社を退職することでその命令から逃れることはできるし、その意味では「自由」である。だが、その意味での「自由」なら、たとえばアメリカ奴隷制下の黒人にも存在したのであり（多大な危険を伴うとはいえ、奴隷主の下から逃亡し北部に移住するという選択肢はあった）、「逃亡の自由」があるからといって命令への服従が「自発的」なものであると考えることはできない。また、単純に高い報酬によって「危険な行為」への従事を選択する個人にしても、もし極度の貧困に悩まされていて、何らかの事情で他の職業に従事する選択肢がないなら、その選択は限りなく「強制」されたものに近づくことになる。

また、第二の問題として、仮に完全な「自発的」意思に基づく「危険な行為」への従事という状況を想定したとしても（もちろんそうした状況はあり得るし、現に存在しているに違いないのだが）、その行為に伴う「危険性」が一定のレベルを超えるなら、そう

した行為は規制されるべきではないかというものがある。第2章で述べたとおり、「多極競合的人権理論」は、少数派に属するカテゴリー・集団の自己破壊的行動に対して無条件に肯定的評価を与えることはせず、少なくとも、社会的権力関係の影響下にそのような自己破壊的行動がなされることについては抑制措置を講ずることを認めるものである。その立場から、規制の具体的基準について検討する必要がある。

そして、ここで触れておきたいのは、刑法理論の分野で行われてきた「許された危険」「社会的相当性」、あるいは「危険引受け」に関する議論である(16)。これらの議論を分析することで、「危険な行為」を単純に「自発的」なものとして承認することの問題性が浮かび上がるからである。そしてその問題性は、「自己決定・自己責任」論にも通底している。

③ 「許された危険」「危険引受け」論の問題性と「自己決定・自己責任」論

「許された危険」という考え方は、19世紀後半～20世紀初めのドイツにおいて、危険な企業活動や医療行為・スポーツ活動などを念頭に、特に過失犯における処罰範囲を限定しようとする考え方として登場した。その背景には、折から進行しつつあった工業化・産業化の流れがあったとされる。前田雅英[1982]によれば、この時点での「許された危険」の理論は法益衡量的観点を基盤としたものであったが、ナチス・ドイツ時代のヴェルツェルの議論に至って、「許された危険」の理論と、「社会的相当性」論（あるいは「行為無価値論」）との結びつきが生じた。ヴェルツェルは、危険な企業活動などの類型に加えて、「戦場で敵を殺す兵士の行為」なども一括して「社会的相当行為」とし[前田 1982:222]、これらの行為は社会的に有用・必要な行為であるから、その結果法益侵害が生じたとしても処罰を限定すべきだとしたのである。その理論には、「法益」論そのものを個人主義的・自由主義的思考の残滓として批判する、ナチス政権の全体主義的思考が反映していた。

こうした「許された危険」、あるいは「社会的相当性」論の考え方は戦後の日本でも一定期間影響力を持ち、特に医師の治療行為について、刑法上の処罰の対象とすることを避ける理論的根拠として用いられた。こうした傾向は、「昭和40年代以降、薬害事犯や

公害事犯の多発、そして科学技術の進歩・発展への安易な信頼感に陰りが生ずると共に、過失責任の追及を強めようとする動きが生じた」[前田 2001:12] ことによって下火となった。しかし、スポーツ事故などにおける被害者の「危険引受け」を、犯罪成立の阻却理由とする考え方の中に、類似の論理が見受けられるように思われる。

この意味での「危険引受け」の論理を認めたとして話題となった判決に、ダートトライアル事件判決（注(16)参照）がある。この事件は、ダートトライアル競技の練習中に、経験の浅い運転者が起こした事故によってベテランの同乗者が死亡したものであった。判決は、同乗者の行為に「危険の引受け」を認め、また本件走行行為は社会的相当性を欠くものでないとして、業務上過失致死罪の成立を否定した。しかしこの判決に対しては、「本件では、被害者の危険の引受けと行為の社会的相当性の観点から判断されているが、両者の相互関係、および、それらと被害者の同意との相違についてもそれほど明白に展開されていないように思われる」[須之内 2003:106]という指摘がなされている。

また、「危険引受け」を「被害者の承諾」という概念の延長線上でとらえようとする議論に対しても、「過失犯においても結果は重要な構成要件要素である以上、被害者の承諾の対象は『行為』ではなく『結果』でなければならない。さらに承諾の心理的内容として『結果』を認容する態度が必要である。危険引受けにおいては、被害者は危険認識のみで行為に参加しているにすぎず、結果に対する承諾及びそれを認容するという態度を欠いている。そのような状況で、被害者の承諾論によるアプローチは被害者の危険認識のみで行為者の犯罪の成立を制限する効果を認めるべき根拠を示すものではない。また、わが国の刑法においては 202 条との関係で生命等の一身専属的法益の処分についての意思決定に違法性阻却の効果を認めることはできない」[恩田 2009:120]という批判がある。だがこれらの批判にもかかわらず、多くの学説は、「被害者の承諾」（同意）論とは別の論拠—「社会的相当性」論、「被害者の自己答責性」論—などによってダートトライアル事件判決の結論を肯定しようとする傾向がある。その中で、東雪見が「『危険引受け』の場合、害を被るのは必ずしも効率よく自己を守ることでできない弱い一個人である。また、問題となっているのは生命や身体など、個人の生存の基盤となる取り返しのつかないこともある法益である。……一個人の生存の基盤となる、代替不可能な法益の侵害が問題となる『危険引受け』の事例においては、『自己責任』原理を認めるべきではないと

思われる」[東 2003:114]と述べているのは注目される。

上記の議論は刑法上のものであり、人権理論の観点から「危険な行為」について論じる本論文の趣旨と、直接につながるものではない。しかし、個人の生命・身体に危険を及ぼす可能性のある一連の行為群を「社会的に必要」なもののみなし、そうした行為に「自発的に」従事し「危険を引き受ける」個人の出現を積極的に承認する思考が、国家・社会の利益を個人の利益よりも重視するイデオロギーと親和性が強いことを読み取ることとはできる。すなわち、個人の「危険な行為」への従事を「自己決定権」の行使として積極的に承認する議論は、究極の形において、全体主義思想と結びつく危険性を否定できないのである。

こうした論理的帰結は、意外なものと感じられるかもしれない。通常、個人の「自己決定権」を最大限認めるべきと考える議論は、究極の個人主義的立場を表明したものと解釈される場合が多いからである。しかしこのことは、現在なされている「自己決定権」論と、それと不可分とされる「自己決定・自己責任」論を正面から分析することによって、意外な結びつきではないことが明らかになる。

筆者は本節第1項において、ある行為が「権利」の行使として認められるとは、「その行為について法的に不利な取り扱いを受けず、かつ道徳的な非難を受けないこと」を意味すると規定した。この観点に立てば、もし「自己決定権」を日本国憲法上の「権利」として認める場合、「自己決定・自己責任」を一体のものとして語ることはできないはずである。たとえば、「表現の自由」や「拷問を受けない権利」といった「権利」を行使することについて、本人がその結果についての「責任」を負うべきであると強調されることは少ない。従って、もし「自己決定権」が、これらと同様の「権利」として認められるなら、その行使について「自己責任」が伴うと主張することは不自然である。

もちろん、「表現の自由」のような権利についても、それを「他人の権利を侵害しない」範囲で行使する義務が伴うのは当然である（「名誉毀損」や「プライバシー侵害」といった結果をもたらせば、それについての法的「責任」を負わなければならない）。しかしそれは、基本的な権利は万人に平等に保障されるべきという前提から生じる、あらゆる権利についての内在的制約である。本論文で問題にしている「危険な行為」のように、「本人自身」について危険をもたらす「自己決定権の行使」については、そうした議論は当

てはまらないはずである。また、たとえば反政府的な「表現の自由」を行使したことにより本人が政府から有形無形の「迫害」を受けることはもちろんあり得るが、そうした「迫害」は理念的には不当なものである。「表現の自由」の行使に当たって、本人がそれに伴う不利益を、自らの「責任」として当然引き受けるべきという論理は成り立たない。

従って、「自己決定権」論者が「自己決定」と「自己責任」をしばしば対のものとして語ること自体が、逆説的にも、「自己決定権」が憲法上の権利とはいえない（あるいは、少なくとも「表現の自由」や「拷問を受けない権利」と同レベルの重みを持つ権利ではない）ことを示していると言い得るのである。こうした矛盾についての直観的認識があるからこそ、「自己決定・自己責任」という言い回しは成り立っても、「自己決定権・自己責任」という言い回しは存在しないのではないだろうか。そして、しばしば「自己決定権」の行使と位置づけられる個人の「危険な行為」についても、個人に「危険な行為」に踏み出す憲法上の「権利」が存在するわけではないと言わねばならない。もちろん、「権利行使」に当たらないからといって、国家が無制限にはそうした行為を規制できないのは繰り返し述べた通りであるが、その基準については後述する。

ここで述べた趣旨を裏付けると考えられるのが、2004年のイラクにおける日本人質事件の際に起こった「自己責任」論である。これまで通常、「自己責任」は「自己決定」とセットにして語られるのが常であったが、この場面では「自己責任」のみが前面に押し出された。しかしこのことは、「自己決定・自己責任」論が本来の趣旨を離れて誤用されたものと解釈されるべきではない。これまで繰り返し述べてきたように、個人が「危険な行為」に従事することが称揚されるのは、その行為が国家・社会によって「必要とされている」場合である。「自己決定・自己責任」論は、そうした行為に「自発的に」従事するという個人の決断に「自己決定」として高い価値付けを与える一方、その結果として本人に現実の被害が生じた場合には、「自己責任」というキーワードによって救済の必要性を低く見積もろうとする機能を果たして来た(17)。

しかし、イラクにおいて人質となった人々は、日本政府や主流社会にとって必ずしも望ましくない「危険な行為」、すなわち反戦的なジャーナリズムやボランティア活動に従事していた。そのことから必然的に、「危険な行為」への従事を称揚する機能を持つ「自己決定」という言葉は使用されず、救済の必要性を否定するための「自己責任」という

言葉が前面に押し出されたものと思われる。しかし客観的に見れば、戦場におけるジャーナリズム活動もボランティア活動も、生命・身体に大きな危険が伴うが、誰かが「自発的」に従事しなければ大きな問題が生じる種類の行為である。特に前者は明白な「政治的自由」の行使であり、後述するように、国家による介入が望ましくないと考えられる数少ない「危険な行為」と言って良い。だからこそ、日本国内では非難された人質たちの行為が海外では称賛されるというギャップが生じたのである。

一方、この事例と対極的なものと言えるのが、2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故における、原発作業員や自衛隊員・消防職員に対する社会的な称賛である。言うまでもなく、これらの人々の自己犠牲的な行為がなければ、この事故がもたらした放射性物質放出による被害は想像を絶するものとなっていたであろう。しかしそれにもかかわらず、日本国憲法第18条の趣旨に鑑みて、個々の原発作業員や自衛隊員・消防職員には、自らが確実に大量被曝する危険を伴う作業を拒否する権利があったはずである。事実、事故による危険が最高潮に達した3月15日早朝には、東京電力側が「作業員の福島第一原発からの撤退（部分撤退・全面撤退のいずれであったかについては争いがある）」を政府に要請した（菅直人総理大臣（当時）がこれを拒否したと伝えられる）。またその前夜、福島第一原発の吉田昌郎所長（当時）は、作業員に対し「みなさんがここから出るのを止めません」と伝え、70人を残して200人以上の作業員が現場を去ったという(18)。

しかしながら、「自発的」に福島第一原発に残った作業員について、その「自己責任」を問う声はもちろん聞かれない。その理由が、チェルノブイリ原発事故と並ぶ「レベル7」の大事故となった福島第一原発の事故については、「誰か」が生命と健康への危険を顧みずにその処理に当たってくれなければ、東日本の全国民の生命と健康が危機にさらされる一もっとも、現在の状況でも放射性物質による将来的な健康被害の発生を危惧する声は多いが一ことになっていたからである。すなわち、この事例は、「国家・社会によって必要とされる」危険な行為への従事は称賛すべき「自己決定」とみなされることの典型例と言える。

このことから分かるように、個人の「危険な行為」が肯定的に評価されるかどうかは、結局のところ国家・社会の政治的価値観に依存する不安定なものである。そして、「危険な行為」への従事を個人の「自己決定権」行使として承認しようとする議論も、結果

としては、国家・社会が必要とする「危険な行為」への従事者を、その結果の負担を本人に押し付けつつ確保しようとする要請に応えるものであった。次項では、「危険な行為」について、パターナリズムに基づく介入が正当化される基準を簡単に示したい。

④ パターナリズムに基づく規制が正当化される基準について

これまでの論述から、個人の「危険な行為」については、それが自分自身にとってのみ危険である場合でも、法的な規制対象とすることが可能であることを示した。つまり、いわゆる「パターナリズム」に基づく国家の介入が認められ得るということである。

「パターナリズム」については様々な定義があるが、ここでは「ある人の利益を保護するという理由で、他者に不利益を与えることのないその人自身の行為について、国家や他の個人・団体が介入すること」と定義する。本人自身の、あるいは社会の道徳的向上・墮落防止を目的とした介入を指す「リーガル・モラリズム」とはもとより区別される。なお、概念上「パターナリズム」と「パターナリスティックな介入」とを区別する議論があり、そこでは前者が意味内容に正当化の契機を含むものとされるが[竹中勲 1998]、ここでは価値中立的な概念として「パターナリズム」という用語を使用したい。

一言で「パターナリズム」といっても、その中には様々な種類・内容のものが含まれており、論者によって異なった分類がなされている。特に重要だと考えられるのが、「強いパターナリズムと弱いパターナリズム」の区別である。花岡明正は、「干渉（あるいは介入）される本人に判断能力がない、あるいは十分な判断能力がない場合に、干渉（介入）することを『弱いパターナリズム』という。本人に十分な判断能力がある場合でも、干渉（介入）することを『強いパターナリズム』という」と定義している[1997:34]。この定義では「判断能力」が問題となっているが、たとえば判断に必要となる情報が不足している場合や、判断の基礎に事実誤認がある場合に介入することも、広い意味での「弱いパターナリズム」に含まれるであろう。

ほとんどの論者は、「弱いパターナリズム」については、程度の差こそあれ基本的に容認され得ると考えているようである(19)。それは、判断主体が子どもや認知症老人である場合には当然であるが、必ずしもそればかりではない。たとえば「自殺」について、そ

れが鬱病によるものである場合など、本人の「真の」意思に由来するものでないと考えられる場合には、その決断に介入することは認められるとする議論が圧倒的である。また、ある食品に有毒な食品添加物が含まれているが、食べようとしている本人はそのことを知らなかった場合に、事実を知る他者が介入することも、「弱いパターナリズム」の一種として広く承認されるであろう。

また小泉良幸は、ロナルド・ドゥオーキンによる「強いパターナリズム」の中での「意思的パターナリズム」と「批判的パターナリズム」との区別を参照した議論を展開する[小泉 2007:177-178]。「意思的パターナリズム」とは、たとえば自動車の運転者にシートベルト着用を義務付ける場合のように、「『意思の弱さ』の問題に対処し、克服するのを手助けするための干渉」であり、それに対して「批判的パターナリズム」とは、たとえば同性愛やポルノグラフィの刑罰による禁止のように、「その人の善き生の理想が間違っており、その人の倫理的確信に反してでもその自由を制限することが、本人の『真の』利益となるとする考え」を指すという。そして小泉は、前者の正当化については「社会全体の利益との比較衡量に開かれ得る」が、後者については「その人の倫理的確信に基づく外部的行為が他者に対して具体的危害を及ぼすことのない限り、原則的に排除されるべきである」とする。

しかし、こうしたロナルド・ドゥオーキンと小泉による分類・価値判断には疑問がある。第一に、「意思的パターナリズム」とは、それが「本来シートベルトを着用すべきことが自分でもわかっているが、意思の弱さにより着用できない」という人間の傾向への対処であるならば、ある意味で「弱いパターナリズム」の延長線上にあるものとみなし得るのではないか。そして第二に、シートベルトを何らかの個人的信念により着用しない人も実際には多いはずであり、「意思的パターナリズム」の例としてシートベルト着用義務を例示するのは、そもそも妥当ではないのではないか。

そもそも、本人に十分な「判断能力」と判断の基礎となる情報が与えられている場合には、その決断に介入することは「強いパターナリズム」として常に排斥されるべきであろうか？前項までの記述から明らかなように、筆者はそうは考えない。端的に、「強いパターナリズム」に基づく介入が認められる場合があると考える。

服部高宏は、パターナリズム研究者として知られるジェラルド・ドゥオーキンの次の

ような見解を紹介している。「弱いパターナリズム」とは「非随意的 (nonvoluntary)」な行為に対して行われるものであるが、シートベルトやヘルメットの着用義務・公共水道へのフッ素添加・自己奴隷化といったケースについては「いつもそうした非随意性が必ず見出せるわけではない」[服部 2000:376]にもかかわらず、干渉が正当化されるという。つまり、「強いパターナリズム」に基づく介入が「一切」認められないという立場からは、個人の生命・身体を最低限確保するための措置さえ説明することが難しいのである。

「多極競合的人権理論」の立場からは、「強いパターナリズム」に基づく介入によって、特に被抑圧集団・カテゴリーに属する個人の権利が、「自己決定・自己責任」の名のもとに空洞化されないための基準が必要になる。その基準は、大雑把に言って、以下のようなものである（「個人の行為」が通常の意味で「自発的」になされていることが前提である）。

(a)個人の行為が、確実に本人の死をもたらすと考えられる場合、その行為の目的が意識的な自死を目的としているかいないかに関わりなく、「パターナリズム」に基づく規制・禁止は国家の義務となる。

(b)個人の行為が、高い確率で本人に生命・身体を危険をもたらすと考えられる場合、その行為が本人の「権利行使」に当たると考えられるときか、他の個人の生命への危険回避に絶対不可欠と考えられるときを除き、「パターナリズム」に基づく規制・禁止は国家の義務となる。

(c)個人の行為が、高くはないレベルの確率で本人に生命・身体を危険をもたらすと考えられる場合、その行為が本人自身の「権利行使」に当たるか、その行為が他の個人による「権利行使」と密接不可分に結びついている（たとえば、個人 A による政治的権利の行使に個人 B が危険を冒して協力する場合など）と考えられるならば、その行為を基本的に承認すべきである。ただし、生命・身体への危険を最小限とすることを条件とする。それ以外の場合は、政策判断に基づき、国家は「パターナリズム」に基づく規制・禁止を行うことができる。

上記の基準のうち、(a)については特別の解説は必要ないであろう。(b)の場合、「本人の『権利行使』に当たると考えられる」行為として想定されるのは、たとえば戦場における取材活動といった行為である。この行為は「表現の自由」という重要な政治的権利の行使であり、こうした権利の行使は国家によって恣意的に制約されるべきではないからである。また、「他の個人の生命への危険回避に絶対不可欠と考えられる」場合としては、たとえば本人の同意に基づく骨髄移植・腎臓移植（脳死者からの臓器移植は、生物学的な死についての線引き問題なので別次元の問題となる）や、福島第一原子力発電所の事故のような「非常事態」における、原発作業員の行為などが考えられる。もちろんこうした場合でも、可能な限り、国家は本人の生命・身体の安全に配慮しなければならないのは当然である。

そして(c)については、たとえば映画撮影におけるスタントマンの使用や、ルールの確立されたスポーツ競技などの場合を想定している。映画撮影をスタッフや出演者の「表現の自由」という権利の行使と見るならば、スタントマンによる自発的な「危険な行為」への従事は、「他の個人」（監督などのスタッフや出演者）による「表現の自由」という「権利の行使」と密接不可分に結びついていると考えられるため、厳格な安全性確保という条件が満たされるなら、国家の介入すべき事項でないと考えられる。またスポーツ競技についても、競技者の「スポーツを行う権利」・観客の「スポーツを観戦する権利」が仮に「権利」として認められるなら、同様の論理が成立する余地があるだろう。ただし、後者の権利性は「表現の自由」のそれほど明確でないので、たとえばボクシング競技のような危険性の高い競技については、規制が正当化されやすいと思われる。

上記の基準はあくまでも試論的なものであるが、「危険な行為」についての考察を締めくくるに当たり問題提起として示すこととした。憲法上、「危険な行為」に踏み出す個人の「自己決定権」が存在するわけではないが、「危険な行為」への規制が無制限に認められるわけでもない以上、何らかの具体的な基準が必要だからである。

実際には、たとえば(b)と(c)との間の区別は非常に難しい。個人の行為が、「高い確率で」本人に生命・身体の危険をもたらすのか、「高くはないレベルの確率で」それらをもたらすのかという違いは相対的であり、絶対的な判断基準はない。こうした課題はあるものの、上記の基準を意識することによって、個人による「危険な行為」への従事を、

それが国家・社会から求められている場合には何らの留保条件もなく「英雄的な自己犠牲」として称賛し、そうでない場合には「無謀な行為」としてその「自己責任」を追究するという誘惑を免れることが可能になるのではないか。

次章では、ある意味では「危険な行為」の究極形態ともいえる、「死ぬ権利」の行使について、「多極競合的人権理論」の立場から批判的に論じる。

注

(1)山田卓生は[1987]の第Ⅱ部で、「ヘルメットとシートベルト」「有害承知の喫煙」「危険への接近」「登山と遭難救助」などを論じている。

(2)この定義は、憲法学上の議論で言えば、「自己決定権」を「一般的自由権」とみなす説についてあてはまる。憲法上保護される「自己決定権」を、個人的人格的生存に不可欠な権利に限定する「人格的自律権」説に立てば、登山の自由や薬物使用の自由といった「危険な行為」の多くは、「自己決定権」の範疇に入らないとみなされる可能性が高い。しかし、現在の日本で「自己決定権」という言葉が用いられる文脈は、「一般的自由権」のニュアンスであることが多い。本論文も、そうした文脈で行われる「危険な行為」についての議論を意識したものである。

(3)「危険社会」については、古典的名著としてウルリヒ・ベック[1998][2003]がある。また、ここで述べた意味での「リスク」については金森[2002]・小島[2002]を参照。

(4)現実には、前述のように「自己決定・自己責任」論の内容は論者によっても異なり、また曖昧な部分が非常に多い。「自己決定」と「自己責任」との関係について、両者が必然的に結びつくものではないことを示唆した論考に、瀧川[2001]がある。また注意すべき点として、「自己決定・自己責任」という語の連結が、なぜ「自己決定権・自己責任」ではないのかという問題（「権」の有無）があるが、これらについては後に論じる。

(5)「パターナリズム」という概念の様々な定義・分類については、花岡[1997]・中村[1982]など参照。「パターナリズム」と憲法学との関係について論じたものとしては、竹中[1998]。「パターナリズム」は、それが個人の自律を実現・補完する機能を持つ場合に正当化され得ると論じるのは中村[2003]。

一方、「パターナリズム」と「自律・自己決定」とを対照的なものとする通説に対し、

「その人の存在を認める」という立場を採用するならいずれもが認められる場合があるとするのは、立岩[2002]。立岩真也は、「パターナリズムの問題とは何を与え何を教えるべきであるのか、何を与えてならず教えてならないのかという問題である」「その人自身の決定、選択をなぜ認めるのか、優先せざるをえないか。それは、その人の存在を認めるから、その人の決定を認めることがその人の存在を認めることの一部だからと言えるだろう」[立岩 2002:167]とした上で、「[平岡注：積極的安楽死を受け入れない場合について]なぜこうした行為がなされるのかと言え、パターナリズムの定義中の言葉をそのまま借りてくれば、『本人のためにもっとよい選択がある』と私（たち）には思われるからである。つまり、ここでもその人の存在の肯定の方向を向いてはいる、ことになっている。こうして自己決定を認めることとパターナリズムの行いは、同じところから発していることがある。だから、同じ人がどちらを採ろうと思って悩んでも、それは不思議なことではないし、その思いは矛盾しているのでもない」[立岩 2002:169]と指摘する。この視点は重要である。しかし本章での課題は、こうした認識を踏まえ、たうえで、「パターナリズムに基づく介入がどこまで認められるか」というある程度具体的な線引きを行うところにある。

(6)哲学的・社会学的観点から見た、「自己決定権」概念への批判は、第3章において既に行っている。その趣旨は、「被抑圧者」（女性・子ども・患者など）の「自己決定権」要求とされてきた内容は、かなりの部分「平等な（より多くの）選択の自由」への要求として説明でき、その説明の方がデメリットが少ないのではないかということであった。本論文ではこうした認識を前提に、より「危険な行為」や「パターナリズム」に関連する論点を意識した記述を行う。

(7)この定義から明らかなように、一般に「自己決定権」の問題とされている問題のかなりの部分は、実際には「当事者（間）決定権」と呼ばれるべきものである（売る側と買う側の両方がいなければ成立しない「売買春」の問題が典型例である）。本論文では便宜上、一貫して「自己決定権」という用語を用いるが、上記の認識は立論の前提となる。

(8)たとえば、山田[1987:4-5]。

(9)ミルには、東インド会社での勤務経験がある。

(10)この点については、注(2)参照。

(11)折しも近年の日本で、政治的なビラ配布などの行為について、厳格な取り締まりがなされるケースが増えつつあるのは周知の通りである。そうした取り締まりはしばしば、たとえばビラを戸別配布される住民にとっての「迷惑」を根拠として、正当化される。しかし「多極競合的人権理論」の立場では、こうした行為は政治的な「表現の自由」の行使として、憲法上最も強く保護されるべき行為ということになる。

(12)笹澤豊は、日本における「ライト」の訳語としての「権利」の成立過程を詳細に分析し、「<ライト>が『正しさ』や『正当性』という意味を中核に持つ語」であるとしつつも、「国語辞典の説明にある『利益』や『力』は「<ライト>のもともとの意味には含まれていない概念」であるとしている[1993:22-23]。とはいえ、ロックの自然権概念やそれに影響された各国の自然権思想が、ある時期まで「土地に対する権利」や「債権者の権利」を重視していたことから見ても、「ライト」の語にしばしば「利益」のニュアンスが含まれることは否定できまい。

(13)ただし、この論理も慎重に適用されなければならない。たとえば現在の政党助成金という制度は、政府批判を行う野党に対しても平等に適用されるのが当然である。

(14)後述する「イラク人質事件」の問題を踏まえつつ、「自己決定・自己責任」をめぐる理論問題を扱ったものとして、中島徹[2005]参照。ただし中島も、自己決定権を憲法上の権利として承認する立場をとっており、また「自立も自己責任も、抽象的に理解する限り、われわれの社会の構成原理として間違っはけません」としている[2005:23]。あくまでも、現在なされている「自己決定・自己責任」論が社会保障制度の解体に利用されていることを問題視している。

(15)第5章、及び平岡[2005]参照。また、ここで挙げた単純な例のみから見ても、「パターンリズム」を全否定することは不可能であることが分かる。

(16)「許された危険」という概念の歴史については、篠田[1986]を参照。「社会的相当性」論について肯定的立場に立ち、「可罰的違法性」の理論を積極的に主張したものとして、藤木[1975]などがあり、それに対する批判として前田[1982]。また、いわゆる「ダートトライアル事件」判決（千葉地判平成7年12月13日）に関連して「危険引き受け」を論じたものとして、山口厚[2003]・須之内[2003]など。

なお前田は、薬害エイズ帝京大病院事件の東京地裁における無罪判決（東京地判平成

13年3月28日)を、「許された危険」の理論を復活させたものとして批判的に論じている[2001]。

(17)小松美彦は、イラク人質事件に関連して、いわゆる「自己責任」論批判の中に「自己責任を負うためには自己決定が下されていなければならない」という論調があったことを批判している[2004:12]。しかしその趣旨は、「自己決定権」論と「自己責任」論との結びつきを必然的なものと捉えた上で、「自己決定権」の強調がむしろ個人の「自己決定」を抑圧するという認識から、「権利」としての「自己決定権」を批判するものである。「自己決定」を仮に「権利」として捉えるなら、むしろ「自己責任」論は排斥されるはずだという本論文の趣旨とは異なる。

(18)NHKスペシャル「シリーズ 原発危機 第1回 事故はなぜ深刻化したのか」2011年6月5日放送(NHK総合)より。

(19)中村直美の、「自律の実現・補完のパターナリズム」が正当化され得るという立場も、筆者としては「弱いパターナリズム」を容認する議論の一種と解釈している。なお中村は「自殺」について、「自殺(自死)の意志は、極めて限られた状況を除けば、それが深刻で持続的なものほど、病的なものと考えられる」[2003:287]としているが、病的でなく「真摯な」自殺の意志が存在する場合については、微妙な立場である。

第1節 はじめに

憲法上の基本的人権として、「生きる権利」としての生命権が認められることについて疑いはない。しかし近年、終末期医療の長足の進歩に伴って、もはや生き続けることを望んでいない人に対し「死ぬ権利」を与えるべきではないかとする見解が特に注目されるようになった。諸外国の例をみても、従来から「積極的安楽死」が積極的に実施されてきたことで知られるオランダでは、2001年安楽死法が正式に成立し、翌年にはベルギーもそれに続いた。アメリカ・オレゴン州でも、1994年に「自殺幫助法」が住民投票を経て制定されている。また日本でも、東海大学附属病院での安楽死事件に関連して、1995年に横浜地裁が、医師による積極的安楽死が認められるための4要件(1)を提示し、論議の呼び水となった。1996年3月25日には、富山県射水市の「射水市民病院」(呼吸器外しが行われた当時は「新湊市民病院」)で、特定医師により2000年～2005年までの間に7人の患者の人工呼吸器外しが行われていたことが判明し、大きな社会的反響を呼んだ。その結果、2007年6月には、「尊厳死法制化を考える議員連盟」によって「臨死状態における延命措置の中止等に関する法律案要綱(案)」が発表されたが、2012年1月現在、法制化には至っていない。

そして「死ぬ権利」をめぐる議論は、「安楽死」(あるいは「尊厳死」)の枠を超えて、先に進みつつあるようにも見える。かつて、評論家・鶴見済氏の著書[1993]がベストセラーとなり批判を浴びたが、同書の出版は「自殺を望む者に対して、そのための情報を提供することに問題があるのか」という問題提起となった。既に刑法学においては、自殺や自殺関与の違法性をめぐる議論が積み重ねられてきている(2)。今後の日本で、自殺を「自己決定権」に基づく「死ぬ権利」の行使として位置づけようとする議論が、社会的に勢いを得る可能性は否定できない。

しかし、安楽死や自殺を法的・倫理的に正当化しうるような「死ぬ権利」という概念はそもそも成立し得るものなのだろうか。「多極競合的人権理論」の観点からは、「死ぬ権利」の承認によって、障がい者や末期患者など、社会的弱者のカテゴリーに入る人々

の「生きる権利」が損なわれることが危惧される。また、前章で分析したように、個人による「危険な行為」への従事について国家によるパターンリズムに基づく介入が認められるとすれば、「危険な行為」の究極形態である「死ぬ権利」の行使は、前章最終節で示した基準(a)によって端的に禁止されることになる。

しかしここでは、そもそも「生命権」とはいかなる根拠に基づいて保護されるべきなのかという根本的疑問に立ち返った上で、「自己決定権」論批判の一環として(3)、「死ぬ権利」についての詳細な検討を行なってみたい。

なお本論文では、「消極的安楽死」「積極的安楽死」という用語については、一般的な定義に従っている。前者は末期患者の治療を全部または一部停止して「死ぬに任せる」こと、後者は致死薬の注射などで積極的に「死に至らしめる」ことを指す（オレゴン州法のような「自殺薬の処方」については、後者に含める）。いわゆる「間接的安楽死」（死期を早める可能性があることを知りつつ、モルヒネなどを大量投与する）については、基本的には苦痛緩和を目的とした治療行為の一環と考えられるべきで、その是非を独立に論じる必要はないと考える。もっともこの場合でも、投与の際の客観的状況や医師の主観的認識によっては、事実上の「積極的安楽死」として位置づけられる場合は出てくるだろう。

第2節 「積極的安楽死」と「危険な坂道」論について

「死ぬ権利」の正当化根拠として、個人は自らの生命・身体に対する処分権を持っているという主張がなされる。「生きる権利」とは何よりも尊厳ある生への権利であり、もはや尊厳ある生を送れなくなった人には当然「死ぬ権利」も認められるべきであるという認識が、この主張を支えていると思われる。その点については、積極的・消極的安楽死のいずれについても基本的に同じである。そうした認識の一例として、ロナルド・ドゥオーキンは「尊厳を持って死ぬ方が、長期の苦悶または無感覚の沈黙状態のなかで生を終えるよりも、自分自身の生に対する尊重をもっと示す……ことになる」と書いている[1999:187]。

日本では、「死ぬ権利」という概念を真正面から認める議論は、現時点では必ずしも多

数派ではない。特に自殺については、自己決定権を憲法上の基本的人権として認める論者であっても、そこには含まれないものとして扱う場合が多い(4)。一方、終末期の苦痛から逃れるための積極的安楽死については、「死ぬ権利」という用語を用いるかどうかは別として、それを容認する議論が数多くある。

だが、このような積極的安楽死への容認が生命の神聖性への尊重を掘り崩すのではないかという懸念も強い。カトリック勢力がこの点について、強固な反対姿勢を保持していることはよく知られている。また世俗的な立場からも、いったん積極的安楽死を容認すれば、それはたちまち生命の選別、すなわち「社会にとって不要な生命」の抹殺につながるのではないかという反対論(「危険な坂道」論)が繰り返し表明されている(5)。

だが、前者の「生命の神聖性」に基礎を置いた反対論に対しては、政教分離原則の立場からの批判がある。安楽死や妊娠中絶など生命にまつわる決定は、個人の宗教観に深く根ざすものであり、だからこそ国家はそれを禁止することなく個人の自己決定に委ねるべきだと主張されるのである(6)。また、後者の「危険な坂道」論に対しては、二種類の批判がなされる。まず、「危険な坂道」論は積極的安楽死そのものについての道徳的判断を避け、議論のレベルをずらしているというもの(反対論者は、積極的安楽死自体に問題があると考えているのか、積極的安楽死の容認が「不要な生命の抹殺」に発展しかねないから問題だと考えているのか、明確でないという指摘である)。次に、現代の生命倫理学は「危険な坂道」への転落を許すほど脆弱ではないし、むしろ積極的安楽死の法制化こそ医療現場での「なし崩し的な安楽死」の危険を排除できるとするものである(7)。

だが筆者としては、後者の「危険な坂道」論批判のいずれにも同意することはできない(前者については、「死ぬ権利」をめぐる固有の議論として次節で論じる)。「危険な坂道」論とは、他の諸権利に比し際立った重要性を持つ権利について、その権利への恣意的な侵害を防ぐために用いられる論理である。たとえば、マルティン・ニーメラー(1892年～1954年。「告白教会」の指導者。ナチスにより強制収容所に拘禁、後年は西ドイツで平和運動家として活動)のものとされる以下の有名な発言は、「政治的自由」という権利について「危険な坂道」論を適用した例と考えられる。「最初に、彼ら〔平岡注：ナチス〕は共産主義者に向かってきたが、私は共産主義者ではなかった—だから何も言わなかった。それから彼らは社会民主主義者に向かってきたが、私は社会民主主義者ではなかつ

た一だから何もしなかった。それから彼らは労働組合員に向かってきたが、私は労働組合員ではなかった。それから彼らはユダヤ人に向かってきたが、私はユダヤ人ではなかった一だから、ほとんど何もしなかった。そして彼らが私に向かってきた時、私のために立ち上がることのできる人は誰もいなかった」(8)。

言うまでもなくこの発言は、共産主義者の政治的自由を擁護しなかったことが、結果として他の社会集団・カテゴリーや、教会の代表者としての自分に対する弾圧を招いたという教訓を語っており、「多極競合的人権理論」の世界観と通じるものがある。

しかし「危険な坂道」論との関係で重要なのは、この教訓は二つの意味に解釈し得る点である。一つは、「本来」共産主義者の政治的自由が擁護されるべきか否かについては判断を避けるが、いったん彼らへの弾圧を認めれば他のグループへの弾圧までもが正当化される可能性があるので、戦術的に共産主義者の政治的自由をも擁護すべきだという解釈。そしてもう一つは、あらゆる人々の政治的自由がひとしく擁護されるべきであり、当然共産主義者のそれも、他のグループのそれも弾圧から守られなければならないという解釈である。このうち第一の解釈については、先に挙げた「危険な坂道」論への批判のうち、「議論のレベルをずらしている」という批判がそのまま当てはまるように見えるだろう。しかし実際には、この二つの解釈の間の違いは見かけよりも小さいと筆者は考える。

一般的に、どのような権利の保護範囲についても、その境界線の確定には曖昧さが付きまとう。にもかかわらず、我々はある種の権利については、そうした境界線の曖昧さを必ずしも重大なものと考えず、画定作業を政治プロセスに委ねて差し支えないと考えている。そのような権利の典型的な例が、「二重の基準」論(9)を前提とした場合の「経済的自由」であろう。「経済的自由」についても当然、いったんそれに対する制約を認めてしまえば権利がなし崩しに浸食されるという「危険な坂道」論は成り立ち得る。しかし現実には、生命権や政治的自由・表現の自由に対して「危険な坂道」論を適用する議論の方が、「経済的自由」に対してそれを適用する議論よりも一般的であり、直観的な説得力もある。その理由は、前者の諸権利の方が後者よりも境界線を画定させにくいからというよりも、前者の方が民主主義や人間の尊厳といった価値との関わりが深いという認識が広く存在するからではないだろうか。

つまり言い換えるならば、他の諸権利に比して際立った重要性を持つ権利については、その内在的価値自体が「危険な坂道」論の援用を要請していると考えられるのである。生命権にしても政治的自由にしても、その保護範囲が最大限に広く設定されなければならない理由は、「なし崩しの権利侵害の可能性」だけではない。これらの権利が特別な重みを持って保護されなければならないという認識があるからこそ、保護範囲の広さが要請されるのである（なお「多極競合的人権理論」は、第2章で定義したように「政治的関係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的関係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限り平等化することを目指す理論」であり、経済的自由に至上の価値を見出す新自由主義的発想とは対立する。従って、この理論は政治的自由に経済的自由よりも高い価値を見出すものであり、生命権の尊重は「政治参加と公的異議申し立て」「権力関係の平等化」の絶対的前提となるものであるから、当然生命権にはそれ以上の価値を見出すものである）。

この観点からすれば、ニーメラーの発言についての第一の解釈は、政治的自由の重要性への認識を無意識に前提している点で、第二の解釈の延長線上にあるものと位置づけ得る。従って、積極的安楽死をいったん認めると「不要な生命の抹殺」につながるという批判は、「議論のレベルをずらしている」のではなく、生命権に高い価値を認める立場から必然的に出てくる批判なのである。そこでは当然、能動的に死を早める行為としての「積極的安楽死」自体に問題があることが、論理的に前提されている。

以上のような理由で筆者は、「危険な坂道」論への純論理的な批判が説得力のあるものとは考えない。それでは、積極的安楽死の容認・法制化は「不要な生命」の抹殺につながるものではなく、むしろ「なし崩しの安楽死」に歯止めをかけられるとする主張についてはどうであろうか。

この主張の当否は、つまるところ現実の医療現場の実態についての認識抜きには判定することができない。しかしながら、積極的安楽死が長らく事実上容認されており、最近正式に合法化の手続きがなされたオランダにおける実情は、必ずしも上記のような楽観的な見通しが正しくないことを示しているように思われる。たとえば、精神医学者のハーバート・ヘンディンによると、1991年にオランダで発表された安楽死についての調

査報告書「レメリンク報告」は、「1000以上のケースで患者の要求がまったくないのに医師が積極的に死を持ちかけたり急がせたりしていたことを明らかにしている」という[2000:91]。また、肉体的苦痛のみならず精神的苦痛を根拠とする積極的安楽死もオランダでは容認されているが、末期患者のそうした「精神的苦痛」は非常に多くの場合「うつ病」などの精神疾患に由来しており、厳密な意味での「自発的意思」とは言えないと同書は指摘する。オランダにおいて、患者の明確な希望に基づかない（基づいていても問題だが）積極的安楽死が、なし崩し的に拡大されようとしている可能性は否定できないのである(10)。

その後、1996年・2003年にも調査報告が発表されているが、積極的安楽死の件数は、91年に2300件・96年に3200件・03年に3500件と増えている。「患者の要求がないのに医師が持ちかけて死なせたケース」は1030件・900件・900件と、数字上は増えていないように見えるが[小笠原 2003]、そもそもこのようなケースがどの程度数字として報告書に反映されるかにも疑問がある。いずれにしても、積極的安楽死そのものの件数は増えている以上、誘導の有無など、その内実がいかなるものであるかは厳しく検証されなければならない。そもそも、1971年の「ポストマ事件」をきっかけとする長い積極的安楽死容認の流れの中で、「精神的苦痛」を要件とすることが認められたこと自体が、「危険な坂道」論の正当性を示しているということもできるのである。

そしてこうした傾向が、「不要な生命」の選別といった思想と無関係ということはない。ヘンディンも、オランダでの安楽死をめぐる議論の中心は、10年前まで優生学的判断によって占められていたことを指摘している[ヘンディン 2000:200]。実際、洋の東西を問わず、自ら安楽死を希望する心情の背景に「家族の重荷になる」ことへの配慮が存在することは想像に難くない。特に、そうした配慮が心理的な側面にとどまらず経済的な側面に及ぶ場合、安楽死の希望を「自由意思」に基づく決定として受け入れることには躊躇が伴う。優生思想とは、様々な社会内の集団・カテゴリーとそれに属する人々に平等な尊厳を認める「多極競合的人権理論」の発想とは根本的に相いれないものだからである。

日本でも、「日本安楽死協会」の太田典礼理事長が行なった次のような発言が、安楽死推進論と優生思想との関連を示すものとしてしばしば引用される—「ナチスではないが、

どうも『価値なき生命』というのがあるような気がする。(中略)自分が生きることが社会の負担になるようになったら、もはや遠慮すべきではないだろうか」(11)。また安楽死支持者のロナルド・ドゥオーキンも、「恐ろしい奇形」の子どもを中絶しようとするのは人間の自然な感情であると示唆している[1999:187]。

このような状況の下で、積極的安楽死の合法化が「不要な生命」の抹殺につながらないと判断する根拠は乏しいし、それが医師による不法な殺人への歯止めとなると信ずることも難しい。先に挙げたように、オランダでは本人の意思に基づかない「死なせ」(厳密には「慈悲殺」と呼ぶべきである)がしばしば実行されており、また法に定められた届出がされないケースも多いという。一般的に、ある患者の死が自然死によるものか「安楽死」によるものかを外部から客観的に判断することは、患者の家族による訴えがない限り極めて難しい。積極的安楽死の合法化が、医師たちの救命義務意識を低下させ、間接的・消極的安楽死の安易な実施や、水面下での「慈悲殺」を促進する懸念は拭えない。

そもそも、自発的安楽死とそうでない安楽死との間には、積極的安楽死肯定論者が主張するほどの明確な「切れ目」はあるのだろうか?たとえば、岡本裕一郎は「『自発的安楽死』を認めたからといって、『反自発的安楽死』へと滑り落ちることはないはずだ。…もし『反自発的安楽死』が認められる場合は、全く異なる意図が関与しているのだ。それは、ナチの場合『人種差別政策』が強く関与しているように、別の政治的意図が働かない限り、滑り坂を落ちていくわけではない」[岡本 2002:105]としている。しかし実際には、かつて阿南成一が述べているように、現在の「任意的安楽死」運動には「初めころは非任意的安楽死も含めて安楽死の合法化運動をしていたが、一つにはナチスの強制的安楽死によるジェノサイドという痛ましい経験があったために、また、一つには戦略上の観点から、運動の焦点を任意的安楽死にしぼることになった。戦略上というのは、強制的安楽死までも含む安楽死合法化運動に対しては世論の抵抗がきわめて強いので、共感を得やすい任意的安楽死に限ることにした」[阿南 1977:18]という側面がある。それは、アメリカやイギリスにおける積極的安楽死法制化運動の経緯をみても明らかである。

今世紀前半の両国においては、いわゆる「社会ダーウィニズム」に基づく優生思想が広範に浸透し、特にアメリカの各州においては精神障害者・性犯罪者・アルコール中毒

者などを対象とした「断種法」が次々に立法されていった。カリフォルニア州における「断種法」が、のちにナチスのモデルとなったことはよく知られている。こうした風潮の中で、1935年にはイギリス・1937年にはアメリカで安楽死協会が設立されたが、アメリカ安楽死協会は「末期患者に限らず、極めて重度の心身障害のある新生児、慢性的精神病患者などにも安楽死を認めるべきだと主張」していたのである[小笠原 2003:46]。こうした方針が変更されたのは、ナチスの惨劇を世界が目の当たりにした、第二次大戦後であった。

自発的安楽死と、非自発的安楽死（植物状態の患者などに対するもの）・反自発的安楽死（明確に本人の意思に反するもの）との間の境界線は決して明瞭なものではなく、「危険な坂道」論は決して杞憂ではないのである。社会における「多極性」を尊重する「多極競合的人権理論」の立場からは、安楽死容認論のはらむ優生学的傾向は見過ごせるものではない。

また、近年行われる「安楽死」や「死ぬ権利」をめぐる議論には、その背景に「高騰する医療費をどうカット・節約するか」という思惑が見え隠れする。立岩真也が指摘するように、「この世のある場には、大きな声で財政のことを語り、尊厳ある死の方に扇動する人たちがいる。むろん他の場には、そんな人々とは関係ない、私の思いは、権力とか政治とかそんなものとの関係がないという人たちがたくさんいる。しかしその人の中にも、新聞など読んで、医療費のことや年金のことや少子化のことをきちんと心配している人がある。その人たちはきっとまじめな人たちである」[立岩 2008:347]という現実がある。

そもそも、「生命倫理学」「バイオエシックス」という学問領域そのものに、人の生と死をめぐる問題を「経済合理性」の観点から考えようとする傾向が一定程度存在してきたことは否定できない。立岩は、『生命倫理』や『医療倫理』等々を論じるやはり真面目な勉強会があって、『資源』の問題が語られる。もともと『バイオエシックス』の教科書の類いには、有限の資源の分配についての例題、例えば二人分しかない薬を三人が必要としている時にどうするかといった問題がよく載っているのだが、それはともかくとして、様々なことが論じられるその研究会では、会の後半しばらくすると、やはり『有限の資源』の話題になる」[立岩 2008:237]とした上で、こうした「資源」をめぐる議論

を正面から分析し、「あなたが死ななければならないほどには誰も困ってはいない、すくなくともそれほど困らないようにこの社会をやっていくことはできる」[立岩 2008:347]という結論を導いている。この分析は重要である。しかし実際には、自らが重い病気や障がいを抱えてしまった場合、家族や周囲の人々の「負担」を考えて自らの死を早めることを望む人々は存在し続けるだろう。そして、国家がいったん「積極的安楽死」を肯定する方向に踏み出したならば、そうした人々の思いは国家・社会によって「尊重されるべきもの」として承認されることになり、それは弱い立場の人々にとって一層の心理的圧迫となる。それぞれの個人の「思い」に基づく「自己決定」が積み重なって、結果としては重病者・障がい者というカテゴリ全体への抑圧につながっていく。こうした流れもまた「危険な坂道」であり、「多極競合的人権理論」の立場からは肯定することができないものなのである。

第3節 「死ぬ権利」についての内在的考察

① 生命権の不可逆性と「人間の尊厳」概念

先に挙げた安楽死反対論への批判のうち、後者の批判（「危険な坂道」論批判）に対する反論は以上の通りである。しかし、前者の批判（「生命の神聖性」批判）については、より突っ込んだ検討が必要とされていると考える。

筆者としては、ロナルド・ドゥオーキンの「生命についての考え方は信教の自由の核心であるから、個人の自由に委ねられなければならない」という主張そのものには同意できない。そのような発想に立てば、たとえばある宗教の信者が集団自殺する行為、さらには信者相互間の「来世での救済」を求めた囑託殺人などについても、道徳的・法的な非難は困難となってしまうからである（12）。しかし、個人の自己決定に基づいた「死ぬ権利」という概念に対し、世俗的な論拠に基づいた説得力ある反論を提示する必要がある。「生命の尊重」という価値の重要性を宗教的議論に依存せずに説明し、「個人が自らの生命を自由に処分することが法的に正当化される」という発想を否定できる論理が求められている。

そのためにまず、「生命権」という権利が持つ性質の中で、他の権利と決定的に異なる部分とは何かを考えてみよう。まず思いつくのは、「生命権」とはいつでも物理的に放棄することが可能である一方、いったん放棄されれば決して回復し得ない点である。それに対し生命権以外の諸権利は、ある場合にはその性質上「放棄」そのものが不可能であるし、「放棄」可能な権利であっても、後に再びそれを行使することが可能である点で「生命権」と決定的に異なるのである。この点について、もう少し詳細に検討してみたい。

まず、「刑事裁判を受ける権利」や二重負罪の禁止といった種類の手続的権利は、たとえ容疑者本人が望んだとしても「放棄」することはできない。しばしば殺人事件の容疑者が自らについて「一刻も早く死刑にして欲しい」という希望を述べることがあるが、少なくとも第一審の終了までは、そのような希望が叶えられることはないのである。従って、これらの権利については、むしろその実現を保障することが国家の絶対的義務だという言い方もできる（「義務性を帯びる」権利の問題については後述）。

一方、たとえば「信教の自由」という権利については、それが「宗教を信じる自由」とともに「宗教を信じない自由」をも保護しているのは言うまでもないし、権利を主張することで得られる利益（損害賠償など）を放棄することも可能である。しかし、「信教の自由」という権利自体を「永久に」放棄することはできない（「表現の自由」などについても同じことが言える）。一方、財産的権利の場合については、個々の財産に対する権利については「物理的」に放棄することが可能である（自らの所有物を捨てるなど）。だが、「所有権」「債権」といった一般的な権利そのものは、これも本人が望めばいつでも行使できるだろう(13)。

以上の議論を要約すれば、（生命権を除く）憲法上の基本的人権とされる権利は、本人自身の意思によっても「不可逆的」な放棄（処分）はできないものであり、一生を通じてその人に行使可能性が留保されるものだということになる(14)。もし、個人が自由意志によって自らの基本的人権を「不可逆的」に放棄できるとするなら、国家は個人をその方向に誘導しようとする可能性が高く、それを阻止することは難しい。結果として、憲法に基本的人権についての規定を設けた意味も薄れてしまう。フランス人権宣言が「譲渡不能にして神聖な自然権」という表現を用い、日本国憲法第12条が「この憲法が国民に保証する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない

い」と定めているのは、こうした危険性への配慮を含んでいるとも考えられる。

しかしこの観点に立つと、物理的、かつ「不可逆的」な放棄が可能な基本的人権である「生命権」の特殊性がいつそう際立つ。他の権利の場合は、本人がある権利を最終的に放棄したと主張しても、国家や周囲の人々がその主張を無視すれば問題は起こらない。だが生命権の場合には、自らの命を絶つことは常に物理的に可能で、しかも一度失われた生命は取り戻せないのである。逆に言えば、人は自らの生命を最終的に断つ決断をしない限り、自然死までの間「生命権」を不断に行使し続けなければならない。

問題は、こうした物理的・生物学的な特性が、生命権を他の基本的人権から区別し、個人に自由意志による生命権の放棄を法的・倫理的に禁ずるものであるかという点である。この問いに対し答えを下すには、「生命権」が憲法上保護されてきた経緯について歴史的考察を行なう必要があると思われる。先に触れた通り、「生命の神聖性」という観念には宗教的な含意が伴うが、この観念は洋の東西を問わず多くの宗教によって受け入れられてきた。様々な近代法において殺人が罪とされ、生命権が普遍的に認められているのも、究極的にはそれぞれの社会のこうした宗教的伝統によるところが大きいであろう。しかし現代においては、この権利に対し世俗的な説明を与えることが求められている。そこで重要な意味を持つのが、「人間の尊厳」という概念である(15)。

第二次大戦後、国際連合憲章・世界人権宣言や、ドイツ連邦共和国基本法をはじめとする各国憲法で認められるようになった「人間の尊厳」という概念は、基本的人権全体の究極根拠をなすものと考えられているが、その意味内容については議論がある(16)。しかし、ナチズムと第二次世界大戦の時代経験を経てこの概念が国際的に受け入れられるようになったことは、それ自体「人間の尊厳」と生命権との密接な内容的関連を示していると考えられる。ナチスが第二次世界大戦中やそれ以外の時期に行なったジェノサイドや人体実験・捕虜や政敵の殺害・障害者に対する安楽死計画といった行為は、生命の価値に対する攻撃として歴史上類を見ないものであった。かりにこうした行為がなく、ナチスが国内における独裁体制と国外における侵略政策のみを特徴とする政治体制であったならば、第二次大戦の思想的衝撃がこれほどまでに大きくなったかは疑わしい。

歴史的にみると、憲法上で「人間の尊厳」（ないし類似の文言）を比較的早い時期に規定した国に、権威主義的な国内体制を持つカトリック国が多かったのは事実である。具

体的には、ポルトガル（1933年）・アイルランド（1937年）・スペイン（1945年）がそれに当たる(17)。このうちアイルランドについては、形式的には議会主義体制を整えていたものの、デ・ヴァレラ大統領の下で大規模な禁書政策が実施されるなど、国民の基本的な人権には多くの制約が加えられていた。つまり、この時期までの「人間の尊厳」概念は、非世俗的な色彩を強く帯び、政治的民主主義との関連性も乏しかったと考えられるのである。しかし一方で、そのカトリック的な含意は、「人間の尊厳」と生命価値の尊重とが密接に結びつく可能性を示唆していたとも言える。

そして、第二次大戦終了後ナチスによる数々の残虐行為が明らかにされる中で、「人間の尊厳」概念が、生命権をはじめとする全ての基本的人権の根拠をなすものと各国で考えられるようになったのである。この概念と生命権との関係が不可分のものとなったことは、「人間の尊厳」を掲げたドイツ連邦共和国基本法で、同時に死刑の廃止が規定されたことにも示されている。そこでは明らかにナチズムの反省を踏まえ、国家による個人の生命の剥奪が禁止された。

以上のように、「人間の尊厳」概念を解釈する場合には、常にその受容の背景となった歴史的な文脈を意識する必要がある。そこには、一連の残虐行為（「人道に対する罪」）の衝撃から生まれた、基本的人権の中での生命権の価値に対する再認識が含まれていたはずなのである。もとより全ての基本的人権は、それを保持する人が生きていて初めて行使できるものであり、その意味で生命権が他の人権の前提としての地位を有することは言うまでもない。しかし近代市民革命以降の歴史の中で、そのことが意識される機会は少なかったと言える。立憲主義と多数者支配の進展は、基本的には個人の権利の確立と並行するものと考えられ、（形式的にせよ）民主的な手続を経て成立したナチス政権の行為はその「思い込み」を覆すものだった。だからこそ、戦後の欧州各国では憲法裁判所の制度が創設され、「人間の尊厳」の概念を形式的民主主義に対する制約として受け入れたのである。そして以上のような歴史を経た現在、この概念に宗教的・非世俗的な含意をあえて読み込む必然性はない。それは十分、生命権の経験的・世俗的根拠たり得るのである(18)。

しかし一般的には、この「人間の尊厳」という概念が、終末期において「過剰な延命治療」を施されている患者は「人間の尊厳」を奪われている（従って、「死ぬ権利」の行

使が認められるべきである) —という文脈で使用されることが少なくない。この点については、鶴田博之が「人間は人間として生まれると同時に、誰もが侵されざるべき尊厳を有している。たとえどんな姿であろうと、意識がどんな状態であろうと、その人の人間としての尊厳は無垢のままに、最大限に尊重されるべきものとしてある。その『尊厳』を、理性なり意志能力なり運動能力なりに集約させ、それを失った状態を『尊厳なきもの』と見るのは、二人称の視点を欠き、想像力を欠いた健康人の傲慢でしかない」[鶴田 1996:209]と指摘しているように、「人間の尊厳」概念の誤用・濫用である。

さらに鶴田は、「ある生のあり方を尊厳の不在あるいは消失とみなすのは、私たちの内に潜む無意識の優生思想の発現であると言わざるを得ない」として、『夜と霧』の著者 V・E・フランクが、強制収容所から解放された翌年の講演で、人間がいかなる場合にあっても人間としての尊厳を有することを語ったことを紹介している[鶴田 1996:209-220]。このことは、「人間の尊厳」概念を解釈するにあたって、ナチスに代表される全体主義の時代経験を踏まえなければならないことの証左といえよう。

② 「義務性を帯びる権利」の問題について

前項において、論理的に見ても歴史的に見ても、生命権が全ての基本的人権の中でも特別な重要性を持つと見なされることを示した。そうであるならば、個人が自由意志によって生命権を永久に放棄することが「死ぬ権利」として認められると考えることは矛盾となる。もし生命権を、ある個人が「生きたいと望んでいる限りにおいて」尊重されるべき権利と考えるなら、生命権の価値は大幅に低下してしまう。安楽死容認論者は一見、生命権についてこの立場をとっているように思えるが、もしそうならば、彼らは自殺一般を個人の「自己決定権」行使として支持しなければならないはずである。しかし実際には、安楽死容認論者が自殺についても同様の立場を取るとは限らない。

この事実は、彼らの多くも、「自己決定」による生命権の放棄が濫用されることの危険性のある程度は認めていることを示している。むしろ安楽死容認論者の立場は、佐藤憲一が指摘するように、「健康な人が死を望むのは異常であり病的であるが、末期患者が死を望むのは正常であり合理的であるという判断」を前提としている点で、決定内容の合

理性・非合理性を問わないはずの「自己決定権」の論理と矛盾してしまっているのである[2003:130]。もし、一般的な「死ぬ権利」が存在するなら、そもそも安楽死の実施に「条件」を課す必要などないのだから。

もつとも、たとえば信教の自由であれば、前述のようにその権利を『不可逆的』には放棄しないが、行使もしない」ことが可能である。しかし生命権に関しては、このような中間的形態があり得ない。その結果、たとえば末期の重病患者は痛みに耐えることを「義務づけられている」と感じ、しばしば安楽死を望むことになるのである。だがこの性質は、生命権行使の強制を非人道的と位置づけることに直ちには結びつかない。

実際には、末期の重病患者の場合、安楽死によってではなく疼痛緩和医療によって「生命権行使の苦痛」を除去できることも多い。また、人為的に患者の意識レベルを低下させる処置（セデーション）は、当人にとって実質的に「生の中絶」に近い効果をもたらしてくれるかもしれない。こうした事例については、例外的に「死ぬか生きるかの二者択一が成り立たない」場合と位置づけることができるだろう。そして、科学技術の発達がこうした種類の生命権行使の形態を可能にするのであれば、そのことは積極的な価値評価を与えられてしかるべきであると考えられる。すなわち、意識不明であっても生き続けることの方が、「自己決定権」に基づいて「美しい死」を選択することよりも、生命権の価値を高める行為と判断されるべきなのである。

清水哲郎は、終末期医療の治療方針について「現在可能なすべての選択肢のそれぞれについて益と害を枚挙し、選択肢間で比較検討して、どれが一番良いか（あるいは、まし）かを評価すること」[清水 2009:14]を実質的な内容とする「相応性論」の立場から、セデーションについて次のように批判的な発言を行っている。「有効な疼痛コントロールには縮命のリスクが伴っているが、縮命という副作用がないほかの疼痛コントロールは効かないという場合には、縮命の虞があるとしても、苦痛緩和を達成するために、有効な疼痛コントロールを選択することになるでしょう。／では、この場合に、その縮命の虞を伴う疼痛コントロールとセデーション（この場合は、縮命はないとします）とを比較したらどうということになるのでしょうか。どの程度のセデーションが必要かにもよるでしょうし、一概にどちらとはいえないでしょうが、私は多くの場合、人間的生活をできなくしてしまうセデーションに伴う害よりは、人間的な生活ができるが縮命となるほう

がベターと判断されるのではないかと思います」「相応性論に則ると、ほかの選択肢、たとえばセデーションによっても緩和が達成できず、死によってしか耐え難い苦痛の緩和が達成できないという状況になった場合には（そういう状況が実際にあるかどうかは別として）、安楽死が妥当となることとなります」[清水 2009:15-16]。同時に清水は、上記は論理的な帰結であって、実際に安楽死が妥当な事態となる可能性はまずないと指摘している。しかしこのような論理は、「人間的な」意識の有無にかかわらず生命権を行使することが有する重大な価値を過小評価しているように思われる。

立岩真也は、「たとえば『単なる延命』という言葉があります。しかし、『単なる延命』とはいったい何でしょうか。『延命』は分かるとしても、『単なる』というのは何を指しているのか。もう治らない、生きているだけ、ということでしょうか。しかし、たとえば障害は、普通治りません。すると障害者は、生きているだけで、「延命措置」をしなくて良いということになるのでしょうか。ならないはずです。では、『単なる』は何を指しているのでしょうか」[立岩 2009:26]と問いかけている。清水の立場からは、大部分の「障害者」には重大な肉体的苦痛もなく自己意識があるので、「延命措置」が不要ということにはならないという反論が可能かもしれない。しかし根本的な問題は、生命権の価値を何らかの他の価値と「比較衡量」する発想をいったん採用してしまうと、そこには不可避免的に、意識・理性のない人間に価値を認めない「パーソン論」に象徴されるような優生学的発想が入り込んでしまうという点である。その発想は、現代の政治哲学・人権理論が忌避してきた功利主義的発想の、最も問題がある形態である。たとえ「ただ生きているだけ」の人間であっても、その生命権の行使には固有の価値があるとみなされなければならない。

「パターナリズム」について根本的に批判的立場をとる「自己決定権」論者からは、このような立論には違和感を感じられるかもしれない。しかし前章で述べたとおり、「多極競合的人権理論」はそもそも、「強いパターナリズム」を一定の要件で容認する立場をとる。「生命権」は、「多極競合的人権理論」における最も本質的かつ重要な権利であり、その自発的放棄に抑制的姿勢をとることはむしろ当然と考える。

近年、国民を「生かす権力」としての福祉国家が批判的に論じられる際、ミシェル・フーコーの「生 - 権力」論が参照されることがある。たしかに、近代国家は国民の生命・

健康に対する微細な管理を強め、それによる抑圧が発生したという側面は否定できないだろう。しかし、「死への権利」を拒否する近代医療体制を非難したフーコーの議論は、市野川容孝が指摘するように「『死への権利』の鼓舞が、フーコー自身が私たちに示唆してくれた『死の中へ廃棄する』生 - 権力のメカニズムと共犯関係を取り結んでしまう場合がある」[市野川 2000:115]という側面を持っている。そのような文脈での「生 - 権力」論の強調は、新自由主義の下で福祉国家の理念が風前の灯となっている現状では、弱者への抑圧につながる危険性があると言わざるを得ない。杉田敦も、「ネガティブな面もあればポジティブな面もある。そうした両面性を生 - 権力はもっているんです。生 - 権力の働きによって福祉国家が実現した面がある。それを否定することはできないでしょう」[杉田 2006:31]と述べている。

上記に関連して、生きることを「義務づける」ことが全体主義にあたるかどうかについては、「全体主義」とは本来政治学上の概念であり、その特徴的性質は政治共同体の構成員を恣意的に死に追いやるところにあると筆者は考える。「死ぬ権利」を認めなくても、事実として自ら死を選ぶ人は存在するし、真に自殺を決意した人の行動を止めることは難しい。むしろ、その行為を「権利行使」として位置付けることの危険性にこそ注目すべきではないか。

とはいえ、たとえそれに伴う苦痛を最小限にできるとしても、生命権の行使を実質的に「義務」としてしまう論理自体への疑問はあり得るだろう。しかし筆者は、様々な権利の中でも特に重要なある種の権利については、その行使について義務性が生じる場合が出てくると考える。憲法上しばしば生命権と結び付けて語られる概念に、「身体の自由」に対する権利がある。私たちは日々の生活を自由に送る中で、一刻一刻この権利を行使しているが、それを苦痛に感じる人もいるだろう。しかし仮にその人が、自らの身体の自由の放棄を望み、他の人との間で奴隷労働の契約を交わしたとしても、その契約は無効となるのである。

それ以外に「義務性」を伴う権利としては、先に述べた「裁判を受ける権利」などの手続的権利のほか、たとえば選挙権が考えられるだろう。日本国憲法の下で私たちは選挙権を保証されているが、必ずしも投票に行かないことで罰せられることはない。しかし、他国では投票を国民の義務と明確に位置づけ、違反者には罰金が課せられる場合も多い。

日本国憲法の解釈論でも、選挙権についての「権利説」・「公務説（義務説）」・「二元説」が絡み合い、様々な論争が展開されている（19）。だが上記の通り端的に、選挙権は国民の「権利」であると同時に「義務」であり、それは選挙権の内在的重要性に由来すると考えるならば、問題は解決することになる。

もっとも、生命権とのアナロジーで言うならば、日本の法制度が自殺（未遂）者を罰しないように、投票棄権者を罰しないことは正当である。なぜならば、生命権や選挙権といった権利については個人の側も「行使の義務」を負うものの、これらの権利を行使しないこと自体が、その個人にとっては明白な不利益となっているからである。そこにさらに罰を加えるのは直観的に非人道的で、国家権力の過剰な行使と考えられる。むしろ国家の側こそが、個人の権利行使を積極的に支援する、より大きな道徳的義務を負っていると言うべきだろう。そのことは、「裁判を受ける権利（ある意味で、生命権よりも「義務性」の強い権利）」について、個人が「裁判抜きでの死刑」を希望したからといって罰せられることはなく、国家の側が裁判を実施する義務を負うことを例に挙げれば分かりやすい。生命権や選挙権の場合も、国家がその行使を支援・促進する措置を講じることができるが、行使しない個人を著しく不利に扱うのは不当である。

もちろん、このような「義務性を帯びる」権利というのはそう多くあるわけではない。たとえ重要な権利であっても、表現の自由・信教の自由などについては、「表現すること」「信仰すること」の義務性は生じない。その理由は、これらの権利が「国家権力から距離を置く」ことへの保護を本質としており、国家がその行使を実現させる義務を負うというのは自己矛盾だからである。しかしその中であっても、生命権の固有の重要性は別格であり、この権利が「義務性」を帯びるのは何ら不思議でないと言えよう。

なお、ここまではもっぱら憲法上の権利としての「死ぬ権利」について論じてきたが、最後に、刑法上の「自殺の違法性」をめぐる議論との関係について触れたい。刑法学上の議論においては、生命は「個人的法益」か「国家的・社会的法益」か、あるいはその両方の性質を持っているのかがまず問題となる。生命を純粋な個人的法益とみなす立場からは自殺合法論が導かれやすい。

しかし、仮に刑法上自殺が「合法」、ないし「法的に放任された行為[平野龍一 1977:158]」に当たると解釈された場合でも、そのことによって憲法上の「死ぬ権利」が認められる

ことにはならない。憲法上の権利として、「一般的自由権」としての「自己決定権」を認める立場を取らない限り、刑法上「違法でない」行為が、即憲法上の保護を受けるという解釈はできないはずである。仮に憲法上の「死ぬ権利」なるものが存在するとすれば、しばしば指摘されるように、自殺志願者の行為を「止める」ことも権利侵害となり、制約されなければならないことになる。このような論理は採用されるべきではない。

こうした認識を前提とした上で、筆者自身は、刑法上も自殺は「違法」であり、ただ責任が阻却されると解釈する。自殺未遂についても同じである。筆者自身は上記のように、生命権については、国家がその権利の行使を「支援する」よう義務付けられた権利であるという立場を取っている。従って、あえて法益論の用語を用いれば、生命には「国家的・社会的法益」としての性質もあると言えるかも知れない。

しかし実際には、憲法上の権利について、それを刑法上の「個人的法益」「国家的・社会的法益」の枠組みに翻訳することは必ずしも容易ではない。刑法学における法益概念は、具体的法益が侵害された場合に処罰を限定するという機能を果たしている。だがその際、法益侵害者として想定されているのは、基本的に個人であり、少なくとも国家ではない。国家は、法益侵害者に対して刑罰権を発動する主体である。ところが、憲法上の権利を侵害する主体として想定されているのは、全てではないが、まず第一に国家なのである。たとえば立法府による検閲法の制定や、それに基づいた、行政府による出版物の「合法的な」発行差し止めを想定してみよう。こうした立法や行政行為がなされたからといって、それは刑法における「法益侵害」とはみなされないし、立法者や検閲者が刑事罰を受けるわけでもない。しかし、これらの立法や行政行為が、国民の「表現の自由」という憲法上の「権利」を侵害していることは明白である。

つまり、憲法上の「権利」概念と刑法上の「法益」概念とは、重なる部分もあるが、むしろ基本的に異なった性質を持っているのではないか。それは、「個人の権利保護」という共通の目的を有しているとはいえ、その目的達成のために「国家権力の行使を制限すること」を主な機能とする憲法の性格と、同じ目的達成のために「権利侵害者を国家によって罰する手続きを定めること」を主な機能とする刑法の性格との違いに由来していると考えられる。

実際、財産的権利を除けば、手続的権利・政治的権利・社会的権利のいずれも、「法益」

概念への翻訳になじまない。憲法上の生命権規定について言えば、その第一の意義は、国家が国民の生命を恣意的に侵害せず、逆にそれを尊重する義務を負うところにあると解釈されねばならない。「生命権」を刑法上の「生命法益」に翻訳することは一見容易に見えるが、その際に「財産法益」同様の自由な処分が可能と想定するのは、「生命権」固有の性格を軽視した議論と筆者は考える。

なお、刑法上の「危険引受け」をめぐる議論の文脈で、恩田祐将は「刑法において個人的法益については、法益保護を放棄する法益処分権が認められており、被害者が法益処分権を行使することによって、具体的法益性が否定される。この点に関しては、法規範が被害者に保護法益の処分を一定の要件のもとで許容し、その限度において法益性を否定することを意味するのであって、法益処分の法的権限を認めたにすぎないと解すべきであり、自己決定権とは区別されなければならない。生命は、自己処分権に全面的に委ねることができない程に重大な法益であり、たとえ自己による侵害であっても、その侵害行為の違法性は自己決定権を根拠に阻却されるべきではない」[恩田 2009:118]と述べている。憲法上の「自己決定権」を否定する立場をとらない点で、恩田の立場と筆者の立場は異なるが、背景にある問題意識には同様のものがあると思われる。

第4節 「消極的安楽死」と治療拒否権

筆者はここまでの「死ぬ権利」に対する批判的な論述において、「消極的安楽死」（尊厳死と呼ばれることもあるが、この表現を用いる。「尊厳死」とは、明らかに肯定的な価値判断を含んだ表現だからである）の是非については触れて来なかった。冒頭にも若干触れたように、「消極的安楽死」とは、末期患者に対して、本人の希望に基づき、治療行為の全部または一部を中止し「死ぬに任せる」ことと定義できるだろう。同じく本人の希望に基づいてはいても、医師が確実に患者の死をもたらすために薬物注射などを行なう「積極的安楽死」とは区別される。筆者は、「積極的安楽死」についてはいかなる場合にも合法化されるべきでないという見解をとるが、「消極的安楽死」については、条件付きで認められる場合があると考えている。しかし言うまでもなく、その根拠は「自己決定権」のコロラリーとしての「死ぬ権利」に由来するものではない。

安楽死問題でしばしば引用されるアメリカ最高裁のナンシー・クルーザン事件判決(20)は、「治療を拒否する自由の利益」が患者に存在することは承認しているものの、「死ぬ権利」それ自体を憲法上の権利として認める立場は採用しなかった。そして、治療行為の中止に当たり、患者が植物状態になる前に表明した意思についての「明白で説得力のある証拠」の提示を要求しているミズーリ州法を合憲とした。言い換えるならば、「消極的安楽死」について治療拒否権の観点から容認したものの、その実施要件については厳しい制約を課すことが許されるとしたのである。このような立論は、一見折衷的で論理的一貫性を欠くように見られがちだが、十分に説得力に富むように思われる。

医療行為、なかんずく外科医による医療行為は、それ自体が身体の自由に対する侵襲＝暴力であるにもかかわらず、本人自身が健康回復のためにそれを必要と考える限りにおいて正当化されるものと考えられることができる。正当化される医療行為だからといって、暴力としての要素が全く消滅するわけではない。医療におけるインフォームド・コンセントの問題を議論する際には、まずこの視点が前提となるべきである。

しかし注意しなければならないのは、インフォームド・コンセントや治療拒否権を要求する根拠として「自己決定権」という概念を持ち出す必要はない点である。むしろこれらの要求は、医療行為の暴力的側面を抑制するために必要な手続的権利と考えるべきなのである。患者の同意なしに医療行為を行なうことが禁止されるのは、その人が「身体についての自己決定権」を有しているからではない。医療における歴史的経験から、「患者の同意」を治療行為実施の要件とすることが、患者に対する実体的な権利侵害としての「暴力」を抑制するのに最も有効だと考えられるからなのである。従ってもし、個々の医療行為の性質によって、「患者の同意」に加え「家族の同意」「裁判所の決定」を要件とした方が権利侵害を防げると考えられるならば、当然それらも要件とすべきことになる(21)。筆者は、「家族の同意」のみによって消極的安楽死を認めることには危険性を感じるが、それは「自己決定権」の理念によるのではなく、手続的正義の理念からである。

では、このような発想に基づいて「消極的安楽死」を捉え直した場合、どのような結論が導かれるだろうか。「消極的安楽死」とは前述の通り、回復の見込みのない末期患者が望まない医療行為を拒否し、その結果として自らの死を「結果として」早めることを

意味する。ここで重要なのは、この行為の本質はあくまでも「治療行為の拒否」にあるのであり、自らの死が早まるのはその結果にすぎない点だ。「積極的安楽死」容認論の中には、「積極的安楽死」も「消極的安楽死」も「死を早める」という結果は同じであり、その区別は形式的なものに過ぎないという見解がある(22)。しかしこの見方は、作為と不作為との区別を意識的に過小評価し、正当な権利としての「治療拒否権」を自己決定権の一種としての「死ぬ権利」に解消しようとするものであり、ここでは採用できない。ダニエル・キャラハンが述べるように、「殺すことと死ぬにまかせることとの区別の中心に、身体的因果関係と道徳上責められるべきこととの相違がある。注射で他者の生命を終わらせることは、他者を直接殺すことである（人の行動が身体的な死の原因である）が、治すことができない（そして人が引き起こしたのではない）病気で人を死ぬにまかせることは、死の原因となるその病気を黙認することである」[キャラハン 1997:222]。たしかに、両者のいずれに分類するのか難しい境界事例も存在するが、そのことは境界線の存在自体を否定するものではないのである。

一方、治療拒否権を「自己決定権」としてでなく、医療行為の暴力的側面を抑制する手続的権利として捉えた場合には、「治療拒否権」それ自体の内在的限界もまた導き出される。この観点からすれば、患者の治療拒否権は医師の救命義務をも乗り越え得る絶対的権利としてでなく、むしろそれを補完するものとして位置づけられるからである。

筆者の立場では、「治療拒否権」とは死期が迫ったときに突如重要なものとして浮上する権利ではない。逆に、「治療拒否権」は日常的な全ての医療行為について認められる権利だが、その行使が生命に多大の危険を及ぼす場合には、制約される場合もあると考えるのである。もちろん、極端に言えば「医師の処方した風邪薬の服用」を拒否する場合にも生命への危険は伴うが、それを理由に治療拒否権を制約しては、この権利の意義はなくなってしまう。しかし、「消極的安楽死」のようなケースで、その実施に高いハードルを課すのは当然認められるだろう。まして、患者の病気が回復不可能ではなく、特定の治療行為によって確実に回復がもたらされ、かつその治療行為なしには確実に患者の死がもたらされるという場合には、患者の治療拒否権は制約されると筆者は考えるのである。

後者の例として、「エホバの証人」信者による輸血拒否事件について考えてみたい。こ

の事件についての最高裁判決(23)は、患者に対する十分な情報提供が行なわれず、従ってインフォームド・コンセントが存在しなかったことを理由に、強制的な輸血を行なった病院側に損害賠償を課す内容であった。しかし、もし病院側による十分な情報提供が存在していたら、エホバの証人信者の「死ぬ権利」は認められたのか否かは明らかでない。

この事例について考える場合、前提として踏まえておくべきなのは、①輸血という治療行為が患者に与える負担、②患者の回復可能性、③代替的医療措置の可能性、という三点についての認識だろう。まず①について言うならば、輸血という行為は一定時間患者を身体的に拘束するものの、それによって身体機能の一部が失われるという性質のものではなく、後遺症の危険も比較的少ないと考えることができる。これは言い換えるならば、この事例が「足を一本切り取らなければ命が助からない患者に対して、医師は同意なしに足の切断を強行できるか」といった事例とは区別して考察されるべきであることを意味する。そして②③については、輸血によって患者の生命が助かる可能性は極めて高く、逆に他の代替的な医療措置の可能性はほとんどないと言えるだろう。

筆者は、このような条件が存在しているケースにおいては、なされるべき医療行為の性質、あるいは当該医院の医療方針などについて患者に十分な情報提供が行なわれたならば、同意なしに輸血が行なわれたとしても、医師や病院に不法行為の責任を負わせるべきではないと考えている。このような結論に対しては、「エホバの証人」信者の信教の自由を過小評価しているという批判が存在し得るが、日本の法体系は先述のように、「信教の自由は生命権の手前で立ち止まる」ことを前提していると思う。もしそうでないとなれば、「ポア」の名の下に宗教的救済としての殺人を遂行したオウム真理教への非難も、その道徳的根拠を弱められてしまうことになるのではないか。

また、話を「消極的安楽死」に戻すならば、クルーザン事件で問題となったミズーリ州法のように、本人の意思確認について厳格な要件を課すことは、むしろ最低限の条件とみなされるべきである。冒頭に触れた東海大病院事件判決は、「治療行為の中止」(＝消極的安楽死)についても三要件を提示した(「患者が治癒不可能な病気に侵され、回復の見込みがなく治癒不可能な末期状態にあること」「治療行為の中止を求める患者の意思表示が存在し、それは治療行為の中止を求める時点で存在すること」「自然の死を迎えさせるという目的」)。また最近の、川崎協同病院事件についての横浜地裁判決(24)は、より

厳格な本人の意思確認を求めている。しかし現在の日本では、これらの要件が必ずしも考慮されずに、しばしば医師の誘導の下に「消極的安楽死」が実施されているように思われる。中島みちが「呼吸器装着の差し控えは、余程の過剰医療を行う医師でもなければ、どこでもごく普通に行われてきたような感触があります」[中島 2007:184]と述べているように、これまでの日本の医療現場で「過剰医療」「過剰延命」と呼ぶべき実態がどの程度存在したのかについては、冷静な分析が必要であろう。

もっとも、「消極的安楽死」の無原則な実施に歯止めをかけるためには、逆効果となる恐れがある「立法」ではなく(25)、学説・判例の積み重ねが望ましいだろう。「消極的安楽死」の法制化は、その内容が濫用の危険を完全に排除できる最高度に緻密なものでなければ、「安楽死」一般を国家・社会が肯定的に評価したものと受け止められる危険性が極めて高いからである。

以上のように、「自己決定権」の一環としての「死ぬ権利」や「積極的安楽死」を認めない立場からも、一般的な治療拒否権や「消極的安楽死」については認める立場がありうることを示した。医師という職業が高い社会的権威を有し、患者に自らの意思を押しつけてきた状況は改善されなければならないが、それは「自己決定権」に依拠することで実現できるものではない。むしろそれを逆手に取って、医師が自らの社会的責任としての救命義務をおろそかにし、患者に「死の義務」を負わせることも考えられるのである(26)。その危険性を防ぎつつ患者の人権を確立するためには、医療行為が本質的に権力的・暴力的側面を持っていることを認識した上で、その側面をいかに抑制していくかを考えるしかないのではないか。あるいは、医療行為は医師と患者のどちらかによって一方的に決定されるものではなく、両者によって「共同決定」されなければならないと言い換えることもできる。まさに、「多極競合的人権理論」が想定する、集団・カテゴリー間（医師－患者間）の「競合」こそが求められているのである。

むしろ、患者の「自己決定権」を強調することは、現実存在する医師・患者間の権力関係を見落とし、その圧力下になされた決定を「自己決定」として安易に承認する危険を招くのではないだろうか。

次節では、「危険な行為」に相当するもう一つの事例として、代理出産契約をめぐる問題について考察する。

注

(1)その4要件とは、①耐えがたい肉体的苦痛があること、②死が避けられずその死期が迫っていること、③肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし他に代替手段がないこと、④生命の短縮を承諾する明示の意思表示があること、とされる(横浜地裁平成7年3月28日判時第1530号28頁)。90年代半ばまでの各国の安楽死をめぐる動きについては、五十子[1997]に詳しい。

(2)刑法202条には、自殺関与について「人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6月以上7年以下の懲役または禁錮に処する」という処罰規定がある。もし自殺が合法だとすれば、なぜ自殺関与が可罰的となるのかが問題となる。逆に、自殺が違法だとすれば、自殺関与の処罰根拠は比較的容易に説明できるが、生命法益の自己処分である「自殺」が違法となることの根拠付けが求められる。学説はこの点について様々に分かれており、その詳細については、鈴木晃[2004]を参照。

なお本論文においては、刑法上の自殺の合法・違法ではなく、憲法上の「死ぬ権利」の成立可能性について論じることになる。そのため上記の議論に詳細には触れないが、第2節の末尾で簡単に取り上げる。

(3)「自己決定権」への正面からの批判として、最近のものでは、小松[2004]がある。

(4)山田卓生が[1987:321]において、「真に自殺を決意した者」については「その自己決定を尊重すべきである」としているのは、むしろその例外に属する。ただ山田も、うつ病による自殺などについては曖昧な見解を示している[山田1987:323]。

数少ない正面からの自殺・「死ぬ権利」肯定論として、山口意友は「通常の自死の一般的な理由とされている人生への絶望、厭世観などではなく、『人生を満喫した人だからこそ決行する自死』がある」「人生を満喫して自死することを便宜上『満足死』としておこう」[山口2009:59]と論じ、新名隆志は、「苦しみから解放されるため」の安楽死とは区別されたものとしての「幸福な生の完成のための死の自己決定」[新名2009:187]を提唱している。しかし、山口のいう「満足死」概念はいささか非現実的なものと思われるし、新名のいう「幸福な生の完成のための死の自己決定」も概念として曖昧である。将来的

にこうした議論が影響力を増す可能性は否定できないが、現時点では少数派の立場と言える。

(5)「危険な坂道」という表現を使うか否かは別として、ほとんどの安楽死反対論はこの要素を含んでいる。たとえば、清水[1998:102-103]など。

(6)ロナルド・ドゥオーキンが、その主な論者である。前掲[1999]収録の諸論文や、[1998]参照。

(7)「危険な坂道」論批判として、シンガー[1998:188-197]、鎌田[2004]、岡本[2002:103-105]など。

(8)引用は、合衆国ホロコースト博物館のサイト(<http://www.ushmm.org/wlc/en/article.php?ModuleId=10007392> 最終アクセス日:2012年1月14日)からの拙訳である。なおこの発言は、挙げられているグループ名やその順番について、様々な異なったバージョンが伝えられている。その点について、カリフォルニア大学のマルクーゼ教授は、ニーメラー自身がいくつかの異なった表現を説教や演説で用いたのではないかと推測している(詳しくは、<http://www.history.ucsb.edu/faculty/marcuse/niem.htm> を参照。最終アクセス日:2012年1月14日)。しかしそのことは、この発言の論理構造そのものに本質的な影響を与えるものではない。重要なのは、政治的弾圧への黙認を警告した発言の趣旨である。

(9)いわゆる「プロセス的憲法観」によっても、その根拠は通説と微妙に異なるが、「二重の基準論」は擁護される(松井茂記[1994]を参照)。ただし筆者は、松井の議論においても政治的権利の「実体的価値」の高さは暗黙の前提となっていると考えている。

(10)ピーター・シンガーは注(7)での引用部分でこの「レメリンク報告」について触れ、それが「反自発的安楽死」のオランダでの増大を示しているという解釈を批判している。しかし、シンガー自身「これら1000件のうちの600件〔平岡注:患者の意識が明瞭だったケース〕では、患者が明確な要請をする段階には至らなかった」ことを認めながら、「話し合いに患者がいくらかは関与していた」とこの問題への追及を避けているのは公正を欠く。そのような「話し合い」が行なわれたとされる時期が「以前に過ぎる」のではないかという点を、ヘンディンは問題視しているのである。周知のように、末期患者の生死に関する意思は刻々と変化するものであり、健康であった時期に何らかの意思表示が

なされていた場合でも、その後の心境の変化の可能性に医師や家族は常に留意しなければならない。

(11)『毎日新聞』1974年3月15日。ちなみに太田は、1947～49年の2年間、日本社会党・労働者農民党所属の衆議院議員をつとめた。彼の生涯と安楽死運動との関わりについては、日本尊厳死協会[1990:150-]に詳しい。

(12)もちろん、ここで挙げた後者の例については、「自己決定権」の行使の範疇に含まれないとすることもできる。だが実際には、「自己決定権」が問題とされている場合に、実際には「当事者（間）決定」が擁護されている場合が少なくない（たとえば、売買春などがそれに当たる）。従って、この例もそれほど的外れなものとは言えないだろう。

(13)米沢広一は、ジョン・ガーヴェイによる、「『自由』—『権利』区分論」を紹介している[1990]が、ここで述べた後者の権利がガーヴェイの言う「自由」、前者が「権利」にちょうど相当している（ただし、「自由」についても不可逆的放棄が不可能な点までは論じられていない）。Garvey[1981]参照。

なおガーヴェイは、のちになってこの議論を修正し、たとえば「表現の自由」は、「表現する自由」と「表現しない自由」とに対して等価値の保護を与えているのではなく、前者により高い価値を付与しているという見解を採用している[Garvey 1996]。この論理からは、憲法上「生きる自由」に「死ぬ自由」より高い価値が付与されているとも考えられるが、ガーヴェイは特に論じていない。

(14)橋本正博は、「『生命を失うと取りかえしが見つからない』とは、死刑廃止論でもくりかえされる真理であるが、そのこと自体は何も生命法益に限ったことではない。自由や名誉、財産についても、失われた過去がもどるわけではないとはいえる。もっとも、これらの場合には現状に復帰することを想定しうるので、別の考慮が可能かもしれない。しかし……たとえば失明して視力回復の可能性がなくなった状態はやはり生命と同様に回復不能である」([橋本 2003:48])としている。しかし最後の例について、自ら望んで自分の目を傷つけ失明させるという行為を想定すると、この行為は刑法上の処罰の対象にはならないが、憲法上そうする「権利」があるとは考えられない。いずれにせよ、生命そのものの不可逆性とは一段階レベルの異なる例である。

(15)「人間の尊厳」概念については、ヨンパルト[1990]、三島・稲垣・初宿[2000]、青柳

[2000]、若松[1987-91]などを参照。

(16)ホセ・ヨンパルトは、ドイツ連邦共和国基本法第1条「人間の尊厳」と、日本国憲法第13条・24条の「個人の尊重（尊厳）」とは、基本的に異なった意味内容を持つとしている[1990:77-86]。しかし、青柳幸一が指摘するように「GHQは『個人の尊厳』と『人間の尊厳』を同義で捉えていた」[2000:16]という形跡もあり、両者の違いを強調するのは必ずしも妥当ではないだろう。ここでは、国際連合憲章や世界人権宣言にも「人間の尊厳」への言及がある点を重視し、後者を前者に引きつけて解釈する立場をとる。

(17)各国憲法の規定については、青柳[2000:8-10]参照。

(18)むしろ、このような考え方は「人間中心主義」であり、人間という「種」の構成員に対して、その属性に関わりなく「尊厳」を認めるものである。ピーター・シンガーのような環境保護論者の一部にみられる、「人格を持たない人間」よりも「知能を持つチンパンジー」に高い価値を認める発想は、人権思想の根幹を掘り崩すものではないか。環境保護の目的も、将来世代の「人間」の生存権を保証するところにあると筆者は考える。

なお、ドイツ流に「人間の尊厳」を人間の「人格性」との結びつきにおいて捉えることは、「人格を有する人間にのみ尊厳を認める」（生命倫理学における「パーソン論」の発想）方向に傾く危険性を孕んでいるように思われる。もちろん、ドイツ基本法が「人格」の保護を規定した意図は、こうした優生学的発想とは正反対だったはずであるが。

(19)詳しくは、辻村[1989]を参照。

(20)497 U.S. 261 (1990)

(21)英米的な手続的権利という思想の背景には、経験主義に基づく人間性へのある種の信頼が存在していると筆者は解釈している。たとえば、不利益処分を課すときに本人への聴聞を必須要件としておけば「それほど理不尽なことは起きないだろう」という仮定には、純理論的には何の根拠もない。にもかかわらず、現実の人間についての経験に基づけば、この仮定には一定の根拠が認められるのである。その認識が手続的権利を要請する。

(22)その典型が、ジェイムズ・レイチェルスによる安楽死論であろう。レイチェルス[1988]参照。

(23)最3小判平成12年2月29日民集54巻2号582頁。

(24)横浜地判平成 17 年 3 月 25 日。

(25)2005 年 2 月、「尊厳死法制化を求める議員連盟」が発足し、「尊厳死」(消極的安楽死)の法制化を目指して活動を開始した。もちろん、本稿とは逆の趣旨であり、2007 年には「臨死状態における延命措置の中止等に関する法律案要綱(案)」を発表した(前述)。

(26)そうした可能性が現実となりつつある状況については、小松[2000]を参照。なお小松美彦は、2005 年のインタビューでも、ミシェル・フーコーのいう「生 - 権力」の現在の機能は「生きるに値する者としめない者を分別する」ことを医学の言説によって行うものとなっており、「『自己決定権』によって各人が自主的に死の中へ廃棄されるように仕向ける巧妙な策を導入されている」[小松 2005:83-84]と指摘している。

第1節 はじめに

近年、日本においても、いわゆる「代理出産」の是非を巡る議論が活発化している。代理出産にも、その成立形態には様々なパターンがあるが、基本的には、子宮機能の障害などにより妻が妊娠・出産できない夫婦が、第三者の女性に妊娠・出産を依頼し、その結果生まれた子どもを自分たちの子どもとして引き取るケースを指す。その中でも、男性の精子を代理母の体内に注入し、産まれてくる子どもと代理母との間に血縁関係が生じるケースを「サロゲート・マザー(surrogate mother)」と呼び、夫婦の受精卵を体外受精させた後で代理母の胎内に着床させる、子どもと代理母との間に血縁関係が生じない「ホスト・マザー(host mother)」と区別することがある。生殖医療技術の進歩に伴い、近年行われている代理出産は後者のケースが多くなっているとされる。

代理出産とは、通常、(有償であるか無償であるかは別に)代理母が自らの意思で依頼者夫婦との間に代理出産契約を結び、妊娠・出産に伴う各種の危険を自ら引き受けるという典型的な「危険労働」「危険な行為」である。その意味で、個人による自発的な「危険な行為」への従事を「自己決定権」の行使として肯定することに批判的な立場をとる本論文の趣旨からは、必然的に、こうした代理出産のあり方については批判的な検討を行うことになる。しかし一方で、近年の日本では代理出産に対する世論の同情的・肯定的評価も少なからず存在し(1)、その根底には「自らの血のつながった＝遺伝子を受け継いだ子供を授かりたい」という広範な社会的通念が存在する。この通念に対する価値判断は、究極的には家族制度を人権理論(本論文でいう「多極競合的人権理論」)の中にどのように位置づけるかという問題とも関係するため、現実的・具体的な文脈を踏まえて慎重に行われる必要がある。

以下の記述では、生殖補助技術が集団・カテゴリーとしての女性の社会的位置づけとどのように関係するかという大きな視点を踏まえ、代理出産をめぐる問題について「多極競合的人権理論」の観点からの視点を提示する。

第2節 代理出産をめぐる論争的事例

① ベビーM事件

代理出産をめぐるトラブルとして世界的に有名な事例として、アメリカで1986年に発生した「ベビーM事件」がある(2)。生化学者のウィリアム・スターンと小児科医のエリザベス・スターンの夫婦は、エリザベスが不妊であったため、ニュージャージー州の新聞広告に出ていた代理母募集に応募していたメアリー・ベス・ホワイトヘッドとの間に代理出産の契約を結んだ。その結果、ウィリアム・スターンの精子とホワイトヘッドの卵子とを人工授精させる「サロゲート・マザー」方式で代理出産契約が行われ、1986年3月27日、ホワイトヘッドは女兒を出産した。しかし、出産後のホワイトヘッドは女兒を自らの子として育てたいという「心変わり」を起こし、女兒の引き渡しを拒否して親元のフロリダへ逃亡したのである。一方、ニュージャージー州地方裁判所命令によって女兒(スターン夫妻は「メリサ」と名付けており、これが「ベビーM」と呼ばれる由来となった)の「独占的養育権」を勝ち取っていたスターン夫妻は、警察当局の力を借りて、7月31日に女兒を自らの手元に引き取ることに成功した。

この争いについて、ニュージャージー州高等裁判所は1987年3月31日、代理出産契約の有効性を全面的に認め、永久的な養育権をスターン夫妻に認める判断を下した。しかしホワイトヘッド側が控訴し、ニュージャージー州最高裁判所は1988年2月2日、逆に代理出産契約を無効とし、法律上の親をウィリアム・スターンとホワイトヘッドとする判決を下したのである。もっともこの判決は同時に、「子どもの最善の利益」という基準により経済力のあるスターン夫妻に養育権を認め、ホワイトヘッドには訪問権のみを認めるという内容を含んでおり、全体としては代理母の側に有利とはいえないものであったが、金銭の介在する代理出産契約が無効とされたという意味では大きな意義を持つものであった。

最高裁判決は、「本件の代理出産契約は、我が州の法律と公序良俗に抵触するので、これを無効とする。不妊のカップルが我が子を欲する切実な思いは認めるが、“代理出産”の母役への金銭の支払いは違法であり、多分に犯罪的であり、女性の品位を落とす恐れ

さえある事が判った」「この契約は、金銭を誘因に用いたばかりか、強制的・威圧的なものでさえあった。即ち、産みの母となったこの女性は、出産や懐妊すらしていない時点で、生まれてくる子供を養父母に引き渡す旨の、変更の効かない合意を取りつけさせられたのである。このような形の合意を実施することは、私的斡旋による養子縁組であっても全く許され得ない」「これは小児売買であり、さもなければ少なくとも、母親の我が子に対する権利の売買である。それを買った人物の一人が実の父であったことが、唯一の慰めであろう。とにかく養子縁組に関わる金銭の支払いを禁ずる根拠となるような諸悪の全てが、殆どここに集約されているのである」[チェスラー 1993:364-366]として、この代理出産契約が、「金銭の介在する養子縁組（同時に、契約によって事前に強制された親権解消）」であるという側面を重視している。

ベビーM事件に際して、ホワイトヘッド擁護の立場から救援活動を行ったフィリス・チェスラーも、代理出産契約が孕む問題点と、養子縁組制度一般が孕む問題点との間に共通したものを見出している。チェスラーは、アリソン・ワードの次のような言葉を引用している。「代理出産も養子縁組も、いずれの場合も彼らは“産みの母”のことなど無視して、契約を結ぶ。“代理母”に対しても、養子の“産みの母”に対しても、彼らはこう命じるのである—『契約書にサインしたのだから、心変わりには絶対許されないぞ』。そしていずれの場合も、彼らは我々“産みの母”に、こう言い放つ—『あんたがあの子を産んだにしても、あんたはあの子の“遺伝学上の父親”と、結婚していないのだから、あんたがあの子と一緒にいると、あの子のためにならないし、あの子が傷つくだけなんだ。だから、あんたがあの子を育てたり、探し出そうとしてはダメなんだ』」[チェスラー 1993:211]。その上でチェスラーは、「“借り腹”産業は、子供を養子に出さざるを得ないようなドン詰まりの状況を作り出すのを目的にしている。女たちをそそのかして、親として関わることの出来ない子供を産ませたり、まだ妊娠もしないうちに、赤ちゃんを譲り渡す約束をさせたり、母を知らぬ貰い子にするために、わざわざ子供を誕生させたりする一方で、こうして得た子供を、得体の知れないカップルに合法的に横流しするのが、この業界の仕事なのである」「養子縁組で我が子を失うことが、産みの母にどのような影響を与えるかについては、すでにある程度判明しており、調査報告や本人による告白記録は数多く世に出ている。今世紀には米国だけでも数十万人に及ぶ女たちが、養子譲渡

の結果、我が子を失っている。／産みの母たちの訴えから判るのは、時間が経てば経つほど苦しみが強まる場合が多い、ということだ」[チェスラー 1993:212]。

またチェスラーは、「子の最善の利益」を根拠に養育権をスターン夫妻に与えた裁判所の論理についても次のように危険性を指摘している。「“産みの母”（いわゆる『生物学上の母親』）は子育てには『不適格』な存在か？精子を与えた“遺伝学上の父親”や、養母の方が、子育てに向いているのだろうか？子供の『最善の利益』のためには、“産みの母”による子育ては廃止してしまった方が良いのか？しかし、そもそも『子育てに適した』母親とは、一体どういう意味なのか？」[チェスラー 1993:17]

こうしたニュージャージー州最高裁やチェスラーの指摘は、重要な問題提起を含んでいる。もちろん、代理出産契約が孕む問題点と、養子縁組制度が孕む問題点は同じではない。適切に運用されれば、子どもの持てない夫婦と親のいない子供にとって養子縁組制度は福音となるであろう。しかし、代理出産を「妊娠・出産前に、自らの身ごもった子どもを養子として引き渡すことを予定した契約」と位置付ければ、特にそれが有償で行われた場合の危険性については理解しやすくなるように思われる。有償で行われる代理出産は、実質的に、赤ん坊についての人身売買と非常に近い意味を持つてしまうことになるのである。

しかも上記の論点には、「自発的な契約」に基づくとはいえ、代理母に妊娠・出産という行為という「危険な行為」を長期間にわたって引き受けさせることの是非は明示的には含まれていない。他人に引き渡す子どもを出産するために、これほどの「危険な行為」の遂行を契約によって強いられることは、有償・無償のいずれを問わず問題となるはずである。小笠原信之も、「判決は代理出産を養子縁組の問題でとらえ、金銭授受が伴う限り無効なのだと判断しているようです」「生命の危険さえ承知の契約を交わし、九カ月にも及ぶ長期間にわたって身体と生活を管理・コントロールされ続ける、羊水検査など胎児の異常診断を義務付けられて異常発見時には容赦なく中絶させられる、……などなど、金銭授受以外にも代理出産自体がはらむ問題はきわめて多く、大きいのではないのでしょうか」[小笠原 2005:68]と、ニュージャージー州最高裁判決の論理の不完全さを指摘している。しかし、このことは逆にいえば、「危険の引き受け」の是非という論点を強調しない場合でも、代理出産契約には少なからぬ問題点が含まれていることを示している。

もつとも、ベビーM事件は、代理母と産まれた子との間に血縁関係が存在した（「サロゲート・マザー」のケース）という意味で、感情的にもトラブルが発生しやすい事例であったのは事実である。近年の代理出産は、依頼者夫婦の精子・卵子を体外受精させてから代理母の胎内に着床させる「ホスト・マザー」のケースが中心であるため、その点はベビーM事件を考察する上で念頭に置いておく必要がある(3)。しかし、代理母が自ら妊娠・出産という経験をする中で、産まれてくる子供との間に一定の「絆」を感じるのは「サロゲート・マザー」の場合でも「ホスト・マザー」の場合でも同様である。また、ベビーM事件は、依頼主夫婦が社会的・経済的にも恵まれた立場にあり、代理母が労働者階級の出身であったという点でも、代理出産契約を認めることが貧困層の女性への搾取につながるのではないかという危惧を裏付ける事例であった。その意味で、代理出産契約の是非を考える上で、この事件は依然不可欠な材料を提供していると言えよう。

② 高田・向井夫妻事件

プロレスラーの高田延彦と、タレントの向井亜紀夫妻は、向井が子宮頸ガンの手術により子宮を摘出したために妊娠不可能となり、アメリカで「ホスト・マザー」方式の代理出産を引き受けてくれる代理母を探し求めた。その結果2003年11月28日、代理母のシンディが、突然の出血など難産の末双子の男の子を出産した(4)。そして高田・向井夫妻は2004年1月に、双子の男の子について自らを両親とする出生届を提出したが、代理出産の一連の経過が夫妻によって逐一公開されていたため、東京都品川区は不受理を通知(5月)。その結果発生した裁判では、東京家庭裁判所が不受理を支持する決定をし(2005年11月)、東京高等裁判所が受理を命じる決定をする(2006年9月)など判断が揺れたが、最高裁判所は2007年3月23日、高裁決定を破棄し、出生届受理は認められないとする判断を下し、確定した(5)。その根拠は、「現行の民法では、出生した子の母は懐胎・出産した女性と解さざるを得ず、代理出産で卵子を提供した女性との間に母子関係は認められない」というものであった。その間、双子の男児はアメリカ国籍のまま育てられたが、2009年4月22日、高田・向井夫妻との間に特別養子縁組が成立し、アメリカ・日本の二重国籍となっていたことが向井によって公表された(6)。

この間、日本産科婦人科学会は 2003 年 4 月、「有償・無償を問わず、代理出産の実施や仲介は認めない」という指針を示した。そして 2008 年 4 月、日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会は、①代理出産の原則禁止、②営利目的で行われる代理出産に対する処罰、③医療目的に限定した代理出産について試行的実施を考慮、④代理出産で生まれた子については代理母を法律上の母とすること、などを骨子とする提言をまとめた。また並行して、この問題について立法措置を検討する動きもあったが、実現されないまま今日に至っている。

この高田・向井夫妻のケースは、夫妻と代理母との間に引き渡しをめぐるトラブルもなく、また子どもと代理母との間の遺伝子上のつながりもなかったため、純粹にその出生届をめぐる日本国内法上の処理が問題となるケースであった。しかし、双子の出産者が高田・向井夫妻でないことが公知の事実であるにもかかわらず出生届を受理することは、事実上代理出産契約を日本国内で有効なものとして認めることにつながるため、この件についての司法判断は重要な意味を持っていた(7)。実際には、「米国で代理出産を依頼した夫婦の多くは、米国で依頼人夫婦を親とする出生証明書を得て、帰国後、そのまま実子として届け出ているという。こうした子どもは、少なくとも 100 人を超える」(8)という実情があるとされるが、暗黙の事実としてそうした状況が存在するからといって、表面化した事実を法的に追認しなければならない訳ではない。この件については、高田・向井夫妻による事実経過の詳細な公表も手伝って、世論には夫妻に同情的な声が少なかつたが、結果的には最高裁による判断も、また日本学術会議が取りまとめた提言も代理出産契約を容認する方向性にはならなかつた。

向井は、代理出産を試みる意思を表明した 2000 年 12 月の記者会見で、動機について「高田の遺伝子を残したいんです」と発言した。そのことについて、向井は「まだ男性とつきあったこともない思春期の頃から、私は『遺伝子を残す』ことに人一倍ロマンを感じていた。家系が繋がること云々よりも、遺伝子という設計図に込められた思いが血となり肉となって、一つの命を形づくることそのものに胸が熱くなるとでも言おうか。学生時代の日記帳にミトコンドリア・イブへ宛てたポエムを書きこんでいたほどである」[向井 2004:34]と説明している。ある夫婦が代理出産を目指す動機には様々なものが考えられるとしても、向井のこうした発言に象徴される「遺伝子」「血縁」へのこだわりとい

う感覚は、その是非は別としてかなり一般的なものであろう。もし遺伝子・血縁へのこだわりが全くないのであれば、代理出産ではなく養子縁組を目指す道も開かれてはいるからである(9)。その意味では、高田・向井夫妻のケースはいわゆる「有名人」による特殊な事例というよりも、現代における代理出産契約のあり方を考える上で参照すべき典型的なケースと位置付けることができると思われる。

第3節 代理出産契約をめぐる論点とその是非

代理出産契約の是非を巡る議論には、大きく分けて3つの側面がある。まず第一に、産まれてくる子供の法的地位の安定性をめぐる議論である。典型的には、高田・向井夫妻事件で裁判の争点となった、出生届における母親を代理母・依頼主のいずれにするかという論点がある。また、子どもが将来成長した時に、自らが代理出産によって産まれたという事実を告知すべきか否かという論点も、広い意味でこの側面に含まれるだろう。しかし本論文では、出生届における母親は分娩時における母親とすることで日本国内では裁判所・学界の方向性が一致しており、また他の法的問題も立法措置や学界のガイドラインなどによってクリアできるものが多いと考えるので、この側面には立ち入った検討は行わないことにする。

第二のより重要な側面は、「有償の」代理出産契約の問題性をめぐる議論である。この点については、前節の「ベビーM事件」についてのニュージャージー州最高裁判決やフィリス・チェスラーの議論がある程度参考になるが、より突っ込んだ検討が必要であろう。そして、第三の最も本質的な側面は、有償か無償かを問わず、「代理出産契約」、あるいは代理出産という行為そのものが孕む問題性についての議論である。本節では、第二・第三の側面について、「多極競合的人権理論」の基本的視点を踏まえたうえで検討を行う。

しかし実際のところ、第二・第三の側面は不可分であり、完全に分離して考察を行うことは困難である。鈴木貴子は、これらの側面をめぐる議論の状況を概観し、「女性が、代理出産を職業とするのはあまりにも大きな危険が伴っている。それは、子のためだけでなく関係している大人にとって、つまり代理母に関して複雑な問題が生じるから

である。これは、代理母という言葉の響きと代理母への金銭授与、つまり赤ちゃん売買ではないのかという倫理的問題として議論された。これに関する一部のフェミニストたちの見解は、『代理出産は女性の生殖力を商品化しており、代理母の地位は低下する。即ち、繁殖家に支払う、あるいは売春婦と同等でさえある』と主張されたこともあった。しかし、全ての代理出産への反対意見が商業的代理出産に限定されるというわけではない。一部のフェミニストの学者は、現在、法律が生殖方法の全てを規定して支配していることによって、女性の生殖の権限に関して法律による制御の増加を指摘している」[鈴木貴子 2004:281]と述べている。この問題は、単純に有償の、あるいは商業的代理出産が是か非かという問題のみに限定して分析されるべきではなく、カテゴリーとしての女性集団が受けているとラディカル・フェミニストによって主張されてきた、家父長制社会の中での構造的抑圧との関係で捉えられなければならない。

この点については、柘植あずみも「フェミニストは、なぜ、女性たちが生殖技術を求めていくのかという社会的背景を問題視するため、生殖技術に否定的な立場をとることが多い。また、生殖技術が女性を客体化し、男性優位の国家や社会が女性の身体をとおして生殖を管理しようとしている、と批判する。さらに、経済的に困窮している女性が謝金目当てに代理母になることを、売春と同様に身体の商品化として批判する」[柘植 2002:79]と指摘している。代理出産を筆頭とする生殖技術の活用は、それが「女性」という性別・カテゴリーと密接に関係している点が重要であり、その影響は決して性別中立的には生じないという点を無視してはならない。

代理出産契約について指摘されてきた、純粋に法的な側面以外の問題点については、小笠原信之が次のように適切に要約している。「代理出産という行為自体についても、さまざまな批判があります。いわく—アメリカや韓国で現実化しているようにビジネス化しており、低所得層が代理母役を務めている。生命の危険さえある妊娠を他者に強いる。報酬を払って人身売買をするものであり、人間の尊厳に反する。金銭の授受がなくても、女性の体を出産の道具視するものだ。自分で育てる意思のない子を産む契約は、子どもの基本的人権を害する—などです」[小笠原 2005:58-59]。このうち最後の点は、ベビーM事件のきっかけとなった代理母の「心変わり」(身ごもった子どもに対する愛着が生じ、子どもを依頼者夫婦に引き渡すことを拒否したいという希望が生じた)を擁護するかど

うかと密接にかかわっており、つまるところ、「自分のお腹を痛めて産んだ子どもに対する母親の愛着は、権利として尊重されるべきか」という命題に翻訳可能であると考えられる。この点は、家族制度そのものに対する価値判断にも密接に関係するので、優先的に検討しておくべきであろう。

立岩真也は、「実母に優先が与えられるとして、その理由はその人に対して、人との関係において、その人が接してしまった、既に会ってしまったことにあるのだろうと私は考える。これは、そのこと自体においては自由なあり方ではない。むしろ例えば子の引き渡しを拒んでしまった『代理母』の場合、その人は、当初の目的・予定と異なった経験を経験してしまったのであり、それでその子を引き渡すのを拒んでいるのだ—こちらの方は選択され意志された行為だと言え言える」「その存在に接する人、接してしまう人がそれについての権利—それは決定できる権利ではなく、むしろ処分できる権利ではなく、そのもとに居ること、留まることについての優先を与えられるという権利である—を付与されるというのがおおまかな答えになる。……それで私は産んだ人が優先すると述べた。これは遺伝的なつながりのある『親』を特権化する主張ではない。さらに常に産みの親を特権化するものでもない」[立岩 2004:268-269]と述べて、生まれ出てきた子供に最初に「接してしまった」存在としての「産んだ人」の権利が尊重されるべきことを慎重な言い回しで主張している。

この結論は、「『他者』が在ることの受容」に価値を見出す立岩の基本理念から導き出されるものであるが、筆者も基本的に同意する。「多極競合的人権理論」もまた、社会内における「他者」との出会いを積極的なものとして位置付けているからである。この見方に立てば、ベビーM事件におけるホワイトヘッドの「心変わり」は「当初の目的・予定と異なった経験を経験してしまった」ことの結果として擁護され得ることになる。代理出産契約の是非を検討するにあたって、子どもを実際に身ごもり出産するという女性の身体的・精神的経験の意味を考察に組み入れることは、理論が無意識的な家父長制的傾向を帯びることを防ぐために不可欠である。そして、女性の経験を反映した考察を行うならば、「産みの母」が自らの子どもに対して絶対的・特権的支配力を有するわけではないことは当然としても、「産みの母」を恣意的に子どもから引き離すことは認められるものではなく、その子どもに対する愛着が一定程度「権利」として尊重されるべきことが

導き出される。この結論はある意味で、現行の家族制度を基本的に肯定する「常識的」なものであるが、国家・社会が個人生活に恣意的に介入することへの防波堤として家族制度には一定の意味があると筆者は考える。

そして、代理出産契約のはらむ最大の問題点は、「妊娠」という行為が可能なのは100%「女性」に限定されており、かつ生命の危険が少なくない行為であるという点である。その意味で、そもそも「妊娠」という行為を社会的に認めることそれ自体が女性というカテゴリーへの抑圧と不可分であるとも言い得る。しかし、自分自身が育てることのできる子どもを産むことは本人にとっても喜びとなる結果であり、それを禁止することには優生学的配慮が入り込む可能性があることを考えれば、「自分自身の」子どもを自ら産むことは基本的人権の一つと考えることができる。従って、自発的に「妊娠」という危険引受けを行うことが「自分自身の」子どもを持つための行為であれば、そのリスクは自らの権利行使に不可分のものとして許容され得ると考えられる。それは言い換えるならば、「妊娠」という行為が「女性」というカテゴリーへの抑圧と不可分であるにもかかわらず、「子どもを産む権利」行使のための必要やむを得ない手段として容認されるということである。

だが、「他人の」子どもを産むための代理出産契約となると話は別である。依頼する側の女性にとっては、自分のお腹を痛めずに、すなわち生命の危険を冒さずに、そうしなければ得られなかったであろう自らの子どもを得られるのだから、代理出産契約は大いにメリットのある制度である。そちらの側だけに焦点を当てれば、この制度が「女性の解放」に有意義であるという考え方も成り立ち得るかもしれない(10)。たしかに、生殖技術のあり方によっては、女性というカテゴリー一般を「出産」という行為から解放し、その地位向上に大いに役立つケースも考えられるだろう。

しかし代理出産契約の場合は、「解放」されるのは依頼者の側のみであり、むしろ女性が分断される結果となってしまうのである。もちろん、ある夫婦が自らの遺伝子を引き継ぐ子どもを持ちたいという欲求は、尊重されるべきものであり、「権利」という表現を用いてもよいだろう。しかし、その欲求を実現するために「他の女性に」その負担を負わせることは、代理母の女性が引き受ける危険の大きさ・その継続性などを考えた場合に、正当と認められるべきものではないと思われる。

筆者は、第 4 章で前述したとおり、ある人が自発的に「危険な行為」に従事することにパターナリズムに基づく介入が許されるのは、次のような場合であると考える。

(a)個人の行為が、確実に本人の死をもたらすと考えられる場合、その行為の目的が意識的な自死を目的としているかいないかに関わりなく、「パターナリズム」に基づく規制・禁止は国家の義務となる。

(b)個人の行為が、高い確率で本人に生命・身体の危険をもたらすと考えられる場合、その行為が本人の「権利行使」に当たると考えられるときか、他の個人の生命の危険回避に絶対不可欠と考えられるときを除き、「パターナリズム」に基づく規制・禁止は国家の義務となる。

(c)個人の行為が、高くはないレベルの確率で本人に生命・身体の危険をもたらすと考えられる場合、その行為が本人自身の「権利行使」に当たるか、その行為が他の個人による「権利行使」と密接不可分に結びついている（たとえば、個人 A による政治的権利の行使に個人 B が危険を冒して協力する場合など）と考えられるならば、その行為を基本的に承認すべきである。ただし、生命・身体への危険を最小限とすることを条件とする。それ以外の場合は、政策判断に基づき、国家は「パターナリズム」に基づく規制・禁止を行うことができる。

「代理出産」契約は明らかに、上記のうち (b) に該当する事例である。しかも、「妊娠」の危険を引き受けるのが 100% 女性に限られるという条件が付く。代理出産とは、その行為が「本人」ではなく「他の個人」の権利行使に当たると考えられる場合なのであるから、「パターナリズム」に基づく代理出産契約への規制・禁止は、むしろ国家の義務であるというべきである。

以上の考察は、代理出産契約が有償・無償のいずれで行われる場合についても適用されるものであった。これが「有償」の代理出産となれば、既に各方面で指摘されているように、代理出産を依頼する層は経済的に恵まれた階層に、代理母を引き受ける層は貧困層に集中することは明らかである。そのことは女性を分断し、結果としてカテゴリーとしての「女性」に対する抑圧を維持・再生産する可能性をもたらすだろう。また実際

には、代理母の女性に対して報酬が支払われる場合、その報酬は女性の「妊娠」という労働に対する対価であるとともに、産まれてくる子供を「購入する」費用という意味合いを持つことは否定できない。その意味で、有償の代理出産契約は、ある種の人身売買的な危険性を孕んでいるのである(11)。つまるところ、経済的自由の論理が持ち込まれることで「女性」に対する抑圧が強化・再生産されるという点においては、売買春の是非を巡る議論と代理出産契約の是非を巡る議論との間には共通性があると言える。

しかしそれでは、代理出産契約が「無償」で、かつ自発的に行われれば問題はないのだろうか？そうは言えない、というのは筆者の考えである。なぜならば、他人のための妊娠・出産というのは長期間にわたる「労働」、しかも「危険な労働」であり、その行為が認められるならば、本来賃金が支払われるべきものだと考えられるからである。これは広い意味で、「ボランティア活動」をどう位置付けるかという問題とも関係する。近年、国家や自治体による福祉サービスなどの提供を代替する形で「ボランティア活動」が称揚されているが、実際には本来支払われるべき賃金の「節約」が大きな目的となっていると考えられる。そして、「無償労働」が社会に過度に広範に行き渡ると、「最低賃金制」が実質的に空文化していくことになる。

そして、代理出産というのはきわめて生命に対する危険性の高い行為に当たるのだから、それを無償で行うことは一種の「奴隷労働」であるということが出来る。それが「自発的」であるということは、「奴隷労働」を擁護する理由とはならない。そして、代理出産という「奴隷労働」を担うのは100%女性であるのだから、その構造は、かつてのアメリカにおける黒人奴隷制のそれとも似てくることになる。

以上のように、代理出産契約を擁護することは、個々の女性にとっては「解放」となる側面が存在したとしても、カテゴリーとしての「女性」にとっては抑圧的となることを示した。その意味で、「多極競合的人権理論」の観点からすれば、代理出産契約については明確に否定的な立場を取らなければならない(12)。

しかも、その側面を度外視したとしても、「妊娠」という「危険な行為」を、他人の欲求を実現するために引き受けることを社会的に承認することの問題性は大きい。そのことは、広い意味での「自己決定・自己責任」論（「自己決定」を行った者がそのリスクも引き受けるべきだとする議論）を肯定的に評価することにも必然的につながる。

高田・向井夫妻事件が話題となった時期が、「新自由主義」の担い手であった小泉政権の時代であり、その時期に日本の世論が代理出産契約に好意的反応を示したことは、上記の議論をある程度裏付けるものだとも考えられる。いずれにしても、「新自由主義」に基づく「自己決定権」論の対極的理論である「多極競合的人権理論」の立場からは、「代理出産契約」に否定的な結論が導かれることになる。

ここまで、3章にわたって「危険な行為」の範疇に属する論点について分析を行ってきたが、次の2章は、学校教育について「多極競合的人権理論」の立場からどのような見方ができるかを検討する。

(1)町野朔は、日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会が2008年4月に代理出産問題についての提言を出すに当たって直面したジレンマを、「世論の方は、代理懐胎許容、卵子提供者が母という方向に動きつつあったことは事実でございます。この中で学術会議は、世論がこのような方向にあったということは頭の中に置きながら、しかもこのような困難な状況でいろんなことを考えなきゃいけない、非常に大変だったと思います」と述べている[行事報告 2009:61-62]。最終的に日本学術会議は、①代理出産の原則禁止、②営利目的で行われる代理出産に対する処罰、③医療目的に限定した代理出産について試行的実施を考慮、④代理出産で生まれた子については代理母を法律上の母とすること、などを骨子とする提言をまとめた(後述)。

(2)ベビーM事件をめぐる詳細な事実関係については、チェスラー[1993]大野[2009]を参照。

(3)荻野美穂によれば、「このベビーM事件以後、同じような引き渡し拒否や親権をめぐるトラブルを回避するため、近年の代理出産においては第二のIVFタイプ[平岡注:「ホスト・マザー」のタイプ]が主流となっている。このタイプでは代理母はただ胎児の養育場所として『お腹を貸す』だけであるため、子どもの引き渡しに際して問題が起きにくいと考えられているのであり、実際、アメリカではこれまでに三五〇〇〇件以上の契約代理出産が行われてきたが、そのうち訴訟になった例はわずかに十五件で、〇.一パーセントにも満たないとの報告もある」[荻野 2009:23]という。

しかし実際には、大野和基が「子どもが欲しくて代理母に頼んだものの、出産間際に

離婚してしまい、『子どもはもういない』宣言をした身勝手な人たちもいる」[大野 2009:145]と報告するように、様々な形でのトラブルが発生している模様である。

(4)代理出産の実現に至るまでの詳細な経過については、向井[2004]を参照。

(5)最決平成 19 年 3 月 23 日民集 61 卷 2 号 619 頁。

(6)発表されたのは、「向井亜紀オフィシャルブログ」2009 年 4 月 22 日 (<http://www.mukaiaki.com/akiblog/?id=1240412011>) においてである。最終アクセス日 2011 年 12 月 5 日。

(7)町野朔は、日本学術会議が分娩者を母とするルールを維持したことについて「法務省の考え方は、『禁止規範は行為規範に抵触するから、代理懐胎の禁止は親子関係の否定につながる。』という、単純な考え方によっていると思いますけれども、そのようなものはとらないということにしたわけでございます。そして、そうしながらも、妊娠・出産した人が母となるというルールは依然として維持すべきだということにしたわけでございます」と述べている[行事報告 2009:61-62]。しかし現実問題として、代理出産契約そのものの是非と、産まれてきた子供の法的な扱いをどうするかという検討を切り離すことは難しいと思われる。筆者は、代理出産契約に対する法秩序の否定的価値判断を明示するために、代理出産によって産まれた子どもについても分娩者を母親とする原則は維持すべきと考えるが、無償の代理出産についても関係者を処罰することや、子どもをいったん代理母の子として届け出た後で依頼者夫婦の養子とする道をも完全に閉ざすことは、産まれてくる子供の利益という観点から難しいと考える。その意味で、日本学術会議生殖補助医療の在り方検討委員会がまとめた提言の方向性には基本的に同意するものである。

(8)『朝日新聞』2007 年 3 月 24 日朝刊。

(9)もっとも向井は、代理出産の模索と並行して養子縁組についても検討を行っていた旨書いている[向井 2004:18-]。

(10)荻野美穂は、「代理出産を含む生殖技術の利用は、性差別の解消というフェミニズムの目標のために有効だとする意見もある。かつて一九七〇年にシュラミス・ファイアストーンが、生殖役割にかんして男女間に偏りがあることこそ自然が仕組んだ根本的不条理であり、女性差別の根源である、したがって女性が解放されるためには、テクノロジー

一の発達によって生殖が脱セックス化・脱身体化されることが不可欠だと主張したことは、よく知られている」[荻野 2009:32]と、フェミニストによる代理出産擁護論を紹介している。

(11)産まれてくる子どもを、出産した母親の子供として認定し両親に養育義務を負わせるという「家族制度」のあり方は、もちろん「実の子どもに対する虐待」が社会的に多発しているという実情はあるとしても、少なくとも「お腹を痛めて産んだ子供」に対する愛情がある程度虐待・遺棄を抑止するという期待（経験則）に基づいていることは否定できないと思われる。

(12)売買春の場合と同様、代理出産契約を「自己決定権」の行使として肯定的に位置付けるかどうかという問題と、それをどの程度処罰対象とするかという問題はある程度区別される。日本学術会議の提言が、「営利目的で行われる代理懐胎には、処罰をもって臨む。処罰は、施行医、斡旋者、依頼者を対象とする」[大野 2009:204]とし、非営利の代理懐胎と、営利の場合における代理母本人を罰しない方針としているのは、基本的に妥当な判断だと思われる。

第1節 はじめに

日本の学校教育をめぐる議論の中で「自己決定権」が語られる場面としては、以下の二つがあげられる。第一に、「バイク通学禁止」「強制丸刈り」といった学校校則の不当性を主張する場面。そして第二に、学校選択制の拡大や学校内におけるカリキュラムの弾力化など、学校そのもの、あるいは生徒が享受する学習内容について生徒や親の自由裁量を拡大しようとする場面である。

しかしながら、こうした文脈での「自己決定権」主張は果して妥当なものといえるのだろうか。「多極競合的人権理論」の立場からは、教師—子ども間の権力関係が「競合」する状態を実現するためには、何よりもまず生徒・子どもによる政治的団結・政治的権利主張が行われることが不可欠と考えられる。以下の議論で筆者は、先の第一の場面においては「自己決定権」概念を用いることなく当該校則の正当性を否定できることを示し、第二の場面においては、「自己決定権」の名において主張される学校選択や学習内容の自由化（特に前者）を無条件には肯定できないことを主張したい。そして、こうした判断の背景にある筆者の学校教育観の概略を示した上で、80年代の反管理教育運動の言説が、90年代に文教行政の規制緩和（「新自由主義」の先駆的傾向）を支える「自己決定権」論に吸収されていった過程を分析したい。

第2節 学校校則の不当性を主張する場面

日本国憲法上の人権として「自己決定権」を認める論者はしばしば、「バイク通学禁止」「強制丸刈り」といった校則を批判する根拠として、この「自己決定権」を援用する(1)。また、1989年に国連総会で採択され、1994年に日本も批准した「児童の権利に関する条約」（通称「子どもの権利条約」。以下の論述では、通称を用いる）についても、その基本理念を「自己決定権」と解釈する立場がある(2)。こうした論調の広がり背景に、2000年12月に成立した「川崎市子どもの権利に関する条例」には、第14条に「自分で決め

る権利」が明記されるに至った(3)。しかしながら、過去において管理主義的校則の撤廃を求めて実際に活動してきた人々は、「自己決定権」という用語に頼らずとも、その主張の大半を正当化することができたことに注意する必要がある。

第3節で後述するように、いわゆる「管理教育」がピークを迎えた1980年代から90年代初めにかけては、それと正面から対決する市民や子ども自身による運動（以下、「反管理教育運動」と総称する）もまた活発となっていた。その一つを中心だったのが、「麹町中学内申書事件」(4)の原告であった保坂展人が設立した「青生舎」である。ところが、その青生舎が編集に当たり、学校内で反管理教育運動を実践するためのマニュアルとして広く読まれた『元気印大作戦』（角川文庫、1985年）には、「自己決定権」という用語は出てこない。そこでは、「話すことも、書くことも、絵を描くことも、音楽を奏でることも、みんな表現だ。僕らは、その表現活動を憲法によって保障されている」「H・Rを教師の手から取り返さなければ、学校の中には、生徒自治の空間や時間が、ひとつも見当たらなくなっちゃうんじゃないか」(5)といった記述から明らかな通り、「表現の自由」や「生徒自治」の原理が強調されているのである。これは、生徒集団による団結と教師集団への対抗を想定しており、「多極競合的人権理論」のイメージと共通するものである。

同様のことは、『元気印大作戦』の5年後に、青生舎系の運動に深く関わった人々（平野裕二・苫米地真理・藤井誠二）によって出版された、『生徒人権手帳』（三一書房、1990年）についても基本的には当てはまる。同書ではたとえばバイク規制について、道路交通法が16歳以上の国民にバイク免許取得を認めている以上、学校が「オートバイに乗る権利」を規制することはできないという論理構成をとる。そして、服装の自由は憲法21条の「表現の自由」に基づく「自己表現の手段」として、髪型の自由は憲法18条の「奴隷的拘束からの自由」と21条とによって、それぞれ保護されるとしている(6)。

もっとも同書では、62にわたる「生徒に保障されるべき権利」とその根拠について解説する中で、「セックスするかしないかを自分で決める権利」と「それぞれの生理を過ごす権利」の2つについてのみ「自己決定権」という用語が使われている。また、服装・髪型などへの権利や「自治を行なう権利」「政治活動の権利」などを一括して「自分のことは自分で決める権利」という大分類に含めてもいる。しかしそれを除くと、「生徒に保障されるべき権利」の根拠として挙げられるのは、上記の「表現の自由」などのほか、

憲法上の教育を受ける権利やプライバシー権、学校教育法の諸規定などである。つまり、三人の著者は執筆時点で「自己決定権」という概念の存在を認識していたが、個別的な校則批判の根拠として、他の伝統的権利に優越するとまでは考えていなかったと思われる(7)。

当時における彼らのそうした態度は、それがどの程度意識的なものかは別として(8)、妥当なものであったと筆者は考える。学校空間とは、たとえその中で生徒の権利・自由を最大限尊重するよう努めたとしても、本質的に権力的な空間である。たとえば授業時間に生徒を教室に拘束することは、明らかに生徒の一般的自由を侵害している。こうした拘束を、憲法上定められた教育目的を達するための「必要最小限度の制限」としたところで、その正当性の究極的根拠を説明したことにはならない。つまり言い換えれば、学校とは生徒の「自己決定権」を不断に侵害することを本質とする制度・組織なのであって、そのような場で生徒の利益を擁護するために「自己決定権」という概念に依拠することは、むしろ「教育目的」を理由とする権利制限を容易にしてしまうのではないだろうか。

こうした、学校という制度の本質的な人権侵害的性質について、管理教育に賛成する「プロ教師の会」の河上亮一は次のように述べたことがある。「……個々の教師がどういう考えを持っているか、どういう気分で生きているかにまったくかかわりなく、教師というものはその存在そのものが体制的なものであり、権力的なものである、と行うことができる。……教師は生徒に対して命令し、ある場合には処分さえもする存在であり、基本的に生徒とは敵対関係にあると言った方がいい」(9)

この指摘には、ある程度の説得力があると言わざるを得ない。にもかかわらず我々は、新しく生まれてきた人々の社会化を促す装置として、「学校」の存在を承認している。インターネットの発達など情報化の進展によって、高度経済成長期ほどには子どもを学校に「縛りつけておく」必然性が薄れたとはいえ、前近代とは比較にならないほど社会が複雑化している状況で、全ての教育的機能を家庭と地域社会とに委ねることはもはや不可能である。そうである以上、河上のシニカルな指摘にもかかわらず、我々は現に存在する学校制度の改革を放棄することはできない。そして、日本国憲法の基本的精神から見ても、そうした改革は「民主主義の学校」として学校空間を再構築することによって

なされるべきであると考え。そのような空間では最低限、「表現の自由」を筆頭とする政治的自由と、民主的手続による（＝暴力によらない）問題解決とが尊重されなければならない。「多極競合的人権理論」は、一般社会におけるのと同様に、学校空間においても意思決定への参加と異議申し立てを重視する（ダールの「ポリアーキー」の理念—「参加」と「公的異議申し立て」—は、当然学校空間にも適用可能である）。

具体的には、たとえば「丸刈りの強制」という校則について考えてみよう。「自己決定権」を主張する立場からは、この校則は「髪形に関する自己決定権」に対する侵害と捉えられることになるだろう。しかし筆者としては、「表現の自由」に対する侵害であると同時に「身体への侵襲」でもあるという観点から、この校則に反対したい。

この二つの立場から導かれる結論には、さしたる違いはないと考えられるかもしれない。むしろ、玉東中学校丸刈り校則事件(10)において、丸刈り校則を表現の自由などへの侵害として争った原告側の主張への「先祖返り」と受け止められる可能性もある。だが、年少者にとって自らの髪形を決めることが、しばしばそれ自体社会的・政治的なメッセージとなることは歴史的に見ても明らかであり、「髪形の自由」を政治的な「表現の自由」の一形態として明確に位置づけることは重要である。「服装の自由」に対しても同様の位置づけが可能であり、その観点に立つことで、これらの自由が学校内での他の「一般的自由」よりも強く保護されるべきことを主張できるのである。

さらに、前者（自己決定権を根拠とする）の捉え方では、個人の「髪」という肉体の一部分のあり方について学校が制約を加えることが、間接的な「身体への侵襲」＝「暴力」に当たるという観点が欠落してしまうように思える。たとえ学校当局者が生徒の髪を切り落とすのでなくとも、生徒自身にそれを行うよう強要するのであれば、それは「強制不妊手術」と（程度の差こそあれ）同じ種類の身体的暴力である。「自己決定権」という概念の使用はむしろ、問題のこうした側面を曖昧にする効果を持つのではないだろうか。

また、二つの立場の間で結論に違いが出ると思われる例として、「生徒会活動」に対する評価を考えてみたい。「自己決定権」を主張する立場からは、学校で生徒が「生徒会活動」を行う権利が直接に導き出せるわけではない。生徒会活動とはその性質上、ある生徒が他の生徒にかかわる事柄についても決定を行うことを含んでいるからである(11)。そ

れに対し、学校を「民主主義の学校」と捉える筆者の立場からは、民主的自治の訓練の場として、「生徒会活動」の必須の重要性が端的に導かれる。「多極競合的人権理論」は、「多元主義的政治社会論」の理論的伝統を受け継ぐものであり、学校空間においても団結・結社の重要性を高く評価する。もし学校当局が生徒会活動に対して制約を加えるならば、それは強力な違憲性の推定を受けることになるだろう。

このように、学校空間を「民主主義の学校」と捉え、それゆえに市民的権利が尊重されねばならないとする考え方は、ティンカー事件判決(12)に代表されるアメリカでの判例理論ともその基本的発想を同じくしている(13)。しかし、日本で学校教育の意義をめぐる議論がなされる場合、その「民主主義の学校」としての意義はしばしば軽視されがちである(市場主義に反対し、教育における「公共性」「民主主義」の復権を唱える佐藤学・藤田英典らの議論については後述)。事実、1969年の文部省通達は高校生の政治活動を今日まで禁止してきたし、「麴町中学内申書事件」判決において典型的に見られた最高裁の発想も、学校が生徒に対し「政治的中立性」を要求することの正当性を自明なものとしているのである。そして、学校校則を批判する論理を「自己決定権」に基づいて組み立てようとする態度は、論者の主観的意図とは別に、学校に対する上述のような「非政治的」な見方と通底しているように思われる。しかし90年代以降の日本では、かつて反管理教育運動の中心にいた人々の中にも、こうした「自己決定権」に基づく学校改革思想が広がっていったのが実情である。その結果として、管理教育批判の言説はそれがかつて持っていた解放的性格を失っていったと筆者は考える。

従って、「子どもの権利条約」を、「自己決定権」をキーワードに読み解こうとする試みについても同様の批判が当てはまる。「子どもの権利条約」には、「自己決定権」という文言はもとより含まれていない。子どもの発達権・学習権を保障した「保護」のニュアンスの強い部分を除けば、その中核をなすのは、表現の自由(13条)をはじめとする市民的権利条項と、「意見表明権」(12条)条項と見るべきである(14)。特に、前者については大人と同様の制約条件しか課されていない点で、一層の重みがあると言えよう。

なお、「子どもの権利条約」の中核は「自己決定権」でなく「意見表明権」にあると主張する論者として、福田雅章がいる(15)。しかし福田の立場は、「自己決定権」を成人の人権としては認めた上で、「自己決定権」と「社会的参加権」をともに「子どもを小さな

おとなとして遇する」ものとして批判するもので、筆者の立場とは異なる。筆者は「自己決定権」と、福田のいう「社会的参加権」（実質的には「政治的参加権」を意味する）とを区別し、後者を積極的に評価するものである。

なお、「意見表明権」の内容をどのように理解するかについては、喜多・広沢・森田・荒牧[2009:100-101、喜多執筆部分]において、①手続的権利としての理解・②「自己決定的な権利の行使に道を開く権利」としての理解・③市民的権利の一つとしての理解・④13条などとあわせての「子どもの参加の権利」としての理解という「四つの理解」があることが紹介されている。これらの理解は必ずしも総合に排斥しあうものではないと考えられるが、筆者としては、「意見表明権」は①と④の両方の側面をあわせ持つ権利として理解したい。①は、たとえば生徒への不利益処分に際して本人への聴聞・反論の機会の付与を義務付ける根拠となり得るものであるし、④は、喜多明人が「この見解は、すでに1987年12月段階で、条約の普及に取り組むユニセフ・DCIが発行したブリーフィングキットのなかに示されていた。子どもの権利委員会もこの見解を支持し、日本への第1回所見で12条＝子どもの参加権という考え方を示している」[喜多・広沢・森田・荒牧2009:101]と記しているとおおり、国際的にもオーソドックスな見解となっている。一方②に対しては、これまで「自己決定権」概念に対して行ってきた批判がそのまま当てはまるし、③の解釈では喜多が指摘する通り、市民的権利条項とは別に「意見表明権」条項を設けた意義が曖昧となってしまうことが、これらの理解を採用しない理由である。そして①④の理解は、学校空間における子どもの政治的主体としての権利を重視する、「多極競合的人権理論」の立場と両立するものである。

第3節 学校選択の拡大や学習内容の自由化を主張する場面

1990年代以降、公立学校における学校選択の自由化や学区制の弾力化、「公立中高一貫校」や総合学科の新設、中学・高校における選択科目の拡大—こうした改革が、教育における規制緩和策として、「多様化・個性化」のスローガンの下に推進されてきた。そしてその背景にあるのが、生徒や親を教育サービスの消費者として位置づけ、その「自己決定・自己責任」を重視しようという考え方であった。

よく知られているように、「自由化」を基調とする学校改革の発想は、80年代の「臨時教育審議会（臨教審）」において打ち出されていたものであり、その意味では特に新しいものではない。しかし、90年代に入ってから規制緩和論の浸透などを背景に、政府側から具体的政策が積極的に提起されることになる。中央教育審議会答申でも、「生きる力」と「ゆとり」の重視・完全学校週5日制（96年）、公立中高一貫校の導入・大学への飛び入学（97年）、公立小中における通学区域の弾力化・民間人校長の任用（98年）といった提言が次々になされ、確実に制度化されていった。たとえば「通学区域の弾力化」について言えば、2000～2001年に東京都品川区で小中学校の学校選択制が導入されて注目を集め、東京都では2008年までに「23区中19区、26市中10市が学校選択制を導入している」[山本 2008:57]という状況に至った。また2002年には、教育内容の削減・「総合学習」の導入や選択学習の拡大を盛り込んだ新学習指導要領と、完全学校週5日制が実施に移された。

そして2000年代に入ると、新自由主義的性格の濃厚な小泉純一郎政権下で設置された首相の諮問機関・総合規制改革会議は、2003年の答申で株式会社やNPOによる学校経営の解禁を盛り込んだ。また、安倍晋三政権下で設置されたこれも首相の諮問機関・教育再生会議は、「徳育」の導入や「校長への権限集中」などの復古的ないし統制強化を志向する提言とあわせて、学校選択制の全国的導入や児童・生徒数に応じた予算配分の導入を提言した（2007年）。

だが教育研究者の中には、上記のような学校選択や教育内容の自由化—しばしば、「自己決定（権）」を錦の御旗とする—の拡大に対して強い懸念を表明する論者も少なくない。藤田英典は、既に1998年の段階で学校選択制のもたらす影響について考察し、次のような問題点を指摘している(16)。第一に、特に小学生にとって学校選択は、事実上親の好みや経済力によって左右されるものとなること。第二に、「選抜性」を基準として一元化された学校間の序列づけが必然的に生じること。第三に、現行の公立学校制度の枠内で「多様なタイプの学校」をつくることは難しく、その結果生徒に不本意な選択を強制させることになること、などである。

また佐藤学は、一連の「自由化」言説の背景にある事実認識に異議を唱える(17)。たとえば「日本の教育は画一的である」という「常識」に対し、佐藤は、小中学校は別とし

ても「日本の高校ほど、多様化され序列化された学校は世界に例を見ることができない」と主張する。日本の高校はもともと全日制と定時制・普通学科と専門学科と総合学科に区分され、さらにその内部で細かいコース分けがなされるという制度をとってきた上、「91年の第14期中央教育審議会の答申以降、高校は際限のない多様化に突入している」という。また、「学校選択の自由は学校改革を促進する」という「常識」に対しても、そのモデルとされるアメリカでのチャータースクールに失敗例が少なくない点を指摘する。

こうした批判は、基本的には妥当なものと思われる。もちろん、学校選択や学習内容の選択について生徒の自由裁量を尊重することが、いじめの被害が予想される場合にそれを避けたり、苦手な科目を履修することから来るストレスを軽減できるなど、生徒の側にいくつかの積極的効果をもたらすのは確かである。しかし、義務教育段階での公立学校選択について言えば、藤田が主張するように、学習指導要領と検定教科書とによって支えられた現在の中央集権的教育システムにおいては、小中学校のレベルで各学校間の教育内容に本質的な差を設けることは難しい（2004年8月、河村文科相（当時）が発表した「義務教育の改革案」でも、学習内容についての国の「保障機能」は維持された）。その結果危惧されるのは、社会的偏見を前提とした微小な差異をめぐる「学校間競争」が生じてしまうことだろう。一方、仮に学習内容において各小中学校間に大幅な違いが認められるようになったならば、今度は「全ての国民に無償で、民主主義的な政治・経済社会に参加するための、平等な共通知識を与える」という義務教育の基本理念と矛盾が生じてしまう。もちろん、学校間の序列づけという弊害は先述したよりも明瞭な形で現れることになる。

しかし逆に言えば、「平等な共通知識」を与えるための学習内容以外の部分で、各学校が異なった特質を持つことは、義務教育の理念と矛盾するものではない。具体的には、文化祭・体育祭といった学校行事、生徒会活動・クラブ活動といった生徒自身による活動、「校則の制定・改廃」や「どのような施設を充実させるか」といった学校運営に関わる部分、および（学習内容とは区別された）授業の形態・進め方などがそれに当たる。しかし実際には、以下に述べるように、学校生活の中のこうした部分でこそ「学校選択制によらずに」各学校の特色が打ち出されて然るべきなのである。

生徒会活動・クラブ活動や、文化祭などの学校行事はもちろん、学校運営や授業など

のあり方に関しても、学校当局の発想のみによって決定が行われるべきではない。むしろ、生徒の自治を尊重する学校ならば、中学校はもちろん小学校のレベルでも、可能な限り子どもを主体的に参画させるであろう。言い換えるならば、「特色ある学校生活」とは「完成された商品＝サービス」として学校から生徒に対して提供されるものではなく、学校という「場」の中で生徒によって造り上げられるものなのである。この点については、藤田英典による「学校選択制は、学校を、教育サービスを提供する市場的商品と見なすことになりませんが、この『学校＝教育サービス』という商品は、③[平岡注：引用前からの通し番号]選択時点（入学時点）では未完成品でしかないという点、および、④その主な原料（素材）は入学者自身（サービス商品の購入者自身）だという点に特徴があります」[藤田 2007:135]という指摘が妥当する。

ところが「自己決定権」の発想に基づく学校選択論では、しばしばこうした側面が見落とされ、むしろ学校長の権限を強化することによって「特色ある学校づくり」を実現するという目標が語られることが多い。これは明らかに、生徒自身が学校空間を「民主主義の学校」として活用し、その空間そのものを変容させる可能性を見落とした議論である。その意味では、高校レベルでの「学区自由化」についても同様の問題がある。たしかに、その段階の子どもには学校を「選ぶ」能力も相当程度備わっている。しかし同時に、学校を「変革する」能力もまた発達しているわけで、現在の改革で前者のみが強調されているのは公正でない。

もちろん、生徒のみの力で学校を変革していくことはできない。特に小中学校ではそうである。学校運営などに関わる場面では、生徒自身の意向とともに、保護者（親）が意思決定に参画できる仕組みが作られなければならないだろう。学校空間とはまず生徒のものであるという認識を基本に、生徒・保護者・教師が三位一体となってその形成に関わっていくというのが本来の姿である(18)。「多極競合的人権理論」の立場からは、社会のどのような場面においても当事者による「参加と公的異議申し立ての権利」が保障されることが理想だからである。

だがいずれにしても、現在の学校選択における「自己決定権」論が、生徒の民主的な権利行使を拡大する方向でなく、むしろ縮小する方向に働く危険性を見逃すことはできない。学校選択制の下では、選択した学校に後から不満を抱いたとしても、「自分で選ん

「だから我慢しろ」という言い方（「自己決定・自己責任」論の一形態）によって、たとえば校則などに対する異議申立活動が阻害されてしまう危険性が大きいと考えられるからである。

一方、主に中学以上の段階で進められている「学習内容の自由化」についても、「学校選択」の場合ほどではないとは言え、「民主主義の学校」としての公立学校の理念と相反する側面が存在する。「学習内容の自由化」は、たとえば普通学科と総合学科・専門学科の高校がそれぞれ別個に設置されるといった形でなされることもあれば、同一学校内のコース分けという形でなされることもある。しかし共通しているのは、学生・生徒が共通の授業を受け、一定の共通教養を習得する機会を削減し、各個人の自ら抱く将来像に見合った選択的カリキュラムを重視するという点である。

学校選択制の場合と同様、学習内容の自由化についても、学生・生徒側にとってのメリットは明らかに認められる。受験競争・管理教育の弊害が叫ばれていた時代には、「将来の役に立つわけでもない勉強を、なぜ強制されなければならないの？」といった不満が正当性を持つものとして受け止められ、その延長線上に「社会に出るための勉強をできるだけ早く始めたい」という希望もあった。近年進められてきた「学習内容の自由化」が、こうした声に応える役割を果たしたことは間違いないところである。

しかし反面では、「社会に出るための勉強」を公教育の主要な内容と考える傾向は、学校教育における「実学」、すなわち「企業社会において直接役に立つ技術・学問」の習得を過剰に重視する傾向を生み出している。かつてC・W・ミルズは1950年代のアメリカについて、「元来、学校教育の主要任務は、政治的任務であった。すなわち、市民により多くの知識をさずけ、それによって、公的問題に対する思考力と判断力を増進させることであった。時の経過とともに、教育の機能は、政治的機能から経済的機能に変化した。すなわち、人々を訓練してより給料の高い仕事につかせ、昇進させることに変わった」(19)と分析したが、それと同様の傾向が生じていると言える。

そして、「社会」という言葉がすなわち「企業社会」と同義に受け取られやすい現在の日本では、こうした経済至上主義がいつそう助長されていると考えられるのである。その結果、学生や生徒は学業成績・将来の職業に対する志望・文化的バックグラウンドなどによって過剰に細かく分断された学校空間・教室空間の中を生きることになる。そう

した空間においては、学校外の社会では存在している「多極性」（通常の言葉でいう「多様性」）が縮小・隠蔽されているのであり、「多極的」な価値観・利害を調整する原理としての民主主義を実践的に学ぶ場としては不完全と言わざるをえない。後期中等教育や高等教育において何らかの選別・分断が行われることを全面的に否定はできないとしても、そうした分断が公教育の果たすべき政治的機能—学校空間の中に社会の「多極性」を反映し、生徒に「他者」との出会いと政治的感覚の成長を促す—に悪影響を与えていることは認識されるべきと考える。すなわち、ここでも「自己決定権」の理念と「民主主義の学校」の理念とは対立するのである。

もし「学習内容の自由化」が、学校に与えられたメニューの中から生徒が「選ぶ」のではなく、メニューそのものまでも生徒側が「創り出す」形で行われるなら、それは自治・民主主義の理念と両立し得るが、現在の政策はそうになっていない。さらに、先に佐藤学の指摘を紹介した通り、日本の高校は世界でも稀に見る細かい分断教育が行われている場であり、私立校・公立校間の分断をも考慮に入れば一層その度合いは大きい。そして、小中学校における習熟度別学級の導入が肯定的に議論されている状況を見ても、現在の教育改革が、生徒から社会の「多極性」について学ぶ機会を奪う方向にあるのは確かである。

以上の分析は、近年の教育自由化論の「教育改革」を「公共性の解体・私事化の進行」として批判する佐藤・藤田らの議論と基本的には重なるものであった（20）。しかし彼らの議論には、かつて注目を浴びた「脱学校論」や、1節でも触れた「反管理教育運動」のもたらした理論的・現実的インパクトがほとんど反映されておらず、そのため教育学の内部に閉じた議論となってしまっているように感じられる。そこで次節では、上記のような分析の背景にある筆者の学校教育観について概略を示し、80年代の反管理教育運動が90年代の「自己決定権」に基づく教育自由化論に吸収されていった過程を示したい。

第4節 「脱学校論」「反管理教育運動」と「自己決定権」論

① 「脱学校論」の意義と限界

これまでの分析で繰り返し触れてきたように、筆者は「多極競合的人権理論」の観点から、学校教育（特に公教育）の果たすべき機能として、「民主主義の学校」としての機能と、社会の「多極性」に触れる場としての機能を挙げてきた。学校空間がそうした役割を果たし得るためには、その中において言論・表現の自由や自治活動の自由と、構成メンバーの社会的「多極性」（通常の言葉でいう「多様性」）とが最大限保障されていなければならない。従って、国旗掲揚・国歌斉唱を教師・生徒に強制するという、現在の教育現場で横行している事態は「一元的価値観」の強要そのものであって、当然否定的に評価されることになる。この点については、中川明・西原博史による「もともと公立学校は、さまざまな価値観を持った子どもたちが存在する『場』であり、また、存在してよい『場』ですから、教師は、子どもたちの持つ多様な価値に対して、開かれた存在であることを憲法上要請されています。したがって、価値の多元性が保障されなければならない公教育の場を、一つの価値に統制し、特定の価値を排除（あるいは強制）するような力が学校を支配するとき、『教師』は、『個人』としてもっている思想・良心と切り離して、特定の価値が排除（あるいは強制）されない、多様な価値が併存可能な環境を作る責務を『職責』として負っているのです」[中川・西原 2007:172-173]という指摘が妥当する。

また、この観点からすれば、たとえば制服の強制は、表現の自由を侵害すると同時に構成メンバーの擬似的画一性を強制するものとして否定される。その他、男女別学や障害者・健常者の分離教育などについても、学校空間内における「多極性」の維持という観点から、その撤廃が求められることとなろう。言い換えれば、たとえば障害者が統合教育を求める根拠として、「統合学級を選択する自己決定権」を仮定する必要はない。もしそのような「自己決定権」を仮定するならば、健常者が「健常者のみの学校で学ぶ」自己決定権も認められなければならないことになろう。現在の日本における、学校空間の解放的再編成に対する具体的要求の多くは、「民主主義の学校」「多極性」（もちろん、これらは相互補完的である）という原理とから導かれ得るのである。

しかし、第 1 節で引用した河上亮一の見解にあるように、学校というところは、本質的に「権力的」なものであって、どのような民主的改革を施してもその権威主義的性格は拭い難いのも事実である。学校空間のこのような性質について鋭い指摘を行ったのが、

1970年に出版されたI・イリイチの著書『脱学校の社会』であった。同書は、その後の教育学的言説に大きな影響をもたらしたが、彼の「脱学校論」に対する関心は現在ではいささか低下しているように感じられる。しかし、学校教育について何らかの規範的な議論を行おうとするのであれば、教育学的言説が前提するパラダイム自体に疑問を投げかけた彼の議論に言及しておくことは必要だろう。

イリイチは、近代における社会の「学校化」が、学校をはじめとする様々な制度的サービス（病院や警察、社会福祉などを含む）への民衆の依存を強めていると指摘した。その結果、独学の可能性は排斥され、民衆が自ら問題を解決する能力はむしろ奪われつつあるという。彼はまた、学習の本質を「技能の反復的練習」と「教育」とに区分し、いずれについても学校はその任務を果たすにふさわしくないとした。

こうしたイリイチの主張の背景にあるのが、学校における市民的自由の保障についての悲観的な認識である。彼は以下のように述べる。「現代の学校を基礎にしてリベラルな社会を築くことができるという主張は、逆説的である。個人の自由に関する保護条項は、教師が生徒を取り扱う際には、すべて無視されるのである」「教師の権威的な目から見れば、価値のいくつかの次元は一つになってみえる。道徳性、合法性、および個人的価値といったものの区別は、不明瞭となり、ついにはその区別は取り去られてしまう。……試験のときに巧妙にカンニングをする者は法の保護を奪われる者であり、道徳的に墮落した者であり、一個の人間として価値のないものと告げられるのである」(21)。この認識は、学校における教師が道徳的・法的裁定者としての権威と権力を保持しており、それゆえ生徒の自己評価に対して絶大な影響力を行使できることを踏まえている点が重要である。

さらに付け加えるならば、学校でのこのような権力行使は、教師から生徒に対して行われるばかりではなく、生徒同士の間でも行われる（その典型的な例は「いじめ」である）。そして、教師から生徒への権力行使と生徒間でのそれとは相まって、学校空間にある種の「秩序」を作り出すのである。こうした秩序の性質については、ジョージ・オーウェルが、「聖シプリアン校」というプレップ・スクールでの抑圧的な生活を回顧して行った描写が示唆に富む。「……これが学校生活というものの様式なのであり、それはいつも強い者が弱者に凱歌をあげることの連続なのである。徳とは勝つことに存在する、つ

まりほかの人間よりもっと大きく、もっと強く、もっと美しく、もっと金持で、もっと人気があり、もっと優雅で、もっとおずおずしないことにあるのであり、ほかの連中を支配し、いじめ、苦しむようにさせ、まぬけに見えるように彼らをあらゆる点で利用するようにすることなのである。……私は、そこで支配的だった基準を疑問視したことはなかった。というのは、私に見られる範囲では、別の基準というものが見当たらなかったからである」(22)。オーウェルは、学校という空間を、権力を持った強者がそうでない弱者を永続的に支配し続け、生徒の想像力を奪う装置として把握しており、「聖シプリアンで私に起こったことは、すべてもっとはるかに『ひらけた』学校でも、おそらくもっと微妙な形はとるだろうが、やはり起こり得たかも知れない」(23)という立場をとっている。そしてこうした認識が、先に引用したイリイチの学校観と通底していることは言うまでもない。

筆者は、現在の学校空間を「民主主義の学校」として再構成しようとする試みに際して、上記のようなペシミスティックな学校観を無視することはできないと考える。佐藤学や藤田英典の議論をはじめ、教育の市場化（「自己決定権」論）に反対する立場からの学校改革論は往々にして、学校が与え得る積極的な教育効果について、あまりにも楽観的な前提に立っていることが多い。たとえば佐藤は、専門家としての教師の力量を高めるために、全ての教師が大学院で一年間学ぶことのできる制度の導入を主張している(24)。この提案には、教師という職業の専門性を過小評価する議論に対するアンチテーゼとしての意義があるにしても、そこに強固な「学校信仰」の名残を感じ取ることは難しくない。2007年の教員免許法改正で導入され、多くの批判を浴びている「教員免許更新制」導入の背景にも、大学での「講習」受講による教師の「再教育」効果に期待を見出しているという意味で、ある種の「学校信仰」が存在していると考えられる。

事実、佐藤はある論考で、「教室の権威と権力を揶揄し告発するおびただしい物語が語られてきたが、それらの物語の大半は、語られれば語られるほど類型化し、戯画化された退屈きわまりない物語に陥ってしまう」(25)と述べているし、藤田も「教育批判や教育改革の議論では、制服や管理教育、教科書検定制や学習指導要領は、日本の教育を画一的で個性抑圧的なものにしていく元凶のようにならされてきた」が「同じような教科書を使い、同じような服装で、同じように扱われても、……違いを生じさせるもの、その

核にあるものこそ、個性ではないのだろうか」と、明確に反管理教育言説を批判している(26)。このような議論は、彼らがしばしば学校における「民主主義」を強調するにもかかわらず、そのイメージがかなり保守的なものであることを示唆するだろう(27)。

しかしながら、学校という制度はどのような改革によってもその「抑圧装置」としての性格を縮減できないと結論付けるならば、それは性急に過ぎると筆者は考える。もしその立場をとるならば、学校廃止を除く全ての教育改革論議は無意味となってしまうからである。事実イリイチも、旧来の学校に代わる「学習のためのネットワーク」という構想を提示しているが(28)、その内容と現在におけるフリースクールの教育との区別をつけることは難しい。また、彼の分析に対しては、特に初等教育について学校が果たする役割を過小評価しているという批判がある。たとえば、日本での識字率の向上が義務教育制度の普及に負っている点が多いことを考えると、この批判には一定の説得力があると言える。従って筆者としては、最も極端な「脱学校論」の立場をここでは採用せず、学校空間を民主主義的な原理によって再編成することは可能であるし、そうすべきだという認識に立つ。

たしかに学校制度はヨーロッパ近代にその起源を持つ制度であるが、我々は子どもの社会化を促すための家族制度を補完する装置として、未だに学校制度以外のものを知らない。それはちょうど、「議会制度」がヨーロッパ近代にその起源を持つ政治制度であるにもかかわらず、我々は議会制度によらずに政治的民主主義を実現する方法を未だ知らないことと類似している。ある制度が近代になって「社会的に構築」されたものだからといって、現実の社会改革を考える際に、安易にその制度の意義を全否定する態度をとることはできないのである。次項では、学校制度についてのこのような認識を踏まえ、反管理教育運動と「自己決定権」論との関係について考察する。

② 「反管理教育運動」の論理の、「自己決定権」論への収斂過程について

21世紀に入り、政治的保守派による「戦後教育」全般への批判が広がりを見せ、その流れの中で2006年には国家主義的な方向での「教育基本法」改正が行われた。新教育基本法には、第2条に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛

する……態度を養うこと」が教育の目標として定められることとなった。

しかし、「戦後教育」の名の下に 1945 年以降の教育史を一括してしまう議論は、あまりに粗雑である。第二次大戦後にそれまでの「教育勅語」体制を基本的に否定する形で構築された「教育基本法」体制は、その後の歴史の中で様々な質的変容を遂げてきた。たとえば堀尾輝久は、1950 年代後半から 60 年代にかけての道德教育の新設・教科書検定の強化・学力テストの一斉実施、そして中教審による「期待される人間像」答申の採択（66 年）といった諸改革に、戦後教育の変質の契機を見いだしている(29)。このことから、「戦後教育」の理念を擁護する論者は、現在の学校教育の問題点は、戦後教育の理念が「過剰に」実践されていることにはではなく、それが「過少に」しか実践されていないことにあるという認識を示唆する(30)。この認識は筆者も共有するところである。また、1980 年代以降のいわゆる「教育自由化」路線が、「国家と財界に役立つ人材」の養成を求めているという意味で、こうした政策的流れ（戦後教育の空洞化）の延長線上にあるという認識にも、基本的には異論はない。

だがここで、「教育自由化」路線を分析する上で無視できないにもかかわらず、教育研究者たちにしばしば黙殺されてきた、戦後教育史上の「もう一つの転換点」について触れなければならない。それは、1980 年代初めから問題化した「荒れる学校」と、それに伴って強化された学校内での生徒管理、そしてそれに対抗する形で出現した「反管理教育運動」をめぐる動きである。これらの動きは相互に密接な関連を持つとともに、当事者による明確な思想的総括がなされないまま、90 年代以降の学校空間をめぐる政策・言説に影響を与えていると筆者は考える。以下で、簡単な歴史的記述を試みたい。

1980 年代初頭から、中学校を中心に全国で「校内暴力」の発生が報じられるようになった。この現象を現在の視点から振り返ってみれば、その背景には、先に述べたような教育システムの変質、特に選別システムの強化に対する抗議があったように思われる。従ってこの問題に対しては、より解放的な学校空間・教育制度の創出によって解決を模索するという選択肢もあったはずであるが、当時の文部省・学校はそうした解決策を採用しなかった。逆に学校内への警官隊導入や、義務教育段階での「出席停止」処分導入（83 年）といった強権的手法によって反抗の封じ込めを図ったのである。そのことがむしろ「いじめ」の陰湿化や不登校の増加を招いた可能性は、しばしば指摘されている(31)。

こうした管理教育強化の動きに対して、先述したように、80年代には無視できない規模でそれに反対する運動が発生した。その代表的存在としては、「麴町中学内申書事件」の原告で後に衆議院議員となった保坂展人、『オイこら！学校』（教育史料出版会、1985年）で愛知県の管理教育を告発した藤井誠二、『ぼくの高校退学宣言』（徳間書店、1989年）などを出版した外山恒一らが挙げられる。特に保坂の「青生舎」を中心とするグループは、『学校解放新聞』（のち『K I D S』と改題、1983～89年）を発行するなど、現役中高生らの支持を受けて積極的な反管理教育運動を展開したのである。

しかしここで重要なのは、当時のこうした運動の中で、「自己決定権」という概念を用いて反管理教育の主張を正当化しようという動きは決して主流ではなかったという点である。第1節で確認した通り、85年の段階で青生舎が編集した『元気印大作戦』に「自己決定権」についての言及はない。藤井らによる90年の『生徒人権手帳』も、「自己決定権」より、表現の自由やプライバシー権など従来の権利に主として依拠していた。その背景として、80年代における反管理教育運動を突き動かした主要なエネルギーが、繰り返される教師の暴力への怒りに由来していたことが挙げられるだろう。「暴力」に対する批判は、「自己決定権」という概念を用いなくとも十分正当化できるからである。たとえば、当時広く読まれた保坂の学校ルポには、教師の暴力こそが生徒による教師への暴力を誘発しているのであり、生徒を「体罰」という名の暴力から一刻も早く解放しなければならない、という現状認識が繰り返し述べられている(32)。そして、そこで紹介される様々な体罰事例は、生徒の「身体に対する自己決定権」への侵害としてではなく、端的に非人道的な行為として位置づけられているのである。

また同じことは、反管理教育運動における体罰批判以外の主張についても言える。そこで主張されたことは、「抑圧的な学校空間の解放的再編成」という言葉で要約できるものであり、特に生徒自身による学校当局への抵抗・自治の獲得が肯定的な価値を与えられていた。その含意は、90年代以降なされた「自己決定権」に基づく「子どもの権利」論よりも明らかに急進的であり、あくまでも学校を「内側」から改革しようという方向性を持っていたのである（第1節参照）。この発想は、生徒自身による学校現場での「闘技的な政治参加と公的異議申し立て」を呼びかけていたという意味で、「多極競合的人権理論」の理念と強い親和性を持っていたと位置付けることができる。一方で、保坂は当

時の臨教審の動きについて「テキ〔平岡注：敵〕は学校解放と言わないまでも、学校開放くらいは、言っている」(33)とし、それに対抗する日教組などの発想の保守性に不満を示してもいる。しかしこの時点では、臨教審などの動きはあくまでも、「生徒自治」の原理によって乗り越えられるべきものとされていた。

ところが90年代に入り、事態は変化を見せ始める。90年7月に発生した神戸高塚高校における「校門圧死事件」をめぐって、外山恒一が『校門を閉めたのは教師か』（はやしたけしとの共著、駒草出版、1990年）を出版し、仲間が殺されたのに立ち上がらない同校の生徒を厳しく批判した。そして事件の評価をめぐり、外山と保坂・藤井ら反管理教育運動主流派との間で激しい対立が生じたのである。その背景には、当時「子どもの権利条約」の批准運動を進めていた保坂・藤井らと、批准運動が学校の「外側」からの改革を志向しており、生徒自身による「内側」からの改革の芽を摘むものだとする外山との立場の相違が存在した。もっとも外山は、子どもの権利条約批准運動について「条約の内容に必ずしも賛成でない……中高生たちの『自己決定権』はいったいどこへ行くのか」(34)と「自己決定権」概念を用いた批判を行ってもいるのだが、その主張の核心部分が「まず誰か最初の一人が、教師からの圧力、友人間での孤立を覚悟して教室で起ちあがらなければ、変革は始まりもしない」という、急進的民主主義の発想にあったのは間違いない。

そして結果的には、外山（その後「自己決定権」論とは距離を置く）の側が孤立する一方、90年代後半以降の保坂・藤井らの主張は、文部（科学）省による学校教育の規制緩和論と共振する形での「自己決定権」論にシフトしていくことになる。具体的には、学校選択論に対する好意的言及や、学校空間の改革を選択授業の拡大や「問題教師」の排除に局所化して論じる傾向などにそうした面が表れている。特に藤井は、「自己決定権」派の中心人物である宮台真司との共著『学校的日常を生きぬけ』（教育史料出版会、1998年）において、その立場を鮮明にした。同書では、その前年に起きた神戸での児童殺傷事件などを念頭に、生徒に対するストレスの緩和と「承認の供給」を主目的とした、個人カリキュラム化を軸とする「上からの改革」が主張されている。その方向性は、宮台・内藤朝雄との共著『学校が自由になる日』（雲母書房、2002年）でも変わっていない(35)。

筆者は彼らのこうした提言が、現実の学校現場における諸問題（いじめなど）につい

ての短期的な処方箋として、全く無効であると主張するものではない。ここで問題にしたいのは、藤井らがかつて志向していた、生徒自身による学校空間の解放的再編成という理念がここでは背景に押しやられ、むしろ「現場の教師に学校改革ができないなら、むしろ文部（科学）省による制度改革に期待せざるを得ない」という発想が現れていることである。その結果、提示される解決策は生徒の「心理的救済」のみに傾斜したものとなり、一見生徒の自発性を重視しているようでありながら、実際にはそのエネルギーを学校秩序の枠内で管理しようとするものになってしまった。

また保坂も、「次の時代の尺度」として「まっすぐ歩かず、深く考え、自分の判断で物事を決めていく自己決定力」を挙げているし(36)、「教室の半数がカラになる。この『学校離脱』は、地域の学校に満足できなければ、他の学校を探して移るよーというドライな子どもたちによって引き起こされるだろう。現実には経済界からは、『学区制の緩和、ないし廃止』が強く要求されている。学区制が廃止されてしまえば、教育の中身の勝負となる」と書くなど、規制緩和論への実質的な共鳴を示したのである(37)。

すなわち、80年代に「反管理教育運動」の先頭に立った藤井や保坂はその後、しばしばその不徹底さに不満を表明しつつも、90年代以降の文部（科学）省主導の教育改革を、「自己決定権」尊重論の立場から基本的に評価する方向に移行したと言い得る。だがこうした立場は、歴史的に見れば、彼らの運動が持っていた学校空間に対する「解放的」な側面を著しく弱め、矮小化していると評価しなければならない。「反管理教育運動」は何よりも、繰り返される教師の暴力に対する怒りから発生したが、それは決して「問題教師の現場からの排除」や、いわんや「学校内でのカウンセリングの充実」といった解決策への要求にとどまるものではなかったはずである。むしろそこには、個人を超えた学校空間そのものが持つ抑圧性への認識と、そうした学校空間の変革は生徒自身によって行われなければならないという主張が存在していた。

たしかに、佐藤学らの「教育自由化」批判に「古き良き学校秩序」への郷愁が見え隠れする点について、藤井らが感覚的反発を表明するのはある程度理解できる(38)。「教育自由化」を批判する側は、「反管理教育運動」が持っていた積極的意義を認めた上で、その論理がいかん「教育自由化」路線に微温化されて取り込まれていったかを分析しなければならないが、そうした作業はほとんど行われてこなかったのである(39)。

しかし、90年代後半以降の藤井らの立場は、生徒の「自己決定権」の尊重を錦の御旗とした、パターンリスティックな「教育改革」論と区別がつかなくなってしまった。そして、「反管理教育運動」が提出した様々な要求の一部（たとえば、過度に厳しい校則の廃止など）は実現したように見えるものの、制服の廃止・学校内における政治的意見表明の自由といった課題は未だ達成されず、後者についてはむしろ抑圧が強化されているのが実情なのである。入試における内申書重視の傾向や、学校現場での国旗掲揚・国歌斉唱の強制などはその典型的事例だろう。「校則の緩和」という傾向にしても、近年強まりつつある青少年に対する管理強化の風潮を考えれば、それすら風前の灯なのではないかと懸念される。すなわち、「教育自由化」論に含まれていた進歩的な側面—そこには明らかに、一定程度、反管理教育運動の影響がみられた—は急速に消滅しつつあるのである。逆に、日本社会全体を見れば、「学校信仰」「学校主義」とも呼ぶべき思考が再び一般化しているようにも見える。

事実、2000年代に入ってから「教育改革」をめぐる動きは、単純に「自由化」という表現で括ることのできない複雑さを帯びている。たとえば、1990年代の文部省によるいわゆる「ゆとり教育」の推進は、明らかに反管理教育運動の主張の一部が反映したものであり、その結果として2002年、教育内容の削減・「総合学習」の導入や選択学習の拡大を盛り込んだ新学習指導要領と、完全学校週5日制が実施に移された。ところがそれに前後して急速に高まったのが、「ゆとり教育」による児童・生徒の「学力低下」を懸念する議論（「学力低下論」）であった。「学力低下論」の高まりに押された遠山文科相（当時）は、2002年1月、「確かな学力向上のための2002アピール『学びのすすめ』』という文書を発表し、事実上「ゆとり教育」からの方針転換を宣言した。そして、2003年のOECDによる学習到達度調査（PISA調査）で日本の順位が低下したこともこの転換を後押しし、2007年4月には全国学力・学習状況調査（全国一斉学力テスト）が実施され、2008年に発表された小・中学校の学習指導要領改定案の内容は授業時間を増加させるものとなったのである。

「学力低下論」の中には、市川伸一のように「民主的な社会が維持できなくなるということも、学力が低下するとまずいことの大きな理由になると私は考えている。民主主義社会に参加するためには、一人一人が、さまざまな情報を理解したり、自らの主張を実現した

り、確かな知識に基づく判断をしたりしなくてはならない」[市川 2002:174]と学校の政治的機能低下を懸念した論者もいたが、極めて少数派であり、大部分は従来型の教育への復帰を促すものであった。

また、2006年の教育基本法改正を受けて行われた2007年の学校教育法・地方教育行政法・教員免許法の改正には、「学校評価」の実施、「副校長・主幹教諭・指導教諭」の新設、教員免許更新制の導入など、むしろ学校教育への統制を強化する内容が多く盛り込まれた。

こうした「教育自由化」路線の変質とも呼ぶべき傾向について、世取山洋介は「新自由主義と言え、臨教審流の教育の自由化ないしは教育への市場原理の導入と理解されやすかったし、事実、[平岡注:2008年の]数年前までの政策はそのようなものとして描き得るものであった。／しかし、この数年間を振り返ってみると、そこに立ちあらわれているのは、教育への市場原理の導入によって縮小する国家でも、それによってもたらされるはずの教育費の全体としての縮小と減税でもなかった」[世取山 2008:36]と指摘した上で、「新自由主義の名のもとに新自由主義を裏切る改革が教育において展開しているのだと説明することも可能であろう。しかし、本章にあっては、これとは逆に、それこそが、新自由主義教育政策なのだ、という答えが示されることになる」[世取山 2008:37]と述べる。世取山は、新自由主義教育政策における「市場」の機能が「交換」から「競争」へと変質を遂げ、「市場」が「主人である政府の意思を貫徹するための競争の組織」[世取山 2008:44]として位置付けられることになったため、新自由主義が逆に国家の強化を招くという逆説的な事態を招いたと分析している。筆者はこの分析は妥当なものであると考えるが、いずれにしても重要なのは、現在の学校空間を支配する原理が「統制」「評価」「競争」となっており、「民主主義の学校」という理念からは遠く隔たった状態となっている事実である。

こうした状況を見れば、学校における「子ども（生徒）の権利」の拡大を求めるとき「自己決定権」論に依拠することの無力さは明らかであると思う。「多極競合的人権理論」の立場から見て最大の問題は、「自己決定権」という概念に政治的な含意が欠けているために、学校空間を「民主主義の学校」として再編成するための概念としては無力という点である。また、日本における学校空間での「自己決定権」論が生徒自身の中から生まれたものというより、経済界やそれと結んだ文部省の意向によって「上から」持ち込まれたものであったために、「自己決定権」という概念そのものから見ても自己矛盾が生じ

てしまっている。

従って、ここで筆者が結論として述べたいのは、現在の日本で学校空間を解放的な方向に「改革」しようとするならば、端的に「学校空間における市民的自由」の確立を求めるべきだということである。ここで言う「市民的自由」の中核的権利としては、生徒会（自治会）活動を筆頭とする集会・結社の自由、あらゆる政治的表現を含む表現の自由、そしてプライバシーの権利を挙げることができるだろう。また当然、教師の暴力からの自由も含まれる。そしてこの認識の背景には、公立学校の果たすべき機能として「民主主義の学校」としての機能、すなわち年少者の政治的社会化を促す場としての機能を重視する発想がある。なお、誤解のないように付け加えれば、筆者は、学校で恒常的に「政治教育」のカリキュラムが実践されることを理想とするものではない。生徒が日々の生活の中で、民主主義の前提となる「(政治的、社会的な)多極性の尊重」という感覚を学び、結果として政治的見解を表明したくなったときにそれが妨げられてはならないという趣旨である。こうした理念は、「戦後教育」の趣旨を補完し、発展させる意味を持つ。

また、さらに付言するならば、現在の学校や若者が抱える問題を「心理学的要因」に過度に引きつけて捉える傾向もまた批判されねばならない。こうした傾向と教育における「自己決定権」言説も密接に結びついている。こうした回路の存在によって、問題の所在と「責任」は常に個人に還元されるからである（「多極競合的人権理論」は、個人が否応なしに集団・カテゴリーに属しているという事実を重視し、集団・カテゴリー間の競合・平等を確保することを目指す）。先に引用したC・W・ミルズは、「普通人びとは、自分たちが耐えている苦難を、歴史的変化や制度的矛盾という文脈のなかで把握してはいない……彼らは、人間と社会との、個人生活史と歴史との、自己と世界との相互浸透を把握するのに欠くことのできない精神の資質を持ち合わせていない」(40)と指摘した。人々が自らの抱える問題について、それを純粹に「私的」なものとして捉える回路しか持たないとき、そこに不安の感情が生じるのは自明である。しかし日本社会において、私的問題を公的問題に翻訳することでそれを相対化できるという意味での「社会学的想像力」が鍛えられる機会は皆無に近い。生徒がこのような想像力を伸ばす機会を与えることこそ、「民主主義の学校」としての学校教育の重要な任務と言えるのではなかろうか。

そして、こうした観点からの「教育改革」を構想する上で「自己決定権」という概念は無力であり、むしろ構想の矮小化を招くと考えられるのである。

注

(1)戸波[1996:16][1988:8-10]など。

(2)荒牧[2003]など。

(3) 条例の趣旨と問題点については、『教育』2002年6月号の<小特集・川崎市子どもの権利条例をめぐって>に掲載された諸論考を参照。

(4) 最二小判昭 63・7・15 判時 1287 号 65 頁。

(5) それぞれ、青生舎[1985:129,136]。

(6) 平野・苫米地・藤井[1990:51-60]。

(7) とはいえ、『元気印大作戦』と異なり、『生徒人権手帳』ではいくらか「自己決定権」という語が用いられている事実は、前者の発行後 5 年間にこの用語がある程度社会的に浸透したことを反映しているだろう。なお、80 年代に発行された保坂自身の主著『先生、涙をください!』(集英社、1983 年)や『学校が消える日』(晶文社、1986 年)には、「自己決定権」やそれを連想させる文言はみられない。後者では、「徹底した学校自治……の生徒たちの側からの実現」[保坂 1986:88]が主張されている。

(8) 仮に、執筆者たちが「自己決定権」という用語をあまり使用しなかった理由が、単にその概念に接してから時間が短かったというところにあっただとしても、以下の論旨に本質的な影響を与えるものではない。その場合でも、「自己決定権」という概念に依拠することなく彼らが反管理教育運動の論理を組み立てられたという事実、そしてこの時代の方が現在よりもはるかに生徒自身によるこの種の運動が盛んであり、90 年代の教育自由化路線に少なからぬ影響を与え得たという事実には変わりがないからである。

(9)河上[1996:93]。

(10)熊本地判昭 60・11・13 行集 36 卷 11・12 号 1875 頁。

この裁判で、原告が丸刈り校則を憲法 14 条 (平等原則)・21 条 (表現の自由)・31 条 (適正手続・人身の自由) 違反として争ったことについて、その訴訟技術の拙劣さを批判する議論が学界の多数であった。しかし現実には、訴訟技術が「向上」したと目され

るその後の校則裁判においても、校則そのものの違憲・違法性が認定された判例はない（主な校則裁判の経過・論点については、[坂本 1993]参照）。その意味で、玉東中事件の原告についてのみその訴訟技術が厳しく批判される理由はないように思える。丸刈り校則を自己決定権・幸福追求権侵害として争ったとしても、当時であれ現在であれ、裁判所でその主張が認められる可能性は低いのではないか。

(11)このことを一般化すれば、「民主主義」とは有権者個人が「他者のあり方についての決定」を行うことを本質としているとさえ言い得る。選挙における投票行動の結果が投票者本人に及ぼす影響はごく微小で、その影響は選挙区全体の人々の上に均等に拡散する。

(12)393 U.S.503 (1969)

(13)もっとも、ヘイズルウッド判決（484 U.S.260 (1988)）において採用された、学校の援助を受けた表現とそれ以外との「領域的二分論」については、支持することができない。現実には、生徒会活動や学校新聞が学校の援助を受けているケースが少なくない以上、このような論理は生徒のフォーマルな表現活動を事実上圧殺することにつながる。同判決については、世取山[1998]など参照。

(14)「意見表明権」について、「子どもの年齢と成熟度の高い段階では、自己決定権とほぼ同義となりうる」[荒牧 2003]とする立場もあるが、意見表明権の意義はむしろ手続的権利としての性格、また 13 条以下の市民的諸権利とあわせての「参加の権利」としての性格にあるのではないか（後述）。

(15)福田[2001]など参照。

(16)藤田[1998]。その後藤田は、2000 年代の状況を踏まえて、「市場原理主義的・成果主義的改革が進むなかで、近年、大学入試結果の高校別一覧や鉄道沿線別中学受験偏差値一覧や学校選択制導入地域の中学校別人気度一覧を特集する週刊誌などが増えています。人気小学校区・中学校区といったことを記載する不動産広告も増え始め、そうした校区に引っ越す家庭も増えています」[藤田 2007:141]「学校選択制での生徒集めや共通学力テスト（学力診断テスト）の成績を競い合う傾向が強まれば、学校が序列化・格差化されるだけでなく、義務教育の総合性やきめ細かな教育的配慮を軽視しゆがめることにもなりかねません」[藤田 2007:143]とその問題点を指摘している。

(17)佐藤[1999:12-]。

(18)ここで問題となるのが、2000年に導入された「学校評議員」制度の評価である。この制度では、学校評議員への就任が想定されているのは保護者と地域住民であり（学校生活の当事者である生徒と一般教職員は排除されている）、それも「校長の求めに応じ」学校運営について意見を述べ得るに過ぎない。その意味で、これまで述べたような「民主主義の学校」という理念とは程遠い制度である。

(19)ミルズ[1969:229]。

(20)学校教育における「公共性」と「私事性」との対立という論点について、たとえば長谷部[1993]は、教室内での宗教的多様性（イスラム教徒のターバン着用など）を「公共性」原理に反するものとして捉えている。しかし本論文は、学校空間内で多様性を尊重することこそが民主的政治教育にとって重要であり、その意味で生徒の「公共性」意識を養うことに寄与するという認識を前提とするものである。その点では佐藤や藤田の定義と共通するのだが、実際の民主主義観は両者の方が保守的と思われる（後述）。なお、久富[2002]も参照。

(21)イリイチ[1977:67-70]。

(22)オーウェル[1995:214]。

(23)オーウェル[1995:234]。

(24)佐藤[1999:175]。

(25)佐藤[1996:175]

(26)藤田[1997:46-47]。

(27)2002年の新学習指導要領実施の前後、いわゆる「学力低下」をめぐる議論が盛んに行なわれた。尾木直樹は、「学力低下」を強調する論者の学力観が「数値化が可能な領域のみに限定」されているとし[尾木 2002:245]、論争そのものが子ども不在で行なわれている点を批判している。また、[岩川・汐見 2001]なども類似の立場をとる。筆者の立場はこれらの論者に近く、子どもの「学びからの逃走」を問題視する佐藤らの立場とは若干異なっているが、それはここで述べた学校観の相違に関係する。「学力低下論」がもたらした、教育改革の方向の変化については後述する。

(28)イリイチ[1977:135-]。

(29)堀尾[1994: 25,210-]。

(30)たとえば大内裕和は、「教育基本法の理念を一貫して尊重せずに戦後の教育政策を運営してきた人々が、現在の教育問題の原因を教育基本法に求めて『改正』を主張する」ことの矛盾を指摘する[大内 2003:89]。

(31)たとえば、保坂[1994:137-]。

(32)保坂は「教師が生徒を殴る……重傷まで追わせて絶望の淵に追いやっていく。これこそ校内暴力ではないのか」[保坂 1983:81])と述べている。

(33)保坂[1986:82] (傍点保坂)。

(34)以下の引用は、外山[1995:54,57] (初出は『D P 倶楽部』VOL 17、1991年)より。

(35)なお藤井は、学校教育の分野のみならず青少年問題全般についても、「自己決定権」の確立を重視する立場から積極的に発言している。

(36)三沢・宮台・保坂[1999:90]。

(37)保坂[1999:163-164]。もっとも保坂は、同じ『学校を救え!』の227頁以下で、「学区制廃止は社会の階層化を招く」として、教育における市場原理の浸透の危険性にも言及している。しかしこの二つの記述は正面から矛盾するものであり、同書の中で整合性が示されているとは言い難い。

(38)宮台・藤井・内藤[2002]収録の対談「『学びの共同体』という虚構」において、宮台・藤井・内藤の3人とも、「共同体主義者」としての佐藤を批判している。

(39)大内・酒井[2004]において、大内は「管理教育批判」などの論理が「新自由主義的な教育改革の論理に横領」されていったことを問題視しているが、「管理教育批判」そのものへの評価が好意的でない点で、筆者と立場が異なっているように思われる。

(40)ミルズ[1965:4]。

第 8 章 『学校解放新聞』の研究

一反管理教育運動の歴史を再検証するために・事例研究一

第 1 節 はじめに

本章の内容は、前章で行った、学校教育の分野における「自己決定権」概念への批判的分析の延長線上にある事例研究である。

「自己決定権」とは、社会的弱者の権利を主張する文脈でクローズアップされてきた権利概念である。しかし現実には、個人の「自己決定」には社会的権力関係が反映されるため、社会的弱者は自らを不利にするような「自己決定」をしばしば行ってしまう（たとえば、安楽死を受け入れるという患者の決定や、管理主義的校則を受け入れるという生徒の決定）。「自己決定権」という概念には、こうした種類の「自己決定」にも積極的な価値を付与してしまうという問題がある。従って、「多極競合的人権理論」の観点からは、むしろ「平等権」や「政治的自由権」といった従来型の権利概念を再評価すべきだと筆者は論じてきた。

こうした視点を「学校教育」の分野に適用すると、1990年代以降の「教育自由化」路線の最大の問題点は、学校における子どもの権利を「自己決定権」的な領域（学校選択制の拡大など）に限定してしまい、生徒の「政治的自由」「民主的自治」への権利を拡大するという発想が欠けていることにある。こうした発想の欠落は、「管理教育」(1)が問題となっていた1980年代、「教育自由化」が進められた1990年代、そして「ゆとり教育の見直し」「教育基本法改正」が行われた2000年代を通じて、変わることなく日本の学校教育に通底していたと考えられる。

以下の論述では、1980年代に一定の社会的影響力を有した「反管理教育運動」と、その具体的事例としての『学校解放新聞』について分析する。その目的は、第一に、学校における「政治的自由」「民主的自治」を求めた生徒・子ども自身による動きが存在し、一定の影響力を行使し得たという歴史的事実に、注意を喚起することである。この事実の存在は、学校における子どもの権利主張についても「自己決定権」論ではなく、子どもによる自由な自治・結社形成を肯定的に評価する「多極競合的人権理論」に依拠すべ

きと考える筆者の立場を、間接的に補強することになる。そして第二の目的は、日本における学校言説に、生徒の「政治的自由」「民主的自治」への権利という視点が欠落し続けるならば、学校における子どもの権利の縮減が続くばかりか、ある種の「管理教育」の復活すら危惧されることを示唆することである(2)。

第2節 「反管理教育運動」の時代的背景

第二次大戦後の日本における学校教育をめぐる言説は、文部省対日教組・右派對左派という伝統的イデオロギー対立を背景に、憲法上の教育権についての「国の教育権」対「国民の教育権」という枠組みに長く規定されてきた(3)。広田照幸が指摘するように、「この時期、世間で重大視される<教育問題>は、教育政策をめぐる『文部省対日教組(日本教職員組合)』図式のそれであった。マスコミに大きく報じられていたのも、教育裁判で争われていたのも、基本的には、教育政策をめぐる保守と革新の両勢力の対立構造の中の諸問題であった。重要なことは、そこでは個々の学校の具体的な日常過程は無視されていたということである」[広田 2001:275-276]という状況が存在していた。しかし前章で述べたとおり、1980年代初頭から全国で活発化した校内暴力を背景に、中学・高校での「管理教育」が強化され、そのことが学校言説に新しい構図をもたらすことになった。

「管理教育」の強化に先立ち、1970年代から「偏差値教育」(4)もまた本格化し始めたことは、「抑圧者としての教師集団」対「被抑圧者としての生徒集団」という新しい対立構図をも学校現場にもたらした。

この対立構図がどのような意味で新しかったかといえ、それ以前の「国民の教育権」説の立場では、進歩的な教育内容を教示する専門家としての教師集団は、そのような教育の受け手としての生徒集団と対立するものではなく、むしろ共通の利害を有すると考えられてきたからである。つまり、教師集団と生徒集団は、ともに文部省(国による教育内容への介入の象徴的存在)に対抗する「仲間」であった。しかし、「管理教育」「偏差値教育」が本格化するにつれ、教師集団は生徒集団の自由な行動・自由な表現を制約する存在として現前することになる。たとえば丸刈り校則の、あるいは教師による体罰

の被害を受けた生徒にとって、その加害者である教師が政治的右派・左派のいずれに属しているかは本質的な問題ではない。伝統的な「文部省対日教組」の対立図式に依拠してきた「国民の教育権」論者にとって、こうした事態の変化は戸惑いを覚えさせるものだったろう。

実際、市川寿美子が延べているように、「『子どもの人権』裁判は、国家の教育権説と国民の教育権説の対立を軸に一九六〇年代、七〇年代を通じて教育判例形成をリードしてきたいわば『国民の教育権裁判』ともいうべき学力テスト裁判・教科書裁判などの自主性擁護的裁判の担い手の側からある種の疑念を持ってみられてきた」「教師の教育権法理に敵対ないし抵抗する子どもの人権という構図が強調され、アンチ国民の教育権派である『子どもの人権派』のイメージが生まれた」[市川 2007:133]という状況すら生じたのである。

一方、当時の政治的右派（自由民主党と財界を中心とする）は、「管理教育」「偏差値教育」への世論の反発が深刻化しつつあることを認識し、「アメとムチ」の両面を含む巧妙な戦略に打って出た。「ムチ」の面としては、学校現場への警官隊導入、いわゆる「有害図書」の規制(5)、あるいは義務教育段階での「出席停止」処分導入（1983年）といった強硬策が挙げられる。そして、「アメ」の面として前面に押し出されたのが、中曽根康弘首相（当時）の積極的なイニシアティブで設置された「臨時教育審議会」（以下、「臨教審」と略）であった。

臨教審は、第1次（1985年）～第4次（1987年）にわたる答申で、たとえば六年制中等学校・単位制高等学校の導入といった、1990年代以降の「教育改革」で主流となる「自由化」路線の先駆となる提言を行った（当時は、審議会内での反対もあって「個性化」という表現が中心的に用いられていた）。同時に臨教審は、初任者研修制度の導入など教育に対する統制強化の側面を持つ提言も打ち出していたのだが、「管理教育」への批判的認識が浸透しつつあった中で、その自由主義的側面が世論に肯定的に受け止められたのは事実であった。

しかし、「管理教育」の強化という状況に対して速やかに対応したのが、政治的右派＝自由民主党と財界のみであったという認識は、前章でも述べたとおり正しくない。なぜなら、既成の左派勢力（日教組や、「国民の教育権」説をとる教育学者・法学者など）と

は別個に、「管理教育」と正面から立ち向かった個人・グループが存在したからである。それらの個人・グループは、現役の中学・高校生や、高校を卒業・中退してまもない人々、そして一部の社会運動家によって構成されていたが、1980年代を通じて世論に少なくない影響力を及ぼし、臨教審の答申とは別の方向から、1990年代の「教育自由化」「ゆとり教育」路線に影響を及ぼしていった。以下の記述では、こうした運動を総称して「反管理教育運動」と呼ぶ(6)。そして、1980年代の「反管理教育運動」の代表的・象徴的存在が、保坂展人を中心とする「青生舎」と、「青生舎」が実質的に発行する『学校解放新聞』であった。

第3節 「反管理教育運動」と、保坂展人・青生舎の果たした役割

伝統的な教育学・教育史などの研究者による、「反管理教育運動」についてのまとまった研究は乏しい(7)。それどころか、近年の研究においては、「管理教育」とそれに対する批判が全国的に実態として存在したのかどうかを疑うものもみられる。

たとえば塚田守は、愛知県の高校教師たちに行ったインタビューを踏まえた論考において、『管理教育』批判は、千葉県、神奈川県、そして、本稿で対象となっている愛知県という高校生の『人口爆発』により高校が急速に増加した都市部の社会的現象であって、過疎化が進む地域では起こらなかったことではないか」として、当時の「管理教育」批判を、愛知県高等学校教職員組合とマスメディアを中心に「政治的に構築されたストーリー」に過ぎなかったとしている[塚田 2006:177,179]。しかし、「玉東中学校丸刈り校則事件」(熊本県)や「大方商業高校事件(高知県、バイク規制校則について争われた)」といった著名な校則裁判が地方で提起されていることから明らかなように、「管理教育」とそれに対する批判は全国的に存在した現象であった。広田照幸も、「一九八〇年前後のころまでには、学校をみる世間の視線は、一〇年前とは明らかに異なる位相へと変容していた。中西新太郎の表現を借りれば、『既存の学校秩序そのものに教育病理の根柢をみて、学校秩序の枠内にある教育からの離脱を容認しあるいは積極的に求めてゆくような運動や意識』が広がっていった」[広田 2001:284]と指摘している。この時期に学校教育に対する社会的な視線が変化し、「反管理教育運動」が発生したことは歴史的な事実とし

て認識する必要がある。

なぜ、「反管理教育運動」はこれほどまでに注目されてこなかったのだろうか。おそらくその理由は、政治的立場の左右を問わず、教育学・教育史研究の大部分が、「教える側」＝「秩序の側」を中心とした見方で構築されてきたことにあると思われる。イヴァン・イリイチによる「脱学校」論はもちろん日本にも紹介されており、一定の影響力を持ってきた時期もあったが、結局のところ学界の主流とはならなかった。その結果、「生徒」自身による学校秩序への反抗という運動に、積極的な意義を認める研究が生まれにくかったのだろうと思われる。

むしろ逆に、「反管理教育運動」の存在を認識しているにもかかわらず、むしろそれにマイナスの評価を下している事例もある。たとえば、大内裕和は以下のように述べ、「反学校論」や「管理教育批判」が「教育の市場化や民営化」への警戒感を欠いていたと指摘している。

……いじめや校内暴力、厳しい校則や体罰など学校問題の噴出を意識して、近代教育が行き詰まっているという観点から、八〇年代以降、反学校論に基づく議論や管理教育批判が盛んに行われました。ここでは「教育」を良きものとする戦後民主主義教育や進歩主義教育の考え方そのものが、子ども、教員、学校を追い込んでいくとして斥けられます。

この考え方は、教育の抑圧性を暴き、学校教育を相対化するという点では大きな意義を持ったと思うのですが、公教育制度の機能不全を強調するあまり、教育の市場化や民営化に一定の期待を寄せるという志向性を持っていました。「画一的」で「硬直した」公教育制度を縮小し、「多様」で「柔軟な」教育産業の活動を活発化させるということです。[佐々木・大内 2008:55-56]

この批判には一理あるが、一面的である。筆者は[平岡 2005]で、「反管理教育運動」の言説が 1990 年代以降その急進的な政治的含意を失い、臨教審的な「教育自由化」路線との区別を見失っていったことを指摘した。しかしその趣旨は、「反管理教育運動」の言説が「本質的に」市場主義・新自由主義に絡めとられる志向性を持っていたというもので

はない。むしろ、「反管理教育運動」の言説は本来、「学校空間での自治、教師による暴力への反対、生徒自身による解放的空間の創出」という政治的メッセージ（学校空間の「政治的空間」としての側面を重視する、「多極競合的人権理論」と親和性を持つ）だったのであって、「反管理教育運動」言説のこうした側面は今こそ積極的に再評価されるべきである、というのが筆者の価値判断である。

なお上記の大内による批判には、後に続く部分で、若干問題のある（しかも象徴的な）事実認識が含まれている。大内は、「この立場（反学校論・管理教育批判）の代表的な論者」として小浜逸郎(8)を挙げ、その議論の市場主義的傾向を指摘しているが、小浜は客観的に見て、「反管理教育運動」を代表する理論家ではない。むしろ、この文脈で小浜を「代表的な論者」として紹介すること自体に、現実存在した「反管理教育運動」についての過小評価が反映されていると言わざるを得ない。

たとえば、小浜は1989年に発生し大きな反響を呼んだ、福岡県での「生き埋め体罰」事件について「週刊誌その他で確認できた限りで言えば、この『生き埋め事件』の生徒たちは、すでに初めから大人の権威とか言葉による説得などははなから受け付けないような始末におえない生徒たちである」「こうした生徒にとことん接しようとするならば、かならずしも『生き埋め』という手段をとらなくとも、あるどうしようもない局面では、それに近いような手段を講じなくてはならないようなはめに追い込まれることが十分ありうる」と書いている[小浜 1991: 20]。体罰事件の被害者に対するこのような突き放した発言は、「反管理教育運動」の思想とは無縁のものである。

小浜が学校教育のある程度の縮小を提言したのは、あくまでも、「『公』よりも個人生活に比重をかける大衆の関心動向」[小浜 1991: 260]はもはや抗い得ない趨勢であり、学校が個人生活を無理に規制しようとするのは非現実的であると判断したからに過ぎない。小浜が教育機能の民間委託に肯定的意見を示し、「知性とか労働の質的な能力」[小浜 1991: 214]に優れている人間の優位性を承認していることから、その思想が典型的な新保守主義に属することは明らかである。

それでは、「反管理教育運動」の代表的存在とは誰であったのだろうか？ 筆者は、「麹町中学内申書事件」(9)の原告として知られ、同事件の高裁判決後に「学校解放センター」[保坂 1984:10]としての「青生舎」を設立した保坂展人（2012年1月現在、世田谷区長）

こそが、この運動の中心的存在であったと考える。

保坂は、1980年代を通じて積極的に個人での著作活動を行う一方、「青生舎」での活動を通じて全国の「反管理教育運動」の支援に積極的に取り組んだ。その活動の最も旺盛な時期に刊行された『元気印大作戦』[青生舎編 1985]は、目次に「校門検査をつきぬけちゃう!」「所持品を見るのは憲法違反!」「校内放送面白プログラム」「署名・ビラはこうやって」「内申書は開封でもらおう」といった項目があることから明らかなように、校則や体罰に反対する運動に関わる中学・高校生の間で使えるマニュアルとして刊行されたものであった。

1990年前後に、福岡県で「DPクラブ」(10)という反管理教育運動団体を立ち上げ、現役中高生・高校中退者を糾合して独自の活動を展開した外山恒一は、最近の回想記で「この本[『元気印大作戦』:平岡注]にノックアウトされて、反逆の青春を謳歌したり、空回りしてヒドイ目にあったりした中高生は、無数にいるはずである」「この頃まで青生舎は、全国の“戦う中高生”の総本山であった。青生舎の刊行する本やミニコミは、闘うのはあくまでも中高生自身である、という勢いに満ちていた」[外山 2008:77]と記している。90年代以降「子どもの権利条約」への評価などをめぐって保坂らと対立した外山の証言だけに、説得力がある。

また、『元気印大作戦』の執筆者には、高校卒業後に愛知の管理教育を告発する『オイこら!学校』[藤井 1985]を出版した藤井誠二(現・ジャーナリスト)などの名前も見える(11)。藤井もまた、2002年に行われた雑誌インタビューで「高校2年生で彼[保坂:平岡注]に出会い、僕の最初の本も彼の《教え》に沿って書いている」「彼の中学全共闘から内申書裁判を闘い、『学校解放新聞』を作り、青生舎という若者たちを集めたアジールを作っていく物語は眩しかった」[永江 2002:90]と語っている。

このように大きな影響力を有した、『元気印大作戦』には、以下のような記述がある(保坂執筆部分)。

世間で言われている「荒れる学校」の奥底には、生徒自身の声にもならないうめきが潜んでいるのに、その姿はいっこうに学校の外側にいる大人たちには見えていない。

そんな思いをもった仲間たち何人かと、新聞を作ろう！という話が盛り上がったのが八十三年の冬のことだった。学校に文句をつけたり、遠くから批判しているんじゃなくて、直接に学校を変えちゃおう！という気持ちをこめて『学校解放新聞』という名の新聞にしたら、全国各地の人々から「送ってくれ！」という反響があって、あっという間に八千部の部数を出すようになってしまった。【青生舎編 1985:13】

1980年代に、このような影響力を一時とはいえ有していた、『学校解放新聞』（1983年5月20日号～1986年9月1日号、1986年11月1日から『KIDS』と改題）とは、どのようなメディアだったのであろうか？

同新聞は、「反管理教育運動」の歴史を知る上で貴重な史料であるにもかかわらず、現在では現物の入手そのものも困難な状態となっている。筆者は幸い、高千穂大学・鈴木隆弘氏の好意によって、『学校解放新聞』の全号40冊のうち、22号を除く39冊を入手することができた(12)。以下では、新聞の流れと記事の内容・傾向などを概観することを通じて、「反管理教育運動」の底流にあった思想を掘り起こし、記録に留めることで今後の学校言説分析に役立てたい。

第4節 『学校解放新聞』の記事内容

① 基本的視点

『学校解放新聞』1-40号の記事内容を概観するにあたっては、ここまでの記述で示してきた本論文の枠組みと、「反管理教育運動」についての認識を前提として、次の点に注目することとする。

まず第一に、純粋な歴史研究として、当時の「荒れた学校」をめぐる状況がどのように伝えられていたのかを確認したい。特に、「管理教育」そのものの存在にすら疑念が投げかけられている現在の状況では、「教える側」による生徒への体罰・暴力事件がどの程度発生し、どの程度の反発を呼んでいたかを知ることには意義がある。

そして第二に、「反管理教育運動」の中心的メディアであった『学校解放新聞』に表現

された思想が、1990年代以降の「教育自由化」思想(市場主義や、「自己決定権」概念と共鳴する思想)と親和性を持つものであったのか、それとも闘技的な「政治的自由」「民主的自治」の思想(「多極競合的人権理論」と共鳴する思想)と親和性を持つものであったのかを検証することである。もちろん、1980年代の反管理教育運動の言説に両方の側面が含まれていた可能性はあるが、どちらの要素がより強かったのかを見極めることは非常に重要である。

具体的には、『学校解放新聞』の発行時期に表面化した臨時教育審議会(臨教審)の動きに対し、記事でどのような反応を示していたのかが特に注目される。臨教審の答申はのちの「教育自由化」路線に決定的な影響を与えているからである。

②概観と分析

『学校解放新聞』のタイトルは、現物の題字では一貫して『がっこうかいほうしんぶん』となっている。ある種の親しみやすさを表現するためのものであろう(本論文では、便宜上『学校解放新聞』という表記を採用している)。編集・発行は「学校解放新聞社」となっているが、住所は「青生舎」内であり、実質的に「青生舎」スタッフが編集・発行していたことが伺える。ページ数は、当初4ページでスタートしたが、一時8ページ・12ページなどに増え、最終的には4ページに戻っている。

まず、当時の「管理教育」を象徴する、「教える側」による体罰・暴力事件を扱った記事に注目したい(以下、記事本文を引用する際には号数と発行日、見出しのみの場合には号数を記載する)。

創刊1号(1983年5月20日)の1面トップの見出しは、「校内暴力キャンペーンに気をつけろ!これが忠生中事件の真相だ!」とある。「忠生中事件」とは、1983年2月15日、東京都町田市の忠生中学校で、教師が「ツッパリ」生徒をナイフで刺した事件である。当時のマスメディアは、事件の背景には忠生中での生徒による「校内暴力」の横行があると見て、同中学を「教師が学校に通うのも怖いほどの問題校」[保坂 1994:134]としてセンセーショナルな報道を続けていた。しかし『学校解放新聞』は、そうした報道は実態を踏まえていないとして、「ツッパリ」とされる生徒の生の声を伝えることに力点

を置いている。

『学校解放新聞』の記事、また保坂自身の当時の著作についても言えることであるが、当時問題視されていた生徒による「校内暴力」について、それが発生する背景には「教える側」による生徒への暴力がある、という認識に立っている（たとえば、「教師が生徒を殴る……重傷まで追わせて絶望の淵に追いやっていく。これこそ校内暴力ではないのか」[保坂 1983:81]）。こうした素朴な「暴力批判」は、単純であるからこそにむしろ説得力を持つ主張であり、「反管理教育運動」が当時一定の説得力を持ちえたのはこうした主張ゆえだったと思われる。

前節で筆者は、大内裕和の主張（「反管理教育運動」の理念を、「新自由主義」「市場主義」的理念の露払いとして理解する）について、「反管理教育運動」を一面的にのみ捉えていると批判した。21世紀となった現在では、「校内暴力」が当時問題となっていたことさえ、多くの人の記憶からは遠ざかっているであろう。いわんや、その背景で教師による暴力が常態化していたことについては、ほとんど忘れ去られていると思われる。しかし、リアルタイムで運動のエネルギーとなっていたのはこの種の道徳的怒りだったということを、『学校解放新聞』の紙面は現在に伝えてくれる。

第2号（1983年6月20日）の1面トップ記事も、「戸塚ヨットスクールを許しているのは誰か」であり、第1号からの暴力批判の流れが続いている。「戸塚YS特別取材班」としてのまとめ記事は、「戸塚ヨットスクールの存在は、一私塾の問題ではなく、本紙でたびたび指摘しているように、日本全国の中高生が体罰地獄に落ちていくか否かの境目だ」と指摘している。

以下、各号の記事で、「教える側」の体罰・暴力を主に扱った記事の見出しを列举したい。第3号「ころしたのは戸塚…」・第4号「トツかるってなーに!？」・第6号「『戸塚ヨット』は万病に効くか？」・第7号「『愛のムチ』なんて嘘だ!」「センセに頭きちよった」・第9号「殴って、蹴って、退学ルンバ」・第11号「勝った! 宙ぶらりん裁判」・第12号「管理は嫌いだぜ!!」・第13号「テストが60点以下の生徒を殴る教師!」・第15号「押しよせる管理教育の波」・第18号「ルポ 向陽中事件のその後」・第20号「体罰特集」・第21号「なぜ警察を呼んだの……」・第24号「授業寸前に生徒が死亡! それでも塾は授業を進めた!？」・第26号「学校から体罰を追放しよう」・第27号「岐陽高校体罰殺人事件

を追う」・第 32 号「校則違反はナイフの脅迫!?!」・第 33 号「丸刈り処分なんかへっちゃら
だい!」「『校内暴力』事件の背景は?」「笑いながら管理がやってくる」・第 34 号「西宮
北高でまた体罰事件」・第 35 号「ある私立高校の実態」である。

これらの見出しからは、当時人命にかかわる体罰・暴力事件が多発し、また『学校解
放新聞』がそれを重点的に取り上げていたことを認識することができる。特に初期の号
では、それが発行のエネルギーとなっていたことが感じ取れる。

一方、「政治的自由」「民主的自治」に関連する記事は、『学校解放新聞』にどの程度
掲載されていたのだろうか。最初の数号にはその種の記事は見えないのだが、次第にテ
ーマが政治的・社会的なニュアンスを帯びていくのに気がつく。たとえば第 5 号（1983
年 9 月 20 日）では、「誰のための高校総体!?!」として、同年 8 月に行われた愛知県での高
校総体で、「住民の思想調査」までが行われたと批判的に報じている。

そして、第 9 号（1984 年 1 月 20 日発行）では、1 面に「マニフェスト '84 学校解放
宣言」という文章が掲載されるに至る（署名は「編集委員一同」）。内容としては、自分
たちの目指す「学校解放センター（仮）」が十分に立ち上がっていないとして、「各地の
教育運動を進める人々が一堂に会する、全国集会＝学校解放大集会を開きたい」「『学校
解放組合（仮）』という構想を打ち出したいと思います。／ポーランドに自主労組『連帯』
があるように、学校から捨てられた『文化』という価値をとり戻すためのダイナミック
な連なりをつくりたいと思います」と表明している。きわめて政治性の強い文章であり、
青生舎として、全国の「反管理教育運動」を連結する拠点として活動していきたいとい
う意思が感じられる。

こうした政治意識の強さ、生徒自治・運動ネットワークへの志向性も、「反管理教育運
動」の基本理念として見過ごすことのできないものである（そして、1990 年代以降の「教
育自由化」路線には、こうした理念の影響は残念ながらいささかも感じられない）。現在
から見ると一見急進的にも見える主張であるが、当時の文脈においては、こうした紙面
が現役中高生にも一定の支持を得ていたことを記憶にとどめておくべきであろう。

そして、第 11 号（1984 年 3 月 20 日発行）の 1 面記事は、初めて臨教審について取り
上げている（保坂の署名記事）。見出しには

中曽根「教育臨調」の本当の狙いは何なのか？子ども達の意見はなおざりにされたままケンケンゴウゴウの議論が続く。問題はハードか、ソフトか、だ。カッコつきの「自由教育」なんかいない。今こそ超・学校ルネッサンスを！

とあり、臨教審の「自由教育」の理念は子ども不在であって、自分たちはそれを乗り越えていかなければならないと示唆している。本文でも、「敵もさるもの。こりゃ手ごわいなと思った」「一見、自由で開放的、国際性豊かに能力別という『学校』をこえるスタイルが提示された時、国民的合意も軽くチョーダイできるだろう」と記述しており、臨教審のスタンスが世論に対し一定の説得力を持つことについて、警戒感を持って受け止めていることが分かる（この警戒心が1990年代まで続けば、「反管理教育運動」の理念が「教育自由化」の理念に飲み込まれることはなかっただろう）。

その後、『学校解放新聞』はこのテーマ（臨教審）には継続してこだわり続けた。保坂自ら臨教審メンバーへのインタビューも行っている（第15号では山本七平、第24号では高橋史朗）。内容的には、臨教審の内情についての聞き取りが中心である。

第18号（1984年10月20日）では「臨教審は壮大な虚構!？」という見出しで、「教育の『自由化』だとか『国際化』を主張して、画一主義を排して個性ある教育を」と主張する人々は「10数年後—教育の『画一化』と『国粹化』を叫んでいないとも限らないのだ」と、2000年代の状況を予測するかのような指摘を行った。そして第25号（1985年5月20日）では、再度1面トップで「自由自治を臨教審を超えて現実の事態にしてしまおう 臨教審論議はまやかした 自由と個性の本物の凄さをみせつけよう」と書いている。18・25号とも保坂の署名記事であり、「反管理教育運動」の理念と臨教審の「教育自由化」路線が似て非なるものであることに、彼自身は十分自覚的だったことが伺える。その後2回臨教審関係の記事が掲載されているが（第28号、第29・30合併号）、やはり肯定的言及ではない。

もちろん、現実に「教育自由化」政策が導入される過程では、「反管理教育運動」の言説が幾分かは影響を及ぼしたであろう（特に、「ゆとり教育」の導入について）。しかしその影響は表面的であり、両者の基盤となっていた思想は（少なくとも1980年代半ばの段階では）根本的に性質を異にしていたというのが、紙面から読み取れる結論である。

4(1)で挙げた2点についての分析は上記のとおりである。

その他『学校解放新聞』には、思想性の強くない記事も掲載されており、たとえば第14号（1984年6月20日）では、宮崎駿監督が紙面に登場し、「風の谷のナウシカ」について語っている。青生舎については、「もし今、人間不信に落ち行って[ママ]いる少女がいて、その子が例えばあなた達のグループと出会う事によって生きる希望を見つけられたとしたら、そこがあなた達の『風の谷』になるのではないのでしょうか」という言及がある。

後期では、第31号（1985年12月1日）が12ページという全期間を通じて最大のページ数であり、内容的にも充実している。1面では、日の丸・君が代について文部省が通知を發した問題を取り上げ（「国家のために学校や生徒があるんじゃない」）、4-5面では「中高生のページ 生徒会特集」として、学校を変えるために生徒会をいかに利用できるかを追求している。高校生の「結婚退学」をめぐる問題や、在日外国人の指紋押捺拒否なども扱っており、多様なテーマを扱うメディアとして成熟してきたことが伺えるが、この後ページ数は減少傾向となり、第40号（1986年9月1日）をもって『学校解放新聞』としては幕を閉じ、『KIDS』と改題する（『KIDS』は1989年10月に休刊）。

第5節 まとめ

前節では、第1節～第3節で述べた「反管理教育運動」についての歴史的解釈を踏まえ、『学校解放新聞』の記事内容について紹介と分析を行ってきた。

実際の記事に触れることで確認できたのは、『学校解放新聞』が「反管理教育運動」の理念として、「暴力（体罰）への批判」と、「生徒自治・連帯への要求」とを一貫して強く求め続けていたことである。特に後者については、『学校解放新聞』の発行時期が臨教審の活動時期とちょうど重なっていた中で、臨教審の理念に対して的確な批判を行っていたことが注目される。その批判は、学校空間の自治の主体として生徒を捉える視点からなされたものであるが、この視点は、1990年代以降の学校教育をめぐる言説で欠落しがちになっている。

その意味で、1980年代の「反管理教育運動」を、1990年代以降に市民権を得る「教育自由化」（市場化）路線の「露払い」的役割を担ったものと位置づけるのは、「反管理教育運動」が有していた思想的インパクトを過小評価するものだと言えるだろう。

21世紀の現在、「学力低下」や「ゆとり教育の誤り」が声高に叫ばれ、臨教審(や、部分的には「反管理教育運動」)の影響を受ける形で進められてきた「教育自由化」路線は、今やその意義が全否定されかねない情勢である。しかし、「教育自由化」路線が市場主義・新保守主義思想を基盤としているという問題点は明らかであるにしても、そのことが「管理教育」「詰め込み教育」への無批判な回帰を正当化するものではない。むしろ1980年代に「反管理教育運動」の当事者が投げかけた問題提起の中には、「多極競合的人権理論」の観点から見て、今こそその意義が再評価されるべきものがあるのではないだろうか。特に、「反管理教育運動」の中に明確に含まれていた「政治的自由」「民主的自治」の思想についてはそうである。この点を指摘して、本章の結びとしたい。

注

(1)「管理教育」の実態については、たとえば鎌田[2007]参照。

(2)1999年の「国旗及び国家に関する法律」成立以降、学校現場において「日の丸」掲揚・「君が代」斉唱に関する統制が強化されていることは周知の事実である。このことが、生徒の「政治的自由」「民主的自治」への権利を侵害していることは言うまでもない。

しかし見逃せないのは、典型的な80年代的「管理教育」の発想である、生徒の服装への規制を強化する動きが現れ始めていることである。2008年10月29日付『朝日新聞』社会面によれば、神奈川県平塚市の県立K高校では、2005年以降の3回の入試で、願書受付時や受験時に「茶髪や眉そりなどをチェックし」、計22人を不合格としたという。この事例で重要なのは、たとえば80年代から引き続いてこの措置がとられていたのではなく、「2005年」以降に開始されていることである。「管理教育」が過去のものとなっていないことを示す象徴的事件として注目したい。

(3)日本国憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定められている。しかし、この条文で言及されている「教育」の内容について、たとえば国（政府）がどの程度介入・決定する

権限を有しているかということは、一義的には明らかでない。このため、教育内容について国（政府）の決定権を幅広く認める立場（「国の教育権」説）と、教師集団の自律性を強く主張する立場（「国民の教育権」説）が並立することになった。

教育法学の世界では「国民の教育権」説が主流であり、その代表的な論者として、堀尾輝久が挙げられる。なお堀尾は、「国民教育」が課題となった時代背景として、「サンフランシスコ講和条約から、さらに日米安全保障条約へ、占領から脱したとはいえ日米の従属的な関係が続いていて……そういう動きのなかで『国民』という言葉は日本の独立という課題と結びついて、その独立を担う主体としての国民、という意味合いで主張された」[堀尾 1994:263]と述べている。両説の対立が、当時の冷戦構造と結びついていたことを示す証言である。

(4)河合塾講師として「偏差値教育」の最前線に立っていた牧野剛は、「一度興味があったのでいつから偏差値が入ってきたのかを調べてみたんですが、六十年代に小・中・高という大学受験とは違うところから入ってきたんです。ところが大学受験では、例えば河合塾などが割と早い時期に導入し始めたんですけども、それは六十年代の中期、全共闘運動が起こる寸前くらいです」[牧野・保坂・黒沢・丹野 1994:26]と述べている。しかし、「偏差値教育」が本格的に浸透し始めたのは、佐々木賢が「七五年頃は偏差値ランクが作られた時期」[佐々木・大内 2008:26]と述べているように、1970年代以降と判断するのが妥当だろう。

(5) 1984年2月14日の衆議院予算委員会で、自由民主党の三塚博議員は、『ポップティーン』『ギャルズライフ』などの少女向け雑誌について「何をこれに書いておるかという、とてもこれは想像に絶する。性教育といううたい文句だろうと思うのです。性欲講座であります。すべて性欲講座であります」「こういうものが堂堂と売られておるといふ状況は、まさに私は政治家の一人として放置できません。少女少年は国家の宝であります。先ほど論議をさしていただきましたとおり、二十一世紀に向けての我が社会、我が日本の担い手であります。これは全部少女雑誌であります。えらいことに我が国もきたな、こう思います」として、政府に「断固たる措置」を要求した。

なお、上記引用は、国立国会図書館の「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)から。少女雑誌規制をめぐる状況については、たとえば保坂

[1984:16-23]を参照。

(6)反管理教育運動の言説が、1990年代以降、臨教審的な「教育自由化」路線に収斂してしまい、かつての解放的性格を失っていったことについては、第7章及び平岡[2005a:218-222]参照。

(7)広田照幸は「日の丸・君が代問題に見られるような政治的ナショナリズムをめぐる争点についての教育史的な研究は活発で、それはそれでよいのですが、一九七〇年代以降、教育の他の側面で生じてきている大きな変化については、従来の戦後教育史研究では、十分説明しきれていないとはいいたのではないかと思います」[広田 2005:215]と指摘している。筆者も同感であるが、広田もまた、臨教審や「荒れる学校」には言及しても、「反管理教育運動」の存在には具体的に言及していない。

(8)小浜の主張には、たとえば「現在の六・三制を廃止し、七年制ないし八年制の『初期スクール』とする」「必修授業時間を午前中のみとする」[小浜 1991:261]といった、脱学校論の影響を受けたかに見える主張も含まれているが、後述するように、その政治的立場は明らかに新保守主義のそれであった。またもちろん、小浜は現実の「反管理教育運動」に関わってはいない。

(9)1971年に発生した「麴町中学内申書事件」は、学校空間における子どもの「政治的権利」の行使が争点となった事例として、先駆的意味を持つものであった。

千代田区立麴町中学を卒業した保坂は、受験時に各高校に提出された調査書(内申書)に「麴町中全共闘を名乗り、機関誌砦を発行しはじめ、過激な学生運動に参加しはじめる」などと記載されたため不合格とされ、また他の生徒と分離しての卒業式を強行された。保坂は、これら内申書作成行為や分離卒業式の強行について、憲法19条(思想及び良心の自由)・26条違反などを主張し、都・千代田区を提訴。一審では勝訴したが、控訴審では逆転敗訴となり、最高裁も上告を棄却した(最二小判昭63・7・15判時1287号65頁)。詳しくは、平岡[2007:146-147]を参照。

(10)「DPクラブ」での外山の活動については、外山[1990]に詳しい。なお、外山は90年の神戸高塚高校における校門圧死事件に際しては、事件が起こっても「立ち上がらない」生徒の側にこそ問題があるという立場をとり、「反管理教育運動」の主流派と対立した。この点については外山・はやし[1990]を参照。

(11)藤井が他の青生舎系運動家と著した著作として、平野・苫米地・藤井[1990]がある。なお、90年代後半以降の藤井の立場は、市場主義的な「教育自由化」論と親和性の強いものに変化していった。宮台・藤井[1998]参照。

(12)『KIDS』については、改題後の初号を除く全号が、国立国会図書館に所蔵されている(42-73号)。内容については改題前と本質的な違いはないが、紙面を見る限り、『学校解放新聞』全盛時の活気を取り戻すことはできなかつたようである。改題時の状況については、当時青生舎に中学生として出入りしていた苫米地真理による、「ぼくが行きはじめた八六年九月中旬ごろは、財政悪化と読者減少が慢性化して」いたという証言がある[苫米地 1990:16]。本論文では、このメディアが十全な社会的影響力を有していた時期という意味で、『学校解放新聞』としての期間のみを分析対象とする。

第4章～第8章では、第1・2章で詳細に論じた「多極競合的人権理論」を基礎理論として、「自己決定権」論が肯定的に適用されている場面について、その適用が妥当でなくむしろ危険性を帯びていることを具体的に論証してきた。

第4章～第6章では、個人の自発的な「危険な行為」への従事（広い意味で、「死ぬ権利」の行使や代理出産契約を含む）について、「自己決定権」を根拠にそれを擁護することについての問題性を指摘し、第7章・第8章では、学校教育の文脈で「自己決定権」という概念に依拠することの問題性を指摘した。この両グループで扱った論点は、一見関連性が薄いように感じられるかもしれない。

しかし、いずれについても共通しているのは、「自己決定権」論が政治的・社会的権力関係を（意識的にか無意識的にか）捨象したした文脈で主張されてきたことである。小松美彦らによって再三指摘されているように、「自己決定権」という概念は「他者排除」の性格が強い主意主義的なものであり、その意味で極めて「非政治的な」権利概念といえることができる。逆に「多極競合的人権理論」は、ある個人の意思決定に他人（他の集団・カテゴリー）からの権力行使が反映していないか、あるいは他人（他の集団・カテゴリー）に対する権力行使となっていないかという点に注目する理論である。その背景には、人間社会には有史以来常に権力関係が付きまとい、社会的権力関係や政治的権力（国家）の存在を前提としてそれを適切にコントロールできる人権理論を構築することが望ましい、という発想がある。第2章で、「多極競合的人権理論」を「政治的關係については、政治参加と公的異議申し立ての権利が保障された状態を理想として前提し、社会的關係については、社会内での各集団・各属性間について、権力関係を可能な限り平等化することを目指す理論」と定義したのは、その認識が前提にある。従って、本論文が提示した個別・具体的事例における権利の解釈も、裁判所における司法審査の際に基準として参照可能なものではあるが、それ以上に、立法内容をめぐる政治過程において参照可能なものとして想定されている。

これまで繰り返し書いてきたとおり、「多極競合的人権理論」は、社会内に存在する集団・カテゴリー間の権力関係を等閑視して、社会的弱者によって行われる「自己決定」（自

殺・安楽死・代理出産・学校選択制など)を擁護する傾向のある考え方と対立する。しかしその一方で、「多極競合的人権理論」で重視される「多極性」は共同体や社会的属性への帰属に道徳的意義を認めるものではなく、むしろ集団間・カテゴリー間の「競合」が行われる中で個人のアイデンティティに揺らぎが生じることも積極的に評価する。そして、そうした集団・カテゴリー間の競合と不可分のものとして、表現の自由や結社の自由といった古い政治学的伝統の意義をも重視するものである。そのことは、社会的に劣位の集団・カテゴリーに属する個人が、「自己決定・自己責任」の名のもとに自らに不利な選択に追い込まれることを避けるために、国家によるパターナリズムに基づく介入をある程度認めることと矛盾するものではない。社会の「多極性」は、社会内で様々な集団・カテゴリーに属する人々による「競合」が行われることと同時に、参加と公的異議申し立てが基本的に保障された「ポリアーキー」の状態にある国家が、「多極性」維持のためにある程度の役割を果たすことを求める。後者についてより正確に言えば、「福祉国家」のあるべき姿とは、本来そのようなものではなかったかとも考えられるのである(1)。

上記のような発想と共通する面もあるが、重要な点で異なっている議論として、早川誠が紹介する、ポール・ハーストによる「結社民主主義」の問題提起に触れておこう。早川によれば、「彼の議論が単なる多元主義論や市民社会論と異なっているのは、結社に対して明確に公的役割が割り当てられているということである。それは、何よりも結社の資金が公的に供給されるべきであるという議論に示されている。すなわち、自発的結社—教会、労働組合、慈善信託団体などが挙げられている—は、それが自発的である限りで福祉サービス提供に際し自由に競合するが、他方で『主に公的資源から資金供給を受け、公的な監査と定められた基準に従う』ことが要求されるのである。資金は結社が抱える人数に応じて分配されるので、競争が妨げられることはない。また、脱退の権利を保証することで、結社内での抑圧も防止できるとされる」[早川 2001:188]という。たしかに、社会内における「多極性」(多元性)を実質的に維持することが必要という価値判断に立てば、様々な種類の結社について国家が「経済的にも」その存立を支援するという発想が出てくるのはあり得ることである。

しかし、早川が指摘するように、ハーストの議論には「結社を論じる際に主に福祉サービスの供給団体という限定された視角からしか論じていない」[早川 2001:188]という

欠点がある。言うまでもなく、結社には経済的利益を求めるものばかりでなく、政治的権利の主張や社会的差別への抗議などを目的として結成されるものも多く、後者について安易に「国家による経済的支援」を容認することは危険である。その意味で、早川がハーストの問題提起を「多元主義論の中で政治がおこない得る『決断』」の一つのあり方を示唆するもの」としていることには必ずしも同意できない。とはいえ、こうした議論は、あらゆる中間団体・結社について「既得権益」を擁護するものとして批判し、「自己決定・自己責任」と個人による「リスクの引き受け」を唱える新自由主義的発想と比べれば、はるかに「多極競合的人権理論」と親和性を持っていると言えるだろう。

その意味で「多極競合的人権理論」は、平等権や政治的自由（表現の自由・結社の自由）といった伝統的権利概念を積極的に評価しつつ、社会的に不利な集団・カテゴリー（に属する個人）を保護するための国家の役割も認める、ある意味ではオーソドックスな社会民主主義的（その上で、ラディカル・デモクラシーからの問題提起も反映した）世界観に基づいた人権理論である(2)。

このうち後者について補足しなければならないのは、個人の自発的な権利行使に依拠するのみでは、社会内の「多極性」（「多様性」）を維持することはできないという事実である(3)。「平等権」という概念は、しばしば社会内の画一性を支持し擁護するものと誤解されるが、この概念はむしろ、社会内の「多極性」を論理的に前提としたものと解釈すべきである（極端にいえば、社会内に単一の集団・カテゴリーしか存在しなくなったならば、「平等権」という概念の意味・必要性は消滅する。「異なる者」同士の間での比較を前提にして、「平等権」概念は成り立つ）。しかし、個人の「自発的な」決定を無批判に擁護するのみでは、「多極性」は確保されない。

「自己決定権」の尊重が社会における「多極性」の実現・尊重に直結しないことには第3・4章で触れた。そして「多極性」とは、問題となる属性・思想などの全体的な「分布状況」を表す概念であり、純粋な「個人の人権」という論理のみからは「多極性の維持」を尊重する価値観は導き出されにくい。「上からの権力行使」によって強制的に社会的「多極性」を実現しようとするには危険も伴うが、社会内におけるある集団・カテゴリーへの抑圧が「自己決定権」の尊重によって助長され、「多極性」が損なわれる恐れがある場合にそれを防止することについては、積極的に認められる余地があると思われる。た

たとえば安楽死の制限は、この論理から導き出され得る結論の一つである。

そして、「多極性」という理念を政治的領域に適用するならば、そこから導き出されるのは「少数反対意見の自由」という理念である。「多数者支配による民主主義」という概念それ自体からは、「少数意見の尊重」という発想が直接的に導き出されるわけではない。このような発想の背景には、民主主義社会では政治的变化についてその「可逆性」が保障されなければならないという理念(4)、異なった意見が数多く交わされるほど政治的決定は誤りを免れることができるという経験的教訓などが存在している。そして、集団・カテゴリー間の「競合」が政治的手続きを通じて保障されるためには、「表現の自由」と、少数者の声を反映する民主的選挙制度（典型的には比例代表制）が不可欠である。いわば、ロバート・ダールのいう「ポリアーキー」の政治的手続きを通じて、シャンタル・ムフのいう「闘技的民主主義」に近いものが実現されることが、「多極競合的人権理論」が理想として想定する政治・社会観である(5)。

このような、国家権力に対する批判的・抑制的見方を採用することと、少数者・ノンエリート保護のために国家のパターナリズムに基づく介入を容認することとの間には、一見矛盾があるように思われるかもしれない。しかしそれは矛盾ではなく、社会内において適切に人権が保障されるためには政治的権力の存在が不可避であるからこそ、その権力を可能な限り民主的・抑制的にコントロールしようとする発想なのである。その意味で、「多極競合的人権理論」はごく「常識的」な国家観を前提としていると言える。それは、「多極競合的人権理論」が、マディソン以来の政治的「多元主義」の伝統を発展的に受け継いだ理論であることの必然的な帰結である。

カール・ポパーは、プラトンによって立てられた国家哲学の基本的な問い―「だれが統治すべきであるか」について、「明らかに誤った問いであり、これが呼び起こす答えも権威主義的なものです。(それらは、逆説的でもあります。)」と批判し、「わたくしは、その代わりに、まったくほかの、そしてかなり謙虚な問いを立てることを提案します。それは、『(われわれが当然避けようとしているにもかかわらず、あまりにも簡単に現れてきてしまう) 悪い支配者、無能な支配者がもたらす害悪を、可能なかぎり最も少なくなるように政治制度を築き上げるためには、われわれにはいったいなにができるのであろうか』という問いです」[ポパー 1995:86]と述べている。こうした発想は、民衆の政治

参加の意義を過小評価するために利用される危険性もあるが、国家権力の不可避性と、（どのような勢力が担い手であれ）国家権力に過大な期待をかけることの危険性とをよく表現していると思われる。

また、ビル・クリントン政権のスタッフを務めたジョージ・ステファノポロスは、「私たちは政府を必要としていると信じる。その政府とは、私たちが好まなくても、公共の福祉を大切にす政府だ。あるいは、いい本能を発揮するのを助け、悪い本能を制限するような政府だ。同時に政府の抑制も必要であり、政府への要求を自制することも大事だと信じる。政府はいいものではない。だが、必要なのだ」[ステファノポロス 2001:34]と記している。

抽象的な記述であるが、この政府（国家）観は、「多極競合的人権理論」のそれとほぼ共通していると考えられる。それは、アナーキズムと対立すると同時に、新自由主義的（もっと極端には、リバタリアンの）な考え方とも対立し、従来の福祉国家を全面的に擁護するものではないが、決してそれを否定しない。政府を批判する政治的自由を最大限に認めるが、個人の自己破壊的な衝動に対しては、国家がパターナリズムに基づく介入を行うことも認める。こうした考え方はある意味折衷的ともみなされようし、新自由主義的な「自己決定権」論ほど判りやすい考え方でもない。しかし、様々な集団・カテゴリーによって重層的に構成される政治社会において社会的劣位者の尊厳が確保されるためには、人権理論にも複雑性が要求されることを指摘して、本論文の結びとしたい。

注

(1)「福祉国家」とは、労働者階級に属する貧困層の人々や、その他の社会的に不利な人々の生存を確保するという基本的な目的を持っている。たとえその発想に、「国民」個人の生のあり方を統制・管理しようとする意図が含まれているとしても、客観的な機能としては「福祉国家」によって社会の「多極性」が確保され、「多元主義的政治社会論」が前提とするような社会状況が生まれることを助けた（国家による労働組合の公認はその典型的事例である）ことは否定できない。

(2)また、本論文では個別具体的な分析対象としなかったが、いわゆる「多文化主義」の立場から提起されている、少数派文化の構成員に対する権利付与一最も根幹的な権利と

しては、独自の言語使用・独自の言語教育権—についても、「多極競合的人権理論」の立場からは肯定的に評価されることになる。この点については第1章で既述のとおりである。

(3)筆者は修士論文の「結論」でも、当時は「多極性」ではなく「多様性」という日常用語を用いてではあったが、この点に触れた。

(4)この点については、たとえば土屋[2000]参照。

(5)こうした政治観は、ハンナ・アーレントの影響を受けて政治的領域での「意見の複数性」を擁護する立場をとる齋藤純一が、「デモクラシーがラディカルであるための条件」[齋藤 2008:9]として挙げた4つの条件—①意見の複数性（他者との真摯な意見交換）②政治的領域の多元性（政治的領域を国家に限定しない）③人びとの政治的生活の多元性を擁護すること（公共の議題にのぼらない少数意見にも敏感に反応すること）④人びとの政治的平等を妨げるような障害を取り除くこと—を満たしている。

しかし齋藤はその一方で、デモクラシーを個別利害の調停・バーゲニングとみなす政治観を、他者との意見交換を排除するものとして退け、「多文化主義」の問題提起についても一定の意義を認めながらも、「多文化主義は、もしそれが諸文化間のスタティックな複数性のみを擁護し、相互の競合や交雑による文化の新たな多元化（pluralization）を従来の多元性を損なうものとして退けるならば、『差異の政治』から『アイデンティティの政治』へと後退するほかないだろう」[齋藤 2008:16-17]と批判している。「多極競合的人権理論」は、政治的・社会的空間における「他者」との出会いに重要な意義を認めるものであるし、集団・カテゴリー間の「競合的平等」（contestatory equality）の概念は、たしかに「従来の多元性（多極性）」について一定の尊重を求めるが、いわゆる「アイデンティティの政治」を擁護するものではない。とはいえ、「多極競合的人権理論」の立場と、アーレント—アメリカ政治理論の「多元主義・相対主義」的傾向に距離を置いた思想家であった—の系譜を引く齋藤による「ラディカルなデモクラシー」の提言とは、微妙にニュアンスを異にしていると言わざるを得ないだろう。

参考文献一覧（アルファベット順）

- 愛敬浩二 2010 「近代人権論と現代人権論—『人権の主体』という観点から」愛敬浩二編『講座人権論の再定位 2 人権の主体』法律文化社, pp.3-21.
- 阿南成一 1977 『安楽死』弘文堂, 185p.
- 青柳幸一 2000 『個人の尊重と人間の尊厳』尚学社, 472p.
- 荒牧重人 2003 「子どもの権利条約と子どもの自己決定」『法律時報』934号, pp.24-27.
- ベック, ウルリヒ 東廉・伊藤美登里訳 1998 『危険社会 新しい近代への道』法政大学出版社, 472p.
- 島村賢一訳 2003 『世界リスク社会論』平凡社, 177p.
- キャラハン, ダニエル 1997 「重要な区別、死に伴う問題—安楽死と医療費についての議論」ジョナサン・D・モレノ編, 金城千佳子訳『死ぬ権利と生かす義務 安楽死をめぐる19の見解』三田出版会, pp.209-236.
- チェスラー, フィリス 佐藤雅彦訳 1993 『代理母 ベビーM事件の教訓』平凡社, 377p.
- コノリー, ウィリアム・E. 杉田敦・鶴飼健史・乙部延剛・五野井郁夫訳 2008 『ブルーリズム』岩波書店, 289p.
- ダール, ロバート 前田脩・高島通敏訳 1981 『ポリアーキー』三一書房, 313p.
- 河村望・高橋和宏監訳 1988 『統治するのはだれか アメリカの一都市における民主主義と権力』行人社, 420p.
- 高島通敏訳 1999 『現代政治分析』岩波書店, 215p.
- 中村孝文訳 2001 『デモクラシーとは何か』岩波書店, 286p.
- ドゥオーキン, ロナルド 永谷英夫・小島妙子訳 1998 『ライフズ・ドミニオン: 中絶と尊厳死、そして個人の自由』信山社出版, 450p.
- 石山文彦訳 1999 『自由の法 米国憲法の道徳的解釈』木鐸社, 522p.
- 江原由美子 2000 『フェミニズムのパラドックス 定着による拡散』勁草書房, 322p.
- 2002 『自己決定権とジェンダー』岩波書店, 260p.
- 藤井誠二 1985 『オイこら! 学校 高校生が書いた“愛知”の管理教育批判』教育史料出版会, 204p.

- 藤木英雄 1975 『可罰的違法性』学陽書房, 238p.
- 藤田英典 1997 『教育改革 共生時代の学校づくり』岩波新書, 256p.
- 1998 「学校選択か学校づくりか」『岩波講座現代の教育 第9巻 教育の政治経済学』岩波書店, pp.258-287.
- 2007 「学校選択制—格差社会か共生社会か」藤田英典編『誰のための「教育再生」か』岩波書店, pp.117-146.
- 福田雅章 2001 「あらためて子どもの権利の本質を問う」『教育』56巻9号, pp.76-86.
- 学校解放新聞編集委員会編 1983-86 『学校解放新聞』学校解放新聞社, 1-40号
- ガネル, J・G. 中谷義和訳 2001 『アメリカ政治理論の系譜』ミネルヴァ書房, 444p.
- Garvey, John 1981 "Freedom and Choice in Constitutional law", Harvard law Review Vol.94, pp.1756-1794.
- 1996 “What Are Freedoms For?”, Harvard University Press, 312p.
- [行事記録] 2009 「第41回シンポジウム 日本学術会議法学委員会『生殖医療と法』分科会公式シンポジウム 生殖補助医療と法～代理母と子どもの知る権利をめぐる～」『ノモス』25号, pp.35-231.
- ハーバーマス, ユルゲン 細谷貞雄・山田正行訳 1994 『公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探究』未来社, 339p.
- 河上倫逸・耳野健二訳 2006 『事実性と妥当性(下)』未来社, 356p.
- 浜田寿美男・鷺田清一 1998 「自己の余白に」『現代思想』26巻8号, pp.44-56.
- ハミルトン, A. / ジェイ, J. / マディソン, J. 斎藤眞・中野勝郎訳 1999 『ザ・フェデラリスト』岩波文庫, 413p.
- 花岡明正 1997 「パターナリズムとは何か」澤登俊雄編著『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版, pp.11-50.
- 長谷部恭男 1993 「私事としての教育と教育の公共性」『ジュリスト』1022号, pp.76-81.
- 橋本正博 2003 「自殺は違法か」『一橋法学』2巻1号, pp.45-58.
- 服部高宏 2000 「『自律』概念とパターナリズム—ジェラルド・ドゥオーキンの見解を手がかりに—」『岡山大学法学会雑誌』49巻3・4号, pp.345-389.
- 早川誠 2001 『政治の隘路—多元主義論の二〇世紀』創文社, 245p.

- 2003 「多元性」押村高・添谷育志編『アクセス 政治哲学』日本経済評論社, pp.181-199.
- ヘンディン, ハーバート 大沼安史・小笠原信之訳 2000 『操られる死—<安楽死>がもたらすもの』時事通信社, 323p.
- 東雪見 2003 「法益主体の危険引受け(一)」『上智法学論集』47巻2号, pp.69-117.
- 平野龍一 1977 『刑法概説』東京大学出版会, 303p.
- 平野裕二・苜米地真理・藤井誠二編著 1990 『生徒人権手帳 「生徒手帳」はもういら
ない』三一書房, 309p.
- 平岡章夫 2002 「自己決定権をめぐる考察」早稲田大学大学院社会科学研究所修士論文
— 2003 「自己決定権をめぐる批判的考察」『社会学論集』1号, pp.261-273.
— 2004 「『性の商品化』と性差別—『性的自己決定権』批判—」『社会学論集』3号,
pp.191-206.
— 2005a 「学校教育をめぐる『自己決定権』論批判」『ソシオサイエンス』11号,
pp.209-224.
— 2005b 「『死ぬ権利』をめぐる考察—『死の自己決定権』の危険性—」『社会学論集』
6号, pp.247-262.
— 2006 「『危険な行為』とパターナリズム—『自己決定権』批判の視点から—」『社会学
論集』8号, pp.319-334.
— 2007 「教育の自由と教育を受ける権利」後藤光男・北原仁編『プライム法学・憲法』
敬文堂, pp.141-149.
— 2009 「『学校解放新聞』の研究—反管理教育運動の歴史を再検証するために」『社会
学学年誌』50号, pp.69-82.
— 2011 「多極競合的人権理論の可能性—『多元主義』理論の歴史を踏まえて」『社会学
論集』17号, pp.193-208.
- 広田照幸 2001 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会, 392p.
- 2005 『教育不信と教育依存の時代』紀伊国屋書店, 255p.
- 堀尾輝久 1994 『日本の教育』東京大学出版会, 416p.
- 保坂展人 1983 『先生、涙をください!』集英社, 259p.

- 1984 『街で発光せよ 学校を超えて』筑摩書房, 249p.
- 1986 『学校が消える日』晶文社, 206p.
- 1994 『学校は変わったか こころの居場所を求めて』集英社文庫, 283p.
- 1999 『学校を救え!』ジャパンタイムズ, 242p.
- 市川伸一 2002 『学力低下論争』筑摩書房, 252p.
- 市川須美子 2007 『学校教育裁判と教育法』三省堂, 327p.
- イグナティエフ, マイケル(エイミー・ガットマン編) 添谷育志, 金田耕一 訳 2006
『人権の政治学』風行社, 275p
- 市野川容孝 2000 『身体/生命』岩波書店, 129p.
- イリイチ, イヴァン 東洋・小沢周三訳 1977 『脱学校の社会』東京創元社, 232p.
- 五十子敬子 1997 『死をめぐる自己決定について 比較法的視座からの考察』批評社,
319p.
- 岩川直樹・汐見稔幸編 2001 『「学力」を問う だれにとってのだれが語る「学力」か』
草土文化, 223p.
- ジャット, トニー 森本醇訳 2010 『荒廃する世界のなかで これからの「社会民主
主義」を語ろう』みすず書房, 264p.
- 鎌田学 2004 「『死ぬ権利』はフィクションか—安楽死の是非をめぐる—」『弘前大学
文学部紀要』40号, pp.12-18.
- 鎌田慧 2007 『教育工場の子どもたち』岩波現代文庫, 273p.
- 金森修 2002 「生命とリスク……科学技術とリスク論」『談』no.67, pp.13-32.
- 金田耕一 2003 「人権」押村高・添谷育志編『アクセス 政治哲学』日本経済評論社,
pp.234-251.
- 加藤秀一 2000 「性の商品化はすべて悪い!」伏見憲明『性の倫理学』朝日新聞社,
pp.13-28.
- 2001 「身体を所有しない奴隷—身体への自己決定権の擁護—」『思想』922号,
pp.108-135.
- 2004 『〈恋愛結婚〉は何をもたらしたか : 性道徳と優生思想の百年間』筑摩書
房, 238p.

- 河上亮一 1996 『プロ教師の道 豊かな「管理教育」をつくるために』洋泉社, 245p.
- 川本隆史・花崎皋平(対談) 1998 「自己決定権とは何か」『現代思想』26巻8号, pp.44-56.
- 川崎修 2010 『「政治的なるもの」の行方』岩波書店, 242p.
- KIDS編集部(のち保坂展人)編 1986-89 『KIDS』学校解放新聞社, 41-73号
- 喜多明人・広沢明・森田明美・荒牧重人編 2009 『[逐条解説]子どもの権利条約』日本評論社, 294p.
- キムリッカ, ウィル 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳 1998 『多文化時代の市民権 マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房, 405p.
- 小浜逸郎 1991 『症状としての学校言説』JICC出版局, 270p.
- 小泉良幸 2007 「自己決定とパターナリズム」長谷部恭男・土井真一・井上達夫・杉田敦・西原博史・阪口正二郎編『岩波講座 憲法2 人権論の新展開』岩波書店, pp.169-191.
- 小島寛之 2002 「自己責任とは何か……リスクを売買する社会の中での個人」『談』no.67, pp.89-111.
- 小松美彦 1998 「自己決定権から共鳴へ」『現代思想』26巻8号, pp.76-81p.
- 2000 「『自己決定権』の道ゆき—『死の義務』の登場(上・下)」『思想』908・909号, pp.124-153・pp.154-170.
- 2004 『自己決定権は幻想である』洋泉社新書, 222p.
- 2005 「いのち……守らなければならないものは何か」『談』no.73, pp.57-84.
- コーンハウザー, W. 辻村明訳 1961 『大衆社会の政治』東京創元社, 286p.
- 小柳正弘 2008 「『自己決定』の系譜と展開」高橋隆雄・八幡英幸編『自己決定論のゆくえ—哲学・法学・医学の現場から—』九州大学出版会, pp.22-42
- 2009 『自己決定の倫理と「私—たち」の自由』ナカニシヤ出版, 280p.
- 久富善之 2002 「学校の民主主義改革と『公共性』論議に寄せて」『教育』52巻5号, pp.20-27.
- ヨンバルト, ホセ 1990 『人間の尊厳と国家の権力 その思想と現実、理論と歴史』成文堂, 331p.
- ロウイ, セオドア 村松岐夫監訳 1981 『自由主義の終焉 現代政府の問題性』木鐸社,

441p.

ルークス, スティーヴン 中島吉弘訳 1995 『現代権力論批判』未来社, 145p.

ラミス, C・ダグラス 加地永都子訳 1998 『ラディカル・デモクラシー —可能性の政治学—』岩波書店, 292p

町田博 2005 『マッキーヴァーの政治理論と政治的多元主義』東信堂, 246p.

前田雅英 1982 『可罰的違法性論の研究』東京大学出版会, 580p.

— 2001 「予見可能性の内容・程度と許された危険」『研修』 637号, pp.3-14.

牧野剛・保坂展人・黒沢惟昭・丹野清秋 1994 「大学だけでは変わらない—この惨状の中で君はどうする」『情況』43号, pp.22-41.

松井茂記 1994 『二重の基準論』有斐閣, 359p.

メンダス, スーザン 谷本光男・北尾宏之・平石隆敏訳 1997 『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版, 269p.

ミル, ジョン・スチュアート 塩尻公明・木村健康訳 1971 『自由論』岩波文庫, 288p.

ミルズ, チャールズ・ライト 鈴木広訳 1965 『社会学的想像力』紀伊国屋書店, 314p.

— 鶴飼信成他訳 1969 『パワー・エリート 下』東京大学出版会, 353p.

南野佳代 2010 「女性の人権」愛敬浩二編『講座人権論の再定位 2 人権の主体』法律文化社, pp.117-138.

三沢直子・宮台真司・保坂展人 1999 『居場所なき時代を生きる子どもたち』子ども劇場全国センター出版局発行, 学陽書房発売, 125p.

三島淑臣・稲垣良典・初宿正典編 2000 『人間の尊厳と現代法理論 ホセ・ヨンパルト教授古稀祝賀』成文堂, 814p.

宮台真司 1998 「自己決定原論—自由と尊厳」宮台真司[ほか]『<性の自己決定>原論 : 援助交際・売買春・子どもの性』紀伊国屋書店, pp.249-286.

宮台真司・藤井誠二 1998 『学校的日常を生きぬけ 死なず殺さず殺されず』教育史料出版会, 262p.

宮台真司・藤井誠二・内藤朝雄 2002 『学校が自由になる日』雲母書房, 333p.

ムフ, シャンタル 千葉真他訳 1998 『政治的なるものの再興』日本経済評論社, 320p.

— 酒井隆史監訳, 篠原雅武訳 2009 『政治的なものについて 闘技的民主主義と多元

主義的グローバル秩序の構築』明石書店, 217p.

向井亜紀 2004 『会いたかった 代理母出産という選択』幻冬舎, 350p.

永江朗(取材・文) 2002 「メディア異人列伝 藤井誠二」『噂の真相』24巻10号, pp.90-91.

永田えり子 1997 『道徳派フェミニスト宣言』勁草書房, 333p

中川明・西原博史 2007 「心の支配—子どもに何が起きるのか」藤田英典編『誰のための「教育再生」か』岩波書店, pp.147-186.

中島みち 2007 『「尊厳死」に尊厳はあるか—ある呼吸器外し事件から』岩波書店, 194p.

中島徹 2005 『憲法の想定する自己決定・自己責任の構造』自由人権協会, 30p.

中村直美 1982 「法とパターナリズム」『法哲学年報』1982, pp.37-60.

— 2003 「パターナリズムと自律」ホセ・ヨンパルト他編『自由と正義の法理念 三島淑臣教授古稀祝賀』成文堂, pp.273-292.

ニコルス, ダヴィッド 日下喜一・鈴木光重・尾藤孝一訳 1981 『政治的多元主義の諸相』お茶の水書房, 130p.

日本尊厳死協会編 1990 『尊厳死—充実した生を生きるために』講談社, 264p.

新名隆志 2009 「終末期における死の自己決定権の擁護—『幸福な生の完成』という観点から—」篠原駿一郎・石橋孝明編『よく生き、よく死ぬための生命倫理学』ナカニシヤ出版, pp.217-236.

西原博史 2003 『平等取扱の権利』成文堂, 372p.

小笠原信之 2003 『許されるのか？安楽死 安楽死・尊厳死・慈悲殺』緑風出版, 260p.

— 2005 『どう考える？生殖医療 体外受精から代理出産・受精卵診断まで』緑風出版, 204p.

尾木直樹 2002 『「学力低下」をどうみるか』NHKブックス, 251p.

荻野美穂 2009 「代理出産の意味するもの—『搾取』と『自己決定』の間で—」『大阪大学日本学報』28号, pp.21-39.

岡田憲治 2000 『権利としてのデモクラシー 甦るロバート・ダール』勁草書房, 246p.

岡本裕一郎 2002 『異議あり！生命・環境倫理学』ナカニシヤ出版, 290p.

恩田祐将 2009 「危険引受けにおける被害者の承諾—承諾の対象とその心理的内容に関する問題点を中心として—」『通信教育部論集』12号, pp.103-124.

- 大森秀臣 2006 『共和主義の法理論 公私分離から審議的デモクラシーへ』勁草書房, 276p.
- 大野和基 2009 『代理出産 生殖ビジネスと命の尊厳』集英社, 205p.
- 大内裕和 2003 「民主から愛国へ」『現代思想』31巻4号, pp.86-100.
- 大内裕和・酒井隆史 2004 「教育と社会」『現代思想』32巻4号, pp.48-69.
- オーウェル, ジョージ 井上摩耶子他訳 1995 「あの楽しかりし日々」川端康雄編『オーウェル評論集 I 象を撃つ』平凡社, pp.148-236.
- パリュイ, G. 中久郎他訳 1982 『政治エリート』世界思想社, 238p.
- Petit, Philip. 1997 Republicanism. Oxford University Press, 328p.
- ポパー, カール・R. 小河原誠・蔭山泰之訳 1995 『よりよき世界を求めて』未来社, 383p.
- レイチェルス, ジェイムズ 1988 「積極的安楽死と消極的安楽死」加藤尚武・飯田亘之編『バイオエシックスの基礎 欧米の「生命倫理」論』東海大学出版会, pp.113-121.
- ロールズ, ジョン 田中成明・亀本洋・平井亮輔訳 2004 『公正としての正義』岩波書店, 402p.
- 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 2010 『正義論 改訂版』紀伊国屋書店, 行人社, 813p.
- 齋藤純一 2008 『政治と複数性—民主的な公共性にむけて』岩波書店, 285p.
- 坂本秀夫 1993 『校則裁判』三一書房, 318p.
- 佐々木賢・大内裕和 2008 「学校改革 何が変わったのか」『現代思想』36巻4号, pp.46-71.
- 笹澤豊 1993 『<権利>の選択』勁草書房, 242p.
- 佐藤憲一 2003 「近代的法思考の転換に向けて—『死ぬ権利』の問題を手がかりに—」『千葉工業大学研究報告 人文編』No.40, pp.123-132.
- 佐藤幸治 1990 「人間の具体的生活の中の憲法」佐藤幸治・初宿正典編『人権の現代的諸相』有斐閣, pp.2-23.
- 佐藤学 1996 「教室という政治空間」『カリキュラムの批評』世織書房, 484p.
- 1999 『教育改革をデザインする』岩波書店, 201p.
- 青生舎編 1985 『元気印大作戦 学校解放文庫』角川文庫, 324p.
- 関良徳 2007 「差異の政治は自己表出能力なき者の人権を擁護しうるのか」長谷部恭男・

- 土井真一・井上達夫・杉田敦・西原博史・阪口正二郎編『岩波講座 憲法 1 立憲主義の哲学的地平』岩波書店, pp.177-197.
- 清水昭美 1998 「『安楽死』『尊厳死』に隠されたもの」山口研一郎編『操られる生と死』小学館, pp.79-108.
- 清水哲郎 2009 「安楽死とは何か」日本臨床死生学会監修, 石谷邦彦編 2009 『安楽死問題と臨床倫理—日本の医療文化よりみる安らかな生と死の選択—』青海社, pp.8-17.
- シンガー, ピーター 榎則章訳 1998 『生と死の倫理 伝統的倫理の崩壊』昭和堂, 290p.
- 篠田公穂 1986 「許された危険の理論についての一考察」『刑法雑誌』27巻2号, pp.293-314.
- 篠原一 1986 『ヨーロッパの政治 歴史政治学試論』東京大学出版会, 399p.
- スコッチポル, シーダ 河田潤一訳 2007 『失われた民主主義—メンバーシップからマネジメントへ』慶応義塾大学出版会, 260p.
- ステファノポロス, ジョージ 大地舜訳 2001 『ホワイトハウスの赤裸々な人たち<上>』, 312p.
- 杉田敦 2006 「生 - 権力はどのように現れるか」『談』no.75, pp.11-32.
- 須之内克彦 2003 「スポーツ事故における同意と危険の引受け」渥美東洋他編『刑事法学の現実と展開 齊藤誠二先生古稀記念』信山社, pp.103-119.
- 鈴木晃 2004 「自殺関与罪の処罰根拠」『中京法学』38巻3・4号, pp.463-500.
- 鈴木貴子 2004 「代理母に関する一考察(一)」『愛知学院大学大学院法研会論集』23号, pp.271-292.
- 高橋隆雄・八幡英幸編 2008 『自己決定論のゆくえ—哲学・法学・医学の現場から—』九州大学出版会, 311p.
- 高井裕之 1998 「ハンディキャップによる差別からの自由」『岩波講座現代の法 14 自己決定権と法』岩波書店, pp.203-235.
- 竹中勲 1998 「憲法学とパターンリズム・自己加害阻止原理」米沢広一他刊行代表『現代立憲主義と司法権 佐藤幸治先生還暦記念』青林書院, pp.167-204.
- 瀧川裕英 2001 「『自己決定』と『自己責任』の間—法哲学的考察」『法学セミナー』No.561, pp.32-35.

- 田村浩志 2002 『集いと語りのデモクラシー リンゼイとダールの多元主義論』勁草書房, 215p.
- 田村哲樹 2008 『熟議の理由 民主主義の政治理論』勁草書房, 200p.
- 立岩真也 1997 『私的所有論』勁草書房, 445p.
- 2000 『弱くある自由へ—自己決定・介護・生死の技術』青土社, 357p.
- 2002 「パターナリズムについて—覚え書き—」『法社会学』56号, pp.166-180.
- 2004 『自由の平等 簡単に別な姿の世界』岩波書店, 349p.
- 2008 『良い死』筑摩書房, 354p.
- 2009 「あらゆる生を否定しない立場とは」日本臨床死生学会監修, 石谷邦彦編『安楽死問題と臨床倫理—日本の医療文化よりみる安らかな生と死の選択—』青海社, pp.18-28.
- トクヴィル 松本礼二訳 2005 『アメリカのデモクラシー 第一巻(下)』岩波文庫, 480p.
- 苫米地真理 1990 『熱烈的日本少年 ぼくたちが学校で元気だった理由』ジャパンマシニスト社, 302p.
- 戸波江二 1988 「校則と生徒の人権」『法学教室』96号, pp.74-78.
- 1996 「幸福追求権の構造」『公法研究』58号, pp.1-27.
- 外山恒一 1990 『ハイスクール「不良品」宣言—反管理教育中高生ネットワーク・DPクラブの顛末—』駒草出版, 286p.
- 1995 『見えない銃 外山恒一、孤軍奮闘の軌跡 だいたい全記録』出版研, 254p.
- 2008 『青いムーブメント—まったく新しい80年代史』彩流社, 314p.
- 外山恒一・はやしたけし 1990 『校門を閉めたのは教師か 神戸高塚高校校門圧殺事件』駒草出版, 171p.
- 土屋彰久 2000 『政治と法』神保出版, 186p.
- 柘植あずみ 2002 「生殖技術」市野川容孝編『生命倫理とは何か』平凡社, pp.73-79.
- 辻村みよ子 1989 『「権利」としての選挙権 選挙権の本質と日本の選挙問題』勁草書房, 336p.
- 塚田守 2006 「1980年代の教育問題『管理教育』を聞き取る」桜井厚編『戦後思想の経験史』せりか書房, pp.159-180.

- 鶴見 濟 1993 『完全自殺マニュアル』 太田出版, 198p.
- 鶴田 博之 1996 「死ぬ権利の陥穽 『安楽死・尊厳死』のすり替え論議」『imago』7 巻 10 号, pp.202-211.
- 浦山 聖子 2010 「民族文化的少数者の権利」愛敬浩二編『講座人権論の再定位 2 人権の主体』法律文化社, pp.199-216.
- 若松 新 1987-1991 「ボン基本法における『人間の尊厳』(1)～(11)」『早稲田政治公法研究』23-33 号
- ウォルツァー, マイケル 山口晃訳 1999 『正義の領分—多元性と平等の擁護—』而立書房, 552p.
- 山田 正行 1994 「政治的リベラリズムは政治的か? ロールズにおける〈政治的なもの〉をめぐって」『現代思想』22 巻 5 号, pp.258-269.
- 山田 卓生 1987 『私事と自己決定 Private business and law's business』日本評論社, 349p.
- 山口 厚 2003 「『危険の引受け』論再考」渥美東洋他編『刑事法学の現実と展開—齊藤誠二先生古稀記念—』信山社, pp.89-102.
- 山口 意友 2009 「自死の倫理—肯定されるべき自死について—」篠原駿一郎・石橋孝明編『よく生き、よく死ぬための生命倫理学』ナカニシヤ出版, pp.45-67.
- 山本 由美 2008 「新自由主義改革が先行する東京都」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店, pp.54-68.
- 安武 秀岳 1988 『新書アメリカ合衆国史① 大陸国家の夢』講談社新書, 220p.
- 米沢 広一 1990 「『子どもの権利』論」佐藤幸治・初宿正典編『人権の現代的諸相』有斐閣, pp.42-62.
- 世取 山洋介 1998 「アメリカ公立学校と市民的自由」市川須美子・安達和志・青木宏治編『教育法学と子どもの人権』三省堂, pp.125-156.
- 2008 「新自由主義教育政策を基礎づける理論の展開とその全体像」佐貫浩・世取山洋介編『新自由主義教育改革 その理論・実態と対抗軸』大月書店, pp.36-52.
- Young, Iris Marion. 1990 Justice and the Politics of Difference. Princeton University Press, 286p.

ヤング, アイリス・M. 施光恒訳 1996 「政治体と集団の差異」『思想』No.867, pp.97-128.